

海外社会保障研究

Winter 2016

No.193

特集：福祉国家の多様性：比較福祉レジーム論の射程

特集の趣旨	加藤 淳子	4
福祉レジーム論からみた東アジア——韓国	金 成垣	6
比較福祉レジーム論からみた中東欧：ハンガリー	柳原 剛司	18
メキシコの福祉制度—新たな社会扶助政策と社会権の確立—	畑 恵子	33
東南アジアの福祉と国家についての一考察—タイの事例をつうじて—	河森 正人	43

投稿（論文）

イギリスの高齢者介護費用負担制度の改革 —責任と公平を巡る 17 年間の議論—	伊藤 善典	54
--	-------	----

投稿（研究ノート）

韓国の教育現場における「正当な便宜」の運用実態の考察 —「合理的配慮」との違いに着目して—	金 仙玉	68
--	------	----

動 向

社会保障費用の国際比較 — OECD 基準社会支出の国際比較と OECD 基準「保健」の作成方法— …………… 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト		77
---	--	----

総索引

『海外社会保障研究』総索引	国立社会保障・人口問題研究所	81
---------------	----------------	----

資 料

『海外社会保障研究』資料	国立社会保障・人口問題研究所	139
--------------	----------------	-----

海外社会保障研究

Winter 2016 No.193

国立社会保障・人口問題研究所

平成 28 年 2 月 25 日

『季刊社会保障研究』と『海外社会保障研究』の統合および 『社会保障研究』(Journal of Social Security Research) 発刊のお知らせ

『季刊社会保障研究』は、1965 年の創刊以来 50 年間にわたり、社会保障に関する学術研究の発展に貢献して参りました。『海外社会保障研究』もまた、1968 年に創刊された『海外社会保障情報』を引き継ぎ、50 年近くにわたり海外における社会保障制度に関する情報発信ならびに研究発表の場としての機能を果たして参りました。

今回刊行されました『季刊社会保障研究』第 51 巻第 3・4 号、『海外社会保障研究』第 193 号において両誌はひとつの区切りを迎え、今後はこれまでのそれぞれの歩みをふまえて『社会保障研究』(英語名: Journal of Social Security Research) というひとつの雑誌として日本の社会保障研究をよりいっそう推進していくことを目指します。

現在、創刊号刊行の準備を進めているところです。『社会保障研究』への投稿論文については、国立社会保障・人口問題研究所の web ページに新しい投稿規定、執筆要領が掲載され、2015 年 12 月 1 日到着分から適用されています。

『社会保障研究』創刊号は 2016 年 6 月に刊行予定です。現代社会に求められる学術性、学際性、国際性、情報発信機能を備えた政策志向の新たな雑誌へと生まれ変わり、学界と政策立案の双方にいっそう大きな貢献をする雑誌となるよう努めて参る所存です。今後とも愛読くださいますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

国立社会保障・人口問題研究所 所長 森田 朗

投稿論文の募集について

- 『社会保障研究』に論文等の投稿を検討中の方は、本号末尾の投稿規程・執筆要領にしたがって原稿を作成し、投稿してください。
- 投稿規程・執筆要領は社人研ホームページにも掲載されています。
http://www.ipss.go.jp/site-ad/index_Japanese/syuppan.html
に投稿規程・執筆要領へのリンクがあります。
- 引き続き多くの皆様からの投稿をお待ちしております。

今後のスケジュール

時期	社会保障研究（新雑誌）	季刊社会保障研究	海外社会保障研究
2016年2月頃		第51巻第3・4号	第193号
2016年4月 6月末	編集委員会の発足 創刊第1号の刊行		

特集：福祉国家の多様性：比較福祉レジーム論の射程

趣 旨

1990年に出版されたエスピン＝アンデルセンのThe Three World of Welfare Capitalismは、現在に至るまで福祉国家研究の根幹をなすと言ってよい。福祉国家を区別する基準を、給付のあり方（所得比例を加味した均一給付か貧困層などへの対象限定給付か）、市場との関係（労働の脱商品化の度合）、福祉国家を支える社会集団の連合の有無の3基準で区別し、制度・市場・社会を横断する視点を初めて提供した。それに加え、支持勢力の政治的形成と福祉国家の歴史的形成を関係づけて、社会民主主義・保守主義・自由主義レジームを区別する類型論は、3つの世界と呼ぶにふさわしい包括的なものである。資本主義化と同時進行した西欧の民主化の歴史は福祉国家形成の歴史に連なる。しかしながら、西欧の事例と緊密に結びついた分析枠組は、後に福祉国家化を進めた新興国や旧社会主義国の分析には当然のことながら齟齬を来す。新しい福祉国家への応用の可能性と限界を通じて、エスピン＝アンデルセンの福祉レジーム論は、福祉国家の実証研究の展開と福祉レジーム論の発展に貢献することとなった。本特集の論文は、先進国から新興国へ歴史を横断する比較福祉レジーム論による研究の成果である。

韓国を取り上げた金論文は、新興国の福祉国家分析におけるエスピン＝アンデルセンのレジーム論の限界に焦点をあて、そこから新しい分析視角を提案する。具体的には、類型を作ることで一般化を図ったエスピン＝アンデルセンに対し、新興国が先進諸国より後に福祉国家を形成した「後発」に焦点をあて、歴史的発展段階の相違から比較分析を行なう。20世紀前半から後半にかけ福祉国家を形成し黄金期を経験した先進国と、福祉の縮小や抑制が常態となった20世紀末に福祉国家化に乗り出した韓国の対比である。失業・貧困の古い社会的リスクから少子高齢化の新しいリスクへの対応を迫られつつ、社会保障の導入と同時にその抑制を迫られた韓国は、リスクへの対応に関しては社会民主主義レジームの特徴を、抑制の制約においては自由主義・保守主義レジームの特徴を持つに至った。実証分析に基づき、社会民主主義・保守主義・自由主義の政治勢力の相違でなく、後発という段階の制約が福祉国家を特徴付けた点を重視し、類型論と段階論の融合したアプローチの重要性を指摘する。

柳原論文は、旧社会主義圏のハンガリーの事例を取り上げ、社会主義体制時代の、労働の脱商品化の度合いが低い擬似的普遍主義システムと対外債務の蓄積が、市場経済化後の福祉国家の出発点であるとす。社会主義体制崩壊後の過渡期を経ても、エスピン＝アンデルセンの類型には収斂せず、また中東欧諸国の間にも多様性が残存する。旧社会主義圏では、ハンガリーは改革の成功例と考えられ、財政赤字と戦いながらも年金・雇用・家族政策で制度を整えつつある。韓国と同様、その制度には自由主義レ

ジームや保守主義レジームの混合の特徴が見られる。他方、中道右派の安定政権の成立が福祉国家の形成を左右する可能性を指摘し、エスピン＝アンデルセンのレジーム論とは異なる形での政治勢力の重要性を主張する。

畑論文は、近年、自由民主主義と資本主義の要件を満たすようになったメキシコの福祉国家をとりあげる。社会福祉制度の形成は多元性を欠く文民統治が行なわれていた1940年代にさかのぼり、その体制は社会的地位によって分断された制度を持つ点では保守主義レジームであるが、公的サービスが少ない点では家族主義とも位置づけられるとする。1990年代以降、現金給付や非拠出の社会扶助プログラムが人口の1割以上を占める貧困層に対して行なわれ、2000年代以降には医療や保健のサービスが拡充された。パターナリズムやクライエントリズムの強い影響の下でも、社会権・人権の法的保障が、社会保障制度に包摂される集団とされない集団の二重構造を変えていく可能性に言及している。

タイについての河森論文は、福祉国家形成及び経済成長と高齢化の関係の相違に焦点をあて、新興国の福祉国家間の多様性に着目する。日本よりタイミングは遅れるものの、韓国・シンガポールでは経済が成長し一人当たりGDPが十分高くなった後、高齢化を迎える。こうした東アジア先進国に対し、東南アジア諸国では豊かさも十分達成できず農業人口が多く残った段階で、普遍的医療と介護の両者への対応が必要になる。こうした東南アジアの福祉国家の現状をタイの事例で分析する。短期間に同時に対応を迫られる不利な条件の下、政府は、医療分野においては主導権を持つ一方、家族やコミュニティが中心的役割を果たす福祉政策や年金政策では調整の役割に徹している。東南アジアの福祉国家においては、政府は担い手というよりは調整者であり、その調整機能に着目することで、先進諸国や東アジア先進国との比較が可能になると結ばれている。

エスピン＝アンデルセンによる先進諸国の事例に基づいた類型論から新興国の福祉国家分析は出発し、現在は、新興国内の多様性にまで分析が及んでいる。東アジア、東南アジア、ラテンアメリカ、中東欧という地域の代表的事例を題材に、本特集は、先進諸国から新興国まで、歴史を横断する新たな比較の視座を提供する。

(加藤淳子 東京大学大学院教授)

福祉レジーム論からみた東アジア——韓国

金 成垣

I. はじめに

韓国に関するこれまでの比較福祉国家研究をみると、G. Esping-Andersenの福祉レジーム論に代表される類型論的アプローチによるものが主流であった。しかし、その類型論のなかにおける韓国の位置づけについては、「座りの悪さ」が問題として指摘されることが多く、その問題を解決するために、時間軸の比較視点を取り入れた段階論的アプローチが求められるようになってきている。本稿においては、まず第1節では、議論の出発点として、韓国の福祉国家を分析するさいの類型論的アプローチの意義と限界を確認した後、その限界を克服するための段階論的アプローチの視点を検討する。次に第2節では、段階論的アプローチの視点にもとづいて韓国を後発福祉国家と捉えつつ、その後発福祉国家としての韓国の特徴とその要因を明らかにする。それをふまえ最後に第3節では、韓国にととまらず東アジア福祉国家を国際比較分析するための段階論的アプローチのもつ可能性を論じる。

II. 福祉レジーム論の意義と限界

1 多様な特徴づけの可能性

『福祉資本主義の3つの世界』(*The Three Worlds*

of Welfare Capitalism) が出版されたのが1990年であるから、現時点(2015年12月)でみて、G. Esping-Andersen(1990=2001)の福祉レジーム論は四半世紀以上の歴史をもつ。四半世紀という長い歳月を経ているにもかかわらず、比較福祉国家研究の分野における福祉レジーム論の影響力はいまだに弱まっていないようにみえる。そこにはさまざまな理由があるだろうが、少なくとも韓国の状況でみると、以下のように、3つのレジームという福祉レジーム論の類型論的アプローチが、韓国の福祉国家に関する国際比較分析において、従来の二分法的な認識とは異なり、多様な特徴づけの可能性を提供したことが何より大きい要因と思われる。

比較福祉国家研究の初期の代表的な議論として、H. L. Wilensky(1975=1985)をあげることができる。彼が示した「福祉先進国」と「福祉後進国」という分類は、制度整備の水準や社会支出の量などを基準に見出されたものであるが、その基準にしたがった場合、韓国は西欧の「福祉先進国」に比べ、制度整備の不十分さやその支出の少なさなどから「福祉後進国」として位置づけられるしかなかった。R. Titmuss(1974)の「制度的再分配モデル」と「残余的モデル」、C. Jones(1985)の「福祉」資本主義と福祉「資本主義」といった分類においても同様である。

しかしながら、Esping-Andersenの福祉レジーム

論においては、制度整備の水準や社会支出の量など国家間の「量的差異」より、福祉の生産や分配の方式また社会支出や制度のあり方といった、国家間の「質的差異」が強調される。脱商品化——資本主義のもとで商品化された労働力の商品性が福祉国家の制度的措置によって部分的であれ解除される度合い——が、その「質的差異」をはかる核心指標である。彼によれば、脱商品化をめぐる、各社会における異なった政治勢力が異なった政策を推進し、その結果、社会民主主義レジーム、保守主義レジーム、自由主義レジームといった3つの類型の福祉国家が作りだされたとする。

それぞれのレジームの中身をごく簡単に説明すると、労働者階級や社会民主主義勢力が政治的リーダーシップをもった社会民主主義レジーム（スウェーデンなどの北欧諸国）においては、労働市場における地位格差に関係なくすべての人々に脱商品化権利を保障する普遍主義的な福祉国家がつけられ、カトリックを中心とした保守主義勢力が政治的リーダーシップをもった保守主義レジーム（ドイツなどの大陸ヨーロッパ諸国）においては、職業的地位が重視され、労働市場における地位格差を反映したかたちで脱商品化権利を保障する福祉国家がつけられた。市場原理を重視する自由主義勢力が政治的リーダーシップをもった自由主義レジーム（アメリカなどのアングロサクソン諸国）においては、労働市場への規制はできるだけ避けられ、最小限の範囲と最低限の水準の脱商品化権利を保障する選別主義的な福祉国家がつけられた。

この3つのレジームに照らして国際比較を行うことで、従来とは異なり、国家間の「質的差異」に着目した福祉国家の多様性を論じることができたといえる。韓国に関していえば、従来のように、欧米の福祉国家に比べて「量的に低位である」という単線的な認識ではなく「質的に異なる」特徴をもつものと捉えることが可能になったのであ

る。

実際、1990年代末以降、韓国の比較福祉国家研究の分野では、Esping-Andersenの福祉レジーム論に依拠しながら韓国の福祉国家を分析する議論が活発に行われるようになった（キム・ヨンミョン編2002＝2006）。たとえば、1990年代末以降における制度変化が新自由主義的な方向へと向かっているとし、社会保障の最小限で最低限の制度整備に着目して韓国の福祉国家にみられる自由主義レジームの特徴を浮き彫りにした分析もあれば（チョ・ヨンファン）、年金や医療など社会保険中心の制度整備やその政策評価から保守主義レジームの特徴を見出しつつ、1990年代末以降、韓国の福祉国家が以前の初歩的水準の保守主義レジームからより近代化された保守主義レジームへと向かっているとする分析もあった（ナム・チャンソプ）。一方、社会保障制度は保守主義レジームと似たようなかたちで整備されたものの、その帰結は自由主義レジームと保守主義レジームの混合型としてあらわれていることを示し、韓国の福祉国家をその両レジームの混合型と特徴づける議論もあった（キム・ヨンボム）。また、以上のような諸特徴をふまえつつ、全国民を対象とした普遍主義的な制度整備を強調し、韓国の福祉国家が1のレジームの一貫した原理をもたず、社会民主主義レジームをも含んだ3つレジームの特徴を折衷的に併せもっている混合型であるとする議論もあった（キム・ヨンミョン）。さらにいえば、3つのレジームをベースにしながらも、それとは異なる特徴を浮き彫りにし、第4のレジームの可能性を示唆する議論も少なからず展開された（ホン・ギョンジュン）。

自由主義や保守主義レジーム、あるいはこの2つレジームの混合型または社会民主主義を含んだ3つのレジームの混合型、さらには第4のレジームなど、その分析の是非はともあれ、このような多様な特徴づけの登場は、「先進」か「後進」か、あ

るいは「発達」か「未発達」かといった従来の二分法的な認識の終焉を物語っている。福祉レジーム論に依拠した分析によって、「量的差異」を重視した単線的あるいは進化論的な認識から脱皮し、「質的差異」に着目して西欧の福祉国家と同一線上で韓国福祉国家を特徴づけることが可能となったのである。福祉レジーム論は、韓国の福祉国家を国際比較という俎上に乗せるうえで非常に重要な役割を果たしたにちがいない。

2 類型論的アプローチの限界

しかしながら、福祉レジーム論に依拠しながら韓国の福祉国家に関する研究が行われるなか、その一方では、それらの研究に対するさまざまな問題点が指摘されることとなったのも事実である¹⁾。そのさまざまな問題点のうち、比較福祉国家研究の方法論とかかわって何より根本的な問いとしてあげられるのが、福祉レジーム論の3つのレジームに照らしてみることによって、韓国の福祉国家の特徴が明らかになったかということ、むしろ「座りの悪さ」だけが浮き彫りになってしまったのではないかという点である。

すなわち、福祉レジーム論を適用して韓国の福祉国家を分析する研究をみると、3つのレジームのうちいずれかに「ぴったり」合うことはなかった。上記のように、自由主義レジームとしてみる見解もれば、保守主義レジームとしてみる見解もある。2つまたは3つのレジームの混合型、あるいはその3つのレジームとは異なる第4のレジームとしてみる見解もある。そこで、2000年代前半の『韓国福祉国家性格論争Ⅰ』（キム・ヨンミョン2002=2006）や2000年代後半の『韓国福祉国家性格論争Ⅱ』（チョン・ムグォン2009）にみられるように、明確な答えがみつからないまま、韓国がどのレジームに属するかをめぐる論争が繰り広げられていた。似たような状況が日本の福祉国家をめぐる福祉レジーム論の議論においてもみられてい

たことは周知の通りである。そこで、以下の武川の指摘にみられるように、日本や韓国を含む東アジア諸国・地域の分析における福祉レジーム論の有効性が問われることとなった。

欧米に関しても福祉レジーム論に関する論争は行われるが、それはイギリスとアメリカを同じ福祉レジームと見なすことができるか否かとか、福祉レジーム論がジェンダーを無視しているか否かといった類の論争である。ところが東アジアでは、そもそも同じ国が複数のレジームの特徴を兼ね備えていて、どのレジームにも帰属させることができるし、どのレジームにも帰属させることができないといったような状況で行われている論争である。アメリカ、ドイツ、スウェーデンが3つのレジームに対応するということについてはまったく紛れない。3つのレジームがこれら3国を一般化したものだからである。ところが日本と韓国に関しては、どのレジームに帰属させても、容易に反例を見つけ出すことができるのである。（武川2007：169）

このような理由から、「答えが多様になってしまうときには、そもそも問いそのものが誤っているのではないか、といった点について疑ってみる必要がある」（武川2007：169）という指摘が出されている。このような指摘にしたがえば、上記の「韓国福祉国家性格論争」は、誤った問いに対する正しい答えを探る過程で必然的にあらわれた論争であるといえる。3つのレジームを基準にした場合、韓国の福祉国家の特徴を確定できないということになると、その3つのレジームという基準が正しいか否かを問うてみる必要がある。

問題は、3つのレジームを基準にして韓国の福祉国家の特徴が確定できないということにとどまらない。福祉レジーム論の方法論とかかわってより重要なのは、その3つのレジームの相違をもた

らした要因、つまり各社会における異なった政治勢力のあり方に着目すると、韓国の福祉国家の分析における福祉レジーム論の有効性はさらに弱くなってしまふ。

すなわち、福祉レジーム論に依拠して分析した結果、韓国の福祉国家から自由主義レジームの特徴を見出せたとして、それは制度の類似性だけであって、韓国においてアメリカのような自由主義勢力が政治的リーダーシップを発揮した状況は見当たらない。同じく、韓国の福祉国家に保守主義レジームの特徴がみられたとしても、それをもたらした政治勢力として、ドイツのようなカトリックを中心とした保守主義勢力は見当たらない。混合型レジームにおいてもまったく同様のことがいえる。じつはこの問題点も、日本の福祉国家をめぐる福祉レジーム論の議論においてみられていた。すなわち、日本はしばしば自由主義レジームと保守主義レジームの混合として特徴づけられるが、「そこにはっきり分立した自由主義勢力と保守主義勢力が政治的に競合した形跡がみられない」と指摘されたり（宮本2003：18）、日本の福祉国家に保守主義レジームの特徴がみられるとしても、「諸制度の背後にある政治構造や労使関係は……日独両国のあいだではまったく異なっている」と指摘されたりしたのである（武川2007：112）。上記の「韓国福祉国家性格論争」のなかにも似たような指摘を見つけることは難しくない。

いずれにせよ、以上のような問題提起は、福祉レジーム論の方法論的有效性への根本的な問いかけに他ならない。実際、「欧米社会の通史的かつ共時的な分析の産物である3つのレジームを非西欧社会に機械的に適用することには、そもそもの無理がある」（武川2007：122）、また「（福祉レジーム論）は欧米だけに通用する類型」なのではないか（宮本2008：19）といったような疑問が出されているのが現状である。福祉レジーム論に依拠することによって、従来の二分法的な認識とは異なる

り、福祉国家の多様な特徴づけが可能になったことはたしかであるが、少なくともこの数十年間の比較福祉国家研究の成果をみるかぎり、欧米社会の経験をベースにしてつくられた3つのレジームという類型論的アプローチからは、韓国の福祉国家の特徴を正確に捉えられていないといわざるをえないのである。

3 段階論的アプローチの視点

そのようななか、韓国（や日本を含む東アジア諸国・地域）の福祉国家の特徴を正確に捉えるためには、福祉レジーム論のような類型論的アプローチだけではなく、それに加えて、時間軸の比較視点を取り入れた段階論的アプローチを採用しなければならないという主張がみられるようになっている（宮本2003；武川2007；金成垣2008；金成垣編2010；李蓮花2011；埋橋2011ほか）。

それぞれの研究において、その段階論的アプローチの具体的な仕方やそれによる分析の焦点や対象は多少異なるが、そこにおける共通の視点を見出すとすれば、福祉国家の歴史的展開における「後発性」、いいかえれば後発福祉国家の歴史的経験に着目する視点である。福祉レジーム論における3つのレジームと同一線上で、後発福祉国家を分析するのではなく、そこに時間軸の比較視点を導入し、3つのレジームに比べて遅れて福祉国家化に乗り出したがゆえに経験した、あるいは経験せざるをえなかった後発福祉国家の歴史的経験を重視するものである。一言でいうと、後発福祉国家の特徴を、「類型の相違」による部分として比較分析するのではなく、「（発展）段階の相違」による部分として比較分析するのが、類型論的アプローチと異なる段階論的アプローチの基本的なスタンスといえる。

ただし、段階論的アプローチといっても、現在のところ、福祉レジーム論のように確立した分析枠組みあるいは分析視点として定着しているとは

いえない。多くの研究において、福祉レジーム論の類型論的アプローチの限界を乗り越えるべく、時間軸の比較視点を取り入れた段階論的アプローチの必要性が指摘されているものの、「発展段階の異なる福祉レジーム間の比較はどうあるべきか」という問題も未解決のまま留まっている」（埋橋 2011：8）といわれているように、それらの研究はいまだに現在進行型である。

そこで次節においては、現在進行中の研究成果をふまえつつ、遅れて福祉国家化に乗り出した後発福祉国家の歴史的経験に着目した段階論的アプローチの視点から、韓国の福祉国家をいかに特徴づけるかについて検討したい。前もって指摘しておけば、韓国が福祉国家化に乗り出したのは、1990年代末のアジア金融危機以降である。この20世紀末以降における福祉国家化は、他の先進諸国に比べると明らかに後発であり、この後発の経験が韓国の福祉国家に他の先進諸国とは異なる特徴をもたらしているといえる。この点を念頭におきつつ、以下では、韓国が福祉国家化に乗り出した1990年代末以降における制度展開を、段階論的アプローチによる国際比較分析の視点から検討し、後発福祉国家としての韓国の特徴とその要因を明らかにしたい。

Ⅲ. 後発福祉国家としての韓国

1 韓国の福祉国家化

1997・8年のアジア金融危機は韓国社会に大きな打撃を与えた。「IMF危機」と呼ばれたその危機によって、韓国では前例のない大量の失業者や貧困者が発生した。毎日100社以上の企業が倒産する状況が数か月もつづき、生き残った企業でも激しいリストラがすすめられるなか、失業率は危機前の2.0%（1996年）から8.4%（1999年1／4分期）へと上昇し過去最高となった。失業者数で見ると、同期間43万人であったのが176万人へと4倍

以上増加した。それにともない貧困者も大量発生し、さらに世帯主の失業・貧困による家族解体やホームレスの急増など、韓国社会はいままで経験したことのない深刻な危機に陥っていた。

このような社会全般の危機に対して、政府は積極的に対処しなければならない状況におかれた²⁾。失業や貧困問題とかわる従来の社会保障制度についていえば、雇用保険（1993年制定、1995年実施）は30人以上規模の企業の労働者のみをカバーしていたし、公的扶助としての生活保護（1961年制定、1962年実施）は、児童と高齢者、障害者など、労働能力をもたない者のみを対象としていた。すなわち、労働能力のある者は雇用保険により、労働能力のない者は公的扶助により保護するという仕組みをとっていた。福祉国家のパラメーターとしての脱商品化とは、前述にもあったように、資本主義のもとで商品化された労働力の商品性が福祉国家の制度的措置によって解除される度合いを示す。しかし、以上のような社会保障制度の整備状況は、労働能力のある者が市場から脱落したときに保護を受けるような仕組みになっておらず、労働力は脱商品化されない。いうまでもないが、IMF危機によって失業者や貧困者が拡大するなかで、そのような制度的仕組みがうまく機能するはずがなかった。雇用保険の受給条件を満たせない、あるいは受給期間が終了した失業者が増え、しかも厳しい給付基準のため公的扶助の対象にならない貧困者が多くなり、そこで政府は「総合失業対策」を発表しそれらの制度を改革していく。

雇用保険と公的扶助の両制度の改革が何より早くすすめられた。すなわち、一方では雇用保険の適用範囲をすべての企業に拡大適用する改革を行い、他方では「労働力の有無」を受給基準とする従前の生活保護を廃止して普遍的な権利として最低生活を保障する国民基礎生活保障（1999年制定、2000年実施）をつくった。このように雇用保

険と国民基礎生活保障が整備されると、失業者はまずは失業給付を受けられることになるが、受給期間が終了した場合、なお低所得状況にあると、国民基礎生活保障制度の対象となる。両制度の整備によって数多くの失業者や貧困者が救われることとなったのである。脱商品化機能をもった社会保障制度の創設といえる。

さらに、以上のように「総合失業対策」の一環として雇用保険と公的扶助の改革が行われるなか、他方で、その改革と関連して社会保障制度の全体的な調整が求められたことも重要である。そこで「第1次社会保障長期発展計画」を策定し、年金や医療など他の制度の改革も行うこととなった。従来の年金（1986年制定、1988年実施）は、5人以上規模の企業の労働者のみをカバーしていたが、法律を改正し都市自営業者を含むすべての国民に拡大適用した。医療保険（1976年制定、1977年実施）の場合、職域・地域ごとに分立されていた組合を統合し、すべての国民を1つの制度のなかに包括した。国民皆保険・皆年金体制の成立である。なお、労災保険（1963年制定、1964年実施）においても、5人以上の企業のみを対象にしていたものをすべての企業まで拡大した。このような一連の改革を通じて、2000年を基点として社会保険すべてが国民あるいは全労働者をカバーするようになった。

以上の改革によって、もはや国民は、貧困や失業はもちろん高齢や疾病などのさまざまなリスクに対して自らの状況に応じて、時には社会保険から、時には公的扶助から保護を受けることができるようになった。IMF危機をきっかけとして、以前とは異なり社会保障制度が脱商品化機能をもつ制度へと変わったという意味で、当時、韓国の「福祉国家化」がいわれたゆえんである（武川／キム・ヨンミョン編2005；金成垣2008；金成垣編2010）。

このようにして20世紀末以降に韓国は福祉国家

化に乗り出した。既述したように、この時期における韓国の福祉国家化は、他の先進諸国に比べると明らかに後発である。ここで、後発であるがゆえに、韓国の福祉国家は他の先進諸国とは異なる局面に直面をせざるをえなくなったことが重要である。その異なる局面というのは、以下でみるように、1つは、社会保障制度の整備を取り巻く全体的な状況と関連して、「制度導入と抑制の同時進行」という局面であり、もう1つは、社会保障制度が対応すべきリスクと関連して、「古い社会的リスクと新しい社会的リスクへの同時対応」という局面である。以下、それぞれについてみてみよう。

2 制度導入と抑制の同時進行

第1に、韓国が遅れて福祉国家化に乗り出したゆえに直面した、あるいは直面せざるをえなかった「制度導入と抑制の同時進行」という局面についてである。

周知の通り、多くの先進諸国が、社会保障制度を導入しつつ福祉国家化に乗り出したのは20世紀前半の時期である（Korpi 1983；Mishra 1981；東京大学社会科学研究所編1984；田多1994ほか）。当時、大恐慌や世界大戦によって発生した大量失業・貧困問題のため資本主義社会が体制危機に陥ったことをきっかけに、各国政府は脱商品化機能を備えた社会保障制度を整備し体制安定をはかったのである。その後、戦後の資本主義社会では、1950年代から1970年代初頭にかけての「戦後の黄金時代」（Maddison 1989）が「福祉国家の黄金時代」（Flora 1986）といわれたように、高度経済成長を背景にして、戦前に導入した社会保障制度を拡大していき、以前の失業・貧困問題の解決に大きく貢献した。しかし20世紀後半になると、高成長経済の工業化社会から低成長経済の脱工業化社会へと社会経済システムが大きく転換するなかで、従来の社会保障制度はその有効性あるいは持

続可能性を失ってしまい制度再編の時代に入る。「福祉国家の危機」(OECD 1981)以降現在に至るまでの状況である。制度再編の具体的な中身はそれぞれの国々において異なっているが、全体的な方向性としては、それまで拡大してきた社会保障制度を縮小あるいは抑制する方向へと展開されているとよい。

このようにみると、韓国が福祉国家化に乗り出した20世紀末という時期は、世界的にみると、社会保障制度の拡大の時代は終わり、むしろそれを抑制する時代に突入していた。国内でも、経済成長の鈍化とそれによる財政拡充の困難、サービス産業の拡大とそれともなう労働市場の柔軟化などに代表されるように、韓国はすでに低成長経済の脱工業化社会へと転換しつつあった。これは、福祉国家化したばかりの韓国に、高成長経済の工業化社会のなかで先進諸国が経験したような社会保障制度の拡大の時代が訪れないことを意味する。つまり、やや図式的にいうと、20世紀前半に福祉国家化に乗り出した多くの先進諸国では、「導入→拡大→抑制」というかたちで社会保障制度が展開されてきたとすれば、韓国は20世紀末に遅れて福祉国家化に乗り出したがゆえに、社会保障制度の「拡大期をスキップしたまま導入後すぐに抑制を経験」しなければならない状況に直面することになった。これが、「制度導入と抑制の同時進行」ともいうべき、他の先進諸国と異なる、韓国が直面した後発福祉国家としての歴史的文脈である。

この後発福祉国家の文脈のなかで実際、韓国では導入したばかりの社会保障制度を抑制するような動きがみられた。それは、あらゆる制度の改革の場面であられた。

たとえば、年金の場合、上記のように皆年金体制によって全国民の老後を保障することとなったものの、その皆年金体制の成立のさいに手厚い保障の水準による財政悪化が懸念され、受給開始年

齢の引き上げ(60歳→65歳)や給付水準の引き下げ(所得代替率70%→60%→40%)などの改革が行われた。この改革は、世界で類例のない大幅な年金削減(参与連帯社会福祉委員会2007:305)といわれた。給付水準の引き下げを補うかたちで新しく導入された基礎年金も、「お小遣い年金」(参与連帯社会福祉委員会2007:305)といわれるほどの低い給付水準で、しかも高齢者人口の一部だけが給付を受けるものであった。他方、医療においては、保障水準の低さが問題視されつづけてきたにもかかわらず(キム・ヨンミョン/チョ・ウォンタクほか2001)、その引き上げの政策はとらず、民間の生命保険や医療保険に対する規制緩和政策などのようなかたちで民営化あるいは市場化政策が積極的に推進された(チョ・ヨンフン2002:289)。そもそも年金であれ、医療であれ、国民皆保険・皆年金体制の成立の段階で、すべての国民を1つの制度でカバーするための一元化改革が行われたが、それが、北欧諸国の国民保険や国民保健サービスのような税方式ではなく、保険方式で運営することになったのは、財政負担の負担の抑制の意図があったといえる。さらにいえば、公歴扶助の分野においても、給付対象や給付水準の問題また多くのボーダーライン層の問題の解決に向けて、最低生計費の算定基準や扶養者義務基準の改正をめぐる議論が盛んになったものの、実際の基準緩和にはつながらなかったし、家族扶養義務はより厳格になった側面もある。また公的扶助の厳しい基準を補完するために新しく導入された「勤労奨励税制」(韓国型EITC)は、その名称からもわかるように、労働力の脱商品化より(再)商品化を追求するものであったという意味で、社会保障制度の抑制を促すものであったといえる。

以上のような「制度導入と抑制の同時進行」という状況は、国内の政治情勢からはっきりとみてとれる。というのは、韓国は、20世紀末に遅れて

福祉国家化に乗り出したがゆえに、20世紀前半に社会保障制度を導入し戦後の高成長経済の工業化社会のなかで多くの先進諸国が経験した制度拡大への「超党派的合意」あるいは「歴史的妥協」(Pierson 1991; 宮本編2002; 新川2014)を経験することができなかつたからである。実際、低成長経済の脱工業化社会への移行期に社会保障制度を導入することとなった後発福祉国家としての韓国では、社会保障制度の導入後に、制度拡大への「超党派的合意」どころが、むしろ「進歩派對保守派」の激しい葛藤と対立が生じ(金成垣2008; 大西2013)、その対立のなかで制度を拡大へと運ぶことができず、上記のような改革により制度導入後すぐに抑制へと向かわざるをえなかつたのである。

3 古い社会的リスクと新しい社会的リスクへの同時対応

第2に、韓国が遅れて福祉国家化に乗り出したがゆえに直面した、あるいは直面せざるをえなかつた「古い社会的リスクと新しい社会的リスクへの当時対応」という局面である。

福祉国家研究における社会的リスク論(Taylor-Gooby 2004; キム・ヨンミョン2007; 田多2014ほか)にしたがえば、社会保障制度が対応すべきリスクのあり方が時代によって変容する。すなわち、古い社会的リスク(old social risk)から新しい社会的リスク(new social risk)への変容である。両リスクの具体的な中身については、それぞれの研究において多少異なるが、そのもっとも核心的な内容を浮き彫りにすると、古い社会的リスクは、失業・貧困問題に代表される「生産年齢人口問題」であり、新しい社会的リスクは、少子高齢化問題に代表される「従属人口問題」であるといえる(田多2014)。その歴史的経緯を単純化してみると、多くの先進諸国は、20世紀前半の大恐慌や戦争をきっかけとした大量失業・貧困問題の経

験のなかで、古い社会的リスク＝「生産年齢人口問題」に直面し、所得保障を中心とした社会保障制度の導入によってその問題に対応した。その後、20世紀後半には高度経済成長とそれを背景とした社会保障制度の拡大が行われ、多くの国々において古い社会的リスクをある程度緩和することができた。しかしその過程で、それまで問題とされることの少なかつた、少子高齢化を背景とした新しい社会的リスク＝「従属人口問題」があらわれた。20世紀後半あるいは21世紀初頭のことであるが、その新しい社会的リスクに対しては、所得保障を中心とした従来の社会保障制度だけではうまく対応できず、そこでそれとは異なる新しい制度、つまり育児や介護などの社会サービスを中心とした社会保障制度の整備が求められるようになっていく。

このような社会的リスク論に照らしてみた場合、韓国の状況はどうか。後発福祉国家としての韓国は、先進諸国が20世紀前半から21世紀初頭にかけて長いスパンで経験してきた古い社会的リスクから新しい社会的リスクへの展開を、20世紀末以降の非常に短いスパンで同時多発的に経験しているようにみえる。すなわち、1990年代末のIMF危機をきっかけとした大量失業・貧困問題のなかで古い社会的リスク＝「生産年齢人口問題」があらわれ、それへの対応として所得保障を中心とした社会保障制度が整備された。この点については、前述の韓国の福祉国家化の過程で明らかにした。ところで、福祉国家化の直後、2000年代初頭に入ると、高齢化率が7%を超え、同時にその高齢化のスピードが、それまで世界でもっとも速い進行を示した日本のそれより早いと報告され、人々の関心を集めるようになった。さらに2000年には合計特殊出生率が1.50を切って、2002年には1.17へと陥り世界最低を記録するなど(2005年には1.08)、急速な少子化の進展が注目されることとなった。このような深刻な少子高齢化を背景に、

新しい社会的リスク＝「従属人口問題」への対応が求められるようになり、所得保障を中心とした社会保障制度を導入したばかりの韓国において、社会サービスの制度導入が緊急の課題として登場した。このような後発福祉国家の状況に対して宮本は、「欧米福祉国家群は、……六〇年代までに所得保障体制の整備を終え、その後社会サービスの供給に力を移していた。これに対して、……後発福祉国家は、……短期間のうちに所得保障体制の確立と社会サービス供給体制の整備を集中しておこなうことを余儀なくされた」（宮本2003：25-26）と述べているが、まさに韓国がそのような状況のなかで、古い社会的リスク＝「生産年齢人口問題」への対応としての所得保障の導入とほぼ同時に、新しい社会的リスク＝「従属人口問題」への対応としての社会サービスの導入が求められるようになったのである。

実際、韓国政府は、2000年代初頭から少子高齢化を背景とした新しい社会的リスク＝「従属人口問題」への対応に取り組んだ。「低出産・高齢社会への対応のための国家実践戦略」（2004年）、「低出産・高齢社会基本法」（2005年）、「健康家庭基本法」（2005年）、「第1次低出産高齢社会基本計画（2006～2010）」（2005年）などの各種政策プランを次々と発表し、育児や介護関係の社会サービス制度導入を積極的に行った。具体的には、保育所や保育費支援の拡充などによる保育サービスの導入、また老人長期療養保険（2007年制定、2008年実施）による介護サービスの導入が、その大きな成果としてあげられる。2000年代後半以降になると、「第2次低出産高齢社会基本計画（2011～2015）」（2010年）の樹立や無償保育施策（保育料無料、家庭保育手当）の推進など、より積極的な政策展開がみられるようになる。

ただし、ここで注意しなければならないのは、以上のような社会サービス関連の各種制度の導入が社会保障制度の拡大を意味するものではないと

いうことである。なぜなら、新しいリスク＝「従属人口問題」への対応が求められ、そのための新しい制度導入が行われたものの、前述したような「制度導入と抑制の同時進行」という社会保障制度の整備をめぐる全体的な状況のなかで、社会サービス分野においても、制度導入と同時に抑制の圧力がかかったからである。たとえば、保育サービスにおいては、政府の財政負担を最小限にするために、バウチャー制度による民間に依存した市場メカニズムの展開が試みられたし（キム・ヨンミョン2008）、保育料無料や家庭保育手当などの無償保育施策も、政府予算の削減によって運営と廃止が繰り返されている。また介護サービスにおいては、老人長期療養保険の実行にあたり、財源確保や人的・物的インフラの不足が問題となり、対象者を最小限にしつつ、サービス供給に関しては営利を目的とする民間事業者を許容するかたちでの規制緩和が行われた（金貞任2009）。保育サービスにおいても、介護サービスにおいても、このように抑制の圧力のもとで制度導入がすすめられるなか、本来それらの社会サービスの導入によって軽減されるべき家族の負担が軽減されず、むしろその役割や責任が強調される動きがみられているのが現状である。

4 後発福祉国家としての韓国

以上をまとめると、1990年代末のIMF危機以降、韓国は遅れて福祉国家化に乗り出したがゆえに、「制度導入と抑制の同時進行」という局面と「古い社会的リスクと新しい社会的リスクへの同時対応」という局面に直面することになった。この2つの局面は相互に関連している。すなわち、後発福祉国家としての韓国は、「古い社会的リスクと新しい社会的リスクへの同時対応」という課題に直面し、所得保障と社会サービスの分野における社会保障制度の整備を急速にすすめることとなったが、「制度導入と抑制の同時進行」という制

約状況のもとで、さまざまな制度導入にもかかわらず、そこに抑制の圧力がかかり、それらの制度が十分な水準への拡大することができなかったのである。

1990年代末以降現在に至るまでの韓国の社会保障制度を分析している大西（2014）は、その制度整備の全体的な状況を「萎縮した社会民主主義」と表現している。その用語の使い方の是非はともあれ、各種制度は導入されたものの、拡大ができず、その対象や水準が最小限で最低限に止まってしまったという意味では、これまでみてきた、他の先進諸国とは異なる後発福祉国家としての韓国の歴史的な脈を正確に捉えているといえる。

ちなみに、「制度導入と抑制の同時進行」という状況のなかで最小限で最低限の制度整備しかできなかった韓国の福祉国家において、現状として、古い社会的リスクと新しい社会的リスクのどちらへの対応も適切に行われず、リスクがさらに深刻化しつつある状況があらわれていることを指摘しておきたい（金成垣2014）。たとえば、OECD最高水準の貧困率や自殺率にみられる高齢者の生活難、OECD最低水準の就業率にみられる若者の就職難、またOECD最高水準の育児・教育費にみられる子育て世代の過重な負担、さらにいえば世界でもっとも速いスピードで進行している高齢化となかなか改善の見込みが立たない超少子化の状況等々、その詳しい状況は省くが、近年の韓国国内の人々の生活を実態をみると、非常に苦しい現状がみられている。1990年代末以降、さまざまな制度導入にもかかわらず、このような苦しい現状がみられているのは、先進諸国の経験とは異なり、後発福祉国家としての韓国は、「制度導入と抑制の同時進行」という制約のもとで「古い社会的リスクと新しい社会的リスクへの同時対応」を行わなければならないという大きな制約を抱えているからであるといえよう。

IV. 再び福祉レジーム論へ

韓国の福祉国家を分析するさいに、福祉レジーム論の3つのレジームという類型論的アプローチの視点は多くの限界を抱えていた。第1節で詳しく述べたように、その類型論的アプローチによって、韓国の福祉国家の特徴が明らかになったかという、むしろ「座りの悪さ」だけが浮き彫りになってしまったのである。そこで、福祉レジーム論が対象としている欧米諸国との比較で見出される韓国の福祉国家の特徴は、「類型の相違」による部分ではなく、「段階の相違」による部分として説明されるべきではないかという問題意識のもとで、時間軸の比較視点を取り入れた段階論的アプローチの必要性が提起されることとなっている。

本稿ではその段階論的アプローチの視点にもとづいて、韓国の福祉国家をいかに特徴づけるかを検討してきた。繰り返すことになるが、検討の結果、遅れて福祉国家化に乗り出した韓国は、その後発の状況に起因して、「制度導入と抑制の同時進行」の制約のもとで「古い社会的リスクと新しい社会的リスクへの同時対応」を行わなければならない局面に直面することとなり、それが韓国の福祉国家に、他の多くの先進諸国とは異なる特徴をもたらすこととなっている。

その特徴について、再び福祉レジーム論における3つのレジームに照らして考えると、たとえば、韓国の福祉国家にみられる社会民主主義レジームの特徴は、1990年代末以降における福祉国家の成立過程において、古い社会的リスクに対応するための所得保障制度の導入と新しい社会的リスクに対応するための社会サービスの制度導入が急速に行われた状況を反映しているといえる。また、韓国の福祉国家にみられる保守主義レジームの特徴は、それらの制度導入が「抑制」の圧力下で行われることとなり、保険方式中心で制度整備が行わ

れたり、家族の役割が強調されたりしたような状況を反映しているといえる。また自由主義的レジームの特徴は、後発福祉国家として、社会保障制度の拡大期をスキップせざるをえなかったがゆえに、最小限で最低限の制度整備しかできなかった状況を反映しているといえる。あるレジームと制度的な類似性がみられたとしても、それは、福祉レジーム論でいう社会民主主義勢力、保守主義勢力、自由主義勢力の政治的リーダーシップによるものではなく、遅れて福祉国家化に乗り出したがゆえにあらわれたものとみるのが妥当なのではないか。このようにみると、韓国の福祉国家の特徴は、福祉レジーム論における3つのレジームという「類型の相違」による部分というより、遅れて福祉国家化に乗り出した後発福祉国家という「段階の相違」による部分として捉えるのが正しいといえる。より正確に言えば、その「段階の相違」が「類型の相違」としてあらわれてくると考えられるのである。

以上のようなことから、韓国の福祉国家を分析するさいに、類型論的アプローチは無用で、段階論的アプローチだけで十分であるというわけではない。「段階論による検討を踏まえてからでなければ、福祉国家の類型について語ることはできない」（武川2010：499）といわれているように、段階論的アプローチと類型論的アプローチは排他的関係ではなく補完的関係として捉えるべきであることを指摘しておきたい。もちろん、補完的関係といっても、それぞれのアプローチにおける多様な変数をいかに整理し、いかに組み合わせるかはけっして簡単な作業ではない。しかし比較福祉国家研究の最終目標が、単にいくつかの類型を示すことでもなく、またその類型をベースに各国の表面的な特徴を見出すことでもなく、それぞれの国の歴史と現状を正確に反映した政策論を展開することであれば、類型論的アプローチだけでもまた段階論的アプローチだけでもない、両者を結合す

る新しいアプローチを模索していくことが、重要な方法論的課題であると考え³⁾。

2000年代以降、比較福祉国家研究の分野では、韓国を含む東アジア諸国・地域を対象とする研究が活発に行われ、さらに最近では、東南アジア諸国・地域への関心も高まっている。本稿で論じた類型論的アプローチの意義と限界、そして段階論的アプローチの可能性をふまえたうえ、それらのアジア諸国・地域の比較福祉国家研究が展開していくことを期待し、ここでひとまず論を閉じることにしたい。

注

- 1) 日本や韓国を含む東アジア諸国・地域の分析における福祉レジーム論のもつ問題点については、金成垣編（2010）の序章でまとめている。
- 2) 当時の社会保障の整備過程については、金成垣（2008）の第4章や松江（2014）に詳しい。
- 3) 日本の福祉国家研究における段階論的アプローチと類型論的アプローチの具体的な中身や学問的背景また歴史的展開過程、さらに両アプローチの統合の課題などに関しては、金成垣編（2010）の第5章を参照されたい。

参考文献

- 堀橋孝文（2011）『福祉政策の国際動向と日本の選択——ポスト「三つの世界」論』法律文化社。
- 大西裕（2014）『先進国・韓国の憂鬱——少子高齢化、経済格差、グローバル化』中公新書。
- 金貞任（2009）『韓国の介護保険制度』『海外社会保障研究』167。
- 金成垣（2008）『後発福祉国家論——比較のなかの韓国と東アジア』東京大学出版会。
- 金成垣（2014）『福祉国家化以降の韓国福祉国家——『過酷な現実・不安な将来』の諸相』末廣昭編著『東アジアの雇用保障と新たなリスクへの対応』東京大学社会科学研究所リサーチシリーズNo.56。
- 金成垣編（2010）『現代の比較福祉国家論——東アジア発の新しい理論構築に向けて』ミネルヴァ書房。
- 新川敏光2014.『福祉国家変革の理路——労働・福祉・自由』ミネルヴァ書房。
- 武川正吾（2007）『連帯と承認——グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会。
- 武川正吾（2010）『方法としての東アジア——ポスト・オ

- リエンタリズムの時代の社会政策研究」金成垣編『現代の比較福祉国家論——東アジア発の新しい理論構築に向けて』ミネルヴァ書房。
- 武川正吾／キム・ヨンミョン編（2005）『韓国の福祉国家、日本の福祉国家』東信堂。
- 田多英範（2014）「社会保障制度創設その後」田多英範編『世界はなぜ社会保障制度を創ったのか——主要9カ国の比較研究』ミネルヴァ書房。
- 東京大学社会科学研究所編（1984）『福祉国家1——形成』東京大学出版会。
- 松江暁子（2014）「韓国——IMF経済危機と社会保障制度の創設」田多英範編『世界はなぜ社会保障制度を創ったのか』ミネルヴァ書房。
- 宮本太郎（2003）「福祉レジーム論の展開と課題」埋橋孝文編『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房。
- 宮本太郎（2008）『福祉政治——日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣。
- 宮本太郎編2002.『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房。
- 李蓮花（2011）『東アジアにおける後発近代化と社会政策——韓国と台湾の医療保険政策』ミネルヴァ書房。
- キム・ヨンミョン（2007）「社会投資政策と韓国社会政策の未来」保健福祉部・中央大学社会福祉学科『わが国における社会投資政策の適用方案に関する研究』保健福祉部・中央大学社会福祉学科。
- キム・ヨンミョン（2008）「韓国社会保障制度の3つの争点——公的年金、民間医療保険、バウチャー制度」同志社大学特別講義資料。
- キム・ヨンミョン／チョ・ウォンタクほか（2001）『健康保険白書』中央大学社会科学研究所・国民健康保険管理公団（韓国語文献）。
- キム・ヨンミョン編（2002）『韓国福祉国家性格論争Ⅰ』人間と福祉。（＝韓国社会保障研究会訳（2006）『韓国福祉国家性格論争』流通経済大学出版社）。
- チョン・ムグォン編（2006）『韓国福祉国家性格論争Ⅱ』人間と福祉。
- チョ・ヨンフン（2002）「現政府の福祉政策の性格——新自由主義を超えたのか」キム・ヨンミョン編『韓国福祉国家性格論争』人間と福祉、275—298頁（韓国語文献）。
- 参与連帯社会福祉委員会編（2007）『韓国社会福祉の現実と選択』ナムムの家（韓国語文献）。
- Esping-Andersen G. (1990) *The Three World of Welfare Capitalism*, Cambridge Polity. (= 岡沢憲美・宮本太郎監訳（2001）『福祉資本主義の3つの世界——比較福祉国家研究の理論と動態』ミネルヴァ書房)
- Flora, P. (1986), *Growth to limits: the Western European welfare states since World War II, Vol.1*, de Gruyter.
- Jones, C. (1985) “Type of Welfare Capitalism”, *Government and Opposition* 20.
- Korpi W. (1983), *The Democratic Class Struggle*, Routledge and Kegan Paul.
- Maddison, A. (1989), *The World Economy in 20th Century*, OECD.
- Mishra, R. (1981), *Society and Social Policy: Theories and Practice of Welfare*, The Macmillan Press.
- OECD (1981), *The Welfare State in Crisis*, OECD.
- Pierson, C. (1991) *Beyond the Welfare State?: The New Political Economy of Welfare* Cambridge: Polity Press.
- Taylor-Gooby, P. (ed). (2004). *New Risk, New Welfare*. Oxford University Press.
- Titmuss, R. (1974) *Social Policy*, Allen and Unwin.
- Wilensky, H. L. (1975) *The Welfare State and Equality: Structure and Ideological Root of Public Expenditure*, University of California Press. (= 下平好博訳（1985）『福祉国家と平等』木鐸社)

※本研究は、2014年度の東京経済大学共同研究助成費（D14-02）を受けた研究成果の一部である。

(Kim, sung-won 東京経済大学准教授)

比較福祉レジーム論からみた中東欧：ハンガリー¹⁾

柳原 剛司

I. はじめに

旧ソ連・東欧地域の国々で社会主義体制が相次いで崩壊して民主化して以降、これら諸国は市場経済化とEUへの接近を進めてきた。中東欧・バルト地域の計8か国²⁾は2004年、ルーマニアとブルガリアは2007年、またクロアチアも2013年にEU加盟を実現した。

とくに中東欧諸国とバルト三国は、2000年前後より大量の直接投資を受け入れ、急速に経済を成長させた。大まかにいえば、ドイツ資本などの製造業の国際生産ネットワークに組み込まれて輸出を成長の原動力とした中東欧諸国と、金融・物流・サービス業などを基盤としたバルト諸国と、その経済構造は異なるが、これら諸国は2008年秋以降の世界金融危機の波及まで、新興国として好況に湧いていた。危機により大きな打撃を受けたが、2015年12月現在では成長軌道に回帰している国が多い。

本稿では、人口1000万人弱の旧社会主義国、ハンガリーを取り上げる。本稿の目的は、同国の福祉レジームの変遷と近年の変容とを検討することである。その他の中東欧・バルト・南東欧の国々も社会主義の経験とその後の市場経済化、そしてEU加盟と、大まかには同様のプロセスをたどっており、多くの共通点も見られる。しかし、ハン

ガリーの経験と福祉レジームが、同地域の国々を代表するものとは言えないことには留意が必要である。

本稿の構成は以下の通りである。まず第II節において、ハンガリーの福祉国家が辿ってきた経路について簡潔に論じる。第III節では、エスピン＝アンデルセンの提示した基本的な3類型との関係で、先行研究が中東欧・バルト地域の福祉レジームをどのように論じていたか整理し、3類型への分類が困難であることなどを示す。第IV節では、福祉レジームの変容にも影響を及ぼした2010年5月のオルバーン政権成立以降を中心に政治・経済・社会状況を概説する。その上で、第V節では近年の改革について触れ、第VI節では、近年の政策の変容を福祉レジームの視点から小括する。

II. ハンガリーの福祉国家の経緯

1. 市場経済化以前の遺産をどうみるか

ハンガリーの福祉国家の歴史的な端緒や市場経済化後の経緯については、本雑誌においても、堀林（2003）がすでにほぼ過不足なく紹介しているが、拙稿（柳原2012; 2015b）での記述をベースとして要点を押さえておこう。

ハンガリーにおける福祉国家の起源は、オーストリアとの二重君主国時代に求めることができる。1890年代以降、都市居住の労働者を対象とし

た疾病・医療保障を端緒として、職域別の社会保険中心のドイツ型の福祉国家が段階的に整備された（田中編1997）。

第2次世界大戦後、社会主義体制が成立したことにより、福祉レジームもそのイデオロギーの影響を受け変化した。寛大でかつ職域の区別が撤廃された年金制度、無料の医療サービス、家族・育児手当など種々の所得保障制度、基本的に無料の教育制度など、福祉サービスは主として国家あるいは国有企業を通じて普遍主義的に供給された（柳原2012）。

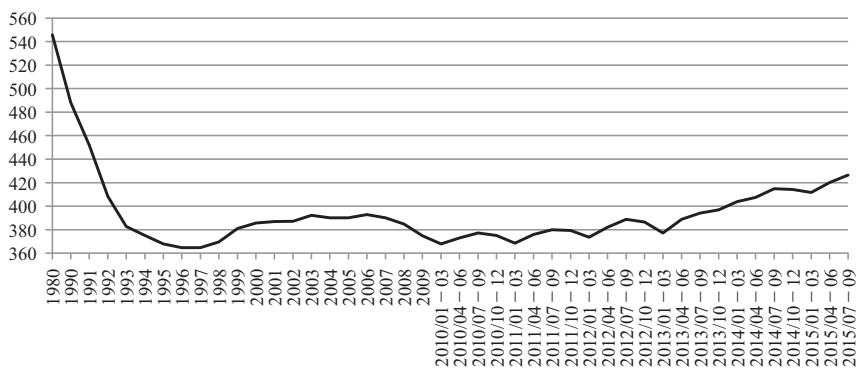
ただし、その普遍性は擬似的なものであった。社会主義時代、国有・公有の企業では、産出量が重視され採算は徹底されていなかったため、内部に労働力をかかえ込む傾向にあった。そのため労働需要は恒常的に過剰であり、実質的に完全雇用が達成されていた³⁾。諸給付の受給資格・給付水準は、就業と高度に結びつけられており、この高い就業率のために普遍性が擬似的に確保されていた。小森田（1998）は1980年代のポーランドがこのような「労働を起点とする国家的生活保障システム」であったと論じたが、ハンガリーにおいてもこれが当てはまる（堀林 2009; 柳原 2012;

2015a)。この意味で、脱商品化の程度は高いとは言えなかった。

福祉サービスは体制維持を目的とし、国民の不満を和らげるために「上から与えられたもの」であったが、国家が福祉の供給に責任を持つべき、という認識がその後も根強く国民に残存した。同時に、この福祉サービスの供給も相まって、多額の対外債務が蓄積されたことも、1990年代以降のハンガリーの経済発展のあり方に重大な影響を及ぼした（Bohle and Greskovits 2012）。

2. 市場経済化後の福祉供給

ハンガリーは、政治体制の民主化以降、国外からの多くの直接投資に支えられたこともあり、中東欧・バルト諸国のなかでも当初は「改革の優等生」としての評価を受けていた。それでも、市場経済化プロセスが順風満帆であったわけではない。IMFや世界銀行などの支援のもと実施された「自由化・私有化・マクロ経済の安定化」をキーワードとする経済改革は、旧体制の経済的連関を崩壊させ、1990～1993年にかけて1989年比でGDPが約2割失われるなど、ハンガリー経済は大きく収縮した（「体制転換不況」）。



注：2010年以降は四半期のデータ。

出所：1997年まではFazekas et al. (eds.) (2015)、1998年以降はハンガリー中央統計局。

(1998年から2009年：https://www.ksh.hu/docs/eng/xstadat/xstadat_annual/i_qlf006.html)

(2010年以降：https://www.ksh.hu/docs/eng/xstadat/xstadat_infra/e_qlf006a.html) とともに2016/1/4確認。

図1 就業者数の推移（15歳以上。万人）

この不況は、急激な就業者数の減少、失業や貧困の拡大などを通じて福祉サービスの供給にも大きな動揺をもたらした。とくに、人口約1000万人のハンガリーにおいて、1980年比で約180万人分の雇用が失われたことは重大である（図1）。経済の回復が本格化した1990年代半ば以降も、就業者数の回復は緩慢であった。大量の雇用の喪失は「労働を起点とする国家的生活保障システム」を機能不全にした。その弥縫策として中高年層を早期退職させるなど年金制度が弾力的に運用されたが、人口の3割にも達した年金やそれに類する給付の受給者は大きな政治勢力となり、その後のハンガリーの社会支出を高い水準に押し留めた。

自由化政策を推進する一方、高水準の対外債務にもかかわらず、寛大な社会支出による福祉給付で自由化政策の負の影響を被る市民の不満を宥める、これが体制転換以降のハンガリーの成長体制の大まかな構図であった。福祉給付は国民の歓心を買う重要なツールとなり、その削減は政治的に困難であった。このような体制をポーレとグレシュコヴィチは「埋め込まれた新自由主義」と名付けた（Bohle and Greskovits, 2012）。当初の経済の苦境を脱した1990年代半ば以降、社会保障制度改革が一つのトピックスとなったが、このような政治的制約もあり、持続的かつ大規模な形で、福祉供給における国家の役割が劇的に縮退するような改革は少なくとも経済が再び停滞を始めた2006年までは取り組まれなかった。

EU加盟後にEUから財政赤字削減を強く課されるようになり⁴⁾、2006年秋以降、社会党主導の中道左派・リベラル政権のもとで開始された緊縮政策は年金の給付水準のカットなども含む大規模なものであった。緊縮政策は危機の波及以降も継続し、この成長体制を機能しがたくするとともに、左派勢力の凋落の直接の原因の一つとなった。この緊縮政策、さらには2010年の政権交代によって、ハンガリーの福祉レジームはさらなる動揺を

迎える。

III. 福祉レジーム論と中東欧諸国

ハンガリーなど中東欧・バルトの旧社会主義国で形成されている福祉レジームあるいは資本主義全体の多様性をどのように理解・類型化するかという議論は、近年、この地域の研究において注目のトピックスの一つとなっている。しかし、エスピン＝アンデルセンによって提示された基本3類型へ分類可能かどうか、という議論は、市場経済化プロセスの初期から始まっていた。

1990年代前半から半ばにおいて、デーコンは、多くの旧共産主義国を追加的な類型へと「暫定的に」分類することを提案した（Deacon 1993）。またエスピン＝アンデルセンも、旧社会主義国と彼が提唱した3類型との違いは「過渡期的なもの」としてとした（Esping-Andersen 1996）。

これら諸国がEU加盟を達成した2000年代半ば以降には、これら諸国と先進資本主義諸国との「違い」がなくなったのかどうか、という点が一つの問題となった。ピアソンは、この点について、共産主義時代の遺産が強く、異なる発展の経路をたどっている可能性を指摘した（Pierson 2004）。フェンゲルは、各種の指標を用いた階層クラスター分析から、旧ソ連の国々をも対象として①「旧ソ連タイプ」、②旧ソ連タイプより社会福祉水準が高く、より平等主義的な「旧共産主義・欧州タイプ」（ハンガリーを含む）、③「発展途上の福祉国家」の3類型を抽出し、中東欧諸国と西側福祉国家のあいだには明らかな違いがあるとした（Fenger 2007）。アイドゥカイテは、中東欧諸国の社会政策は改革を経験したものの、急速な解体を経験しておらず、現在も残余的なものにはなっていないとしたうえで、多様性はあるものの、共産主義の経験、国家の財政余力の低さ、非公式経済の比率の高さから、中東欧諸国を「ポスト共産主

義」レジームに分類可能であると論じた (Aidukaite 2010)。

世界金融危機ならびにユーロ通貨危機などを経た、近年の議論も確認しておこう。仙石 (2015) は、いくつかの指標から旧社会主義国の脱商品化 (年金・疾病・失業の諸制度の給付水準、月額上限など) と脱家族化 (女性の就労率、施設ケア利用率など) の程度を分析している。脱商品化・脱家族化のいずれにおいても、旧社会主義国間に明確な相違が見られることから、「ポスト社会主義型」レジームは存在しないと主張したうえで、①社会民主主義レジームに近いレジーム (エストニアとスロヴェニア)、②脱商品化はある程度進むが脱家族化は進んでおらず、保守主義レジームに近いレジーム (チェコとスロヴァキア)、③脱家族化が②より進展しており、保守主義と社会民主主義の中間的な独自の位置にあるハンガリー、④脱商品化・脱家族化のいずれの面でもその水準が南欧型より低い家族主義型のポーランド、と分類している。仙石は、ポーランドについては労働組合およびそれと結びついた政党の影響力の低下や、カトリック教会という脱家族化に対する抵抗勢力の存在とその政治的影響力とを要因としている。

また小森 (2015) は、エストニアについて、社会主義体制への反発からそれを解体し自由主義的な政策を進めてきたものの、自由主義・保守主義の特徴を併せ持ち家族主義的でもあるなど、分類不能であるとしている。チェコについて中田 (2015) は、当初のビスマルク型の社会保障制度、社会主義期の普遍主義化、過去の遺産の否定と擁護の交差した1989年以後の現政治体制の改革により自由主義的な要素も加わった、ハイブリッド的な形態を示していると論じている。ハンガリーについて、シクラは、オルバーン政権下の社会政策について新自由主義、(社会主義時代ならびに戦前の) 国家主義、新保守主義の要素の混合であると論じている (Szikra 2014)。

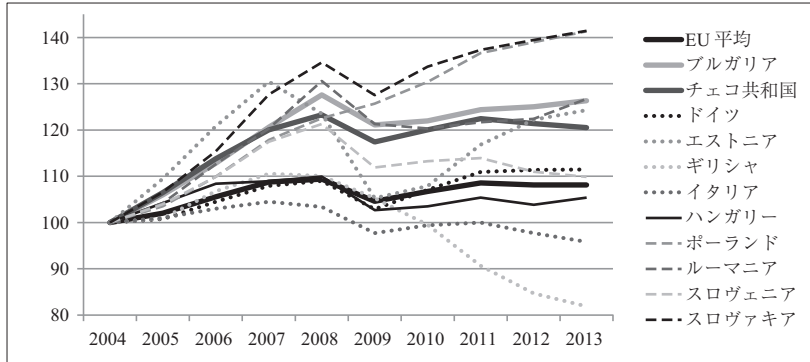
既存の類型と異なるレジーム類型の存在を示唆することが趣旨のアイドゥカイト (2010) を除けば、近年の先行研究の多くは、これら旧社会主義諸国の福祉レジームについて、基本の3類型やその他の要素の混交を指摘している。しかし、この地域の国々の間にも多様性が存在しており、その混交の傾向をひとくくりに論じることは難しい。

IV. 近年の政治・経済・社会の状況

政治体制の転換後、ハンガリーは市場経済化・EUへの接近において「改革の優等生」とも評されたが、近年の政治・経済・社会の状況は、かつての評価とは随分と変貌してきている。これらを簡単に確認しておこう。

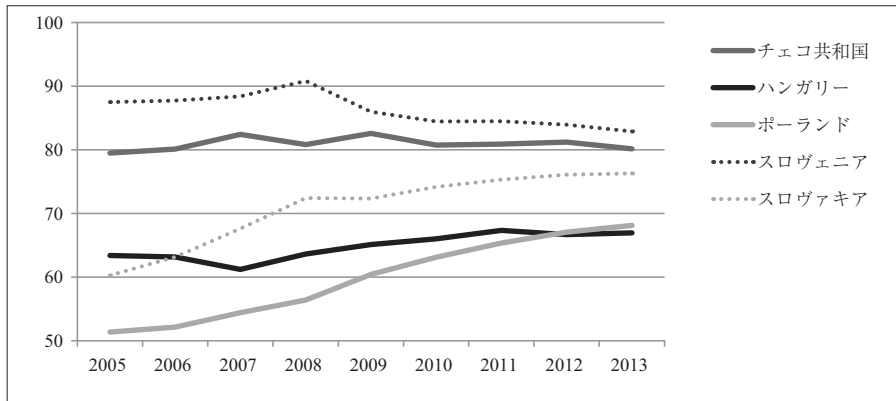
政治的には、オルバーン政権の成立以降、それまでの転換後の20年とは明確に異なるステージに入ったといえる。詳細は柳原 (2014) にて論じているが、「フィデス=ハンガリー市民連合 (以下、フィデス)」主導の中道右派の連立与党が国会議席の3分の2を超える議席を確保し、憲法や重要法案までも自勢力のみで改正できるようになった。体制転換以降の政治システムが根本的に書き換えられ、連立与党の支配は立法府のみならず司法やメディアにも及んでいる。2015年末現在、連立与党の議席数は3分の2を僅かに下回ってはいるが、分裂した左派勢力は凋落、極右のヨッピクが台頭するなど、状況は大きく変化している。

経済的には、エネルギー企業の再国有化などオルバーン政権の新たな政策や、ハンガリー企業の周辺諸国への対外投資の拡大などの動きも見られるが、盛田 (2010) が指摘した、資金調達・実物面の双方で対外依存が強い「他力本願経済」の様相を示し、その上、いつ居なくなるとも知れない多国籍企業によって移転・移入された産業で成り立っている「借り物経済」である、という構図が根本的に払拭された訳ではない。図2は、2004年



出所) 柳原 (2015a) 図表 8-1。
元出所) Eurostat.

図2 各国の GDP の推移 (2004 年=100 ; ユーロ換算)



出所) 柳原 (2015a) 図表 8-2 を Eurostat のデータ (2016 年 1 月 3 日確認) で更新。

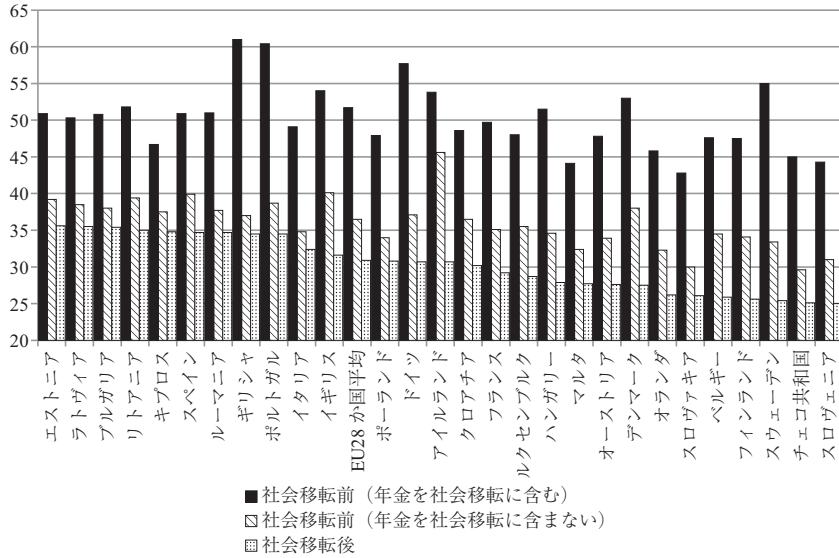
図3 中東欧 5 か国の GDP の推移 (EU28=100 ; PPP 換算済)

を100とした、この地域の一部の国々とドイツ、ギリシャ、イタリアにおけるGDPの推移である。同地域の他の国々とは異なり、世界金融危機の波及以前から、緊縮政策によって成長が鈍化していたハンガリーは、危機による打撃からの回復の歩みも鈍かった。ただ、通貨フォリントの減価や、年金の「再国有化」(後述)や種々の課税により確保した政策資金による景気刺激策、ならびにハンガリーを含む同地域の国々がその生産ネットワークを分担するドイツ経済とドイツ産業の回復に牽引されるかたちで、2013年秋ごろより回復の勢いを強め、2014年には前年比3.6%、2015年も第3四半

期までに2.8% (年率換算)の経済成長を記録し危機を脱している⁵⁾ (ハンガリー統計局; OECD 2015)。

だが、長期にわたる停滞の影響は小さくない。図3は1人あたりGDPの推移をEU平均を100として見たものである。EUにおけるハンガリー経済の相対的位置は、10年近くものあいだほぼ停滞しており、ポーランドにも追い抜かれ近隣の中東欧諸国で最も低くなってしまっている。

社会的な状況も指標からいくつか確認しておこう。図4は、社会移転の前後におけるジニ係数の変化である。EU平均よりも格差は小さくなって



注) ジニ係数は0から100で表示
出所) Eurostat より作成 (2016年1月3日確認)

図4 EU各国のジニ係数 (社会移転前/社会移転後、2014年)

表1 公的社会支出の内訳

	社会支出合計	現金給付		サービス給付	
		年金	現役世代への所得支援	ヘルスケア	ヘルスケア以外の社会サービス
フランス	31.0	13.8	4.7	8.6	3.0
デンマーク	30.1	6.2	7.9	6.7	7.0
フィンランド	28.3	10.3	6.5	5.7	4.8
オーストリア	27.7	13.2	5.1	6.7	1.9
スウェーデン	27.2	7.4	4.5	6.7	7.5
スペイン	26.8	10.5	6.5	6.8	2.2
ギリシャ	25.7	14.5	3.0	6.6	1.3
ドイツ	25.5	10.6	3.8	8.0	2.4
スロヴェニア	24.0	11.4	4.8	6.4	1.1
日本	23.1	10.2	2.3	7.7	2.7
イギリス	22.7	5.6	5.1	7.7	3.9
ハンガリー	22.6	10.0	4.9	4.9	2.4
チェコ共和国	20.1	8.9	3.7	6.2	1.1
ポーランド	20.1	10.8	3.3	4.5	1.0
アメリカ	18.7	6.7	2.4	8.0	1.4
オーストラリア	18.3	3.6	4.8	6.1	3.5
スロヴァキア	18.1	7.0	4.2	5.6	1.0
エストニア	16.8	6.9	4.3	4.5	0.9

注) 現金/サービス給付に細分不可のため、積極的労働市場政策への支出は除外されている (合計には含まれている)。オーストラリアおよびアメリカは2012年、その他は2011年のデータ

出所) OECD (2014), "Social Expenditure Update: Social spending is falling in some countries, but in many others it remains at historically high levels Insights from the OECD Social Expenditure database (SOCX), November 2014".

いるが、北欧諸国と並んで格差が最も小さいグループである中東欧諸国の中では格差は小さくない。また、年金、その他の社会移転が格差是正に役割を果たしていることも確認できよう。また紙幅から割愛するが、貧困率についても、所得格差と類似の傾向を示している。

次に、近年の社会支出の水準も国際比較からその位置を確認しよう。表1は、OECD各国の公的な社会支出を現金／サービス給付別に示したものである。第III節では、中東欧諸国・バルト三国に「ポスト社会主義型」レジームは存在しないとした仙石（2015）の指摘を紹介したが、各国の社会支出をきわめてマクロ的に概観すると、いくつかの類似点が見られることも事実である。すなわち、スロヴェニアを除いて、①自由主義レジームの国々（イギリス、アメリカ、オーストラリア）に近い支出水準となっていること、②全体に占める現金給付、とくに年金支出の比率が高いこと、③ヘルスケアを含むサービス給付の支出水準が低いこと、という特徴である。このような傾向には、EU加盟国として許容される財政赤字に上限がある一方で、外国資本の企業の誘致をめぐる諸税と社会保険料の水準の切り下げ競争を地域の国々の間で行わざるを得なかったことがその一因として挙げられるだろう（「底辺への競争」）。また、選挙での投票行動に直結しやすい年金やその他の現金給付がサービス給付に優先されていると思われる。ただし、世界金融危機の影響とそれへの対応が継続中であった2011年のデータであることには留意が必要であろう。

ハンガリーにおいては、財政危機の中でも年金を管轄する年金保険基金の支出はGDPの10%台の支出が続いた一方で（2007年から2013年まで、10.35%、10.57%、10.92%、10.79%、10.84%、9.91%、10.03%）、医療サービスや関連の現金給付を管轄する健康保険基金の支出は実質的に縮小が続いていた（同じ時期に、6.46%、5.34%、5.4%、

5.46%、5.28%、6.26%、6.15%）など、この傾向が顕著であった⁶⁾。ヘルスケア分野へのリソースの縮小は、医師やその他の医療職の国外流出や医療の質の低下など近年の問題の大きな要因となっている。

V. 近年の改革

前述のように、政治体制の転換後に雇用が大規模に失われた結果、社会主義体制から継承された「労働を起点とする国家生活保障システム」は機能不全に陥った。財政難が継続したこともあり、主たる所得保障の制度においては、普遍的に受給できる給付の水準は低いままであり、またしばしば受給要件の厳格化や給付水準の引き下げが行われた。

2004年のEU加盟を経てさらに10年を経ても、このような傾向は変わっておらず、むしろ一層厳しい財政状況と危機への対応とも相まって、近年、ますます就労強化の傾向が強くなってきている。

脱家族化に関しては、後退している部分も大きい。旧体制下では女性の就業率も高く（1980年、当時の現役世代にあたる15～54歳の就業率は72.8%であった。育児休業中8.8%を含まない）、また家族や育児関連の分野への国家の支出も大きかった（柳原2011）。完全雇用維持のため寛大な育児手当で労働市場への早期還流を軽減するという意図、あるいは三歳までの育児は母親がすべきものという意識と結びつき乳児を預けられる保育所が十分に存在しなかったという、脱家族化の観点からはネガティブに評価しうることも存在した。

政治体制の転換後、家族政策は基本的な制度の枠組みは維持されつつも、財政難やインフレの進行から給付の実質価値が下落、また雇用の絶対数が激減するなかで、家族福祉の担い手が国家から

家族へと大きくシフトする傾向が見られた（柳原2011; 柳原2015b）。同じ15～54歳の基準でみた女性の就業率は、1990年に70.3%、1995年に53.4%、2000年に56.9%、2005年に56.2%、2010年に54.9%、2014年に61.3%であり、男性の同時期の就業率（15～59歳）の推移、それぞれ81.0%、63.6%、65.5%、64.9%、61.8%、70.7%と比べると⁷⁾、格差は減少傾向ではあるものの女性が（再）就業しにくい状況であり、その分、家族主義的な性的役割分担が進んでいると考えられる。また3人以上の子供を育てる場合の特別な育児手当（GYET）など、それを強化する制度の存在もある。

ハンガリーの年金給付水準は平均すれば平均賃金比で高水準であり、高齢者の貧困率はEUでも最も低いグループである（柳原、2012）。しかし介護については独立した社会保険制度を持たず（健康保険制度と社会福祉による対応）、介護サービスへのアクセスが低水準に限られている点、またサービスの供給がニーズに追いついていない点が問題視されている（Czibere and Gál, 2010）。その分の介護負担が家族、とくに未就労の女性の手によって担われていることは想像に難くない。育児休業からの復帰者あるいは育児休業取得中の者（殆どが女性）も支援対象に含む、不利な条件に置かれた人びとの雇用の促進プログラムの実施など、脱家族化と方向性が合致する施策もあるが、家族化のトレンドを覆すほどの顕著な効果を上げているとは評価しにくい。

以下では、雇用と年金、家族の3つの分野、そして近年の重要な動きであるパブリック・ワークについて、簡単に見ていこう⁸⁾。

1. 年金

高水準の社会支出と寛大な条件による福祉給付とで国民の不満を宥め、自由主義的な改革を進めてきた「埋め込まれた新自由主義」のハンガリーにおいて、年金制度は、そうした寛大な給付にお

ける典型的なもののひとつであった。1990年代前半、早期退職や障害年金によって中高年層に年金受給権をあたえて労働市場から引退させるなど、年金制度は弾力的に運用された。くわえて賃金価値の下落のなか、年金給付は比較的価値を保たれ、年金受給者は相対的には貧困リスクの低い社会集団であった（柳原、2011）。また2000年代においても、年金給付の水準は賃金に比べて国際的に見ても高いものであった。

1998年から、制度の部分的民営化・積立方式の部分的導入を骨子とする公的年金改革が実施された⁹⁾。選択者と労働市場への新規参入者が参加する新しいシステムは、国家が運営する強制加入の賦課方式部分（第1の柱）、新しく設けられた民間の年金ファンドが年金資産を運用する、強制加入の積立方式部分（第2の柱）、同じく民間の年金ファンドが資産を運用するものの任意加入の追加的な積立方式による個人年金部分（第3の柱）という3つの柱から構成された（柳原、2015a, 図表8-3参照）。

この改革では、積立方式の部分的導入という大きな改革の裏で、保険原理に基づかない再分配の段階的な解消が組み込まれた。サービス加入期間に完全に比例的な給付の乗率の体系が導入されることになり（2013年から実施予定も2015年12月時点で未実施）、また換算所得も1988年以降の所得・拠出額にほぼ比例するようになった。年金のいわゆる再分配機能をほぼ放棄することを目指した仕組みであった。

しかし、この改革は当初の見取り図通りには実施されなかった。積立方式の部分的導入に関して意見の異なる社会党とフィデスの当時の二大政党間での1998年と2002年の政権交代により、積立方式部分の保険料率や新システム加入義務などが繰り返し変更された。また、外国資本の企業誘致や財政赤字への対応のため、保険料率が上下された。さらに二大政党の対立状況のなか、政治的歓

心を買うために2003年から段階的に導入された合計1月分の年金ボーナスである「13カ月目の年金」など(2009年廃止)、拠出水準と関係の薄い給付水準の引き上げも財政を狂わせた。

2010年、フィデスは国政選挙に勝利し政権を再び奪取すると、同年10月以降、徴収した年金保険料を第2の柱部分へ移転することを停止し、これを国の社会保障基金(新システムならびに旧システムの賦課方式部分)へと振り向け、その後、新システム加入者に対して旧システムへ戻るよう推奨した。新システムに残存する場合には不利益な扱いを受けることとなったため、2010年末には約311万人だった新システム加入者のうち約10万人(2011年末時点)しか残留せず、年金制度の事実上の再国有化となった。

この改革の目的は、国民の老後の生活保障を提供する主体の変更、という福祉レジーム上の観点ではなく、債務削減と政策経費の確保であった。政府はこの「再国有化」により、第2の柱の年金ファンドに蓄積された年金資産のうち、旧システムへの帰還者の資産(2011年5月末時点で同年のGDPの約10.7%に相当)を国の基金に移転し、債務の削減やIMFへの融資返済、そして危機対策の政策経費に流用した(詳細は柳原2014; 2015a参照)。この流用された資産に対応する将来の年金給付の義務は国が負っているため、この改革は単なる負担の先送り、資産の先食いである。

他方で、「再国有化」によって、いわゆる「二重の負担」の問題が解消されたことも重要である。部分的民営化等によって年金財政に発生した赤字は中央政府の予算から補填されていたが、この額は毎年対GDP比の2%前後にのぼっていた。「再国有化」により、新たな二重の負担の発生が解消され、2011年以降、補填はほぼなくなっている¹⁰⁾。年金など社会保障基金をふくむ財政赤字を対GDP比3%以内に抑えることをEUのルールで義務づけられているハンガリーにとって、これは非常に大

きな意味を有した。

この2011年の「再国有化」ののちも、中央銀行の報告書によれば、2015年第3四半期末時点で民間の年金ファンドは縮小しつつも存続している(4つのファンド、5万9580人の加入者が残留)。2015年1月以降、定期的な保険料拠出者の比率が基準を下回った場合、あるいは加入者の減少割合が基準を超えた場合、年金ファンドは閉鎖、その資産が国へ移転されることとなっており、ハンガリーにおける公的年金制度の部分的民営化の試みは、遠からず1度は完全に終了することになると思われる。

このような年金制度の近年の構造的な改革の動きは、大きな方針の転換であるには違いないが、これを福祉レジームの変容と関連させて論じることはあまり妥当ではない。財政赤字圧縮のためにさまざまな税金・賦課金を特定の業界や消費者に課している現状¹¹⁾、またこの「再国有化」の政治的経緯も考えれば、短期的な財政状況の改善を優先した改革であると考えることが妥当であろう。また、このような構造的な改革の一方で、退職年齢の引き上げや、完全物価スライドへの変更、早期退職をほぼ不可能にするルール変更、給付水準の調整など、細かな変数的な改革も実施されている。これらの改革は、支出の抑制という大原則、さらには雇用分野における問題と基本的に方向を一にしている。次に雇用政策の変化について見ていこう。

2. 雇用と最低生活保障

財政問題と並んで、ハンガリーの経済・社会における最大の問題点のひとつは、就業者数が著しく少ないということである。図1で示したように、体制転換後に失われた多くの雇用は、2000年代半ばまでの堅調な経済成長の時期においても僅かにしか回復せず、長く400万という数字が大きな壁であった。

2010年5月にオルバーン政権が発足した時点では、世界金融危機の影響もあり、就業者数は367.9万人（2010年第1四半期）と、体制転換後の不況以来の水準にまで低下していた。新政権が雇用創出を最重要の公約の一つとしたことも、驚くべきことではないだろう。オルバーン首相は、2020年までの10年間で100万人、うち政権任期の2014年までには30万人分の新規雇用の創出を約束した。

ハンガリーでは社会党政権下の2005年頃より、「寛大な給付の削減・廃止と、制裁をとまなう労働市場への復帰・包摂」を特徴とする、社会保障制度の改革が開始されていた（柳原，2012）。使用者の社会保険料の減免によって、若者、育児休業からの復帰者、50歳以上の長期失業者など、不利な条件に置かれた人びとの雇用を促進するSTARTプログラムや、より早期の再就職へと受給者を誘導する求職者給付と求職者扶助への刷新、そして受給者を労働市場に再統合することを前提とする、障害年金や障害給付、ならびに社会扶助制度の改革が実施された（詳細は柳原2012）。

オルバーン政権は、このような政策をさらに押し進め、受動的な諸給付のさらなる要件の厳格化と水準の切り下げ、就労促進の強化、雇用のフレキシブル化などの特徴をもつ改革を、雇用政策の領域を中心に次々と実施している¹²⁾。

求職者給付は2011年9月以降、受給可能日数が短縮（最大270日から最大90日へ）され、給付の上限額も最低賃金の120%から100%へと引き下げられた（2015年の最低賃金額は月額10万5000フォリント＝約4万4095円。2015年12月末レート換算）。また、求職者給付を使い果たし、年金受給まで5年未満という条件にも該当しない場合には雇用代替給付（Foglalkoztatást helyettesítő támogatás；最低老齢年金の80%＝月額2万2800フォリント＝約9575円）が支給されるが、受給にあたっては年間30日の雇用ないし労働市場プログラムへの参加が義務づけられ、またいかなる職業紹介をも受け入れる

必要があるとされた。

労働市場への包摂は、早期退職の領域でも進められている。2012年の年初以降、40年の加入期間（育児期間を含む）のある女性という例外を除き、法定退職年齢以前の早期退職によって国家からの年金を得ることは基本的に不可能となった。また、障害年金が廃止され、退職年齢未満については労働市場への再包摂を基準とするリハビリ給付に置き換えられている（リハビリの可能性がない場合は障害の程度に応じた障害手当 *rokkantsági ellátás* の対象となる）。

また最低生活保障の制度にも変化が見られる。現役世代をカバーする社会扶助制度（*rendszeres szociális segély*。生活保護に相当）は、オルバーン政権以前の2009年に障害や精神疾患・育児など長期的に働けない理由をもつ者のみに対象者を大幅に絞る改革が実施されていたが、2015年3月以降、主として健康障害・児童監護手当（*egészségkárosodási és gyermekfelügyeleti támogatás*）へと刷新された。受給資格・給付水準は変わっていないが、審査が地方自治体から国の出先機関へと移管され、また国の全額拠出となった。この集権的な変更の詳細な影響はまだ不明だが、保護されるべき人々が扶助から漏れることが増えると懸念される。

2010年から2012年にかけて、いかなる社会給付も受け取っていない登録失業者の数が40%から52%に増え、未登録の失業者も増えているという深刻な指摘（Cseres-Gergely et al. 2013; Szikra 2014）は、労働市場への再統合を押し進めるこのような雇用政策の負の結果の氷山の一角を照らすものであろう。次に、労働市場への再統合を支える重要な受け皿の一つであるパブリック・ワークについて見ていこう。

3. パブリック・ワークによる雇用創出

2014年春の国会議員選挙を前に、ハンガリーの

就業者数はここ20年で初めて400万人を超え、同年までに30万人分の雇用を創出するというオルバーン首相の公約は達成された。

就業者数はその後も増加しており、2015年第3四半期の平均就業者数は424.6万人となっている。2013年秋ごろからの経済全体の回復による労働需要増の影響も勿論あるが、前項で述べた就労促進策の成果として単純に評価することは危険である。国内正規雇用はたしかに増加傾向にあるが、チェレシュエゲルゲイは2011年2月から3年間の雇用の増分の約6割がパブリック・ワーク（ハンガリー語ではközfoglalkoztatás；以下、PW）と、ハンガリー国内に居住しながら国外で就労する就業者の増加によるものであることを指摘している（Cseres-Gergely 2014; 柳原2015a）。前者について詳しく見ておこう。

PWは、基本的には国家による直接的な雇用創出であり、市町村等の基礎自治体レベルで実施されるものである。清掃、道路維持など単純労働に従事させることにより、所得保障と労働市場への（再）統合を目的としている。PWは、長期失業者救済策として1991年から導入されたが、2000年に地方自治体に移管され、中央政府の補助金により賃金の90%が賄われるまでは、限定的な役割しかもたなかった（Koltai 2012）。しかし2008年、障害・精神疾患など長期的に働けない理由をもつ者を除く、社会扶助受給者の労働市場への統合が図られ、彼らの多くにPWへの参加が義務づけられたことを契機にPWは大きく拡充された¹³⁾。

フィデスへの政権交代を経て、2011年9月以降、教会や協同組合、水道・林業・国鉄など特定の企業もPWの雇用主になりうることとなった。PWの雇用契約は通常の労働法制の保護の外とされたため、雇用主は通常を下回るPW独自の最低賃金で参加者を活用できることになった。2013年には公的部門の就業者数に占めるPW参加者の割合が15%を超え（Scharle 2014）、月平均で13万人、同年

12月には20万3000人が参加した（ハンガリー統計局『社会保障年鑑2013』）。PWの約8割以上はフルタイム労働となっている。2015年の通常の最低賃金額税込み10万5000フォリントに対し、PWスキームの賃金は月額7万9155フォリント、中等教育卒業程度のスキルを必要とする仕事で10万1480フォリントと低い水準である。

政府はPWプログラムの意義を非常に高く自己評価している。たとえばオルバーン首相は2014年3月、「失業状態から就労の世界へ入ることができる門であり、PWは大いに評価されるべき」として「28万人から30万人規模まで拡大の計画」があると述べている¹⁴⁾。PWへの政府支出は2011年以降4年間で対GDP比0.8%になっており、2018年までにさらに倍になることが予測されている（European Commission, 2015）。

現行のPWは、雇用の望めない地域に雇用を創出し、教育水準が低い、相対的に高齢である、ロマ（ジプシー）など、就職が困難な求職者に雇用をもたらしている点では、意義があると評価されるべき点もあるが、以下のような強い批判も寄せられている。

第1に、細切れの雇用期間や平易な仕事内容が、その後の正規雇用やスキル形成につながりにくいことである。OECD（2014）は、PW参加者の5%から10%しかその後正規雇用就任していない点を挙げながら、職業安定所による支援のほうが一様に効率的であると指摘している。欧州委員会も、2014年前半に13.8%の参加者しかPWからの脱出に成功していないこと、また2013年のPW参加者のうち47%が中等・高等教育修了者であることなどを挙げて、PWの積極的労働市場政策への転換を進める勧告案を出している（European Commission, 2015）。

第2に、資金効率の悪さである。民間シンクタンクPolicy Agendaは、雇用主に賃金補助を行なうスキームであれば、月8万フォリントで継続的雇

用を創出できる一方で、PWは持続しない雇用であるうえに経費をふくめて月14万5000フォリントかかっているとして、その非効率性と不透明性を批判している（Policy Agenda 2013）。

また第3に、PWの仕事内容に制限が課されているという問題がある。通常の雇用が低条件のPWへ置換されることを防ぐため、訪問介護やソーシャルワーカーなど地方自治体のコアな職務には活用できず、結果的に労働集約的で必ずしも効率的ではない事業や、効率的ではあるが公共の利益に資するかどうか定かではない事業が進められることになると指摘されている（Scharle 2014）。

最後に、労働条件の全体的な悪化の恐れが指摘されている。公益事業をふくむ雇用主がPW参加者を最低賃金以下で雇用できる状態にあるため、PWスキームの拡大は、民間・公的部門の周辺的な雇用の減少あるいは拡大の抑制につながっている可能性を否定できない。2015年8月には「2014年初から2015年6月にかけて2303人の労働者が解雇され（そのポストが）PWによって埋められた」とする野党幹部の声明が報じられている¹⁵⁾。

このような批判に対してか、2016年1月にはPW参加者が通常の民間部門に就職することを支援する30億フォリント規模の支援プログラムが準備中である旨、経済省から発表された¹⁶⁾。しかし、PWあるいは所得保障上の問題を解決する契機となるかは、現時点では不明である。次に、脱家族化の観点から家族政策をみていこう。

4. 家族政策

育児・出産にかかわる諸施策の集合体である家族政策は、年金・雇用政策と同様、ハンガリーの社会政策において歴史的に大きな意義を有してきた。体制転換後、不況による財源不足により、家族政策はその支出総額においても各制度の給付の相対的価値においても著しく縮小した。主要制度への支出総額は、1991年には対GDP比5.04%から

1996年の2.09%まで減少し、また各給付の相対的価値もほぼ半減した。同様に受給資格も厳格化された（柳原2011; 2015a）

1990年代末以降、家族政策は政権交代の影響を受けた。中道右派政権時（1998-2002年）には育児休業給付の期間や児童扶養による税控除が拡充され、逆に中道左派政権時（2002-2010年）のうち危機が波及する2008年秋頃までは、諸手当の引き上げや上述の税控除の縮小、育児休業の諸給付の受給中の就労制限の緩和などが実施された。

2010年の政権交代後の政策は、基本的には1998年から2002年までの施策のほぼ焼き直しである。すなわち、2年に縮減されていた育児手当の期間を3年に戻したこと、育児休業期間中の就労可能な労働時間の短縮など、育児に携わる親等（主に母親）が家庭にとどまるよう奨励すること、さらには子どもの数に応じた税控除の大幅な拡充¹⁷⁾など、伝統的な家族の役割の尊重、そして自らの支持層である中所得者層を利する方向性が目立つ。他方で、子どもを学校に出席させない主としてロマ（ジプシー）世帯への家族手当の給付停止条件の厳格化なども合わせれば、ロマをふくむ低所得者層の統合への関心の低さも見受けられる（Szikra 2014）。

VI. 小括

本稿では、ハンガリーにおける福祉レジームの変遷と近年の変容の検討を目的に、年金制度、雇用政策、家族政策における変化をごく簡単に紹介してきた。堀林（2003）は、当時のハンガリーの福祉レジームは欧州型（保守主義型）と自由主義型の間を揺れ動いているとし、その背景には福祉への国家の積極的関与を求める国民の意識と、世界銀行などが勧める「残余主義」との間に生じる緊張関係がある、と論じた。それから10年以上を経て、現在のハンガリーの福祉レジームはどのよ

うに小括できるだろうか。

オルバーン政権が成立する以前から、主として財政事情から「寛大な給付の削減・廃止と、制裁をとまなう労働市場への復帰・包摂」という方向性の改革は始まっていた（柳原2012）。オルバーン政権は、本稿で見たように、財政赤字の抑制という難題を抱えつつも、自らが作り変えた政治システムを活用し、とくに年金・雇用分野で劇的にも見える変革を実施している。

シクラは、この2010年から2014年までのオルバーン政権の社会政策を包括的に論じ、ほぼすべての政策領域において、パラダイム・シフトをとまなう根本的な改革を正当化する根拠として経済危機が利用されたと述べた。そのうえで、同政権の社会政策改革は新自由主義、国家主義、新保守主義の要素の混合であると論じた。くわえて、同政権の非民主主義的な手法を批判しつつ、所得分布とエスニシティの点で社会の分極化がもたらされていると主張している（Szikra 2014）。

柳原（2015a）で示した評価と同一となるが、著者も、シクラのこの指摘は、おおむね妥当なものと考えている。2015年12月現在でも、同政権の政策方針は大きくは転換されていないと言えるだろう。しかし、社会政策の分野で多くの制度が刷新されたことは事実であるが、不可逆に近い転換が行われたとも言える政治システムとくらべれば可逆的であり、その方向性も強度の違いはあれ前政権と共通している。また政府支出の水準、相対的に大きな非公式部門、条件・給付先に変化はあるものの寛大な水準の給付・社会サービス、そして労働力の商品化を前提とした生活保障システムなど、旧社会主義体制から引き継いだ福祉国家の性格と役割が失われたとはいえない。

堀林が指摘した緊張関係は、主体の片方が世界銀行ではなく「EUによる財政健全性の強制」に変わったかもしれないが、今なお失われていない。近年の改革に通底する就労促進、労働市場への再

包摂という方向性は、新自由主義への意図的な接近と見るよりは、財政状況が苦しい中で緊張関係が新自由主義側へ揺れ動いていると見るほうが適切かもしれない。また、単なる保守主義レジームと見なすことはできない、旧社会主義体制からの経路依存性も根強く残っており西欧の種類の単純な混合物とすることは適切ではないだろう。

ハンガリーは重い足取りながらも、経済危機後の苦境から回復しつつある。財政の軛が緩む時、この緊張関係がまた別の方向へ揺れ動くのか、引き続き注視が必要であろう。

*本稿は、平成26年度に交付を受けた松山大学特別研究助成による研究成果の一部である。

注

- 1) 本稿は、類似のテーマの拙稿（柳原2012; 2015a; 2015b）の記述を基に再構成・修正・加筆をしたものである。
- 2) チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニアの中東欧諸国5か国と、エストニア、ラトヴィア、リトアニアのバルト三国。
- 3) たとえば1980年の就業率について、第V節を参照のこと。それでも労働力が過剰となった時期もあり、1960年代の育児給付関連の諸制度の整備には、労働力供給の抑制という側面もあった（堀林 2001）
- 4) 詳細は柳原（2009）参照。
- 5) ハンガリー統計局ウェブサイト（www.ksh.hu。2016年1月3日確認）。
- 6) ハンガリー統計局ウェブサイト（www.ksh.hu。2016年1月3日確認）ならびに、ハンガリー統計局『社会統計年鑑』および『健康統計年鑑』2007-2013年版より筆者算出。健康保険基金の支出は2012年以降増加しているが、これは障害給付とリハビリ給付の年金保険基金からのに移管によるものであり、その増分を除けば5.01%、4.98%となる。
- 7) 以上の就業率は、Fazekas et. al. (eds.) 2015掲載の統計から引用した。
- 8) 本節の以下の箇所の記述は柳原（2015a）の第3節から第5節を縮約、新たな議論・動きを加え改稿したものである。
- 9) 制度改革の詳細は柳原（2011）を参照。
- 10) 柳原（2015a）を参照。補填額は、2006年から2010年

まで順に2.44%、1.90%、1.94%、2.29%、1.98%であり、2011年以降は、補填なし、0.36%、0.08%だった。ただし、この赤字額の補填は必ずしも「二重の負担」のみを原因とするものではない。「13か月目の年金」や年金水準の引き上げなど給付面からも発生している。

- 11) 柳原（2014）を参照。
- 12) 以下、MISSOCデータベースに依拠しつつ紹介する。
- 13) これにより経済危機の最中にもかかわらず、2009年1月時点で約21万人いた社会扶助受給者が同年5月以降には4万人を切る水準となった（柳原、2012）。
- 14) Portfolio.hu電子版2014年3月4日付。
- 15) HVG紙電子版2015年8月22日付。
http://hvg.hu/gazdasag/20150822_Nagy_szamban_rugnak_ki_dolgozokat_hogy_ko/
(2016年1月4日確認)
- 16) Port folio. hu電子版2016年1月6日付（2016年1月7日確認）
- 17) シクラによれば、子どもが4人いて十分な収入を得ていれば、平均賃金程度の税額控除が可能であった（Szikra 2014）。

参考文献

- Aidukaite, J. 2010. “Welfare Remorms in Central and Eastern Europe: A New Type of Welfare Regime”, in *Ekonomika*, Vol.89, No.4.
(<http://www.zurnalai.vu.lt/ekonomika/article/viewFile/969/490> 2016/01/04アクセス)
- Bohle, D. and Greskovits, B. 2012. *Capitalist Diversity on Europe's Periphery*, Cornell University Press.
- Cseres-Gergely, Zs. 2014. “Ezért jó a kormánynak a sok külföldön dolgozó”.
http://index.hu/gazdasag/defacto/2014/07/08/ezert_jo_a_kormanyrak_a_sok_kulfoldon_dolgozo (2016/01/04アクセス)
- Cseres-Gergely, Zs., Kátay, G. and Szörfi, B. 2013: The Hungarian Labour Market in 2011-2012, in K. Fazekas, P. Benczúr and Á. Telegdy eds., pp.15-38.
- Czibere, K. and Gál, R.I. 2010. “The Long-Term Care System for the Elderly in Hungary”, in *ENEPRI Research Report*, No.79.
- Deacon, B. 1993. “Developments in East European social policy”, in C. Jones ed. *New Perspectives on the Welfare State in Europe*, Routledge.
- Esping-Andersen, G. 1996. “After the Golden Age? Welfare State Dilemmas in a Global Economy”, in G. Esping-Andersen ed., *Welfare States in Transition: National Adaptations in Global Economies*, SAGE Publication.
- European Commission. 2015. “Recommendation for a Council Recommendation on the 2015 National Reform Programme of Hungary and delivering a Council opinion on the 2015 Convergence Programme of Hungary”, COM(2015) 266 final.
(http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/csr2015/csr2015_hungary_en.pdf 2016/01/04アクセス)
- Fazekas, K. and Varga, J. eds. 2015. *The Hungarian Labour Market 2015*, Institute of Economics, Center for Economic and Regional Studies, Hungarian Academy of Science.
- Fenger, H.J.M. 2007. “Welfare regimes in Central and Eastern Europe: Incorporating post-communist countries in a welfare regime typology.”
(<http://journal.ciiss.net/index.php/ciiss/article/viewFile/45/37> 2016/01/04アクセス)
- Koltai, L. 2012. “Work instead of Social Benefit? Public Work in Hungary.”
(<http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=10515&langId=en> 2016/01/04アクセス)
- OECD 2014. *OECD Economic Surveys: Hungary 2014*, OECD.
- OECD 2015. *OECD Economic Outlook*, Volume 2015 Issue 2, OECD.
- Pierson, P. 2004. *Politics in time: History, Institutions and Social Analysis*, Princeton University Press.
- Policy Agenda 2013. “Managing public works projects is more expensive for the state than creating new jobs.”
<http://www.policyagenda.hu/en/nyitolap/managing-public-works-projects-is-more-expensive-for-the-state-than-creating-new-jobs> (2016/01/04アクセス)
- Scharle, Á. 2014. “The size and cost of public works employment”, in: K. Fazekas and L. Neumann (eds.), *The Hungarian Labour Market 2014*, Centre for Economic and Regional Studies, Budapest: Hungarian Academy of Sciences & National Employment Non-profit Public Company Ltd.
- Swiss Life Network. 2015. “Employees Benefits Reference Manual 2015-2016”
https://www.swisslife.com/content/dam/id_corporateclients/downloads/ebm/Hungary.pdf (2016/01/04アクセス)
- Szikra, D. 2014. “Democracy and welfare in hard times: The social policy of the Orbán Government in Hungary between 2010 and 2014”, *Journal of European Social Policy*, Vol.24(5).
- 小森宏美 2015 「体制転換後のエストニアの福祉レジーム」新川敏光編著『福祉レジーム』ミネルヴァ書房 pp.193-202。
- 小森田秋夫 1998 「ポーランドの社会福祉」『世界の社会福祉②ロシア・ポーランド』旬報社。

仙石学2015「ポスト社会主義国ポーランドの福祉レジーム」新川敏光編著, 前掲著 pp.181-191。
田中浩編1997『現代世界と福祉国家: 国際比較研究』御茶の水書房。
中田瑞穂 (2015) 「チェコにおけるポスト社会主義のハイブリッド福祉レジーム」新川敏光編著, 前掲著 pp.215-228。
堀林巧2001「ハンガリーの労働領域と家庭政策におけるジェンダー: 継続性と変化」『金沢大学経済論集』22巻1号 pp.63-95。
堀林巧2003「ハンガリーの社会動向と福祉レジーム」『海外社会保障研究』第144号pp.4-13。
盛田常夫2010『ポスト社会主義の政治経済学 体制転換20年のハンガリー: 旧体制の変化と継続』日本評論社。
柳原剛司2009「年金分野におけるEU内協力とハンガリーの年金改革」『比較経済体制研究』第15号、比較経済体制研究会pp.44-62。
柳原剛司2011『体制転換と社会保障制度の再編』京都大学学術出版会。
柳原剛司2012「EU新規加盟国の雇用政策の変容: ハンガリー」福原宏幸・中村健吾編『21世紀のヨーロッパ福祉レジーム』社の森書房pp.218-248。

柳原剛司2014「危機後のハンガリー政治経済の変容とその評価」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』2014年2月号pp.2-17。
柳原剛司2015a「危機下における国家の再構築と社会政策の変化」福原宏幸・中村健吾・柳原剛司編著『ユーロ危機と欧州福祉レジームの変容』明石書店 pp.227-249。
柳原剛司2015b「変容する旧社会主義国ハンガリーの福祉レジーム」新川敏光編著, 前掲著 pp.203-214。

統計

MISSOC データベース <http://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=815&langId=en>
(2016/01/04アクセス)
ハンガリー中央統計局 (KSH) <https://www.ksh.hu/engstadat?lang=en> (2016/01/04アクセス)
ハンガリー中央銀行 (MNB)
<https://www.mnb.hu/letoltes/pensionfunds-quarteryear-timeseries.xls>
(2016/01/4アクセス)

(やなぎはら・つよし 松山大学准教授)

特集：福祉国家の多様性：比較福祉レジーム論の射程

メキシコの福祉制度

— 新たな社会扶助政策と社会権の確立 —

畑 恵子

■要約

メキシコの福祉制度の特徴は雇用形態に基づく分断化された二重構造にある。社会保障制度にはフォーマル部門（公務員・民間企業就業者）のみが包摂され、都市インフォーマル部門（都市の低生産性部門従事者）および農業従事者は制度の枠外に置かれてきた。後者は公的社会扶助の対象とされたが、十分な支援策が講じられたことはなかった。1980年代以降の経済の自由化のなかで社会保障制度改革が実施されたが、この分断化された構造は変わることなく現在まで維持されている。しかし1990年代以降、教育、医療等の分野において、貧困層支援・貧困削減を目的とするプログラムや補完的新制度が始まり、社会保障から排除された国民の多くがその受益者となっている。また2000年代からは「社会権」確立に弾みがつき、それが公的社会扶助政策の根拠になりつつある。だが、最近の社会扶助政策や新制度がメキシコの福祉の在り方に与える影響は、現在のところ限定的である。

■キーワード

メキシコ、社会扶助政策、社会権、普遍主義、民衆保険

I. はじめに

メキシコは福祉国家であろうか。一般的に福祉国家は「国民の福祉の増進を最優先しようとする国家」を意味し、福祉には、国民が健康で文化的な生活を営むために必要な教育、ヘルスケア、雇用、社会保障などへの支援が含まれる。新川は福祉国家の第一の特徴は、社会保障が施しや恵みではなく社会権として確立していることであると、それを保障するためには自由民主主義の存在が不可欠であると述べる。なぜならば、社会権は市民としての自由と政治的権利の発展の上に築かれるものであるからである。また、新川は資本主義経済の導入が福祉国家への第一歩であるとす。資本主義は労働力の商品化のうえに成り立つ

経済であり、それができなくなったときの生存権の保障として、社会保障制度が必要とされるからである（新川pp.6-7）。

このように福祉国家の成立要件が自由民主主義と資本主義経済にあるとするならば、政治的に、メキシコがその要件をかりうじて満たしたのは1990年代のことである。メキシコでは1930年代以降文民統治が続き、定期的に選挙が実施されてきたが、1929年から2000年まで続いた制度的革命党（PRI）長期政権には、政治的多元性が欠けていた。そればかりか、人権や社会権の法的整備が遅れ、国民にも政府にも権利と義務に関する意識が乏しかった。PRI統治は権威主義的なコーポラティスト体制であり、PRIによる労働団体等への利益分配が体制を支えていた。そしてその実利の一つが社会保障制度であった。その加入資格は継

統的な拠出が可能な公務員・教員、一般民間企業従業員に限られ、社会保障制度は組織労働者を体制維持に強固につなぎとめる役割を果たしてきた。

経済危機のなかで、1980年代後半に経済自由化と政治的民主化が始まった。PRIの支持率が低落する一方で、野党国民行動党（PAN）、民主革命党（PRD）が勢力を伸ばし、2000年12月の政権交代をもって71年に及ぶPRI支配は幕を閉じた。経済的には、再建に向けて80年代からPRI政権は国営企業の民営化、労働改革、年金の民営化等を実施し、危機以前の国家主導の政策を新自由主義的なそれに代替した。2000年から2012年までの2期にわたるPAN政権も同じ路線を継承し、経済の自由化・市場化を進めた。

1990年代以降、社会福祉に関して3つの変化が生じた。フォーマル部門では年金の民営化、医療の分権化と一部自由化が行われ、インフォーマル部門¹⁾では積極的な社会扶助政策が始まり、そして「社会権」に関する立法化が進んだ。新たな社会扶助政策は、オポルトゥニダデス人間開発計画（Programa Nacional de Desarrollo Humano Oportunidades、以下オポルトゥニダデスと表記）、民衆保険制度（Seguro Popular）、高齢者支援（70 y Más、70歳以上の意味）に代表される。貧困層を直接支援するこれらの政策は、既存の社会保障制度それ自体を変革するものではない。しかし社会保障から排除された国民全体を射程にいれて、扶助政策が社会権と関連づけて捉えられるようになってきたことは、根幹にかかわる変化でもある。本稿では90年代後半以降の政府の直接的な支援策と社会権の確立に焦点をあてて、それがメキシコの福祉制度にどのような意味をもつのかを考察する。

II. メキシコの社会福祉とレジーム類型

メキシコでは1943年の連邦社会保険法の制定および民間組織労働者を対象とするメキシコ社会保険公社（IMSS）の創設、そして63年の国家公務員社会保障公社（ISSSTE）の発足により、両者を主要な機関とする現在の公的制度が出来上がった²⁾。その下では労災、医療、年金（障がい・老齢・死亡）が保障される。他方、都市インフォーマル部門や農民には社会保障制度への加入権はなく、公的扶助を管轄する「保健省」が1943年に創設されたものの、支援はほとんど期待できないなか、頼れるものは自らの労働と家族や地域コミュニティだけという状況が続いた。だが、家族福祉への依存という点では社会保障制度加入者も同じである。加入者およびその家族に医療、年金等の権利は保障されるが、制度は男性稼得者を前提としており、育児・高齢者介護などは家族の領域、女性の責任とみなされてきたからである。

エスピン＝アンデルセンは、福祉の生産が国家と市場と家庭の間に振り分けられる、その仕方を「レジーム」と定義して、脱商品化の程度、階層化の様式あるいは連帯の様式によって、自由主義的、社会民主主義的、保守主義的という3つのレジームの類型化を行った（エスピン＝アンデルセンp.116）。欧米諸国を念頭においた類型であるが、メキシコにあてはめるならば保守主義ということになる。地位の分断に基づく社会保障制度と家族主義という特徴が（エスピン＝アンデルセンpp.125-127）、コーポラティズムの区分に基づくメキシコの制度と一致するからである。

新川はエスピン＝アンデルセンの類型を修正し、脱家族化と脱商品化の高低により、先の3類型に、脱家族化・脱商品化ともに低いレジームとして家族主義を加えた4類型を提示した。保守主義と家族主義の違いは、前者では脱家族化の傾向は

抑制されているが脱商品化政策が発展しているのに対して、後者では概して保障のレベルが低く、社会サービスが発展していない点にある（新川 pp.16-18）。その点で公的社会サービスが不足しているメキシコは、保守主義というよりも家族主義レジームに近い。

またラテンアメリカを含む途上地域について、国家や労働市場ではなく、家族やコミュニティが福祉を生産していることに着目して、その状況を「インフォーマル・レジーム」として類型化する研究者もいる（例えば、Gough, Wood et al.など）。ただ、ラテンアメリカ諸国の場合は社会保障制度がないわけではなく、フォーマル部門では年金の民営化などの改革も実施されている。そのため、Barrientosは1980年代のラテンアメリカにおける福祉政策の転換を、「保守主義的／インフォーマル」から「自由主義的／インフォーマル」へのレジーム移行として整理している（Barrientos 2004、畑2015）。

どのような類型化を適用するにしても、メキシコの特徴は社会保障制度に包摂された部門とそれから排除された部門が切り離されており、しかも国民が人口的にも二つの部門にはほぼ半々に分断されていることにある。変化はそれぞれの部門内で捉えられがちであるが、両部門をあわせた全体的な視点も必要である。本稿ではまず最近の社会扶助政策の特徴等を検討したうえで、再度レジーム類型に照らして、90年代以降の新しい動きを福祉全体のなかで、評価したい。

III. 新しい社会扶助政策

1 転換点としての1990年代

1990年代は社会扶助政策の転換点であり、それ以降、現金給付型、非拠出型といった新しいコンセプトに基づくプログラムが、継続的にかつ大規模に行われるようになる。もちろん、それ以前に

も公的社会扶助政策がなかったわけではなく、ミルクやトルティーヤなどの食料補助、小農民を対象とした農村開発支援などが実施されてきた。しかしその多くはアドホックで、対象範囲も限定的であった。なかには70年代初頭に始まった医療ケア支援のように今日まで続く長期的な政策もあるが、同一の政策でもその理念や方向性は変化している。すなわち1990年代を境として、それ以前は残余的、パターンリズム的であった政策が、それ以降には普遍主義指向、権利としての支援という新たな特徴を持つようになってきているのである。

新しい社会扶助政策にはオポルトゥニダデス、非拠出型年金、民衆保険制度などがある。これらはすべて貧困層への支援策である。メキシコの最貧率、貧困率は低下しているとはいえ、2010年の時点でも最貧率は総世帯数の9.8%、人口の13.3%、貧困率（最貧層を含む）はそれぞれ29.3%、36.3%を占めていた（ECLAC p.92）。貧困政策は喫緊の課題の一つなのである。オポルトゥニダデスと年金は現金給付型支援、年金と民衆保険はフォーマル部門の保険制度に対応する非拠出型の対制度として分類できる。ただ、非拠出型年金はフォーマル部門の年金とは異なり、単なる生活補助にすぎない。ここでは民衆保険を中心にその特徴と成果・課題を考察するが、まず二つの条件付き現金給付政策について概要をまとめる。

2 条件付き現金給付（CCT）プログラム

最貧層を対象とするオポルトゥニダデスはCCTの先駆的な試みである。すでにいくつかの研究もあるため（例えば、畑2014）、ここでは1997年の開始以来、受益家族数が230万（1998年）から585万（2012年）に増加し、今や人口の4分の1をカバーしていること、そのような急速な拡大は対象地域の拡張（農村部のみから都市部まで）、奨学金給付年齢の延長（小中学校のみから高校まで）、そして新プログラムの追加（高齢者支援、3～9歳までの児

童支援)によるところが大きいこと、貧困率や就学率における大きな改善が内外で高評価を得ている一方で、集票のためのバラマキという政治手段化を批判する意見もあることだけを、指摘しておきたい。

高齢者支援はCCTと非拠出型の両者にまたがる施策である。メキシコでは90年代末から制度構築やプログラム策定が始まり、2002年の高齢者権利法制定によって、高齢者(60歳以上)に保健、教育、家族、労働、社会扶助などの権利行使を保障すること、国家にはそれらを提供する義務があることが定められた。

高齢者への現金給付は2000年から連邦区(メキシコシティ)ですすでに行われており、オポルトゥニダデスでも2003年から高齢者支援が始まっていた。そして連邦政府が2006年に、人口3万人未満の町村に居住し、老齢年金やその他の公的支援を受けていない70歳以上の高齢者に新規の現金給付を開始した。2012年には対象地域が都市部にも拡大され、翌2013年11月には受給開始年齢が65歳に引き下げられた。開始から6年のうちに、65歳以上で、25年以上国内に居住し、所得が月額64ドル以下であるという条件を満たす全員を有資格者とする、普遍主義的な生活支援へと移行したのである。受給者数は2011年200万人、2012年300万人、2014年570万人(65歳以上人口の66%)と増加した。だが、2006年、12年、13年という大統領選挙の前後に対象拡大が図られたことから、選挙対策としての利用を批判する向きもある。

このように、二つの条件付き現金給付プログラムは捕捉範囲が広く、貧困者を包摂する生活支援策としては実績を評価されるべきであろう。しかし、そこで実践されているのは貧困者支援という枠組み内での限定的な普遍主義であり、その給付月額もオポルトゥニダデスでは最低賃金の約14日分、高齢者補助では約10日分と少額で、それだけでは生活できない補助的水準にとどめられてい

る。

3 民衆保険と医療サービスの普遍化

医療部門では、1983年には「すべての国民に医療ケアの権利を」を掛け声に、一般保健法が制定され、憲法4条に全国民に健康を守る権利が保障された。これは法的な社会権確立の先駆けである。そして2003年に保健における社会支援システム(Sistema de protección social en salud: SPSS)が組織され、民衆保険制度が始まった。その結果、現在ではほぼ国民全員が、民衆保険も含めて、なんらかの公的医療保険に加入するに至っている。

政府発表によれば、1990年代末に国民の90%以上が医療ケアを受けられる状況にあったが、そこにはさまざまな格差・不平等があった。まず、IMSS、ISSSTE等の医療保険に加入しているか否かで、受けられるケア・サービスの質は大きく異なっていた。ちなみに民衆保険発足以前の医療保険非加入者は約5000万人で、人口の半数を占めた。加えてメキシコでは医療保険制度ごとに利用可能な施設が決まっているため、質の差は保険加入者の間(例えばIMSSとISSSTEの間)にもある。不平等は政府の医療支援においてもみられる。IMSS、ISSSTEは加入者(被雇用者)、雇用者、政府の拠出によって運用されるため、加入者1人当りの公的医療費支援は、非加入者の約2倍であった。その一方で、非加入者が集中する貧困層ほど現金での治療・医薬品の支払いが多くなり、毎年200万から400万家族が医療費支出による破綻・貧困に苦しんでいることも判明した。保険加入率の低さを反映して、2000年には医療支出総額の51%が現金で支払われていた。さらに連邦予算の州への配分は前年度実績ベースであったため、政府支援の多寡には6倍もの開きがあった。医療施設・スタッフの充実した豊かな州には、より多くの配分がなされていたのである。このような不正のために、WHOの医療の公正さランキングでメキ

シコは191か国中144位であった（Bosch et al. p.4, Bonilla-Chacín et al. p.4）

2003年の一般保健法の改正および保健における社会支援システム（SPSS）の開始は、このような格差の是正と国民全員に対する健康の権利の保障を目的としていた。SPSSは民衆保険、家計破綻防止基金（FPGC）：高度治療やHIV、薬物中毒治療などへの支援基金、新世代のための医療保険（SMNG）：5歳以下の子どもの治療で民衆保険やFPGCが適用されないサービス保障、安全な妊娠のためのプログラムなどから構成される。

SPSSの柱である民衆保険は2年間の試行期間を経て2003年から正式に始まった。連邦および州の保健省が管轄する任意加入の公的制度で、加入資格要件は国内に居住し、他の社会医療保険に加入していないという2点のみで、加入・更新が容易である。所得別に定められた保険料の支払いが必要だが、所得階層下位20%に講じられていた免除措置が2010年までには所得階層下位40%、および妊婦あるいは5歳未満の子供のいる家庭にまで広がられたため、2010年には実に加入者の64%が拠出を免除されていた（Valencia Lomeli et al. p.31）。

民衆保険加入者数は統計によって異なる。もともと数値の大きい健康保障国家委員会のデータに

よれば、2004年の530万人から2010年4350万人、2011年5180万人と増加し（Bonilla-Chacín et al. p.11）、2014年には5700万人を超えた。医療保険別の加入率（表1）をみると、民衆保険加入率はIMSSに並ぶまでになっており、非加入率は大きく低下している。家計調査に基づくデータでは非加入率が32%に達しており、他のデータと大きく乖離している。しかし全体的にみれば、民衆保険の創設と拡充によって、国民の大半が医療保険制度に包摂され、指定の医療機関で現金を支払う必要もなくサービスを受けられる状態になっている。

では、どのような医療サービスを受けられるのだろうか。民衆保険では普遍的保健サービス一覧（Catálogo Universal de Servicios de Salud, CAUSES）と称される、284種の一次診療・二次医療および522の医薬品が利用できる。CAUSESの決定は健康保障国家委員会が中心となっていくが、その際には費用対効果、入手可能性、財政的安定性等が考慮されねばならず、予算枠を超えることはできないため、パッケージの内容は必要に応じて見直される（Bonilla-Chacín et al. pp.7,9）。また、医療サービス提供機関には認可制が適用される。このような柔軟で合理的かつ厳格な管理・運用によ

表1 医療保険別加入比率（%）

	メキシコ統計局データ				管轄機関データ***		全国家計調査データ****	
	2000	2005	2010	2013	2008	2010	2008	2010
IMSS	46.2	43.1	46.6	50.7	44.6	46.5	30.5	28.8
ISSSTE	10.5	10.3	10.7	10.8	10.3	10.7	6.5	6.9
その他*	2.7	2.2	3.5	2.3	1.2	1.3	2.9	2.0
小計**	59.4	55.6	60.8	63.8	56.1	58.5	39.9	37.7
民衆保険	NA	11.0	38.7	47.4	24.8	38.7	19.3	30.5
加入者総計	59.4	66.6	99.5	112.2	80.9	97.2	59.2	68.2
非加入者比率	40.6	33.4	0.5	NA	19.1	2.0	40.8	31.8

*メキシコ石油公社等、IMSS、ISSSTE以外の保険

**フォーマル部門の保険加入率

***各保険機関のデータ

****Ecueta Nacional de Gastos de los Hogares

（出所）メキシコ統計局データ INEGIホームページより筆者作成（2015年11月22日閲覧）。

その他はValencia Lomeli p.31.

て、他の医療保険で受けられるサービスとの質的差は縮小しつつあるという (Bosch et al. p.7)。

民衆保険制度はその財源を連邦政府・州政府の歳入に依存するため、財政安定化を図りながら持続可能な運営ができるよう、資源配分は一般保健法で細かに定められている。例えば、連邦政府と州政府の拠出比率を2.5、0.5とし、そのうち89%が民衆保険に、8%が次世代支援に、2%がインフラ基金に、1%が予備費に充当される。州への割り当て資金（全体の89%）の用途も、給与が40%以下、CAUSESおよびFPGCが30%以下、活動推進、予防・防止活動が20%以上と、費目ごとに支出枠が定められている。また、州間の不均衡が是正されるよう配分調整も行われている (Bonilla-Chacín et al. pp.4-7)。このような資源分配の結果、表2が示すように、州の間の不均衡、公的社会保障加入者と非加入者間の公的支援の不均衡は是正されつつあり、医療費現金払いの比率も低下している。

CCTプログラムには支持獲得のための政治利用という否定的な見方が付きまどっている。民主的政治文化が十分に根付いていない環境下で政党間競争が激しさを増していることを考えれば、現金給付策の政治利用を回避するのは難しい。対照的に、民衆保険制度においては法的にポピュリスト的運用に歯止めをかけることによって、合理的・効率的な資源配分が追求されている。だが、民衆保険に問題がないわけではない。その一つは政府の全面的な財源負担に関するもので、当初、改革の目的の一つとされた「共同負担 (co-payment)」

の文化が定着していないことである。ちなみに2010年の被保険者による拠出は民衆保険支出の0.5%以下であった (Bosch et al. pp.7,10)。しかし、民衆保険への政府予算の対GDP比はわずか0.3%にすぎず (Velencia Lomeli et al. p.32)、決して重すぎる負担とはいえない。

もう一つの懸念は、少ない拠出で、さほど劣らないサービスを受けられる民衆保険がもたらす労働市場への影響である。メキシコではフォーマル／インフォーマルの境界が流動的で、毎年、フォーマル部門の労働者の25%がインフォーマルあるいは非就業となる。ゆえに拠出負担を考慮すると、境界に位置する労働者にとっては、従来の医療保険よりも民衆保険のほうが好ましく、また企業にとっても労働者とインフォーマルな契約を結ぶことにより、余剰の確保が可能となる。IMSSから民衆保険へと加入者の移動が増えれば、労働者にとって、医療は保障されても年金の受給資格を失う可能性が出てくるだけでなく³⁾、経済全体のインフォーマル化を促進し、生産性や税収にも悪影響をもたらしかねない。Boschらはさまざまな調査結果をまとめて、2002～10年の間にインフォーマル雇用は0.4～1.0ポイント増（16万～40万職増）となり、それは同時期のフォーマル部門の雇用創出の8～20%に相当したと分析している (Bosch et al.pp.1,13-15)。

このように、条件付き現金給付型あるいは非拠出型の貧困層支援策として、とりわけ2000年以降、大規模かつ積極的にプログラムが実行され、

表2 医療支出の対GDP比

	2000	2004	2010
医療支出/GDP (%)	5.1%	6.0%	6.3%
医療への公的支出/GDP (%)	2.4%	2.7%	(2009) 3.1%
総支出に占める現金支払い (%)	50.9%	51.7%	47.1%
1人当たりの公的支出 社会保障加入者と非加入者比較	2.1 : 1.0	2.1 : 1.0	1.2 : 1.0
1人当たりの公的支出 最も多い州と少ない州の比較	6.1 : 1.0	4.3 : 1.0	3.0 : 1.0

Bonilla-Chacín et al. p.11, Knaul et al. p.1267.

制度化が進んでいる。そこには深刻な貧困問題に立ち向かわざるをえないという厳しい現実がある。そしてそれを後押ししているのが、貧困問題の国際的なアジェンダ化と、メキシコ国内における社会権・人権意識の高まりである。次節では近年の社会権に関する法的制度化過程をまとめる。

IV. 社会権・人権の法的保障

1917年に制定された現行憲法⁴⁾は、土地・資源の国家への帰属を定めた第27条、8時間労働、同一労働同一賃金、スト権などの労働者の権利を認めた第123条など、当時の最先端の内容を含んでいたといわれる。しかし、国民の権利としての教育、医療、社会保障、労働などが憲法で認められるのは、1970年代以降のことである。

第123条では制定当初から、社会保障制度に関して、障がい・生命・失業・事故等の保障制度の確立が社会的に有用であり、連邦政府および州政府は組織化に努めるべきと定められていたが、IMSSとISSSTEという具体的な機関の設置と前後して、1960年に社会保障法に関連する内容が条項に追加された。1974年12月の改正では、社会保障に老齢保障、および保育所、保護、労働者・農民・非給与者とその家族のための安寧の提供が含まれる。さらに1978年12月には、前文に「すべての個人に尊厳があり、社会的に有用な労働の権利がある。そのために、法律に準じて、雇用と労働のための社会組織の創出が準備されねばならない」と明記され、労働の権利が確立した。

第4条はもともと職業の自由を保障する条項であったが、1983年以降、社会権に該当する諸権利が盛り込まれてきた。すべての家族がふさわしい住居をもつ権利（1983年1月）、すべての人が健康を維持する権利（1983年2月）、先住民族が多様な文化を保護・推進する権利（1992年1月）、健全な環境を享受する権利（1999年6月）、必要な栄養・

保健・教育・娯楽を充足される子どもの権利（2000年4月）などである。

教育に関しては、1917年の時点から第3条で教育が無料であること、世俗的であるべきことなどが定められていたが、1993年3月4日の全面改正によって、教育をうける国民の権利と教育を提供する国家の義務が規定された。さらに2011年には、人権に関する改正をうけて、教育が涵養すべきものとして、祖国愛や国際的な連帯に人権尊重が加えられた。

2011年6月の人権に関する改正は最も意義のある改革の一つであり、それは11条に及んだ。本稿との関連では、「人権およびその保障について」と新たに題された第1条が重要である。5段落から成るその内容は以下の通りである。

第1段落：すべての個人は本憲法およびメキシコが加盟する国際条約で認められた人権およびその保護の保障を享受する。

第2段落：人権に関する規範は、本憲法および国際条約に準じて解釈され、いかなる場合もより広範な保護を個人に提供する。

第3段落：すべての公的機関（*autoridades*）は、その権限の範囲内で、普遍性・相互依存・不可分性・漸進性の原則に則り、人権を促進・尊重・保護・保障する義務を負う。国家には人権侵害を予防、調査、処罰、補償する責任がある。

第4段落：省略（奴隷の禁止について）

第5段落：エスニシティ、国籍、ジェンダー、年齢、障がい、社会的状況、健康状態、宗教、意見、性的指向、結婚の有無等による差別、あるいは人間の尊厳を攻撃したり、個人の諸権利や自由を踏みにじったりする、その他のいかなる差別も禁じる。

この改正により、人権は第2段落に記されているように、*pro homine principle*と国際的な標準に照らして擁護されることになった（Colli Ek p.7）。

Pro homine principleとは、解釈の余地なく、すべての個人にその属性にかかわらず最も有利な法が適応されることを意味する (Vázquez)。憲法には社会権という表現は使用されていないものの、このような改正を経て、現在ではより広い人権概念の中で個人の権利と国家の義務が規定されており、一般的に社会権として理解される教育・労働・保健・住居・社会保障等の権利が保障されている。

メキシコで初めて社会権ということばが用いられたのは2004年の「社会開発一般法」(Ley general de desarrollo social)である。その目的は、憲法で認められた社会権の行使を保障すること、すべての国民の社会開発へのアクセスを保障すること、政府の義務を定め、社会開発に責任をもつ機関(国家社会開発システム、Sistema Nacional de Desarrollo Social)を設置し、国家社会開発計画が準ずべき原則・指針を示すことにある(第1条)とし、憲法で保障されているのが社会権であることを明示した。また社会開発プログラムが提供する財・サービスにおいてはいかなる差別も禁止される(第2条)とし、社会開発の権利とは、教育、保健、食料、住居、健全な環境、労働、社会保障、差別のないことである(第6条)と定義される。また第20条では、社会支出の連邦予算について、実勢ベースで前年度予算を下回ってはならず、少なくともGDP成長率を上回らねばならないと定められ、権利の実現に向けた積極性をみることが出来る。しかし現実には、社会支出の対GDP比率において、メキシコはラテンアメリカ諸国のなかでも最も低いグループに属している。

メキシコは法律があっても実行が伴わない国であり、その乖離が常態化していても問題視されることは稀であった。だが、そのような姿勢にも90年代から変化が生じ、とりわけ1994年のOECD加盟、北米自由貿易協定(NAFTA)締結以降、政府は国際社会の視線に敏感になっている。憲法改正

および社会開発一般法制定にも、国際社会標準に収斂させようとする政府の強い意思が感じられる。社会扶助政策の推進と社会権確立の直接的な関連性を実証するのは難しいが、オポルトゥニダスは教育の権利、子どもの権利の実現であり、民衆保険は健康を維持する権利の保障そのものである。そして、『国家開発計画2012-2018』には、「国家の活動は国民による社会権の行使に集中せねばならない。社会権の行使は基礎的サービス、すなわち水道、衛生、電気、社会保障、教育、食料、住居などへのアクセスをとおして実現される」(Gobierno de la República)と記されているように、政府も社会権を意識するようになっていく。社会権や人権の保障が単なる法的理念にとどまるのか、実効性をもつのかは予断できないが、法的整備が新たな直接支援型のプログラムや制度に社会権という絶対的な大義を付与し、その推進力になっていると考えられる。

V. むすび

社会権、人権の法的な確立によって、メキシコは福祉国家に一歩近づいた。しかし、CCTプログラムに見られるように、現実にはパターンリズムやクライエンテリズムを脱却できているとはいえない。民衆保険に関しては、その発足をもって医療サービスの普遍的カバレッジに向けて大きく前進した(Knaul et al. p.1259)、あるいはヘルスケアが社会権になる条件が整った(Frenk et al. p.466)と、好意的評価が多い。民衆保険の導入によって、医療においてはすべての個人が何らかの保険制度に加入することが可能となっただけでなく、フォーマル部門の保険制度の対となる制度が初めてインフォーマル部門に設置されたことの意味も大きい。だが、それはメキシコの世界福祉の在り方、すなわち福祉レジームを根本的に変えるものではない。二重構造は維持されたまま、別の

基準で機能する新制度が並置されただけであり、しかもそれは社会保険間のサービスの質の差と財政的な制約を前提として運営されているからである。既存の枠組みを崩さないという方針は、オポルトゥニダデスおよび非拠出型年金についても当てはまる。新たな政策のカバレッジの広さはメキシコの福祉政策の変化を想起させるが、貧困政策という範疇で指向される普遍主義に他ならず、構造に与える影響は小さいといえよう。

新しい扶助政策は射程が広い。しかしメキシコの公的社會支出は驚くほど少ない。要するに、浅く広くという支援なのである。メキシコの公的社會支出の対GDP比は、2000年8.2%、2005年9.4%、2010年11.3%、2012年10.3%と推移しているが、ラテンアメリカ16か国の平均19.0%（2012年）を大きく下回っていた（ECLAC p.254, Valencia Lomeli et al. p.13）。保健への社會支出も、2000年1.9%から2010年2.7%に上昇したが、やはり地域の平均3.7%よりも低い。民衆保険の予算は0.3%、CCTプログラム予算は0.5%にすぎなかった（Valencia Lomeli et al.p.32）。

階層化された福祉制度、抑制された公的支出、そして本稿では触れられなかったが、社會サービスの不足、すなわち家族福祉への依存は、新しい扶助政策にも引き継がれている。だがそのことは、貧困家庭、貧困高齢者、貧困児童に対して民衆保険や現金給付政策が果たしている役割を否定するものではない。おそらくメキシコは、政策の効率性を重視する、新自由主義と親和性の高い社會扶助政策を今後も続けることになり、レジーム移行の可能性は低いであろう。しかし、社會権・人権保障の権利と國家の義務が法的に定められたことにより、政府はこれまで以上に國民の権利を考慮せねばならず、それが福祉政策にも反映されていくことになろう。

注

- 1) 具体的には5人未満の零細企業従事者、非熟練自営業者。
- 2) IMSS、ISSSTEのほかにもメキシコ石油公社、連邦電力委員会などの国営産業が独自の保険制度をもっている。
- 3) 90年代後半の改革でIMSSの医療保険には自営業者等でも拠出支払い能力があれば加入が認められることになったが、加入者は増えなかった。またIMSS老齡年金は、2000年の年金改革により老齡年金を全額受け取るための拠出期間が500週から1250週に延長された。そのため、老齡年金の満額受給は被雇用者にとって難しくなっている。
- 4) ここでは2014年版の憲法を参照する。参照資料には巻末pp.367-606に全修正が一覧として掲載されている。

参考文献

- エスピノ＝アンデルセン,G. 2000 [渡辺雅男・渡辺景子訳]『福祉資本主義の三つの世界』桜井書房。
- 新川敏光編2011『福祉レジームの収斂と分岐』ミネルヴァ書房。
- 畑恵子 2014「メキシコの条件付き現金給付政策」『ワールド・トレンド』No.229,pp.8-12。
- 2015「メキシコの福祉レジーム」新川敏光編『福祉レジーム』ミネルヴァ書房pp.167-179。
- Barrientos, Armando 2004 “Latin America: Towards a Liberal-informal Welfare Regime.” In *Insecurity and Welfare Regimes in Asia, Africa and Latin America*, edited by I. Gough, G. Wood et al. Cambridge University Press.
- Bonilla-Chacín, M. E. and Nelly Aguilera. 2013. “The Mexican Social Protection System in Health.” UNICO Studies Series No.1, The World Bank.
- Bosch, Mariano, M. Belen Cobacho and C. Pages. 2012. “Taking Stock of Nine Years of Implementation of Seguro Social in Mexico.” Technical Notes No. IDB-TN-442, Labor Markets and Social Security Unit (SCL/LMK) Inter-American Development Bank. May.
- Colli Ek, Víctor Manuel 2012 “Improving Human Rights in Mexico.” *Human Rights Brief 20. No. 1* <https://www.wcl.american.edu/hrbrief/20/1ek.pdf> (2015年11月22日最終閲覧)。
- ECLAC (Economic Commission for Latin America and the Caribbean), *Social Panorama of Latin America 2014* <http://www.cepal.cl>.
- Frenk, J. and O. Gómez-Dantes. 2009. “The Democratization

- of Health in Mexico: Extending the Right to Health Care.” In *Realizing the Right to Health*, edited by A. Clapham. Zürich: Rüffer & Rub. pp. 463-471.
- Gobierno de la República. 2013. *Plan nacional de desarrollo 2013-2018*.
- Juárez González, L. and Tobias Pfitze. 2014. “The Effects of a Non-contributory Pension Program on Labor Force Participation : The Case of 70 y Más in Mexico. ” Working Paper No. 2014-12. Banco de México.
- Knaul, Felicia Marie et al. 2012 “The Quest for Universal Health Coverage: Achieving Social Protection for All in Mexico.” *Health Policy* Vol. 380, October, pp.1259-1279. www.thelancet.com (2015年11月15日最終閲覧)
- Ley General de Desarrollo Social.<http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/264.pdf> (2015年11月15日最終閲覧).
- Secretaría de Gobernación. 2014. *Constitución política de los Estados Unidos Mexicanos*. http://www.dof.gob.mx/constitucion/marzo_2014_constitucion.pdf (2015年11月15日最終閲覧).
- Valencia Lomeli, E., D. Foust Rodríguez, and D. Tetreault Weber. 2012. “Social Protection Systems in Latin America and the Caribbean: Mexico.” Project Document. Economic Commission for Latin America and the Caribbean. <http://www.cepal.cl> (2015年11月22日最終閲覧).
- Vázquez, Yuri. 2014. “Applying the Principle of Pro Homine.” *World Intellectual Property Review*. September 29. <http://www.worldipreview.com> (2016年1月6日最終閲覧) .
- INEGI (Instituto Nacional de Estadística y Geografía) <http://www.inegi.gob.mx>.
- (はた・けいこ 早稲田大学社会科学総合学術院)

特集：福祉国家の多様性：比較福祉レジーム論の射程

東南アジアの福祉と国家についての一考察

— タイの事例をつうじて —

河森 正人

I. 東南アジアにおける福祉と国家についての
論点

東南アジアの中で社会保障が比較的整備されているタイでも、医療が皆保障化されたのみであり、たとえば一般庶民向けの年金はあまり整備されていない。もっとも、いったん導入された医療保障制度といえども、少子高齢化という条件下でその持続性には疑問が付きまとう。もちろん、いかに介護を支える仕組みを構想するかも喫緊の課題である。こうしたタイをはじめとする東南アジアの福祉と国家についての研究は緒に就いたばかりである。比較研究の面でいうと、日本、韓国、台湾の福祉国家については後発福祉国家論などの文脈で研究が進んでいるのにたいし、東南アジアについては開発主義モデルがあるものの、社会保障についての詳細かつ包括的な国別研究が未着手のため、比較研究のための基盤が未整備である。

この東南アジアにおける福祉と国家について考えるばあいの前提として、さしあたりふたつの点を押さえておく必要があるだろう。ひとつ目は高齢化の問題である。欧米諸国と東アジア（広義の）の間で高齢化のスピードに差がみられることについてはあらためてここで紹介する必要はないだろう。重要なことは、日本や韓国などの東アジア先進諸国と中国や東南アジアの間で、経済成長

と高齢化の関係性における異なるパターンがみられることである。つまり、中国や東南アジア諸国は、所得レベルが比較的低くかつ国家による社会保障が未整備な段階で高齢化社会に突入するのである。もう少し詳しくみると、東アジア（広義の）の中には、一人当たりのGDPがそれほど高くないまま「人口ボーナス」が終了し、豊かさを十分達成できていない段階で「人口オーナス」に入っていく国がいくつかあると予想されているのである。すなわち、日本、韓国、シンガポールなどは比較的高い所得に達した後で「人口オーナス」の時期を迎えるが、中国、そしてタイをはじめとする東南アジア諸国は1人当たりGDPが1万ドル以下で「人口オーナス」の局面に入っていくと予想されている。もうひとつ押さえておく必要があるのは、東南アジアでは医療サービスの普遍化の要請と高齢化にともなう介護サービス普及の要請が同時進行で起こっているということである。この点について、日本では40年ちかくのタイムラグがあった。

つぎに、高齢化と社会保障の関係について福祉分野に絞ってみておくならば、今後、中国や東南アジアの場合は農村人口が相当程度残った段階で高齢化が進行すると考えられ、政府による比較的手厚い社会保障のシステムの導入が可能であった「東アジア先進国型」とは異なる社会保障システムを考えていく必要があるといえる。たとえば、

日本、韓国、台湾などでは政府が介護保険制度を準備し、その担い手として民間介護事業者、NPO、社会福祉法人などが機能したが、中国や東南アジア諸国のとりわけ農村部ではこうした制度の導入と担い手が期待できないのである。よって、農村部で先鋭的に現れる高齢化問題に対応した、小資源型の介護システムの構築と地域福祉実践が求められているのである。

そこで、東南アジアの社会保障を比較するうえでの枠組みとして、①社会保障にかかわる「政府（サービス供給者としての）」、「コミュニティ住民組織」、「家族」、「市場」といった4つの主体の設定、およびその配置状況（portfolio of social security）の確認と、②これらを調整する政府の能力（調整者としての政府）、の組み合わせを提案したい。とりわけ東南アジアの高齢化社会における政府、コミュニティ住民組織、家族、市場のあいだの機能分担について、その地域的多様性と動態

を描き出すという作業が現在求められているといえよう。タイの場合、家族の機能が徐々に低下しつつあり、他方、市場による福祉供給がほとんど存在しないなかで、かりに「福祉社会」の主たる担い手としてコミュニティ住民組織を重視するにしても、まだまだファイナンス面や組織運営における知識面で自立できる存在ではなく、とりわけ政府のさまざまな支援なしには存続しえないという現実が存在する。したがって、長期的にみれば政府の財政的再分配の機能やサービスの供給者としての機能が低下するにしても、「福祉社会」にむけた支援者ないしは調整者としての政府の機能は軽減することはないだろう。

さらに、4つの主体それぞれが、ファイナンスとサービス供給というふたつの側面をもつことも視野に入れておく必要があるだろう。たとえば日本の介護保険のばあいという、ファイナンスは政府、サービス供給は市場や社会福祉法人によって担わ

	医療	福祉	年金（所得保障）
サービス供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフォーマル・セクターや自営業者対象の 30 パーツ医療制度（UC）では政府（国立のコミュニティ病院（CUP）を中核とする医療体制） ・ 民間被雇用者対象の社会保障基金（SSS）のスキームでは市場（民間の病院）と政府（国立の病院）が混在 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健ボランティア、高齢者在宅福祉ボランティア、住民組織などのコミュニティ住民組織 	
ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30 パーツ医療制度（UC）は、政府（国民健康保障事務局）の管轄で「税方式」 ・ 公務員・国営企業労働者医療保障（CSMBS）は、政府（財務省）の管轄で「税方式」 ・ 社会保障基金（SSS）は、政府（労働省）の管轄で「社会保険方式」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスむけのマッチング・ファンド（中央政府、地方政府、家族）としての「タムボン健康基金」 ・ 30 パーツ医療制度のもとでの障害者に対する人頭割予算（政府） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員や民間被雇用者については、それぞれの基金（政府管掌）をつうじた給付 ・ インフォーマル・セクターに対する生活補助金については、内務省行政局からの予算（中央政府）を原資とし、運営は地方政府が実施 ・ インフォーマル・セクターを対象に、コミュニティ住民組織によって運用される「コミュニティ福祉基金」

（出所）筆者作成。

図1 各分野のサービス供給およびファイナンスの主体（タイ）

れているといった具合に、分けて考える必要がある。また、タイの30パーツ医療制度（純粋に医療の部分）のばあい、ファイナンスおよびサービス供給とも政府（中央政府）によって担われている。このように、社会保障のファイナンスとサービス供給をめぐるのは、さまざまな組み合わせが存在するのである。したがって、本稿では社会保障の提供者を、「政府」、「コミュニティ住民組織」、「家族」、「市場」と設定したうえで、それぞれをファイナンスとサービス供給というふたつの部分に分けて考えることにしたい。タイにおける分野別（医療、福祉、年金）の特徴を以上の視点からあらかじめ整理しておく、図1ようになる。以下、医療分野から順番にみていこう。

II. 医療保障分野における政府の役割強化

1. 30パーツ医療制度

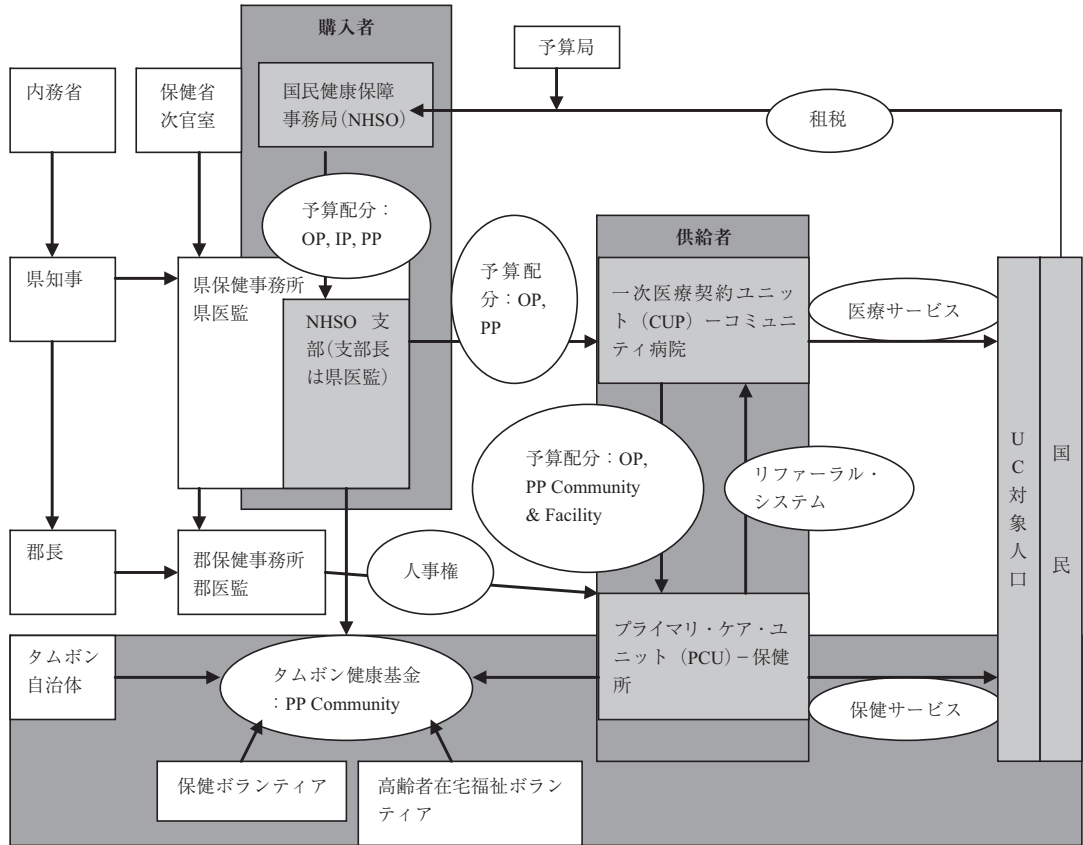
医療の皆保障化の存在を福祉国家の重要指標の一つに用いるなら、近年タイが福祉国家的指向を示していると考えられることができるが、その特徴は「税方式」と「社会保険方式」の混在である。タイでは、公務員・国営企業労働者医療保障（CSMBS、財務省管轄で税方式を採用、加入者約500万人）に加え、2002年に全民間事業所が社会保障基金（SSS、労働省管轄で社会保険方式を採用、加入者約1000万人）に強制加入となったことで、職域部門で皆保険が実現し、加えて2002年の30パーツ医療制度（UC、国民健康保障事務局管轄で税方式を採用、加入者約4900万人）の導入により地域保険が確立し、ここに国民皆医療保障が実現したとされる。

まず、タイの医療保障とりわけ30パーツ医療制度に関する国家のスタンスの変化を歴史的に考えるならば、あるいは経路依存性の議論を踏まえるならば以下のようなだろう。すなわち、タイでは農村医師官僚が1980年代においてベバリッジ型社

会保障モデルを志向していた。これを30パーツ医療制度として具体化し、1990年代末にタイ愛国党に提案したわけである。タイ愛国党政策チームはこれを基本的に了承したが、制度の持続性の観点から、当初はビスマルク型社会保障モデルを構想していた。しかし2001年1月の総選挙を目前にして所属議員は、有権者にあらたな出費を強いる、すなわち社会保険料を徴収するのでは選挙が戦えないとして、ビスマルク型社会保障モデルを拒否したのである。こうして結果的にベバリッジ型社会保障モデルが採用されることとなったのである。このように、タイの30パーツ医療制度が税方式をとることになった要因としては、官僚の理念と政治家の利害の一致があったことを指摘しうる。

この総人口の7割を対象とする30パーツ医療制度では、1回30パーツの手数料で、疾病の診断・治療（心臓病などの高額治療や伝統治療営業法に定める伝統医療を含む）、出産（2回以内）、入院患者向けの食費および室料、歯科治療、国家基本薬剤リストに沿った薬剤、医療機関間のリファーマル（送致）などのサービスがカバーされることになっている。

図2にしたがって予算フローについてみてみると、30パーツ医療制度における1人当たりの医療費予算は、①外来患者サービス（OP）、②入院患者サービス（IP）、③予防的サービス（PP）、④事故・急患サービス（AE）、⑤高額医療サービス（HC）、⑥緊急医療サービス（EMS）、⑦報酬加算的投資予算、⑧僻地加算、⑨医療過誤の際の一時見舞金などから成っており、たとえば2014年時点での1人当たりの予算額は2,895パーツである。国民健康保障事務局から各支部へは、登録人口分の予算が下りてくるが、具体的には①外来患者サービス（OP）、②入院患者サービス（IP）、③予防的サービス（PP）などがここに含まれ、その他は中央に留め置かれる。各支部での運用であるが、こ



(出所) 河森 (2009 : 131) を改変。

図2 30 パーツ医療制度 (UC) の制度設計

ここでは分離の人頭配分、すなわち①外来患者サービス (OP) と②入院患者サービス (IP) を分離する方式が採用され、登録人口分の①外来患者サービス (OP) の予算と③予防的サービス (PP) の予算が郡レベルのコミュニティ病院 (CUP) に配分される。さらに、コミュニティ病院の下にタムボン (行政区)・レベルの単数・複数の保健所 (PCU) がぶら下がる格好になっている。保健所には看護師、助産婦、事務職員が常駐して保健・公衆衛生サービス、初歩的な治療や薬の処方を行う。保健所での処置が困難で、医師による医療行為が必要な場合に保健所からリファー (送致) されるのがコミュニティ病院である。このコミュニティ病院と保健所であるが、いずれも国立の医療機関であ

る。登録人口分の人頭予算 (capitation) がコミュニティ病院から保健所へ配分されるが、これを梃子にしながらコミュニティ病院と保健所の関係性を固定化するとともに、コミュニティ病院常駐の家庭医・総合医による持続的かつきめの細かい診療を確保することが目指されるのである。

次に、地域レベルにおける健康増進やリハビリ・介護の財政的・組織的基盤として構想された「タムボン健康基金」をみておこう。この部分については、国民健康保障事務局、自治体および住民の3者の拠出によって運営される。よって、この部分については「税方式」ではなく、「マッチング・ファンド方式」が採用されている。国民健康保障事務局支出分の原資は、30パーツ医療制度の

予算細目のうちの「コミュニティ内予防的サービス (PP Community)」予算である。この「タムボン健康基金」を財源として、保健ボランティアが生活習慣病のリスク人口に対する保健指導をしたり(1次予防)、障害者や要介護高齢者向けのリハビリや介護(3次予防)を行うことが可能である。よって、30パーツ医療制度は、福祉領域もカバーする仕組みとなっているといえる。

30パーツ医療制度は、同じく税方式をとるイギリスのNHS(国民保健サービス)との類似性が認められる。ひとつめは、国民への医療サービス提供において、「購入者」(具体的には国民健康保障事務局)と「供給者」(具体的には主として国立医療機関)が分離されたことである。教育や医療といった公共性の高い分野で「購入者」と「供給者」を分離し、いわゆる「内部(擬似)市場」を創設することによって供給者間に競争状態をもたらすとともに消費者の選択肢を広げるといった試みは、イギリスの「NHS(National Health Service)&コミュニティケア法」を嚆矢とする。1990年に成立した同法では、NHSの組織を分割し、保健当局がサービスの購入機能を、NHS国立病院が保健当局の直接コントロールから外れて独立してNHS供給機能を担うことになり、供給者である病院が購入者である保健当局との契約を求めて競争する擬似市場を設定した。イギリスとの類似性のふたつめは、コミュニティ内における疾病予防の徹底を通じた上位階梯への患者送致の管理である。つまり「ゲートキーパー」の役割をコミュニティ病院に負わせることであるが、コミュニティ病院の院長に一定の制限のもとで経営資源の使用についての裁量権を広げるかわりに、成果による統制を行うという、いわば新自由主義的なマネジメント手法が埋め込まれている。

30パーツ医療制度の制度的特徴ないし意義は、政府によるサービスの総量の保障、もっといえばその財政的担保にこそあると筆者は考えている。

同制度が採用する総枠予算制は、国民医療費を全体として抑制する機能があるが、他方で人頭割予算内部の各項目のサービスを財政的に裏付けるないしは担保するものであり、これは保健医療サービスに関する政策的裁量権をも大幅に分権化したフィリピンやインドネシアと決定的に異なる点である。

2. 政府の役割強化—量的把握

1990年代半ば以降の国民総医療費の動向を概観しておくとして、まず1994年から96年にかけては、政府医療支出(すなわち公的医療保障システムの回路を流れる医療費)、民間医療支出とも80年代後半に引き続き年率15%近い率で増加を示している。重要なのは、1997年アジア通貨危機を分岐点として医療支出における政府民間比率が52対48と逆転している点である。1998年の政府医療支出は前年比1.7%のマイナスであったのに対し、民間医療支出のそれは13.7%のマイナスとなっている。その後の動向をみると、政府医療支出の伸びが民間医療支出のそれを上回っており、したがって政府医療支出と民間医療支出の差は拡大傾向にあった。とりわけ、30パーツ医療制度が導入された2002年において政府医療支出が16.2%増加している点が注目される。以上をまとめるならば、タイにおける医療費支出構造の転換において、経済のグローバル化を背景とする経済的要因、すなわちアジア通貨危機が主要な役割を果たし、これが医療支出における政府部門の役割を高めるという結果となり、加えて30パーツ医療制度の導入がさらにこうした傾向を強める作用を果たしたといえる。

人頭割予算(capitation)つまり年間の1人当たり医療費であるが、30パーツ医療制度を管轄する国民健康保障事務局と首相府予算局の折衝によりこの額が決まる。以下、図3にしたがって、2002年以降の1人当たり医療費(capitation)の変化をみてお

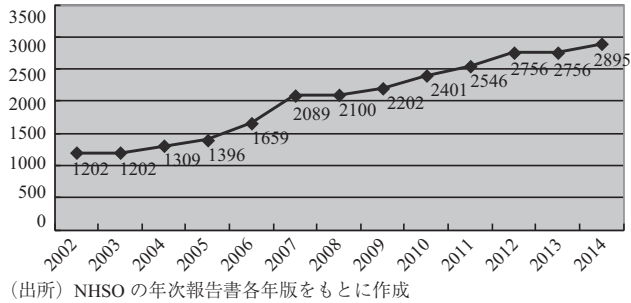


図3 30 パーツ医療制度の人頭割 (1 人あたり) 予算

こう。首相府予算局が決定した同制度の1人当たり予算の推移をみると、2005年度あたりまでは首相府予算局の極めて厳格な財政規律によって抑制されていたが、2006年度以降、伸びが著しくなっている。とくに、2006年9月19日のクーデタ後の2007年度は2,089パーツであり、前年度よりも一気に400パーツあまり引き上げられている。さらに、2006年9月のクーデタ後に成立したスラユット政権は、クーデタ後2カ月にして診療1回当たり30パーツの手数料は廃止し、対立していたタクシン首相の政策的目玉である30パーツ医療制度を廃止するのではなく、むしろそれを強化した。このように、政治家と軍とのあいだで、福祉国家（とりわけ医療保障分野）の整備についてのいわば競争が起こったことが注目される。

政府の役割強化によるもっとも顕著な効果は、医療格差の是正である。ウィロートらが2002年に行った、30パーツ医療制度下における所得階層と医療機関別受診との関係性についての調査によれば、中核病院・一般病院の入院サービスは貧困層よりも富裕層に対して便益を与えており、他方、保健所およびコミュニティ病院の外来サービスは富裕層よりも貧困層に便益を与えていることが確認される。この点は、プーシット、ウィロートおよびカンチャナーが2007年に行った、政府医療支出の受益効果に関する研究によっても追認される(Phusit, Viroj and Kanjana 2007)。30パーツ医療制

度の前後において、政府医療支出の階層間分配がどのように変化したかをみると、2001年の政府医療支出が587億パーツであったのに対し、2003年のそれは807億パーツに増加したが、そのうち最貧困層(Q1)に回ったのはそれぞれ28.1%、31.3%と5分位階層のなかで最も比率が高く、さらに、同期間の増加率は53%と他の階層の増加率を上回っている。

III. 福祉分野における政府の補完性

1. 障害者福祉分野

次に、福祉分野についてみておこう。ここでは、障害者福祉と高齢者福祉を中心にふれることにする。

まず、障害者福祉であるが、サービス給付については、インフォーマル・セクター対象の30パーツ医療制度(UC)のもとでの、また民間被雇用者対象の社会保障基金スキーム(SSS)のもとでの給付がある。また、インフォーマル・セクター対象の定額の現金給付がある。こうしたインフォーマル・セクター対象の制度、つまり30パーツ医療制度のもとでの人頭割予算、そして定額の現金給付については不十分で、政府の役割は補完的なものにとどまっている。

インフォーマル・セクターへのサービス給付についてみると、さきの医療分野でみたように、30

パーツ医療制度のもとでは1人当たり医療費をあらかじめ定める人頭割予算を採用しており、2014年度の1人あたり人頭割予算は2,895パーツになっているが、2003年度からそのなかに障害者福祉予算が計上されるようになった。当初4パーツであった障害者福祉向け人頭割予算は、現在では12.88パーツに引き上げられている。30パーツ医療制度の制度内で障害者福祉にどれくらいの予算が使われているかであるが、総額にすると12.88パーツ×4,845万人（30パーツ医療制度対象人口）＝6億2,400万パーツが振り向けられていることになる。さらに、これに各自治体の予算が付加されることになっている。つまり、これは国民健康保障事務局と自治体による「マッチング・ファンド方式」である。上記予算の90%がリハビリや補装具の購入等に、10%が地域リハビリテーション（CBR）プログラムの推進などに充てられることになっている。CBRでは、保健ボランティアなどの地域資源が活用されている。

障害者福祉については普遍主義的志向性もみとることができる。政府は2006年に「見捨てない社会」を発表、社会開発・人間の安全保障省が障害者の掘り起こしを徹底した。さらに、2008年には生活補助金のかたちでの現金給付が導入された。従来は、資力調査にもとづく生活扶助金が支給されていたが、これを機会に一律定額的生活補助金が導入された。生活扶助金は1993年導入当初で月額200パーツ、2000年で300パーツであったが、生活補助金は2009年で月額500パーツ、現在800パーツとなっている。このように、障害者福祉については、選別主義から普遍主義へという流れがみられるようになってきている。

他方、2007年になって「障害者の生活の質向上に関する法律」が法定され、法定雇用率の仕組みを負担金制度（法定雇用率未達成の企業対象）と抱き合わせて導入したが、法定雇用率未達成の企業が7割近くあり、結局地域コミュニティ内に雇

用の場が限定されているのが現状である。

2. 高齢者福祉分野

次に、高齢者福祉についてである。国家高齢者支援調整委員会は2002年、高齢者福祉政策の指針となる「第2次国家高齢者計画」を策定した。これは20年間にわたる長期計画であるが、3つの基本理念で構成されている。その第1に、高齢者支援の主体は第一義的には「家族」と「コミュニティ」であり、「政府」による福祉については「補完的」位置にとどまることが明記されている。そこで以下、家族とコミュニティの役割分担についてみておくことにしよう。タイでは施設介護が一般化しておらず、在宅介護がメインとなる。

タイには介護保険が存在しない。基本的には家族介護が原則だが、その一方で核家族化と高齢化は着実に進行しており、介護の社会化のニーズは顕在化している。その財政的基盤となりうるのが、先述の「タムボン健康基金」である。これは、国民健康保障事務局、自治体および住民の3者の拠出によって運営される「マッチング・ファンド方式」であるが、保健ボランティアが生活習慣病のリスク人口に対する保健指導をしたり（1次予防）、障害者や要介護高齢者向けのリハビリや介護（3次予防）を行うことが可能である。問題は、資金の用途は自治体に委ねられており、介護サービスに利用しないケースも当然出てくることである。「マッチング・ファンド方式」は、ある種「社会保険方式」に類似した仕組みであるが、このように介護の社会化が全国一律に起こるわけではないことに注意しておく必要がある。さらに、自治体が導入したとしても、財源が限定的で、実質的な利用者が一部の要介護度の高い困窮老人に限定されることになる可能性が高い。実際、政府はサービスの対象者の第一優先順位を身寄りのない高齢者においている。

こうしたコミュニティにおける高齢者支援で中

核的な役割を果たすものとして整備され始めているのが「コミュニティ高齢者支援センター」であり、これは、基礎自治体であるテーサバーンやタムボン自治体に設置される「中央統括センター」と、その統括下で実際のサービスを提供する「コミュニティ・サテライトセンター」の2つからなる。

そこで、「コミュニティ・サテライトセンター」におけるサービス供給者となることが期待されている高齢者在宅福祉ボランティアについて触れておこう。もともとこれは、社会開発・人間の安全保障省の青少年・障害者・高齢者福祉支援保護事務局が推進する事業であるが、2003年から2004年にかけて8県で高齢者在宅福祉ボランティア事業を試験的に開始した。2005年11月には国家高齢者支援調整委員会がこれを全国に普及させる旨の決定をし、2005年にさらに15県、2006年にさらに48県の自治体（各県1モデル自治体）で試験的に実施された。1自治体あたり40人のボランティアを育成し、1人最低5人の高齢者の健康増進や回復期におけるリハビリ、すなわち2次予防と3次予防の連携、あるいは介護を担当することが目標とされた。さらに国家高齢者支援調整委員会は2007年1月、同事業を地方自治体の管轄とし、政府や住民と調整しながら運営させる旨の方針を閣議に提案する旨決めた。2007年4月の閣議はこの方針を承認するとともに、2013年までに全国7,778の自治体すべてに高齢者在宅福祉ボランティアを配置させる計画を決定した。事業立ち上げの2年間は中央政府が財政支援を行うが、その後は自治体の負担とすることとなった。しかし、計画は遅れ気味である。

IV. 年金（所得保障）分野の現状

1. フォーマル・セクター（公務員）

年金（所得保障）であるが、公務員や民間被雇

用者については制度が整っているが、インフォーマル・セクターについては整備が少しずつ始まっているものの、加入者は極めて限定されている。以下、年金保障の現状について、Wiphan（2012）にしたがって整理しておこう。

まず公務員についてみると、1951年に「公務員年金法」が施行されて以降、国家公務員および地方公務員は、税を財源とする無拠出の年金を受給してきた。一方、年金財政を安定化させる目的から、政府は1996年に「公務員年金基金法」を制定した。現在、「公務員年金法」のもとで存在していた全額税を財源とする給付体系と、「公務員年金基金法」のもとでの保険料を財源とする給付体系が併存するかたちになっている。「公務員年金基金法」の成立にともない、同法が施行された1997年3月27日以降に採用された者は「公務員年金基金（Ko.Bo.Kho.）」に強制加入となったが、それより前に採用された者については「公務員年金法」に基づく受給、もしくは公務員年金基金への加入を通じた受給を選択することになった。公務員年金基金については、本人と使用者（政府）が3%ずつ保険料を負担する。公務員年金基金の加入者は、2010年時点で115万6,246人である。

2. フォーマル・セクター（民間被雇用者）

1985年のプラザ合意（円高ドル安への為替調整）を契機とするタイへの直接投資増加、企業業績の好調、政府の税収増などの要因を背景に、1990年に「社会保障法」が成立した。これにより、労働災害等に限定されていた社会保障給付が、傷病、出産、障害、死亡にまで拡大されることになった。その適用範囲であるが、当初は従業員20人以上の事業所であったが、その後1993年に10人以上、2002年に1人以上の事業所に拡大された。給付内容については、1998年に老齢給付（年金）、児童手当が、また2004年に失業手当が付加された。なお、「社会保障法」の第33条が適用される、

現役労働者を対象とするもの（強制加入）と、同第39条が適用される、退職者を対象とするもの（任意加入）の2つがある。

まず第33条による給付であるが、労働災害、傷病、出産、障害、死亡、児童手当、老齢給付、失業給付が保障される。本人が支払う保険料率は省令によって改訂されるが、2009年段階で給与（上限1万5,000パーツ）の5%、2011年段階で4.5%になった。政府の支払う保険料率、事業所が支払う保険料率は、2009年段階でそれぞれ5%、2.75%であったが、2011年にそれぞれ4.5%、2.5%に引き下げられた。満55歳に達し、かつ保険料の納付期間が合計180カ月以上となった場合に老齢給付（年金）を受給する権利が発生する。第33条による給付に加えて、第39条による給付もある。これは退職後も社会保障基金への加入を希望する者を対象とする。その場合、すでに12カ月以上にわたって保険料を納付している必要があり、退職後6カ月以内に申請しなければならない。保険料は月額432パーツで、労働災害、傷病、出産、障害、死亡給付、および老齢給付を受けることができる。民間被雇用者については、1階部分の第33条による給付に加えて、2階部分の「退職積立基金（プロビデントファンド）」（任意加入）による給付が準備されている。本人は給与の2%以上、15%未満を月々積み立て、これに雇用主の負担金（本人の積立金を下回らない額）が加わることになっている。加入者は2011年時点で231万6,771人である。

3. インフォーマル・セクター（農民、自営業者等）

インフォーマル・セクターについては、年金に相当するものとして、①定額の生活補助金、②「社会保障法」の第40条による給付、③「マッチング・ファンド方式」による「コミュニティ福祉基金」などがある。

まず、定額の生活補助金についてであるが、

2003年に政府（内務省社会福祉局）は、60歳以上の貧困者を対象に月額200パーツの生活補助金の支給を開始した。さらにその額は2000年に月額300パーツ、2007年に月額500パーツに引き上げられた。その後2009年になって、公務員年金受給者や公務員給与を受けている者を除くすべての60歳以上の高齢者に月額500パーツの生活補助金が支給されることになった。さらに2012年以降、60~69歳の高齢者の場合は月額600パーツ、70~79歳の場合は月額700パーツ、80~89歳の場合は月額800パーツ、90歳以上の場合は月額1,000パーツが支給されることになった。よって、この部分では普遍主義的な志向性がみられる。

インフォーマル・セクターについては、「社会保障法」の第40条による給付を受けることができる。これは、強制加入の民間被雇用者と異なって任意加入であり、2つの形態がある。1つは本人が月額70パーツの保険料を納付し、政府がこれに30パーツを補填するもので、労働災害、傷病、死亡の際に給付を受けることができる。もうひとつは本人が月額100パーツの保険料を納付し、政府がこれに50パーツを補填するもので、労働災害、傷病、死亡、老齢給付を受けることができる。老齢給付については60歳時に一時金として支払われる。給付額は、保険料の総額に所定の付加金等を加えたものが給付される。

「社会保障法」の第40条による給付は老齢一時金の形態をとるものであり年金ではないが、それを補完するために政府は2011年5月に「国民貯蓄基金法」を制定し、保険料に基づく貯蓄制度を設置することとした。「国民貯蓄基金」への加入の条件は、15歳以上60歳未満で、社会保障基金、公務員年金基金など他の基金の加入者でないことなどである。保険料は月額50パーツ以上で、年齢段階に応じて一定額の政府の付加金が補填される。給付月額は、本人が納付した保険料および政府の付加金の総額に運用益を加味した額により算定さ

れる。ただし、2013年になって財務省は、「国民貯蓄基金」による給付が「社会保険法」第40条による給付と重複するとの理由から、「国民貯蓄基金」への加入者の募集を棚上げしている。以上のように、民間被雇用者を対象にはじまった「社会保険法」のもとでのサービスを、インフォーマル・セクターにまで拡張する制度ができつつあるものの、それは任意加入であり、加入者は極端に少ない。「国民貯蓄基金」にいたっては、加入者の募集を棚上げしている。

さらに上記のふたつを補う目的で、中央政府、自治体、住民の3者の拠出による、「マッチング・ファンド方式」をとる「コミュニティ福祉基金」が設立され始めているが、いまのところ設立はごく一部の自治体に限られている。この「コミュニティ福祉基金」は、年金以外に、出産、教育、傷病、生業維持、職業訓練といった項目もカバーし、基金の認可や指導は社会開発・人間の安全保障省傘下の「コミュニティ組織開発研究所（CODI）」が行うこととなっている。

V. まとめ

タイでは、30パーツ医療制度の導入により、とりわけ疾病治療時における金銭的リスクを個人(out of pocket)もしくは「家族」ではなく「政府」が引き受けることが可能となった。他方、福祉分野（高齢者福祉、障害者福祉）について「政府」は、「家族」や「コミュニティ」を背後から支えるという役割りに徹する方針である。具体的にいうと、そのファイナンスについては「政府」（中央および地方）および「家族」が「マッチング・ファンド」を形成し、また、サービス供給面においては「コミュニティ住民組織」を支援する仕組みが構築された。ただし、サービス供給面において「コミュニティ住民組織」が主流に転換したことを意味するのではない。将来はともかく、現状に

おいては低下しつつあるとはいえ、まだまだ「家族」の扶養機能が主流の位置を占めているのである（家族の場合、サービスは無償となる）。一方、老後の所得保障制度をみると、政府による600パーツから1,000パーツの生活補助金が導入されているが、きわめて不十分である。また、「社会保険法」の第40条などによる給付もほとんど普及していない。よって、ここでもマッチング・ファンド方式をとるコミュニティ福祉基金などが期待されている。

このように、医療分野にかぎっていえば、「政府」が30パーツ医療制度をつうじて医療を保障することになった。それ以外の分野、すなわち福祉や年金部門では、「家族」や「コミュニティ」を背後から支えるという役割りに徹しているのが現状である。ただし、「政府」の調整者としての機能には着目しておく必要がある。一般的に30パーツ医療制度は「政府」による医療供給の保障のための制度であると認識されているが、これは供給者としての「政府」にのみ着目するものであり、30パーツ医療制度の一面しか言い当てていない。それだけでは認識が不十分なのであって、実のところ、30パーツ医療制度は、供給者としての「政府」、「市場」、「コミュニティ住民組織」、「家族」を構成要素とする社会保障（とりわけ医療保障・福祉）全体のデザインおよび調整を意図する「制度」であるとみるべきなのである。たとえば、30パーツ医療制度は、福祉分野（高齢者福祉、障害者福祉）における「マッチング・ファンド」形成の際の調整的な機能を保持しているのである。言い換えれば、「政府」の持つ、4つの提供者間の制度的橋渡し（institutional bridges）の機能に着目せねばならないのである。

以上のような視点を手がかりに、東南アジアの福祉と国家についての比較研究が可能になるものと思われる。

参考文献

- 河森正人 (2009) 『タイの医療福祉制度改革』御茶の水書房。
- Phusit Prakhongsai, Viroj Tangcharoensathien and Kanjana Tisayatikom (2007) “Rawang khon chon kap khon ruai khrai dai rap prayot chak kan sang lak prakan sukkhaphap thun na” (貧者と富者-30パーツ医療制度で誰が利益を得たのか), *Warasan wichakansatharanasuk* (『保健医療研究』), Nonthaburi: Krasuang satharanasuk.
- Wiphan Prachuapmo ed. (2012) *Rai-ngan prachampi sathanakan phu sung ayu thai* (タイ高齢者の現状 年次報告書), Munnithi sathaban wichai lae phatthana phu sung ayu thai (タイ高齢者開発調査研究所財団) 他。
- (かわもり・まさと 大阪大学大学院教授)

投稿（論文）

イギリスの高齢者介護費用負担制度改革

— 責任と公平を巡る17年間の議論 —

伊藤 善典

■要約とキーワード

I はじめに

イギリスでは、高齢者の介護は、第一義的には本人及び家族の責任とされ、インフォーマルな無償介護に大きく依存する (Pickard et al., 2007)。介護サービスについては、日本と同様、民間又は自治体の介護施設や在宅サービス事業者が提供するが、その費用負担は、介護保険で行われる日本と大きく異なる。イギリスでは、国民保健サービス (National Health Service, NHS) が負担する医療関連部分を除き、全額自己負担が原則であり、低所得者に対してのみ公費による補助が行われる。公的介護制度は1948年国民扶助法にまで遡るが、救貧法の伝統を受け継ぎ、60年以上の間、自ら介護費用を負担できない重度の要介護者のみを対象とする、選別主義的なセーフティネットであった (Fernández et al., 2009; Comas-Herrera et al., 2010)。

この仕組みの下では、高齢者が自宅で生活できなくなり、介護施設に入所する場合、まず自らの収入や資産で対応し、貧困層に転落した後、公費負担を受けることになる。その過程で入所費用を捻出するため、自宅を売却せざるを得なくなる者が出てくる。イギリスでは、年金額は低いが、高齢者の持ち家率は高い。政府は、毎年、3~4万人程度の高齢者が自宅を売却すると推計しているが、住み慣れた自宅を売却することは高齢者に

とって大変な苦痛であり、社会問題となってきた。また、介護サービスの提供・財源確保の責任は自治体にあるが、自治体財政は厳しい状況が続いており、高齢者介護向け予算の抑制により、公費支援を受ける高齢者の数も年々減少している。

このような中で、介護費用¹⁾、特に高額な施設入所費用の負担のあり方を巡っては、1990年代から様々な改革案が公表されてきたが、高齢者介護は必ずしも政治的な優先課題ではなかったため、抜本改革には至らなかった。2014年、キャメロン保守党・自民党連立政権において漸く大きな見直しが行われたが、その内容は、介護費用の生涯負担上限を設定するという、他の国にも例を見ない革新的なものとなった。

一般的には、負担のあり方については、効率性も含め、様々な観点から検討がなされるが、政治的には国民が納得するかどうかにつけるため、主要な論点は、責任の所在と公平であると考えられる。ただし、一口に責任と公平といっても、その内容は国や経済社会の状況により異なる。イギリスでは、伝統的に介護費用の負担は私的責任と考えられてきたが、政府の責任を強化すべきとの意見も強い。また、公平は主観的なものであり、人々の持つ公平感は様々である。2009年にブラウン労働党政権が緑書 (HMG, 2009) を公表し、国民から大々的に意見募集を行った介護大議論 (Big Care Debate) では、参加者は特に負担の公平

に関心があったが、長年の議論にかかわらず、何が公平なシステムであるのか合意がなく、参加者も明確な定義を求めている（DH, 2010）。

介護の特徴を負担に関わる面から見ると、第1に、国民全てが受給する可能性がある年金や医療と異なり、介護を受ける者は限られていること、第2に、要介護状態になったとしても、介護サービスを受けず、家族が介護をする場合があること、第3に、年金等と同じく、どれくらい長生きするかわからないため、生涯の費用負担が不確定であること等があげられる。このような特徴を持つ介護の費用負担において公平として何が重視されるかは、その責任に関する規範意識と関係している。費用負担は私的責任（公的支援は選別主義的）とされる場合、勤勉や儉約の結果としての貯蓄で介護費用を支払った高齢者は、そのような努力をしなかった者に公費で支援がなされれば、不公平と感ずることになろう。ただし、介護費用の支払いのために貧困に陥ったり、資力が乏しく介護を受けられない者が生じたりするのであれば、さすがに社会的に不公正ということになる。費用負担は公的責任（公的支援は普遍主義的）とされる場合には、資力に関わりなく全ての者が平等に介護サービスにアクセスできることが公平とされよう。しかし、その場合でも、サービスを受ける可能性が小さい者は、全ての者が負担する税や保険料で費用が賄われるのは不公平と考えるかもしれない。特に人口構成が変化する中では、世代間で受益と負担のバランスが保たれているかどうか（世代間公平）が問題となる。なお、いずれの場合であっても、同じ資力で同じサービスを受けながら負担に違いがあれば、直ちに不公平感が生じることになろう。

各国の費用負担のあり方は、その責任の所在と公平に関する国民の意識が反映されていると考えられるが、イギリスの制度改革では、どのような考え方が重視されたのであろうか。本稿では、こ

れを明らかにするため、この問題への取組みが本格的に開始された1997年以降の議論を振り返り、様々な改革案について比較検討を行う。なお、イギリスの介護制度は日本のように高齢者と障害者に分かれていないが、本稿で介護という場合、高齢者介護を指す。また、イギリスは、イングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドの4地域からなるが、本稿では、特に断りのない限り、イングランドについて記述している。

II 介護費用負担の現状

広い意味での介護費用は、大きく、ケアの費用（看護ケア、パーソナルケア、家事援助等の費用）と食費・居住費（ホテルコスト）に区分される。看護ケアは医療サービスに区分され、パーソナルケアは食事、排せつ、入浴、衣服の着脱等における身体介護、家事援助は主として在宅の者を対象とした掃除、洗濯、買い物等のサービスである。現在、看護ケアの費用についてはNHSが負担しており、その他の費用では、自治体による公費支援の仕組みがある。

高度な要介護状態になる可能性があるのは、女性の3分の2、男性の2分の1であり、65歳時点で死亡までにかかるケアの費用（看護ケアを除く。）の平均費用は、女性40,400ポンド、男性22,300ポンド、平均31,700ポンドと推計されている。20%の人々が千ポンド以下で済むが、他の20%は5万ポンド以上かかる。特に認知症のような症状を持ち、介護施設に長期に入所する者は高額な費用に直面する（HMG, 2009）。65歳時点で、10%の人々は、生涯の費用が10万ポンド以上になる可能性がある（Commission, 2011）。

介護施設であるケアホームには、パーソナルケアを提供するレジデンシャルホームと、看護ケアも提供するナーシングホームがある。国家統計局によれば、2011年現在、29.1万人の65歳以上の者

がイングランド・ウェールズのケアホームに入所しており、この年齢層の3.2%を占める。また、85歳以上の者が全体の6割、女性が全体の8割を占める(ONS, 2014)。平均入所期間は、2年程度である(HMG, 2009)。

ケアホームの料金は、事業者が自由に設定する。介護を要する高齢者は、自治体のニーズ評価を受けた上、施設を選択するが、公費支援を受ける場合、その入所費用は委託費として自治体から施設に支払われる。レジデンシャルホームへの委託費(平均)は、2013年度で週540ポンドであった(DH, 2015)。自治体は、ミーンズテストを行い、高齢者の収入を上限として費用徴収を行うが、現預金、証券、不動産等の資産も収入に換算される。資産価値が14,250ポンド未満であれば、当該資産は無視されるが、14,250ポンドから23,250ポンドの間では、250ポンドごとに1ポンドの収入があるとみなされる。費用徴収額が委託費に満たない場合、その差額は自治体の補助ということになる。資産が23,250ポンド以上であれば、費用全額が自己負担となり、補助がなくなるため、自治体を通さず施設と直接契約を結ぶ者が多い。なお、委託費の水準は自治体と施設の交渉により決まり、自治体ごとに異なるが、財政状況を反映して施設が望む水準より低く設定されることが多い。委託費の水準が施設が提示する料金よりも低い場合には、その差額は高齢者の家族等が支払うことになる。

少し古いデータであるが、2006~2008年の65~74歳の保有資産の平均は28万ポンド(中央値21万ポンド)、75~84歳の平均は23万ポンド(中央値18万ポンド)である。また、高齢期には自宅の売却が多くなるため、50~64歳の持ち家率は79%であるが、85歳以上では63%に下がる(ONS, 2009)。なお、2014年の住宅価格の平均は18万ポンドであった(Halifax House Price Index)。高齢者がケアホームに入所する場合、自宅の売却まで12

週間の猶予があり、その期間を過ぎても売却できなければ、自治体と高齢者は費用支払いの延期を合意することができる。自宅が売却されるか、高齢者が死亡したときに、その費用は償還される。ただし、自治体にこの措置を講じる義務はない。

会計検査院によれば、2013年度、自治体は、高齢者介護で100億ポンド弱を負担し、その半分がケアホーム関連であった(NAO, 2014)。自治体が補助を行った高齢者数は、2006年度末の85万人から2013年度末には58万人に減少し、ケアホーム入所者数は、20万人から17万人に減少した(Health and Social Care Information Centre)。1990年代以降、自治体の財源不足により、要介護度の高い者へのサービス提供の重点化、委託費単価の削減、利用料金引上げ等が行われ、特に財政危機による2010年度からの緊縮政策は、この傾向に拍車をかけた。2011年度末には、13万人の高齢者が自費でケアホームに入所していた(HMG, 2012)。

なお、民間介護保険については、介護を要する状態になったときに保険料を一時払いし、死亡するまで年金を受け取ることができる商品(immediate needs annuities)が販売されているが、市場規模は小さく、2.3万人が加入しているにすぎない(ABI, 2014)。

III 改革の経緯

1 プレア労働党政権の改革

前述のとおり、イギリスでは、介護費用は自己負担が原則であり、低所得者にはミーンズテストにより補助が行われてきた。しかし、1990年代以降、自宅売却の問題が顕在化し、費用負担への関心が高まったことから、メジャー保守党政権は、総選挙直前の1997年3月、民間介護保険に加入した場合、資産保有上限を緩和するというパートナーシップ・スキームの導入を公約したが、具体化には至らなかった(平岡, 2003)。

1997年5月に発足したブレア労働党政権は、教育とNHSへの財源配分を優先させる方針であったが、公約であった介護制度の見直しにも取り組んだ。ブレア首相は、秋の労働党大会で「年金生活者が介護を得るための唯一の方法が自宅の売却であるような国で子どもたちを育てたくない」と演説した²⁾。同年12月、「長期介護に関する王立諮問委員会」が設置され、1999年3月、同委員会は看護ケアとパーソナルケアの無料化を提言した。看護ケアは、在宅の場合、NHSの一環として無料で提供されてきたのに対し、ケアホームでは、食費・居住費と同様、原則自己負担とされていた。この提言に対し、政府は、NHSとのバランスの観点から、看護ケアの無料化は受け入れたものの、委員会の少数意見 (Joffe and Lipsey, 1999) を採用し、パーソナルケアの無料化を拒否した。政府は、勧告への回答 (DH, 2000) において、その理由として、既に施設入所者の4分の3が公費支援を受けていること、NHSの拡充に充てられるべき財源が無料化に回され、サービスの改善にもつながらず、資源の使い道として最善でないことをあげた。他方、提言に基づき、施設入所後3か月間、ミーンズテストの対象資産から自宅を除外することとした。高齢者が心理的圧迫を受けることなく自宅を売却すべきかどうか考える時間を確保するとともに、リハビリ後の自宅復帰を可能にするためである。また、自宅が売れるまで自治体が無利子融資を行う仕組みの導入、ミーンズテストの資産保有上限の若干の引上げ、費用徴収の自治体間格差を縮小するための指針の策定が行われた。

結局、ブレア政権による改革は、ナーシングホーム入所者では負担軽減になったものの、パーソナルケアと食費・居住費の負担はなお重く、また、ケアホーム料金が継続的に上昇する中で、自宅売却を防ぐ効果はほとんどなかった。このため、2002年にスコットランドがパーソナルケアの無料化を独自に実施したこともあり、イングリ

ドでも議論が続くことになった。まず、ジュリアン・ルグランがパートナーシップモデルを提案し (Le Grand, 2003)、デレク・ワンレスによるキングス・ファンドのレポートがこれに高い評価を与えた (Wanless, 2006)。パートナーシップとは、国と個人の協力関係を意味する。具体的には、低所得層に配慮しつつ、個人が私的に負担した費用の一定割合に対し、公費による補助を行う仕組みである。提案の背景には、ミーンズテストを通じた公費補助が貯蓄インセンティブに悪影響を与えているとの認識があった。また、ジョセフ・ローントリー財団は様々な改革案の検討を行い (JRF, 2006)、国際長寿センターUKも社会保険方式の導入を提案した (Lloyd, 2008)。

なお、パーソナルケアを無料化したスコットランドでは、NHS病院や介護施設のベッド数が減少する一方、在宅受給者が増加し、自宅売却の可能性は、イングランドよりは小さくなった (Bell and Alison, 2012)。しかし、財政支出の増加が必要となり、自治体の財源不足につながった (Audit Scotland, 2008)。自治体は、予算制約がある中で無料ケアの提供義務を負ったため、要介護度の高い者へのサービス提供の重点化、他のサービスの縮小等が行われ、要介護度の低い者は家族に頼ったり、自費でサービスを確保したりするようになった (Bell and Alison, 2012)。

2 ブラウン労働党政権の改革

ブレア首相の後継のブラウン首相は、2009年7月、介護費用負担のあり方について緑書を公表し、介護大議論を開始した。また、この手続きとは無関係に、同年9月、翌年の総選挙を念頭に、労働党大会で突然、税財源により在宅のパーソナルケアを無料化する方針を表明した。保守党もこれに対抗し、施設での無料ケアを保障する民間保険への加入を奨励する「自宅保護制度 (home protection scheme)」を導入すると発表した。

2009年11月、政府は、在宅パーソナルケア無料化法案を議会に提出した。高齢者団体等は歓迎したが、7億ポンドの財源が必要とされた。翌年2月、政党間協議が行われ、政府は、制度の詳細を検討するための委員会を設けることを提案したが、保守党はこれを拒否した。法案は成立したものの（Personal Care at Home Act 2010）、貴族院での採決に当たり、無料化に批判的であった労働党のワーナー議員（前保健相）が造反する事態となった。

他方、政府は、議会での審議に合わせ、2010年3月、国民介護サービス（National Care Service, NCS）創設を内容とする白書（HMG, 2010）を公表した。白書では、第1段階で、在宅パーソナルケアの無料化、第2段階で、受給資格要件の全国統一、施設入所から2年経過後のケアの費用の無料化と負担のあり方を議論する委員会の設置、第3段階で、パートナーシップモデルの考え方を踏まえた公費負担を社会保険で補完することにより、必要ときに無料の介護が受けられる包括的な仕組みの構築と食費・居住費の支払延期制度の普遍化を行うこととされた。

2010年総選挙では、労働党はNCSの創設、保守党は自宅保護制度の整備、自民党はパートナーシップモデルの導入を公約し、介護費用負担のあり方は一つの争点となった。

3 キャメロン連立政権の改革

2010年5月、キャメロン保守党・自民党連立政権が誕生したが、両党は、民間保険加入やパートナーシップモデルを含め、あらゆる選択肢を検討するための委員会を設置することで合意し、ブラウン政権が成立させた法律を凍結した。同年6月、エコノミストのディルノットを委員長とし、労働党のワーナー貴族院議員も加わった「介護の財源確保に関する委員会」（以下「ディルノット委員会」という。）が設置され、2011年7月、ソーシャ

ルケアの費用（看護ケア以外のケアの費用）の生涯負担上限（ミーンズテストにより公費支援を受けている場合は、負担額ではなく、累積費用の上限）を2.5～5万ポンドの間で設定し（3.5万ポンドが適切）、それ以上の費用がかかる場合は政府が負担すること、ミーンズテストの資産保有上限を大幅に引き上げること（10万ポンド）、食費・居住費負担に上限を設定すること（年7千～1万ポンド）、支払延期制度の実施を自治体に義務付けること等を内容とする勧告（Commission, 2011）が公表された。福祉関係者はこれを歓迎し、政府と労働党に勧告の内容を実現するよう要請し、労働党もコンセンサス形成のための政党間協議を行うよう政府に申し入れた。しかし、改革には17億ポンドの財政支出が必要となるため、厳しい歳出削減を行っている最中、財務省は消極的であった³⁾。

2012年7月、政府は、進捗レポート（HMG, 2012）を公表し、財源確保が可能であれば、ディルノット委員会の勧告が新たな負担モデルの基礎となることに同意した。しかし、その時点でも制度導入にコミットせず、半年以上経過した2013年2月になって、2017年度から実施すると発表した。全体として勧告の内容に沿ったものとなったが、生涯負担上限については、7.5万ポンド（2011年価格6.1万ポンド）と、勧告から乖離した水準となった。ハント保健相は、新制度では、年10億ポンドの財政支出が必要となるが、新たに10万人が支援を受けられるようになると説明した。さらに、同年3月、オズボーン蔵相は、景気が回復過程に入ったとして、生涯負担上限を7.2万ポンドとし、2016年度から前倒し実施すると発表した。これに対し、労働党は、ディルノット委員会の勧告や政府提出法案は基本的には歓迎するが、政府提案の上限は高すぎると批判した（The Labour, 2014）。

法案審議は2013年5月に始まり、多数の修正がなされたが、2014年5月に成立した（Care Act 2014）。与野党議員や関係者の間で改革を進める

必要性についての幅広いコンセンサスができていたため⁴⁾、労働党も改善に向けた重要な第一歩と評価し、最終的には反対せず、17年間にわたる議論は漸く収斂の方向に向かうことになった。

その後、政府は、2016年度実施に向けた準備を進めていたが、キャメロン政権は、2015年7月、制度改革の実施を2020年度まで延期することを突然表明した⁵⁾。この背景には、ディルノット委員会や議会も指摘していた自治体の財源不足の問題がある。自治体団体は、緊縮政策が続く中、制度改革により更に財政が悪化すると懸念から、国に制度改革実施の延期を申し入れていた⁶⁾。同年5月の総選挙の勝利で自民党との連立を解消し、フリーハンドを得ていたキャメロン政権は、これを受け、実施延期に踏み切った。ただし、自治体側も制度改革には賛成しているので、費用負担の基本的仕組みに関する議論は決着がついていると考えてよい。

IV 各案の考え方

提案されてきた様々な改革案を費用負担の責任の観点から区分した上、公平に関する議論を中心に整理すると、次のとおりである（表1）。

(1) 私的責任を前提とする案

介護費用の自己負担を前提とした上、その支払いを支援するための仕組みとしては、次のようなものが議論されてきた。

まず、民間介護保険の活用は、保守党が主張する伝統的な改革案である。介護リスクを集団でプールするものであり、要介護になる確率が大きい者ほど高い保険料を払う給付反対給付均等の原則が保険技術的に公平とされるが、ディルノット委員会は、イギリスに民間の積立保険が存在しない理由について、保険契約期間が長く、不確実性が高いため、価格付けが困難であること等を指摘

表1 介護費用負担制度の改革案

	選択肢	内容	提案者
私的責任を前提	自宅保護制度	民間保険加入の奨励	保守党
	食費・居住費の明確化	自己責任の明確化と年間負担上限の設定	ディルノット委員会
	支払延期制度の普及	自治体の実施義務化	王立諮問委員会、ブラウン政権、ディルノット委員会
私的責任に公的責任を組み合わせ	パートナーシップモデル（+民間保険）	ケアの費用の一定割合を公費負担、残りは自己負担（又は民間保険加入）	ルグラン、ワンレス、自民党
	ソーシャルケア費用の生涯負担上限設定	上限までは自己負担。上限を超えると、全額公費負担	ディルノット委員会
	公費支援対象拡大	ミーンズテストの資産保有上限の引上げ	王立諮問委員会、ディルノット委員会
公的責任への移行	看護ケアの無料化	公費負担	王立諮問委員会
	パーソナルケアの無料化	公費負担	王立諮問委員会、ブラウン政権（在宅ケアのみ）
	社会保険	高齢者から保険料徴収	国際長寿センターUK
	国民介護サービス（NCS）	パートナーシップモデルの考え方を踏まえた公費負担を社会保険で補完	ブラウン政権

（出所）筆者作成。

した。また、保険商品が販売されたとしても、加入者による逆選択が生じやすく、保険料水準が高くなるため、低所得者は加入できない可能性がある。保守党提案の自宅保護制度は、民間保険加入を奨励する案であり、65歳時点で8千ポンドの一時払い保険料を払えば、ケアの費用が生涯無料になるとする。保守党は、これにより中所得層の自宅売却を防ぐことができると説明したが、専門家はその推計が過小と指摘し（Featherstone and Whitham, 2010）、自民党もこのような仕組みは機能しないと批判した。

食費・居住費については、施設入所者が公費支援の対象となっているのは、在宅の場合とのバランスを欠く。このため、他の介護費用と区別し、自己負担されるべきということに反対する意見はない。ただし、ディルノット委員会は、自治体間格差をなくすため、1人暮らしの高齢者の所得水準を踏まえ、その負担に上限が設定されるべきとした。なお、改革後も、要介護者に資力がなければ、自治体が代わって負担することには変わりはない。

また、支払延期制度の実施を自治体に義務付ける案についても、異なる自治体に住む者の間の公平を確保するという趣旨に反対する者はおらず、ディルノット委員会は、自治体の負担を軽減し、積極的な取組みを促すため、利子の付与を認めるよう提案した。法案審議では、利子率に自治体間格差が生じないようにすべきとの議論がなされ、連立政権も規則により上限を設定することを約束した⁷⁾。また、労働党から、支払延期制度を利用できる者は、金融資産が23,250ポンド未満でなければならないという基準を大幅に引き上げるべきとの議論があったが、連立政権は、この仕組みは流動資産が不足し、介護費用支払いのため家を売らざるを得ない者を救うのが目的であり、多額の金融資産を持つ者に低利融資の機会を与えることではないとして拒否した⁸⁾。

(2) 私的責任に公的責任を組み合わせる案

所得に関わりなく介護費用を全額自己負担とする場合、長生きし、要介護状態が長期にわたれば、生涯の負担が巨額になり、介護を受けられない者が出てくるため、私的責任が強調される社会でも公平とは言い難い。このため、私的責任を前提としつつも、これに公的責任を組み合わせる必要が生じる。そのような案としては、まず、ルグランやワンレスが提案したパートナーシップモデルがあげられる。ブラウン政権の緑書は、このモデルの原理は正しく、新たなシステムの基礎になると評価した。緑書によれば、パーソナルケア費用の1/4~1/3を税財源で負担し、資力が小さければ、その割合を大きくする。介護を実際に受ける者がその費用に応じて支払うだけで済み、受けない者は払う必要がないことが長所とされる。また、要介護者全てが社会全体から支援を受け、資力に応じて負担するため、以前よりも公平になるとされる。他方、短所は、将来の費用を予測できないため、自宅売却の可能性が残ることであり、これを個人の責任に帰すのは不公平であるとした。これを補う方策として、緑書では、民間保険又は社会保険との組み合わせが議論された。民間保険との組み合わせでは、政府が費用の一部を負担することから、民間保険だけの場合よりも保険料は低くなる。保険料は事前に支払われるか、加入者の死後に自宅の売却等により清算されることになるが、任意の仕組みであり、加入者の確保には限界があるとされ、選択肢として最後まで残らなかった。他方、社会保険との組み合わせは、私的責任から公的責任に完全に移行させる案である（(3)参照）。

次に、連立政権によるソーシャルケア費用の生涯負担上限の設定は、従来にない全く新しい発想である。ディルノット委員会は、長期の介護による破滅的な負担に対する不安をなくす観点から、公平かつ現実的な水準として3.5万ポンドを提案

し、要介護高齢者の4分の1がこの水準に達することになるとした。生涯の費用が15万ポンドの場合、上限がなければ資産の9割を失う者が出てくるが、3.5万ポンドを上限とすると、3割までで済む。連立政権は、財政事情に配慮し、上限を7.2万ポンド（2016年度。2011年価格では6.1万ポンド）に引き上げたため、これに達する者は16%に減少したが（DH, 2013）、この改革の結果、無限の負担と自宅売却を行う必要はなくなり、不公平な制度を終わらせることができると説明した⁹⁾。法案審議では、労働党は、その基本的考え方には賛同するものの、政府提案の上限は高すぎるため、施設に入所した中所得層が死亡する前にその費用負担が上限に達することはなく、自宅を売却せざるを得なくなる状況は改善されないと批判したが、連立政権は、財源がないとしてその見直しを拒否した。また、労働党は、自治体の委託費とそれを上回って実際に高齢者が負担している料金との差額も、生涯負担の算定対象に加えるべきと主張したが、連立政権は、高額な施設に入所している裕福な者に補助を行うことになるとして拒否した¹⁰⁾。

また、ミーンズテストによる低所得者への公費支援は、私的責任原則の例外となる仕組みであるが、基準緩和による支援対象の拡大も、私的責任に公的責任を組み合わせる案と位置付けられる。元来、資産保有額等による支援対象者の選別については、現役時代に一生懸命働き、納税し、貯蓄してきた者が自宅売却を余儀なくされる一方、そうしなかった者に納税者の負担で支援を行うことになるとして、不公平と感じる者が多い（HMG, 2009）。また、自宅は子どもに残すべきであり、費用捻出のための売却は受け入れ難いという強い意識がある（DH, 2010）。しかし、支援対象を富裕層にまで拡大すると、逆に不公平が指摘されることになる（Fernández and Forder, 2012）。資産保有上限引上げというディルノット委員会の提案は、現行の上限を一定程度上回る中所得層が資産を食い

潰し、貧困に陥ることを防ぐためである。連立政権のハント保健相は、資産保有上限の引上げは、一生懸命働いて貯蓄し、ささやかな自宅を購入したような高齢者に保護を与える初めての仕組みになると説明した¹¹⁾。

連立政権は、これらの改革に必要な財源について、2016～2018年度の相続税の非課税限度額の凍結等により賄うこととしたが¹²⁾、財務省は、改革から大きな利益を得る富裕層に貢献を求めるとの、わかりやすく公平な方法であると説明した（HM Treasury, 2013）。改革案に対しては、裕福な家庭の自宅相続を公費で支援するものとの批判があり（Humphries, 2013）、財源調達の間からも公平の確保に配慮することが必要であった。

（3）公的責任に移行する案

費用負担において公的責任が最も強い仕組みは、NHS方式である。NHS病院に入院すれば、税財源により、パーソナルケアや食費・居住費を含め、無料でサービスを受けることができるが、同様の方式により介護サービスを無料化すれば、膨大な財政支出が必要となる。また、高齢世代は多額の資産を保有し、現役世代は住宅ローンに苦しんでいる中で、施設入所費用を無料化すれば、増税が必要となるため、世代間公平を損なうことになる。このため、ワンレスのレポートやブラウン政権の緑書では、議論の対象外とされた。

施設入所費用の中でも、看護ケアを無料化することについては、NHS患者との公平を図るという論拠に異論はなかった。他方、パーソナルケアの無料化については、今日に至るまでコンセンサスがなない。無料化に反対した王立諮問委員会の少数意見は、費用負担は貯蓄と民間保険を含む官民パートナーシップで行うべきと主張した。高齢期は権利だけの時期でない、普遍的サービスは儉約や自立を弱める、社会正義の観点から介護における家族や友人の貢献を奨励すべきといった考えが

示された。しかし、この無料化案は、総選挙での不利が予想されていたブラウン政権で復活を遂げる。バーナム保健相は、在宅でのパーソナルケアの無料化は支払能力ではなくニーズに応じてサービスを受けられる公平な仕組みであり、自治体間の負担格差を是正し、抜本改革への第一歩になると説明した¹³⁾。これに対し、少数意見と同様、第一義的には家族が介護責任を担うべきであり、裕福な者に対する支援は税金の無駄使いであるとの考え方が強い保守党は、緑書との矛盾をつくとともに、在宅の者のみ無料化することは不公平であるとして強く抵抗した¹⁴⁾。

次に、社会保険方式の場合、現役世代に拠出を求めると、その負担で高齢者の自宅を維持することになり、NHS方式と同様、世代間公平を損なうおそれがある(Lloyd, 2008)。また、介護サービスを受けない者もいるため、全ての者が保険料を拠出させられるのは不公平との考えもあり、ブラウン政権の緑書も、この点が社会保険方式の短所であると指摘した。このため、パートナーシップモデルの考え方を踏まえた公費負担を社会保険で補完するNCS構想では、低所得者に配慮しつつ、65歳以上の者が引退時又は死亡時に保険料として定額又は資産の一定割合を一時払いで拠出することとされた。また、公費補助の上乗せとして強制保険を設けるため、保険料水準は低くなるとともに、保険料負担によってサービスの受給資格が得られる仕組みとなるため、全ての者が負担するとしても公平であると説明された(HMG, 2010)。具体的には、保険料として死亡時に資産の10%を徴収する案が検討されていたが、保守党が、家族から介護を受けていた高齢者が死亡したとき、受けなかった介護サービスの分まで徴収しようとするもので、不公平な「死亡税」であると強く批判したことから、ブラウン政権は、総選挙を目前に控え、この検討を中止せざるを得なくなった。

ディルノット委員会も、日・独の介護保険を含

め、社会保険方式の検討を行ったが、保険料を強制徴収する仕組みには消極的であった¹⁵⁾。日本で介護保険が導入された理由は、「介護地獄」が社会問題化し、サービス受給の権利性を高める必要があったこと、介護支出を増やすための増税は政治的に難しいが、受益と負担の関係が明確な特定財源であれば、負担増に理解が得られやすいこと等であった。しかし、イギリスでは、介護は私的責任との意識が強く、高齢化の進行が緩やか、多様な働き方が容易といった事情から、介護の社会化は政治的課題ではない。また、社会保険は、前述のとおり受益と負担のバランスを欠くという感覚がある。さらに、日・独では、社会保険であっても財政制約により給付削減がなされ、ニーズに応えられていないとの認識がある(Commission, 2011)。このため、必ずしもイギリス人の公平感に合致しない社会保険を導入するという結論にはならなかった。

V 連立政権の改革の位置づけ

ブラウン政権の緑書では、費用負担の責任分担については、本人、家族と社会全体(政府)の間でバランスがとれている必要があるとされ、要介護者の多くは家族による介護を望むが、家族だけでは対応できないため、政府が支援を行うことが必要であるとした。この考え方自体は、与野党間で特に議論となるようなものではない。他方、白書は、公平性に関し、支払能力ではなく必要に応じて、無料で支援を受けられることが重要であるとした。これは、国民に定着しているNHSの理念と同じであり、労働党の伝統的な平等の考え方に沿ったものである。国民の間には、介護サービスは今でもNHSと同じ方式で提供されているという誤解があり(Commission, 2011)、介護大議論でも、NHS方式が検討対象から外されたことに多くの人々が疑問を呈していた(HMG, 2010)。この

ため、素朴に税財源による普遍主義的な仕組みを望む国民もかなりいると考えられるが、一方で、制度改革は財政政策との整合性が求められる。ブラウン政権は、財政危機に対応し、2010年度以降、歳出抑制を図り、キャメロン政権も緊縮策を強化したが、このような中では税方式の導入を議論すること自体、困難であっただろう。ブラウン政権は、新たな制度をNHSに似たNCSと名付け、高齢者が拠出する保険料という新たな財源を確保することにより、財政悪化と世代間の不公平を防ぎつつ、普遍主義的な制度を構築し、公的責任を確立しようとしたと考えることができる。

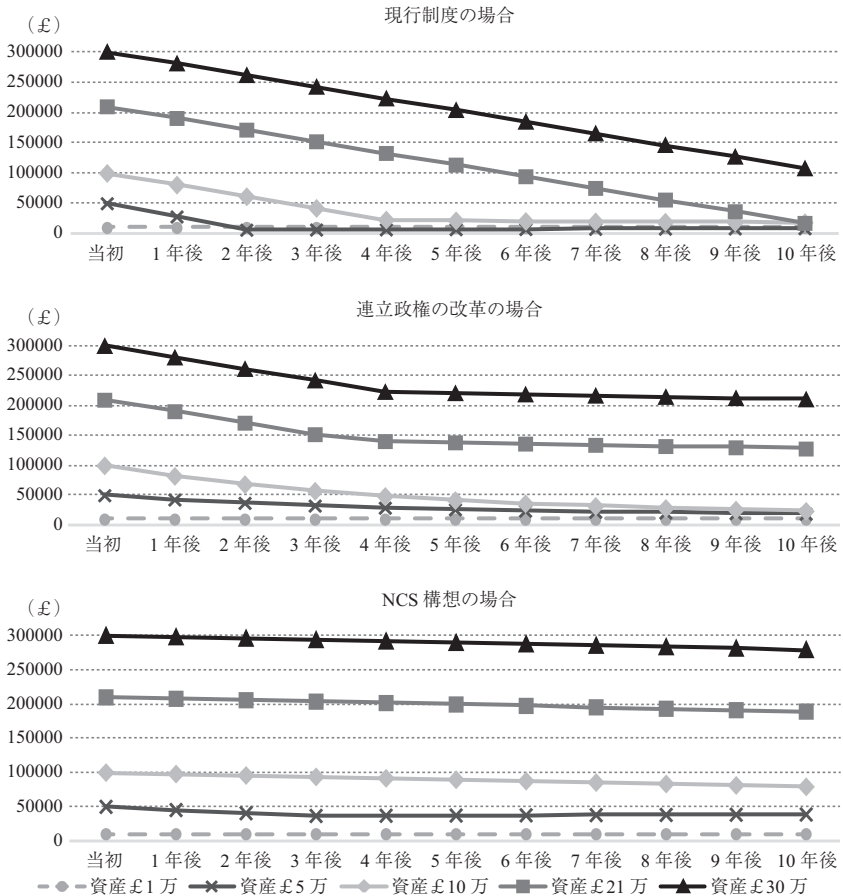
他方、ディルノット委員会の勧告に基づく連立政権の改革は、私的責任を踏まえ、一定の自己負担を前提としつつ、無料化ではなく、真に支援が必要な者の負担を軽減することに重点を置いたが、裕福な者を含め、要介護状態が長期にわたるリスクに晒される全ての高齢者を公的支援の対象とするという普遍主義に近い仕組みを導入した。形式的には、保守党の伝統的な民間保険加入奨励案とはかなり異なるように見えるが、中所得層や長生きする者が貧困に陥らないよう、自己負担に一定の限度を設けるという仕組みであり、まずは自助努力を求める理念が根本から修正されたわけではない。ディルノット委員会は、生涯負担上限の導入により、それに達するまでの私的負担部分をカバーする民間保険商品の開発が容易になるとし、自助努力を支援する効果も期待していた。

このような連立政権の改革（表1のソーシャルケア費用の生涯負担上限設定＋公費支援対象拡大）の効果を視覚的に確認するため、レジデンシャルホームに入所した場合において、従来の制度及びブラウン政権のNCS構想と比較しつつ、当初資産がどのように減少するか、年金収入等に一定の仮定をおいてシミュレーションを行った（図1）。具体的には、当初資産額が、①現行制度で公費支援を受けている場合（1万ポンド）、②連立政

権の改革により新たにミーンズテストの資産保有上限内に含まれる場合（5万ポンド、10万ポンド）、③65～74歳の保有資産の中央値である場合（21万ポンド）、④当該中央値を上回る場合（30万ポンド）である。なお、NCS構想は、公費負担を社会保険で補完し、ケアの費用を無料化するものであり、本来、保有資産から社会保険料負担分を差し引く必要があるが、その水準が不明であるため、シミュレーションには反映させていない。

まず、現行制度では、②～④は公費支援の対象外であるため、資産がミーンズテストの保有上限に達するまで減少を続ける。特に②では、平均入所期間（2年程度）を超えると、すぐに資産が底をつく。しかし、連立政権の改革では、③及び④の場合、ソーシャルケア費用は4年後に生涯負担上限に達するまでは現行制度と同じように資産が減っていくが、それ以降は横ばいになる。②では、ミーンズテストの基準緩和により、食費・居住費も含め、公費支援が受けられるようになるため、資産の減り方が緩やかになる。他方、NCS構想では、全てのケースで、初年度から食費・居住費以外の負担がなくなるため、資産水準は概ね横ばいとなる。以上から、NCS構想は、裕福な者を含め、全ての者の資産を保全する効果を持つものに対し、連立政権の改革は、中所得層の下位にある者と入所期間が長期にわたるリスクに特に配慮したものであることがわかる。ただし、連立政権の改革において、生涯負担上限を引き下げると、入所期間が短い富裕層にも補助を行うことになるため、その効果はNCS構想に近づくことになる。

また、各改革案を、負担についての私的責任と公的責任、無限責任と有限責任を軸として位置付けると、図2のようになる。現在、ミーンズテストにより公費支援対象から外れた中高所得層の負担は、私的責任と無限責任に位置付けられる。パートナシップモデルも私的責任と無限責任を前提とするが、この考え方を発展させ、公費負担を社

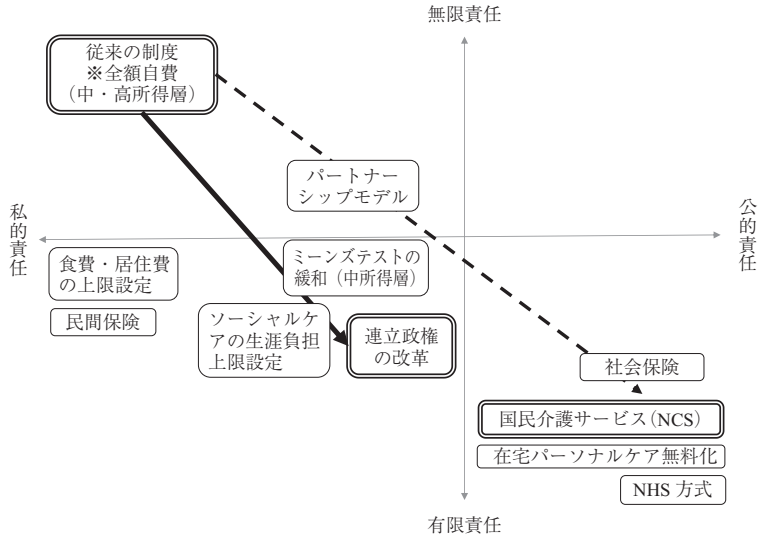


(注) ①各期末資産=期首資産+収入-自治体の費用徴収額又は施設への支払額-食費・居住費以外の消費支出として計算。単身で、レジデンシャルホームに入所し、自治体の委託費と施設の料金は等しいと仮定。2011年価格。
 ②全ての資産ケースで週£102.15の基礎年金収入があり、資産£5万では週£50、資産£10～30万では週£100の私的年金収入があると仮定。また、年金クレジット(Pension Credit)を収入として算定。なお、私的年金収入が週£100の場合、年金収入は食費・居住費と同程度の額となる。
 ③自治体の委託費は、ディルノット委員会による年£28,600とし、その内訳はDH(2015)によるモデル(daily living costs 週£230、care costs 週£340)に基づき、食費・居住費40%、ケアの費用60%とした。費用徴収額は、収入から個人支出許容額(Personal Expenses Allowance、入所者が個人的支出に使えるよう手元に残される額、週£22.6)及び貯蓄控除(Saving Disregard、最大週£5.65)を除外して算定。
 ④食費・居住費以外の消費支出は、個人支出許容額と同額と仮定。
 ⑤連立政権の改革におけるソーシャルケア費用の生涯負担上限は£6.1万、ミーンズテストにより公費支援の対象となる資産額は£14,250～10万。
 (出所) 労働年金省、保健省等のウェブサイト等各種公表資料により筆者作成。

図1 介護施設入所者の資産額の推移(シミュレーション)

会保険で補完すると、公的責任と有限責任の方向に移動する(NCS)。しかし、現在と正反対の位置にある全て公的に費用負担を行うような改革につ

いては、介護は私的責任と考える保守党などの抵抗が強く、また、財源面からも、実現は困難であった。他方、連立政権の改革のように、資産保



(出所) 筆者作成。

図2 各改革案の位置づけ

有上限の引上げと生涯負担上限を組み合わせると、中央に移動することになる。高齢者は、ソーシャルケア費用を自己負担する責任を負うが、それが限界に達したら、政府が以後の費用を負担する。また、私的責任を踏まえ、ミーンズテストは維持するが、その基準を緩和し、公的責任を強化する。この組み合わせにより、私的責任と公的責任に折り合いをつけ、全ての高齢者が一定の負担を行う一方、貧困のリスクから保護されるようになるため、財政制約がある中で、特定の公平感に偏らず、より多くの国民から賛同を得られやすい、バランスのとれたものになったと行うことができよう。

他方、今回の改革では、いくつかの課題が残された。まず、財政的配慮により生涯負担上限が高く設定されたことから、自宅売却防止の効果が縮小した。上限の水準については今後も議論が続くと予想されるが、その際、富裕層への補助の是非が焦点となろう。また、自治体の財源不足の問題については、2020年度の実施時期までに自治体側が納得できるような解決策が見いだされるのかど

うか注目される。なお、キャメロン政権は、民間保険商品の開発の遅れを実施延期理由の一つとして説明しているが¹⁶⁾、民間保険商品がなくても高齢者の負担は現在よりも減るため、これは必ずしも実施に不可欠な要件ではない。

VI 結語

イギリスでは、「一生懸命働き、貯蓄してきた者が介護のために自宅を売却せざるを得なくなることは不公平」という言説の下、長年にわたり、費用負担の責任と公平を巡る議論が行われてきた。連立政権の改革はその到達点であり、その方向性については、与野党間で一定のコンセンサスを得たものである。私的責任を前提としつつ、介護サービスを受ける者と受けない者との公平、公的支援を受ける者と受けない者との公平、支払能力ではなく必要に応じた給付、世代間公平など様々な公平感に配慮するため、中所得以下の層を重点的に支援するとともに、生涯負担上限という前例のない仕組みを導入した。ミーンズテストは維持

されたものの、公的責任の強化により救貧的であった制度に防貧的な性格が付加され、選別主義と普遍主義の要素を備えたユニークな制度になった。ただし、自宅売却の問題に関しては、今回の改革による具体的な効果は必ずしも明らかでない。生涯負担上限の適切な水準についての議論が収束したわけではなく、自治体財源の確保も課題として残されている。

日本では、現在、財政的制約から自助が奨励されており、費用負担の責任の所在があいまいになりつつあるものの、介護保険の導入により公的責任とする方向に一旦は舵を切った。このため、イギリスと比較すると、私的責任を前提とした議論はあまり聞かれない。しかし、公的責任といってもサービスの水準は十分でないため、家族が介護を行い、離職したり健康を害したりする例も見られる。サービス水準が低くなれば、裕福な者は他の手段で補えばよいが、資力の乏しい者は十分な介護を受けられなくなり、社会的公正が確保されているとは言えなくなる。また、介護を受ける可能性が小さい40歳以上の者も保険料を負担しているが、高齢者の負担における資産の活用はほとんど進んでいない。保険料財源の確保が優先された結果、サービスを受ける者と受けない者との公平や世代間公平への配慮が軽視されてきた感がある。今後、介護保険制度を持続可能なものとしていくためには、費用負担の責任の所在を改めて確認し、大多数の国民が負担やむなしと思うような公平な制度のあり方について議論を続けていくことが必要である。

[謝辞]

本稿の執筆に当たり、匿名の査読者の方々から多くのコメントをいただき、内容を大幅に改善することができた。記して感謝申し上げたい。

投稿受理（平成27年2月）

採用決定（平成27年10月）

注

- 1) 本稿では、「介護費用」の用語は、看護ケア、パーソナルケア、食費・居住費等を含む広い意味で使用しているが、費用の内容を限定する必要がある、かつ、限定が可能である場合には、看護ケア等の用語を使い、意味を明確化している。
- 2) British Political Speech, <http://www.britishpoliticalspeech.org/speech-archive.htm?speech=203> (2014年12月1日)。
- 3) The Guardian (2012年7月11日)。
- 4) The Guardian (2014年6月5日)。
- 5) Department of Health, Letter from Alistair Burt to Izzi Seccombe (2015年7月27日)。
- 6) Local Government Association, Letter from Izzi Seccombe to Jeremy Hunt (2015年7月1日)。
- 7) 貴族院でのLipsey議員の質疑 (2013年7月22日)。
- 8) 貴族院でのLipsey及びWarner議員の質疑 (2013年10月14・29日)。
- 9) DH, Press release (2013年7月18日)。
- 10) 庶民院でのKendal議員の質疑 (2014年1月14日)。
- 11) 庶民院での発言 (2013年2月11日)。
- 12) 2010年の総選挙前、保守党は、相続税の非課税限度額の大幅引上げを主張していたため、これが覆されることになった。ただし、キャメロン保守党政権は、2015年7月、改革実施時期の延期の決定に合わせ、2016年度から非課税限度額の引上げを行うことを発表した。
- 13) 庶民院での発言 (2009年12月14日)。
- 14) 庶民院でのLansie議員の質疑 (2009年12月14日)、Dorrell及びO'Brien議員の質疑 (2010年1月12日)。
- 15) The Guardian (2011年2月5日)。
- 16) 5) に同じ。

引用文献

- Association of British Insurers (ABI), 2014, *UK Insurance Key Facts 2014*. ABI.
- Audit Scotland. 2008. *A Review of Free Personal and Nursing Care*. Audit Scotland.
- Bell, D. and B. Alison. 2012. "Free Personal Care in Scotland, (almost) 10 Years on." *In Universal Coverage of Long-term Care in the United States: Can We Get There from Here?*, in edited by D. Wolf and N. Folbre. Russell Sage Foundation.
- Comas-Herrera, A., L. Pickard, R. Wittenberg, J. Malley and D. King. 2010. *The Long-term Care System for Elderly in England*. ENEPRI.
- Commission on Funding of Care and Support. 2011. *Fairer Care Funding (Dilnot Report)*. TSO.
- Department of Health (DH). 2000. *The NHS Plan, The*

- Government's Response to the Royal Commission on Long Term Care*. TSO.
- DH. 2010. *Join the Big Care Debate: Shaping the Future of Care Together: Report on the Consultation*. TSO.
- DH. 2013. *Caring for Our Future: Consultation on Reforming What and How People Pay for the Care and Support*. DH.
- DH. 2015. *Social Care Funding Reform Impact Assessment*. DH.
- Featherstone, H. and L. Whitham. 2010. *Careless*. Policy Exchange.
- Fernández, J-L., J. Forder, B. Trukeschitz, M. Rokosová, and D. McDaid. 2009. *How can European States Design Efficient, Equitable and Sustainable Funding Systems for Long-term Care Projects for Older People?* WHO Regional Office for Europe.
- Fernández, J-L. and J. Forder. 2012. "Reforming Long-term Care Funding Arrangements in England: International Lessons." *Applied Economics Perspectives and Policy*, Vol.34, No.2, 346-362.
- 平岡公一2003『イギリスの社会福祉と政策研究』ミネルヴァ書房。
- HM Government (HMG). 2009. *Shaping the Future of Care Together*. TSO.
- HMG. 2010. *Building the National Care Service*. TSO.
- HMG. 2012. *Caring for Our Future: Progress Report on Funding Reform*. TSO.
- HM Treasury. 2013. *Budget 2013*. TSO.
- Humphries, R. 2013. *Paying for Social Care: Beyond Dilnot*. The King's Fund.
- Joffe, J. and D. Lipsey. 1999. *Note of Dissent*.
- Joseph Rowntree Foundation (JRF). 2006. *Paying for Long-Term Care*. JRF.
- Le Grand, J. 2003. *Motivation, Agency and Public Policy: Of Knights and Knaves, Pawns and Queens*. Oxford University Press.
- Lloyd, J. 2008. *A National Care Fund for Long-Term Care*. ILC-UK.
- National Audit Office (NAO). 2014. *Adults Social Care in England: Overview*. NAO.
- Office for National Statistics (ONS). 2009. *Main Results from the Wealth and Assets Survey 2006/2008*. ONS.
- ONS. 2014. *Changes in the Older Resident Care Home Population between 2001 and 2011*. ONS.
- Pickard, L., Wittenberg, R., Comas-Herrera, A., King, D. and Malley, J. 2007. "Care by Spouses, Care by Children: Projections of Informal Care for Older People in England to 2031." *Social Policy and Society*, Vol.6, No.3, 353-366.
- The Labour. 2014. *Agenda 2015: Health and Care*. The Labour.
- Wanless, D. 2006. *Securing Good Care for Older People*. King's Fund.

(いとう・よしのり 埼玉県立大学教授)

イギリスの高齢者介護費用負担制度の改革

－責任と公平を巡る 17 年間の議論－

伊藤 善典

■要約

イギリスでは、救貧法の伝統を受け継ぎ、介護費用の負担は第一義的には本人及び家族の責任とされ、高齢者がその費用捻出のために自宅を売却することが社会問題となってきた。ブレア労働党政権以降、介護サービスの無料化、社会保険方式の導入、民間保険の活用など様々な改革案が議論されてきたが、主要な論点は費用負担の責任と公平であった。キャメロン保守党・自民党連立政権の改革は、その議論の到達点である。具体的には、費用負担の私的責任を前提としつつ、中所得層を重点的に支援するためミーンズテストの基準を大幅に緩和するとともに、長生きのリスクに対応するため介護費用の生涯負担上限を設定するという革新的な仕組みを導入した。その際、介護サービスを受ける者と受けない者との公平、能力に応じた負担と必要に応じた給付、世代間の公平など多様な公平感に配慮した結果、制度改革に対する幅広いコンセンサスを得ることができた。

■キーワード

イギリス、自宅売却、費用負担の責任と公平、ミーンズテスト、生涯負担上限

投稿（研究ノート）

韓国の教育現場における「正当な便宜」の運用実態の考察

— 「合理的配慮」との違いに着目して —

金 仙 玉

I はじめに

現在、障害者の権利保障をめぐる鍵概念となっている「合理的配慮(reasonable accommodation)」は、本格的にはADA (Americans with Disabilities Act, 1990) において注目され、1990年代以降、障害者の差別を禁止する法律が導入される過程で広がりを見せたものである¹⁾。そして「合理的配慮」の概念は、障害者の権利に関する条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities, 2006、以下、権利条約) で国際人権条約として、はじめて導入された。

韓国では、権利条約が採択され同条約を韓国に紹介する際に韓国政府はreasonable accommodationを「合理的便宜」と訳して表記しており、関連分野の研究者も「合理的便宜 ((합리적 편의))」あるいは「合理的配慮 (합리적 배려)」と表現していた。しかし、2007年4月、「障害者の差別禁止及び権利救済に関する法律」(以下、差別禁止法) 制定とともに、「合理的配慮」という用語は福祉的で恩恵的なイメージがあり、提供者の立場に立つ言葉であるとする障害当事者団体の主張によって「正当な便宜 (정당한 편의)」という用語を導入することになった。こうした状況の中で、韓国の法学、社会福祉学の分野で差別禁止法の内容検討が行われ、崔榮繁 (2009) が「合理的配慮」と「正

当な便宜」の概念比較を行うとともに唯一日本語で公表されている。崔は、「文言の違いはあるものの、『正当な便宜』提供義務は、事実的平等の確保という類型に属し、拒否が差別になることや過度な負担及び著しく困難な事情がある場合は適用除外となる規定は、権利条約と同様で、『合理的配慮』と『正当な便宜』は概念上の類似性が大きい」と述べている²⁾。しかし、崔の研究は条文上の規定からの解釈や見解を示したものであり、関連分野での運用の実態把握を踏まえて、「正当な便宜」と「合理的配慮」との相違については明らかにしてはいない。

日本における「合理的配慮」概念の研究としては、玉村公二彦 (2006) と鈴木勉 (2014) が注目される。玉村は、「『合理的配慮』の原理は平等論という観点からすると、より複雑で豊かな平等の概念に『合理的配慮』の基礎が置かれている」と論じている³⁾。鈴木は、権利条約が構想している障害者の平等を回復するためには3つの措置があると提起している。すなわち、「普遍的な権利保障 (universal design)」、「特別な措置 (affirmative action)」、「合理的配慮 (reasonable accommodation)」であり、「合理的配慮」とは、「障害者の平等を確保するために講じられる環境調整で、これは非常に個性が高いものであり、障害の状態に応じて講じられる『個別の支援』」だと述べている⁴⁾。教育現場において個別の支援としての「合理的配慮」はどの

ような意義を持つのだろうか。

そこで本稿では、韓国の教育現場における障害児に対する「正当な便宜」の運用実態を権利条約の「合理的配慮」との違いに着目して考察する。研究方法は、知的障害児の親と教師に対するインタビュー調査であり、これに基づき、どのように「正当な便宜」が提供されているかを明らかにする。それを通じて、教育現場における個別の支援としての「合理的配慮」の意義を見出したい。

なお、韓国の法制を言及する際には「正当な便宜」を使用し、それ以外は「合理的配慮」を用いる。また、法制上一般的に使われる「障害」という漢字表記に統一する。

II 「合理的配慮」と「正当な便宜」

1. 権利条約における「合理的配慮」

2006年12月13日、第61回国連総会で採択された権利条約は、韓国においては2008年12月に批准され、翌年1月より国内発効している。

権利条約第2条では、「合理的配慮」を「障害のない人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、不釣り合いな又過重な負担を課さないもの」と規定している。また、教育条項（第24条）では、「障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、インクルーシブ教育制度等を確保する」ことを目的とし、締約国に教育差別を撤廃し実質的な平等を実現するために「合理的配慮」の提供義務を規定している。清水貞夫（2011）は、権利条約におけるインクルーシブ教育について、「インクルージョン」の用語は、条約の諸処にみられ、条約全体の基本原則の一つが社会での完全で効果的な参加とインクルージョンとなっている。つまり、インク

ルーシブ教育の実現は、障害者の生活にかかわる諸分野における非排除・非差別・平等の実現と不可分な関係にある」と述べている⁵⁾。つまり、障害者差別をなくす上でインクルーシブ教育は根幹でありその実践のために「合理的配慮」が果たす役割は重要であるといえる。

権利条約は、「合理的配慮」を通して障害や障害者に対する社会的障壁を取り除き、差別をなくしていくことを求めている。また、そのための社会環境の変化を求める社会モデルに立脚している。社会モデルは障害者が抱える問題の要因と責任を障害者個人ではなく社会に帰属するものとして構成され⁶⁾、国や社会の責任を明らかにしているのである。障害者の権利を守り、社会を見直す手段として「合理的配慮」の考え方を社会全体に浸透させるためには、障害により生じる困難や排除・制限を個の問題ではなく社会環境との接点から生まれてくるものであるという社会モデルの視点に立って捉えるのが国際的な共通認識であるといえる。

2. 韓国における「正当な便宜」

韓国の障害者便宜施設促進市民連帯事務長ベ・ユンホ（2007）は、差別禁止法制定過程において、権利条約の「合理的配慮」の用語を「正当な便宜」という用語に置き替えた背景について次のように述べている⁷⁾。

この用語は、これまで「合理的配慮」、「合理的便宜」などで翻訳がされてきたが、差別禁止法の制定とともにこれは「配慮」ではなく、「便宜」であり、「合理的」ではなく、「正当な」と翻訳することとした。「正当な便宜」は同情によって施される配慮ではなく、障害者のアクセスと移動のためには必ず必要であり、当然受けるべき権利なので正当である。「合理的配慮」という用語は施設主の立場か

ら便宜を提供することが合理的か否かを確認して、それを配慮の次元でやってあげるという意味で受け入れやすい。そこで差別禁止法の制定に伴い、障害界は「合理的配慮」という用語を拒否して「正当な便宜」という用語を採択した。

このように「正当な便宜」は、障害当事者の主張によって権利の主体性を際立たせるために導入された用語であるといえる。また、差別禁止法の立法過程において障害当事者は社会モデルに立脚し障害を捉えることを主張した。しかし、政府は、現行障害者福祉法上の障害の概念との一貫性を維持する必要があるという「政策一貫性維持論理」、障害の概念を広げると中産階級の障害者がより多くの利益を得ることもでき公平性の是非が生じうるという「不平等発生論理」、また軽度の障害者が制度を悪用・濫用する恐れがあるという「制度悪用論理」などを理由として反対した。結果、障害の概念は障害者福祉法に沿った「身体的・精神的損傷又は機能喪失が長期間にわたって個人の日常生活又は社会生活に相当な制約を招く状態をいう」とする従来の医学モデルを踏襲したものになっている⁸⁾。

差別禁止法第4条第6項では「『正当な便宜』とは、障害者（障害児を含む）が障害のない人と同等に、同じ活動に参画することができるようにするため、障害者の性別や種別程度等を考慮した便宜施設（公共施設）・設備・道具・サービス等、人的・物的諸般の手段と措置」と規定している。第14条では教育責任者（教育機関の長又は運営責任者）に対して「正当な便宜」提供義務を規定している。

また、同法で権利救済機関である国家人権委員会のガイドラインでは雇用、教育、施設の利用などの分野における「正当な便宜」提供について規定している。「正当な便宜」は基本原則と例外に

分けている⁹⁾。基本原則では、「『正当な便宜』は、障害者が健常者と同じスタートラインに立って参加できるように差別を実質的に解消するために導入された概念である」とし、①障害者の人間としての尊厳と価値を尊重し、保護する方法で提供、②障害者が必要とする方法と手段、時期を考慮して提供、③必要に応じて障害者と障害者の関係者ともに提供、④障害者と健常者を分離しない方法で提供、⑤障害者が他人の助けがなくても利用できる方法と手段をまず考慮するなどが規定されている。次に、例外として、①障害者の障害類型及び程度・特性に適合しない場合や不必要な場合、②「正当な便宜」の提供による過度な経済的負担が伴う場合、③対象施設等の構造変更または施設の設置が不可能な場合、④「正当な便宜」を提供することによって本来の目的が毀損・喪失される場合などが「正当な便宜」の例外として規定されている。

Ⅲ ソウル市内の小学校における「正当な便宜」の運用実態

1. 調査対象者及び調査方法

韓国ソウル市に本部を置いてある「全国障害児父母会連帯」¹⁰⁾の事務局長に、研究の概要について文書と口頭で説明を行い、研究協力候補者の紹介を依頼し、同意の得られた現在小学校の通常学級に在籍しているか、在籍したことのある障害児の親3名と障害児教育に携わる教師2名を対象とした。調査対象者の属性等は以下の表1のとおりである。本調査は、個別対面的に半構造化インタビューを行った。調査に費やした時間は一回60分から180分程度であった。倫理的な配慮については、盛山（2004）が提示した次の3点¹¹⁾、すなわち「インフォームドコンセント」、「ハラスメントの回避」、「コンフィデンシャリティ（秘密保持）」を考慮し、このことについて口頭および書面で伝

表1 調査対象者の属性等

対象者	実施日	所属先（役職）及び子どもの現状
親	A (女性)	2013.11.22 所属先：現・ソウル市麻浦区障害児父母会役員兼中学校非常勤講師 子どもの現状：12歳（女、小5年生で通常学級在学中、知的障害1級）、親が「学校生活は楽しい」と聞くと、いつも「友だちがいない、勉強が難しい」と言う。
	B (男性)	2013.11.22 2014.6.8 所属先：前・ソウル市障害児父母会会長 子どもの現状：17歳（男、中1年生で一般学校に在学中、知的障害1級）小学校時は通常学級で過ごす機会が多く、楽しく学校に通っていたが、中学校は特殊学級にいる時間が多くなって他の学生と関わる機会が少なく、楽しみが減った。
	C (女性)	2013.11.21 所属先：現・共に生きるソウル市障害児父母会共同代表 子どもの現状：18歳（女、高2年生で特殊学校高等部に在学中、知的障害1級）、小学校時にひどくいじめを受けて情緒不安な時期もあった中学校から特殊学校に進学し、特殊学校進学後は落ち着いて生活している。
教師	D (女性)	2013.11.20 ソウル市南部特殊教育支援センター教歴10年、教育行政職歴4年
	F (女性)	2013.11.21 ソウル市ダンジュン小学校、教歴15年

注 ①当該障害児生徒年齢は2014年12月時点の年齢であり、年齢と学年が異なるのは入学の留保があったからである。

②知的障害等級は障害の程度により重度の1級から3級までの等級がある。

③特殊学校と特殊学級は日本の特別支援学校と特別支援学級にあたる。

え、対象者から同意を得た。また、本調査は筆者の所属する愛知県立大学の研究倫理審査委員会の承認（愛県大管理第3-15号）を得て実施された。

得られたデータを分析する際には、調査内容に対する答えが表現されている部分を中心に、帰納法的に分析を行った。

2. 調査内容及び分析方法

質問事項は、親に対しては、「子どもが学校生活や学習活動に参加する上で必要だと考えられる支援があった場合、学校にどのように要求してきたか」について、教師に対しては、「親から子どもの学校生活や学習活動を営む上で困難を感じ何らかの支援を要求された場合、それをどのように受け止めて対応してきたか」を面接によって聞いた。

親に対して得られたデータはKJ法を参照に分析を行った。分析の手順はまず、対象者ごとに逐語化された韓国語データを繰り返し読み、調査内容に対する答えが表現されている部分を中心に日本語に翻訳し、付箋紙に記した。次に、模造紙上にランダムに付箋を配置、類似したものどうしのグループ化を繰り返し、最終的にはグループを集約し、サブカテゴリー名をつけた。教師に対して

3. 調査結果と考察

(1) 「正当な便宜」獲得のための3つのプロセス

親であるA・B・Cの事例から親たちは子どもが学校生活や学習活動に参加する上で何らかの支援（配慮や便宜）が必要な場合、次の3つの過程を経ていることが分かった。

- ① 要求とされるものを「把握」する過程
- ② 把握した内容を学校側に要求する「遂行」の過程
- ③ 要求した事項に対して進展があるかどうかの確認後再び要求する「再遂行」の過程

また、①の「把握」する過程では「子ども理解のための大人自身のふり返し」、「一貫した教育目標」が、②の「遂行」の過程では「インクルーシブ教育に関する的確な認識」、「学校の仕組みの熟知」、「親による子どものニーズの代弁」、「親と教

師の協働」が、③の「再遂行」の過程では、「学校への働きかけ」、「他の子どもたちへの働きかけ」が、①②③の過程に影響を与える8つのサブカテゴリーとして見出された。

②の「遂行」の過程における「親による子どものニーズの代弁」のサブカテゴリーからは、親の要求・願望と子どものニーズとの相違への着目が重要であることがわかった。そのため、いかに、要求事項が子どもにとって必要なものか、親自身の要求になっていないかを的確に把握し親自身の要求を取り除くことが極めて重要である。また、「遂行」の過程の「親と教師の協働」と、③の「再遂行」の過程の「他の子どもたちへの働きかけ」をも大切であることが読み取れた。

学校での「正当な便宜」提供においては、障害児本人や親と教師二者だけで構成される状況は皆無である。学校責任者の捉え方が「正当な便宜」提供に影響を及ぼす事も多々あると思われる。障害児、親、健常児、教育責任者、教師など、これら教育現場を構成するすべてが納得し得る形での解決が最も望ましい。したがって、上記の3つのプロセスに加えて教師や学校側からも能動的に多くの関係者を取り込むための交流やコミュニケーションの機会を設けることも必要である。

(2) 教育現場における「正当な便宜」をめぐる課題

以下は、親Aさんが子どもの就学前に入学を希望する小学校に要求した内容とその要求に対する学校側の対応を示した事例である。以下に示す事例文は、質問事項に対応して再構成したものである。

娘は股関節が弱くてしゃがむことが困難です。就学前に学校を訪ねて娘の状況を説明して娘が利用できる便器を備えたトイレを設置してくださいと要求しました。学校側から差

別禁止法によると障害児トイレの規格を規定していて、リフォームで解決できない問題ではないと断られました。結局、入学を留保しました。そして翌年の入学に向けて学校にトイレの設置を求めました。具体的には、学年が上がって教室が変わる場合各階ごと左右に一つずつ娘が利用できるトイレの設置を要求しました。学校からこれを強制する法がないと言われた。障害者便宜増進施設に関する法があるものの、その法では建物の1階のみ障害児トイレの設置が義務付けられているので、2階にトイレを設置しなくても違法ではないと言われ、翌年も就学できませんでした。

Aさんの事例から、親の要求に対して学校責任者である校長はトイレの設置という便宜提供によって何が当該障害児の権利保障や利益であるかについての検討は行われておらず、「根拠とする法がないので強制事項ではない」ことを理由として取り組もうとしなかった。そこには、受容の範囲を縮小させ、障害児の問題を学校全体の問題として取り組もうとしない消極的な姿勢がうかがえる。さらに、「これを強制する法がない」と、「正当な便宜」そのものを否定している。便宜提供義務者以前に教育者である校長は、便宜提供に伴う学校側の負担の抗弁に重点を置くより当該障害児の教育を受ける権利を最優先して、便宜提供の必要性を判断すべきである。

(3) 個別の支援としての「合理的配慮」

ここで取り上げる親Bさんの事例は、前述した鈴木さんの個別の支援としての「合理的配慮」の意義を考える上で示唆に富む見解を示していると考ええる。以下の事例は、Bさんが1年に5名の友だちができるように支援してほしい¹²⁾と学校側に要求し、それに対して教師とBさんが取り組みを示したものである。

親と教師がプログラムを作ってあれこれしなさいと言わないように話し合い、まず子ども同士が関わるようにして、親と教師らは見守ることにしました。偶然、クラスの子どもたちが息子と関わる中で、写真を撮る真似をすると息子が顔をあげ、笑うことに気づき、写真を撮ってもらうことが好きかなと思ったようです。子ども同士が遊び方を創り出すのです。1学年を終わると、1学年担任がその方法を2学年の担任に伝えました。このように6年間を過ごす中で息子に多くの変化が見られ、教室で座っていること自体が困難で子どもたちと関わるのが苦手でしたが、クラスの子どもたちが寄ってくると喜んで迎えるようになりました。息子のクラスが成功すると、他のクラスの先生が「あなたのクラスはどうして問題が起こらないの」と聞かれ、取り組みを教え、他のクラスでも取り組みが行われた。この学校に通うすべての障害児が学校に行くことが楽しくなりました。親や教師もうれしくなり、また何かをしてあげたい、取り組みたいという気持ちが生まれ、具体的な関わり方法（支援）を工夫していきました。

この事例で最も評価できるのは個の問題に対して親、教師、他の児童、つまり当該障害児と関係するすべての人々を含むクラス全体を巻き込んで取り組んだことである。物的支援や人的支援だけではなくこの事例のように環境作りも「合理的配慮」の一つの在り方だといえる。この事例では、障害児が健常児のように「計算ができるようになる」「読み書きができるようになる」といった能力に視点を当てたのではなく、障害児と健常児が、日々の学校生活のなかで一緒に遊んで楽しむことや、ときには喧嘩をしたりして困ったりすることなど、さまざまな感情を共有し合い、その過程の

なかで同じ人間であるという理解を子どもたち自身が深めていけるように、教師と親が子どもたちの関わりを見守るという姿勢で、関わり続けていた。障害児にとっては健常児との心のバリアを少しでも取り除くことができ、健常児にとっては障害があっても仲間と共に生きることの大切さを知るきっかけとなった。彼らにとっては可能性を広げ、多様性を享受することができる時間を過ごし、一障害児の利益だけではなく、すべての子どもの成長・発達を促すことになったのである。この事例では、Bさんの要求を超えて学級、学校作りへとつなげた点が重要である。「合理的配慮」はそのような好循環を生み出す発展的概念として捉える必要がある。

(4) 関係者の要求の調整

次に、親の要求に対して学校の関係者がどのように関わっているのかを見ていく。

以下は、教育行政職（日本の教育委員会指導主事にあたる）としてソウル市南部特殊教育支援センターに勤めているDさんの事例であり、親から子どもが通常学級で無理なく統合されるように支援してほしいと相談があった際に行った対応について示したものである。

学校から支援を求められて学校に出向く時は必ず親、在籍クラスの担任、特殊教師の3人に参加していただきます。3人に出席をさせる理由は少なくとも当該障害児の教育に関わっている3つの主体が共に話合わなければいけないと思うからです。そして、親と担任教師との意見が異なった場合はその場で調整します。例えば、親はaを必要としているが、担任らはbとcを必要しているのだとすれば、aとbとcを折衷してdを提案します。

教師Fさんは、親との関わりについて次のよう

に語っている。

親から子どもが学校生活をしていく上で困難があって相談が求められた場合は、親の話に耳を傾けるようにしています。しかし、本人の子どもだけにフォーカスを当てていることが問題で、要求事項が多い場合はここまではできますが、これはできないと。学校は多様な子どもたちがいるところで、共同体的な生活を営むためには諦めなければならない部分もあると説明します。先生はいろいろ取り組みもうとしているのに大変なこともあると、受け入れてくれますね。

Dさんは、当該障害児と関連している人々の間で要求が異なる場合の調整に重点を置き、協議を通じて意見の調整を行い、当該障害児に必要な支援を創り出そうと働きかけている。Dさんの取り組みは、親と教師間で求めている便宜の内容が異なった場合の調整に重点が置かれている。

Fさんの語りは、親からの相談・要求において親と教師の合意の重要性が示されている。その合意は高いレベルの決議を求めるのではなく、全体受容をも必要としない。

両者の対応から「正当な便宜」提供を念頭においた対応ではなく、親の要求に応じていくだけのものになっており、また障害児本人の視点にたった調整が見受けられない。さらにそれぞれの裁量の範囲内で対応しようとする姿勢がうかがえるが、個別のニーズに応じた支援を提供する場合は「正当な便宜」提供においては学校長など上級管理者や学校行政の裁量が必要な場合も多くある。その場合は異なる要求を調整し、より高いレベルで合意を形成していくべきである。「正当な便宜」の概念にはそこまでのプロセスは含まれていると考えられる。

IV おわりに

1. 韓国の教育現場における「正当な便宜」の運用実態の考察

知的障害児の親と教師に対するインタビュー調査の結果から個別の問題において必要に応じ、学校全体の問題として捉え、関係する人々を巻き込んだ取り組みに乏しいと言える。その上で、学校側の解釈・取り組みに関する課題が見えてきた。学校側の対応において「正当な便宜」は、法的な根拠をたてに、時には法の抜け道を見つけ障害児が享受することができる権利を阻害している一面を持つ。しかし、法で全てを縛ってしまうと息苦しい社会になる。学校責任者は自ら「正当な便宜」提供の責務性を明確にし、「正当な便宜」を個の問題ではなく学校全体の問題として捉え、取り組んでいくべきである。

2. 「合理的配慮」と「正当な便宜」の違い

権利条約においては障害を社会モデルに立脚して捉えているのに対し、韓国の差別禁止法では医学モデルに立脚しており、障害を捉える視点が異なるため、そもそもの議論のスタート地点が異なっている。医学モデルとして捉えているため、個の問題として捉え、社会として取り組むことができている。つまり、韓国の「正当な便宜」は権利条約との整合性よりは既存する国内法との整合性を重視した。そのため権利条約で謳っている「合理的配慮」の原理を矮小化させている。

前述したように「正当な便宜」は、「同情によって施される配慮ではなく、障害者のアクセスと移動のために必ず必要であり、当然受けるべき権利である」という障害当事者の主張によって導入された用語である。ここで「正当な便宜」の当然の権利とする主張には同意するものの「合理的配慮」が提供義務者の施しであるかのような捉え方

により、「合理的配慮」から「正当な便宜」へと用語が変換したにもかかわらず、当初の思惑とは異なり提供義務より権利主張の観点が強調されるあまり、提供義務履行者は受動的かつ消極的立場に立つ結果になった。「正当な便宜」も「合理的配慮」も障害者の権利である。しかしここで言う権利は声高に主張するものではなく、人が生きていく上で当然の権利である呼吸をするのと同等であると考える。また提供義務者にとっては必ず果たさなければならない当然の義務である。

韓国において「正当な便宜」は、障害者の権利主張を出発点する側面が強く、「合理的配慮」は、提供者の提供義務を強調する側面が強いといえる。言うならば、「正当な便宜」は行使するもの、「合理的配慮」は果たすものである。

「正当な便宜」の法制化にあたり権利主体である障害当事者が声をあげ、その影響力が発揮できたことには意義があった。ここから便宜享受の権利重視から便宜提供の義務重視へといかに変換していくかが鍵であると考ええる。

3. 教育現場における「合理的配慮」の意義

子どもの教育権保障のための環境を整えることが責務である義務教育段階の教育現場における「合理的配慮」は、障害当事者がお願いをし、提供者が施すものではなく、障害当事者が時には提供者が問題提起をし、問題を共有し共に取り組み解決するものでなくてはならない。さらに、教育現場である以上、障害児のみならず健常児にも配慮し、目を向ける必要がある。健常児を配慮し、障害児をおろそかにするのではなく健常児を巻き込んだ取り組みが必要となる。

教育現場における「合理的配慮」は、要求されたから提供するという受動的な態勢で「絶対に必要なのか」を問いかけて提供される支援ではなく、障害の個性性を考慮して学校生活や学習活動を営む上で「必要とされるものは何か」を掘り起

こすこと、すなわち障害児の置かれている環境に対し、親と健常児及び教師の相互理解と協働の中から創られる能動的支援であり、調整と合意を通じた支援体系であるといえる。

教育現場における「合理的配慮」の意義は、障害児の参加のみならず、健常児へのインクルーシブであり可能性・多様性へとつながっていく。個別の問題への取り組み一つ一つが彼ら障害児・健常児の可能性につながる。健常者・障害者が共存する場が通常社会であり、障害者の排除は通常社会ではなく特殊社会といえる。障害児の不参加は健常児にとっても特殊社会によるイクスクルージョンであり多様性の欠如である。「合理的配慮」は、多様性・可能性を育むものでなくてはならない。多様性とは、互いを認め合い、尊重し合うこと、可能性とは互いの短所を補い、長所を伸ばし合うことで1+1が10にも100にも時には無限大に広がっていくことである。能力主義、競争主義で勝者が生き残り、敗者が排除される社会より多様性、可能性を重んじる社会がより人々を幸せにする。このような社会に向け「合理的配慮」の果たす役割は重要である。

今回のインタビュー調査の限界は、事例の件数が少なかったことであり、今後は多数の事例調査に基づいて「正当な便宜」の運用の実態を把握する必要がある。また、調査対象者を障害児の教育権を確保するために積極的に取り組んでいる親を対象としていたため、声が出せない当該障害児や親、教師の「正当な便宜」の運用の実態を捉えることができなかった。今後は彼らやさらに「正当な便宜」の提供を受けて成人となった人や、彼らと共に学校生活を送った人にもインタビュー調査を実施し、比較・検討・考察することが課題である。

原稿受理（平成27年3月）

採用決定（平成28年1月）

注

- 1) 玉村公二彦、2006、p.19
- 2) 崔榮繁、2009、p.51-52
- 3) 玉村公二彦、同上書、p.18
- 4) 鈴木勉、2014、p.12-13
- 5) 清水貞夫、2014、p.3
- 6) 川島聡・東俊裕、2008、p.20
- 7) ablenews.co.kr 2007年11月23日付。なお、ablenewsは2002年12月1日に障害者の人権擁護、認識改善、社会への主体的参加、自立情報提供を目的として開始されたインターネット障害者新聞である。
- 8) ナム・チャンソプ2007、p. 27
- 9) 「正当な便宜」の内容については、金仙玉2014「韓国における障害者権利条約批准後の障害者の教育権保障に関する一考察：国家人権委員会のガイドラインと勧告の分析を通して」『総合社会福祉研究』第44号を参照されたい。
- 10) 全国障害児父母会連帯は、2003年に設立された障害者教育権連帯を引き継ぐ団体で、2008年からこの名称になった。現在全国16カ所に支部を設置している。
- 11) 盛山和夫、2004、pp.16-17
- 12) 親は学校に継続的に通うためにも友だちという存在を通じて心の安らぎを感じるようにすることが最も必要だと考えた。しかし多動で椅子に座ることが困難で、パニックに陥ることも多く、自らの意思で人間関係を築くことが容易ではないため、1年に5名の友だちができるように支援してほしいと学校側に要求した。

引用・参考文献

- 川島聡・東俊裕(2008)「障害者の権利条約の成立」長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約と日本一概要と展望』生活書院。
- 崔榮繁(2009)「韓国の障害者法制：障害者差別禁止法を中心に」小林昌之編『開発途上国の障害者と法』アジア経済研究所pp.29-63。
- 清水貞夫(2011)「特別支援教育制度からインクルーシブ教育の制度へ」『障害者問題研究』第39巻1号、全国障害者問題研究会pp. 2-11。
- 鈴木勉(2014)「障害者の権利条約における平等回復のための三つの措置」『福祉のひろば』7月号、総合社会福祉研究所pp.12-13。
- 玉村公二彦(2006)「国連・障害者権利条約における合理的配慮規定の推移とその性格」『障害者問題研究』通巻34号1号、全国障害者問題研究会pp.11-21。
- 松井亮輔・川島聡編(2010)『概説障害者権利条約』法律文化社。
- 松田康子(2012)「高等教育における障害学生支援と「合理的配慮」の検討—ひとりの障害学生への聴きとり調査を事例に—」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』117号pp.205-229。
- ナム・チャンソプ(2007)「障害者差別禁止法の制定過程と争点」『韓国障害者福祉学』6号、韓国障害者福祉学会pp.5-53。
- 盛山和夫(2004)『社会調査法入門』有斐閣ブックス。

(キン・センギョク 愛知県立大学大学院)

動 向

社会保障費用の国際比較

— OECD基準社会支出の国際比較とOECD基準「保健」の作成方法 —

国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト

はじめに

国立社会保障・人口問題研究所は2015（平成27年）10月23日に「平成25年度社会保障費用統計」を公表した。社会保障費用統計はOECDとILOの2つの国際基準により集計されている。本稿では、現在国際比較可能なOECD基準を取り上げ、第1部で国際比較の概要、第2部でOECD基準「保健」の推計方法について解説する。

I OECD基準による国際比較

1. 主要6カ国の国際比較（2011年度）

図1は主要6カ国の政策分野別の社会支出の対国内総生産（以下、GDP）比である。出所のOECD社会支出データベースは、2年おきにt-3年度¹⁾まで全ての国が一斉更新される。2014年度は更新年

あたり、2011年度まで更新された。2015年度は非更新年のため、国際比較の最新年は2011年度のままであるが、社会支出、およびGDPの修正により、2014年度公表値から若干数値が変わっている。しかし、日本がアメリカ、イギリスを上回り、フランス、ドイツ、スウェーデンを下回る傾向は変わらない。

2. 2012年以降の社会支出国際比較データ

OECD事務局は、2014年度の更新から、t-3年度まで全ての国の詳細データに加えて、t-2、t-1、t年度の総額を可能な限り提供しよう各国に求めている。OECDのSocial Expenditure Databaseから対GDP比社会支出を見ると、2012（t-2）年度は34カ国中33カ国、2013（t-1）年度は34カ国中32カ国、2014（t）年度は34カ国中28カ国が掲載されている（表2）。その方法は、OECD（2014）に公表されているが、基本的にEU加盟国は2012、2013年度は

表1 社会支出の国際比較（2011年度）

社会支出	日本 (2013年度)	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	スウェーデン	フランス
社会支出							
対国内総生産比	23.63%	23.65%	19.30%	22.45%	25.89%	26.26%	30.81%
(参考) 対国民所得比	31.52%	32.06%	24.33%	29.74%	34.45%	39.61%	43.16%

(資料) 諸外国の社会支出は、OECD Social Expenditure Database（2015年8月20日時点）による。

(<http://www.oecd.org/els/social/expenditure>)

国内総生産・国民所得については、日本は内閣府「平成27年版国民経済計算年報」、諸外国はOECD National Accounts 2015 による。

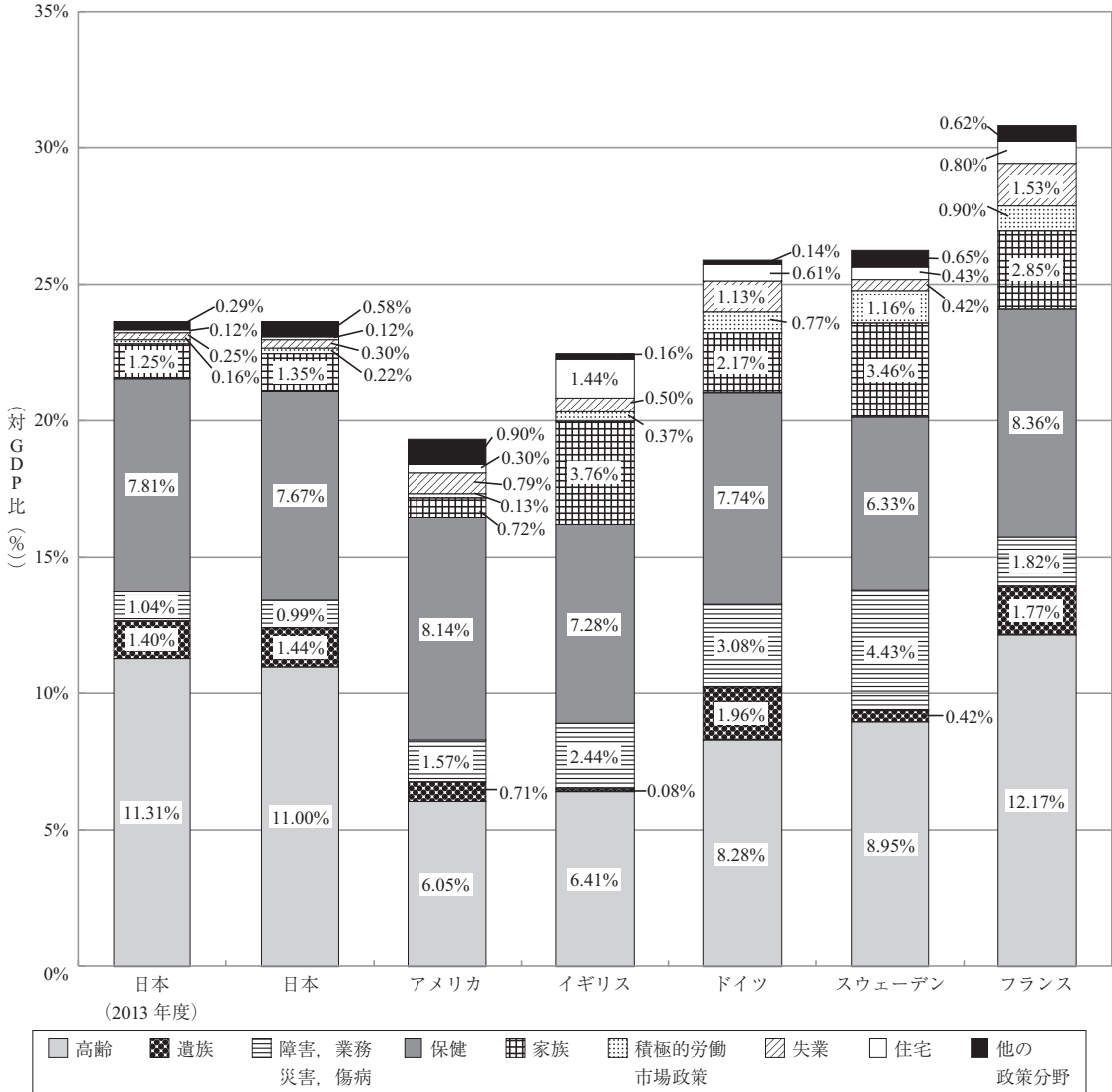


図1 政策分野別社会支出の国際比較 (2011年度)

OECD Economic Outlook から、2014 年度は the European Union’s Annual Macro-economic Database (AMECO) の推計から引用している。EU以外の国へはOECDが各国へデータ提供依頼を行っており、国によりデータソース、推計方法は様々である。たとえばアメリカは事業単位で過去のトレンドに基づく予測値、韓国は予算ベースの値を掲載している。

日本は現在までの所、推計値の提供を行って

ない。国際的、国内的にも、政策を議論するデータとして、t-3年よりも直近のt-2、t-1、t年まで提供が求められる傾向は、国立社会保障・人口問題研究所 (2014) でも触れた。日本では、厚生労働省が予算ベースの社会保障費用を厚生労働白書等に掲載しているほか、将来推計も不定期であるが行われている。しかしこれらは国際機関に提出はしておらず、あくまで国内向けである。また、定期的に公表されておらず、かつ予算ベースの社会保

表2 2011～2014年 社会支出 対GDP比

Country	Year	2011	2012	2013	2014
Australia		17.8	18.3	19.0	19.0
Austria		27.7	27.9	28.3	28.4
Belgium		29.4	30.3	30.9	30.7
Canada		17.4	17.4	17.2	17.0
Chile		10.1	10.2	10.0	..
Czech Republic		20.1	20.2	20.5	20.6
Denmark		30.1	30.2	30.2	30.1
Estonia		16.8	16.2	16.1	16.3
Finland		28.3	29.4	30.6	31.0
France		31.4	31.5	32.0	31.9
Germany		25.5	25.4	25.6	25.8
Greece		25.7	26.1	24.3	24.0
Hungary		22.6	22.3	22.1	22.1
Iceland		18.1	17.5	17.1	16.5
Ireland		22.3	22.0	21.9	21.0
Israel		15.6	15.5	15.5	..
Italy		27.5	28.1	28.7	28.6
Japan		23.1
Korea		9.0	9.6	10.2	10.4
Luxembourg		22.5	23.4	23.4	23.5
Mexico		7.7	7.9
Netherlands		23.5	24.1	24.6	24.7
New Zealand		20.7	21.0	20.8	..
Norway		21.8	21.7	22.0	22.0
Poland		20.1	20.1	20.7	20.6
Portugal		24.8	24.8	25.8	25.2
Slovak Republic		18.1	18.3	18.7	18.4
Slovenia		24.0	24.0	23.8	23.7
Spain		26.8	27.1	27.3	26.8
Sweden		27.2	27.7	28.2	28.1
Switzerland		19.3	19.7	19.9	19.4
Turkey		12.2	12.3	12.5	..
United Kingdom		22.7	23.0	22.5	21.7
United States		19.0	18.7	18.6	19.2
OECD - Total		21.4	21.6	21.7	21.6

(出所)OECD Stat Extracts

障費用推計については作成方法の詳細が非公開である。これまで国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）は決算ベースの社会保障費用のみ集計公表してきたが、こうした社会支出の予測への国内外のニーズの高まりに対しどのように応えていくべきか、国際機関および各国の推計方法について情報収集を進めていくことが今後の課題である。

II OECD基準「保健」の推計方法

OECD基準の「保健」は各国ともSHA (System of Health Account) の公的保健医療支出を使用するルールとなっている。日本のSHAは一般財団法人医療経済研究機構 (IHEP) が推計、OECDに登録を行っている。OECD基準「保健」は、「社会保障

表3 統計作成スケジュール

	社会保障費用統計	国民医療費	SHA
t-1年度			3月 t-3確報値,t-2速報値
t年度		9月頃 t-2公表	
	10月頃 t-2公表		
			3月 t-2確報値,t-1速報値

費用統計」が基幹統計化される前はSHAを使用していたが、2012年の基幹統計以降はIHEPの方法にならない社人研による推計値（2009年度以降）を使用している。

第二期公的基本計画（2014年3月閣議決定）において、社会保障費用統計は一層の早期化の指摘がなされた。これを受けて、2014年度から早期化の方法について検討を進めてきた。国民医療費の公表を受けた後にそれをを用いた集計結果がとりまとまるため、国民医療費の公表が9月よりも早まらない限り、国民医療費の確定値を用いての早期化は困難な状況である。そこで、国民医療費の公表を待たずに早期化を図るため、メディアスを使い国民医療費部分を推計したSHA速報値を使用、翌年度の社会保障費用統計公表時に国民医療費を公表値に置き換えたSHA確報値に差し替えることとした。国民医療費部分は、メディアスを使った推計値と実際の公表値の乖離がおよそ1%の幅にとどまることから（満武ほか2013）、公表値に置き換えた場合に、社会支出計に占める保健の割合や、時系列の見え方への影響は少ないとみられる。さらにOECD基準「保健」について、2012年度から行ってきた社人研推計を従来のSHAベースに戻すことにより、社人研とIHEPが二重に行っていた作業が不要になるという利点もある。今後さらにSHA速報値の推計方法を精査しつつ、関係部局との協議を進め、基本計画に沿った公表早期化の実現を目指していきたい。

注

- 1) t-3年度のtとは、OECDデータベースの更新作業が行われた年度を表す。II章においてもt年度として使用されているが、こちらは当該統計の公表年を表す。
- 2) 推計方法は医療経済研究機構（2008）、医療経済研究機構（2012）参照。

参考文献

医療経済研究機構（2008）「OECDのSHA手法に基づく総保健医療支出の推計（National Health Accounts）」平成22年度医療経済研究機構調査研究事業報告書

医療経済研究機構（2012）「厚生労働統計データを利用した総保健医療支出の推計方法の開発および厚生労働統計との二次利用推進に関する研究」平成22-23年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合（統計情報総合）研究事業による報告書（課題番号H22-統計-一般001）

国立社会保障・人口問題研究所（2014）「社会保障費用統計の国際比較-OECD2014ed.とILOWorld Social Security Report-」『海外社会保障研究』No.189,67-80

満武巨裕・村井昂志・田中 滋・福田 敬（2013）「OECDのSHA手法に基づく、日本の総保健医療支出の速報値」厚生労働科学研究補助金（政策科学総合（統計情報総合）研究事業）分担研究報告書

OECD（2014）ANNEX：ESTIMATING PUBLIC SOCIAL EXPENDITURE 2012/13-2014 - SOURCES AND METHODS,
<http://www.oecd.org/els/soc/Annex-Description-Projections-SOCX2014.pdf>

（おの・たいち 企画部長）
 （かつまた・ゆきこ 情報調査分析部長）
 （たけざわ・じゅんこ 企画部第3室長）
 （わたなべ・くりこ 企画部研究員）
 （くろだ・あしや 社会保障応用分析研究部第3室長）

『海外社会保障研究』総索引

○収録範囲

第101号～第193号総索引…………… 81

注：100号までの総索引は、海外社会保障情報第100号（1992年9月刊 108～155頁）にまとめられています。

○目次

- ・『海外社会保障情報・海外社会保障研究』（第101号～第193号）総索引…………… 82
- ・『海外社会保障情報・海外社会保障研究』（第101号～第193号）国別総索引…………… 111

『海外社会保障情報』（第101号～第193号）総索引

1. 総目次

第101号（Winter 1992）

<時代の眼>

医療保障システムの三本柱（地主重美）

<論文>

ニュージーランドにおける福祉国家の形成——1938年社会保障法の基本構造と意義について——（佐々木弘）

ドイツにおける1992年公的年金改革の背景（下和田功）

長期ケアにおける質の評価——アメリカにおける評価制度の現状とその問題点——（池上直己）

医療の優先順位決定と医療システムの効率化——オレゴンの医療改革——（久繁哲徳）

<カレント・トピックス>

スウェーデン、保健医療・社会省の1992/93年度予算案について（小野寺百合子）

タンザニアの社会保障制度——国際交流研究会より——（F. S. ツンガラザ、勝又幸子訳）

<研究機関紹介>

マックス・プランク国際社会保障法研究所（本沢巳代子）

<Book Review>

久塚純一著『フランス社会保障医療形成史』（九州大学出版会、1991年）（平川亮一）

姉崎正平・池上直己編著『世界の医療改革—政権交代は医療を変えるか』（勁草書房、1991年）（漆博雄）

<海外社会保障関係文献目録>

1992年4月～6月社会保障研究所図書館受入分（社会保障研究所図書室）

第102号（Spring 1993）

<時代の眼>

留学生たちの社会保障研究（副田義也）

<特集：ホームレスと都市の福祉>

アメリカにおけるホームレスと児童——その現状と対策——（松原康雄）

アメリカのホームレスと住宅政策（岡本祥浩）

ポスト・インダストリアル・シティとアメリカの都市労働者の生活（坂野達郎）

<海外の動き>

アジア途上国の児童福祉——フィリピンの児童福祉を例として——（田上喜美）

エイズ患者の医療費負担問題（マーサ・N・オザワ、ウェンディ・F・アウスランダー、ベレド・スロニム＝ネボ、小島晴洋訳）

<カレント・トピックス>

インドネシアの地域福祉活動——ソーシャル・ワーカーの制度と活動を中心に——（川元岩夫）

<研究機関紹介>

欧州社会保障研究所（岡伸一）

<Book Review>

若林敬子編、杉山太郎監訳『ドキュメント中国の人口管理』（亜紀書房、1992年）（松戸庸子）

エリーザベト・ベック＝ゲルンスハイム著、香川檀訳『出生率はなぜ下がったか ドイツの場合』（勁草書房、1992年）（大石亜希子）

<海外社会保障関係文献目録>

1992年7月～9月社会保障研究所図書館受入分（社会保障研究所図書室）

第103号（Summer 1993）

<時代の眼>

社会福祉と国際化（仲村優一）

<論文>

アメリカにおける高齢者とコミュニティサービス——アメリカ高齢者法を中心に——（野村知子）

英国の老人介護におけるコミュニティケアの経済分析（錫田忠彦）

EC社会保障収斂化説——欧州最低所得保障制度の提案——（H・デレーク、岡伸一訳）

<カレント・トピックス>

アメリカの障害者差別禁止法——ADAにおける雇用の規定について——(辻阪高子)

〈国際学会トピックス〉

第48回IIPF(国際財政学会)に参加して(勝又幸子)

〈Book Review〉

フランシス・G・キャッスルズ著、埋橋孝文他訳『オーストラリア・ニュージーランド福祉国家論』(啓文社、1991年)(藤井浩司)

〈国際交流セミナー〉

アメリカから見た日本の年金制度の諸問題(ロバート・J・マイヤーズ、村上清・勝又幸子通訳)

〈海外社会保障関係文献目録〉

1992年10月～12月社会保障研究所図書館受入分(社会保障研究所図書室)

第104号 (Autumn 1993)

〈時代の眼〉

イギリスの医療と福祉の再編(郡司篤晃)

〈論文〉

フランスにおける単親家族と社会保障(神尾真知子)

フランスの高齢者介護制度と改正論議(藤森宮子)

アメリカにおける保育サービスの現状と保育政策の課題(下夷美幸)

〈海外の動き〉

英国国民保健サービス改革とその内部市場メカニズムについて(中泉真樹)

ドイツの長期ケアと介護保険(土田武史)

HMO産業の構造的変化——80年代における米国の医療費抑制政策——(知野哲朗)

〈カレント・トピックス〉

岐路に立つ福祉国家スウェーデン(飯野靖四)

〈Book Review〉

Richard B. Saltman and Castern von Otter, Planned Markets and Public Competition, Appleby J. Financing Health Care in the 1990s(山田武)

〈海外社会保障関係文献目録〉

1993年1月～3月社会保障研究所図書館受入分(社会保障研究所図書室)

第105号 (Winter 1993)

〈時代の眼〉

高齢社会への対応(小山路男)

〈特集:社会保障理論とその周辺—海外の研究者たち—〉

はじめに——特集の趣旨とその目的(高木安雄)

トーマス・マーシャル(Tomas Humphrey Marshall, 1893～1981)——市民権の理論とハイフン連結社会論——(伊藤周平)

フランシス・ネットル(Francis Netter, 1907～1986)(藤井良治)

N. E. バンクーミッケルセン(N. E. Bank-Mikkelsen, 1919～1991)——その思想——(中園康夫)

ブライアン・エイベルスミス(Brian Abel-Smith, 1926～)(前田信雄)

ピーター・タウンゼンド(Peter Brereton Townsend, 1928～)——人類学と福祉学——(杉野昭博)

アマルティアセン(Amartya Kumar Sen, 1933～)(鈴木興太郎)

マーティン・フェルドシュタイン(Martin Feldstein, 1939～)——年金の経済分析——(田近栄治)

アンソニー・アトキンソン(Antony Barnes Atkinson, 1944～)——理性的急進主義者の社会保障論——(地主重美)

ペーター・フローラ(Peter Flora, 1944～)——その福祉国家論——(毛利健三)

〈海外社会保障関係文献目録〉

1993年4月～6月社会保障研究所図書館受入分(社会保障研究所図書室)

第106号 (Spring 1994)

〈時代の眼〉

日本経済の転機(貝塚啓明)

〈論文〉

「移民」の定住化と社会保障政策——オランダにおける最近の動向——(廣瀬真理子)

イタリアの年金と高齢者の生活(小島晴洋)

〈海外の動き〉

ECにおける社会保障制度間調整(岩淵豊)

フィンランドの高齢者福祉(山田真知子・アルホ)

〈カレント・トピックス〉

アメリカにおける老人ケアと日本の課題——在宅ケアと施設ケアの質の向上について——(高木安雄)

<国際学会トピックス>

アメリカ社会学会第87回年次大会に参加して (小田輝哉)

<研究機関紹介>

ウイスコンシン大学マディソン校 貧困問題研究所 (カレン・C・ホールデン、エリザベス・エヴァンソン、野呂芳明訳)

<Book Review>

ドイツ連邦労働社会省編『ドイツ社会保障総覧』(翻訳:ドイツ研究会)(ぎょうせい、1993年)(藤田伍一)

Conseil Economique et Social, “La politique familiale française (Seances de 24 et 25 septembre 1991)” (Paris, Direction des Journaux officiels, 1992)、Michel Messu, “Les politiques familiales: du natalisme à la solidarité” (Paris, Ouvrieres, 1992)、Jacqies Bichot, “La politique familiale: jeunesse, investissement et avenir”, (Paris, Cujas, 1992) (小島宏)

<海外社会保障関係文献目録>

1993年7月～9月社会保障研究所図書館受入分 (社会保障研究所図書室)

第107号 (Summer 1994)

<時代の眼>

社会サービスとしてのケア・システム (三浦文夫)

<論文>

アメリカにおける外国人に対する社会保障制度の適用 (堀勝洋)

<海外の動き>

「スウェーデンモデルの終焉」をめぐって——労使関係の変容と福祉国家—— (宮本太郎)

スウェーデン社会福祉の変遷——私の経験から—— (小野寺百合子)

スウェーデンの福祉状況 (友子 ハンソン)

<国際学会トピックス>

高齢社会の住宅政策——国際比較と展望——「国際住宅学会」から—— (早川和男)

<国際交流セミナー>

老人医療の評価と質の向上のための対策 入所者アセスメントとケースミックス支払方式によるナーシングホームの質の向上——アメリカにおける老人医療の政策課題—— (ブランド・E・フリース、小林しのぶ通訳)

<Book Review>

岡沢憲芙著『スウェーデンを検証する』(早稲田大学出版部、1993年)、山井和則著『スウェーデン発住んでみた高齢社会』(ミネルヴァ書房、1993年)(竹崎孜)

Steven Rathgeb Smith and Michael Lipsky, “Nonprofits for Hire: The Welfare State in the Age of Contracting”, (Harvard University Press, 1993) (武智秀之)

<海外社会保障関係文献目録>

1993年10月～12月社会保障研究所図書館受入分 (社会保障研究所図書室)

第108号 (Autumn 1994)

<時代の眼>

戦争と保障と (庭田範秋)

<特集:アメリカの医療保障>

保障の拡大・コストの削減:米国の医療制度改革 (西村由美子)

米国の医療供給システム——病院経営の変遷を切り口に公正と効率を考える—— (田中滋)

クリントン改革とマネジド・コンペティションについて (矢野聡)

医療改革をめぐる米国議会の動き (平岩勝)

アメリカの医療政策と医学研究振興政策——日本は何を学ぶのか—— (広井良典)

メディケアにおける診療報酬制度の改正 (川渕孝一)

<海外の動き>

デンマークの高齢者保健福祉政策に学ぶもの (関龍太郎)

<カレント・トピックス>

スウェーデンにおける高齢者ケアの現状 (伊藤周平)

<Book Review>

伊部英男、早川和男編著『世界の社会政策』(ミネルヴァ書房、1992年)(城戸喜子)

<海外社会保障関係文献目録>

1994年1月～3月社会保障研究所図書館受入分 (社会保障研究所図書室)

第109号（Winter 1994）

〈時代の眼〉

中国の老親扶養（湯沢雍彦）

〈論 文〉

EC社会保障法における年金（山田晋）

家族政策の基本原則（上）（小島宏）

医療制度改革とパターンリズム（福田敬）

フランス社会保障制度における一般化社会拠出金の導入（加藤智章）

〈海外の動き〉

ドイツの医療保障制度改革——『構造改革』による21世紀への対応——（高智英太郎）

イタリアの医療保障制度——1992年からの医療改革を中心に——（小島晴洋）

〈カレント・トピックス〉

国際社会保障協会（ISSA）の概要と活動（松田将）
スウェーデンにおける過疎地域の動向（高野和良）

〈Book Review〉

杉本貴代著『社会福祉とフェミニズム』（勁草書房、1993年）（渋谷敦司）

〈海外社会保障関係文献目録〉

1994年4月～6月社会保障研究所図書館受入分（社会保障研究所図書室）

第110号（Spring 1995）

〈時代の眼〉

晩婚化・非婚化を考える（河野稠果）

〈特 集：アジア諸国の社会保障（所得保障、医療保障）〉

アジア諸国の社会保障制度（平石長久）

中国の所得保障と医療保障——二元的制度と改革——（松戸庸子）

韓国の社会保障（金早雪）

タイの所得保障・医療保障（久保清）

フィリピンの社会保障制度（福島康志）

シンガポールの社会保障制度（海外社会保障情報編集幹事）

〈論 文〉

家族政策の基本原則（下）（小島宏）

中国における高齢者に対する社会保障制度の改革と発展について（林義）

〈カレント・トピックス〉

国際社会保障協会（ISSA）第10回アジア環太平洋地域会議に参加して（勝又幸子）

〈国際交流セミナー〉

アメリカの医療改革と公的保険の役割（マリアンヌ・C・ファーズ、小林しのぶ通訳）

〈Book Review〉

ノーマン・ジョンソン著『福祉国家のゆくえ』（法律文化社、1993年）（木戸利秋）

〈海外社会保障関係文献目録〉

1994年7月～9月社会保障研究所図書館受入分（社会保障研究所図書室）

第111号（Summer 1995）

〈時代の眼〉

経済の此岸と彼岸（塩野谷裕一）

〈特別寄稿：創立30周年によせて〉

世界展望の中の社会保障（宮澤健一）

〈30周年記念特集：海外社会保障研究の今日〉

アメリカの社会保障研究の今日——医療——医療の質と効率性に関する研究を中心に（池田俊也、池上直己）

アメリカの年金制度（村上清）

アメリカの社会保障研究の今日——社会福祉（松原康雄）

イギリスの社会保障研究の今日——医療（一圓光彌）

イギリスの社会保障研究の今日——年金（櫻原朗）

イギリスの社会保障研究の今日——社会福祉（平岡公一）

ドイツの社会保障研究の今日——医療（保坂哲哉）

ドイツの社会保障研究の今日——年金（下和田功）

ドイツの社会保障研究の今日——社会福祉その他（岡田英己子）

フランスの社会保障研究の今日——医療（藤井良治）

フランスにおける年金研究の今日（岡伸一）

フランスの社会保障研究の今日——社会福祉その他（岩村正彦）

最近のスウェーデンの医療保障とその研究（丸尾直美、益村真知子）

スウェーデンの新しい年金改革案（飯野靖四）

スウェーデンの社会福祉研究の今日（三上芙美子）

〈30周年記念寄稿集：海外社会保障研究と私——この人、この一冊〉

- 健保連と海外社会保障研究（石本忠義）
新救貧法について——この一冊（伊部英男）
ピエール・ラロック——その文献「フランスの社会保障計画」をめぐる——（上村政彦）
V. R. フュックスのWho Shall Live?に学ぶ（江見康一）
北欧の赤いバラ：福祉国家建設と社民党リーダーたち（岡沢憲美）
スウェーデンの老人福祉と私（小野寺百合子）
ニュージーランド研究に導いてくれた古典——生江孝之著『新しい国 新西蘭と濠洲』——（小松隆二）
海外社会保障研究と私——樋口富男兄とILO “APPROACHES TO SOCIAL SECURITY — Antenational Survey”（1942）との出会い——（佐藤進）
ベヴァリジ報告の衝撃（地主重美）
社会保障との出会い（高橋武）
影響を受けたこの一冊（都村敦子）
私のフランス社会保障研究——この一冊（久塚純一）

- 私の国際社会保障（平石長久）
『ベヴァリジ・レポート』と私（平田富太郎）
キャサリン・ジョーンズ先生（古瀬徹）
ドニソン教授との交流（星野信也）
イギリス留学と社会保障研究（堀勝洋）
社会保障研究の広い視野——Sullerot氏との出会いの中で得たこと——（松村祥子）
〈カレント・トピックス〉
日米医療費をめぐる真剣な討議（武藤博道）
〈海外社会保障関係文献目録〉
1994年10月～12月社会保障研究所図書館受入分（社会保障研究所図書室）

第112号（Autumn 1995）

〈時代の眼〉

- ドイツにおける男女平等政策の進展（利谷信義）
〈論文〉
アメリカにおける職場暴力と使用者責任（林弘子）
社会保障の発展における国際機関の役割——新時代の社会保障を目指して——（J・V・ランゲンドン

- ク、岡伸一訳）
ニュージーランドにおける保健医療改革と競争原理の導入について——市場および政府の失敗に対するQuasi-Marketsの形成——（西村万里子）

- 〈海外の動き〉
欧州連合の社会保障政策——ドロール体制下での取り組み——（岩淵豊）
ハンガリーの社会福祉制度（深谷ベルタ）
〈カレント・トピックス〉
英国における社会サービスへの市場メカニズム導入政策の研究体系——Quasi-Markets研究の紹介——（駒村康平）

- 〈研究機関紹介〉
社会政策研究センター The Social Policy Research Centre（SPRC）（勝又幸子）
〈Book Review〉
Privatization in Four European Countries：Comparative Studies in Government - Third Sector Relationships（武智秀之）
〈海外社会保障関係文献目録〉
1995年1月～3月社会保障研究所図書館受入分（社会保障研究所図書室）

第113号（Winter 1995）

- 〈時代の眼〉
年金相談を考える（島田とみ子）
〈特集：諸外国の介護をめぐる取り組み〉
イギリスのコミュニティ・ケア——オックスフォードを中心にして——（真屋尚生）
フランスにおける高齢者介護の取り組み——1960年代から今日までの歩み——（原田康美）
スウェーデンの介護保障（古橋エツ子）
ケベック州の住民主体のホームケアサービス（高橋流里子）
アメリカにおける老人医療・介護の課題（高木安雄）
〈研究機関紹介〉
ニューヨーク市立大学マウントサイナイ医学校医療経済研究部（福田敬）
〈Book Review〉
稲上毅、H. ウィッターカー、逢見直人、篠田徹、下平好博、辻中豊著『ネオ・コーポラティズムの国際比較——新しい政治経済モデルの探求』（日本労働研究機構、1994年）（久米郁男）

〈海外社会保障関係文献目録〉

1995年4月～6月社会保障研究所図書館受入分（社会保障研究所図書室）

第114号（Spring 1996）

〈時代の眼〉

出生力回復の構図（安川正彬）

〈論文〉

台湾の高齢化とコミュニティ・ケア（金子勇）

スウェーデン、デンマークにおける高齢者居住環境の変遷・実態——我が国は何か欠けているか、何を学び取れるか——（林玉子）

今後の社会保障の費用負担のあり方——社会保障費と公共事業費についての国際比較——（磯部文雄）

ドイツ介護保険の現状と課題（柄本一三郎）

イタリアの高齢者福祉（小島晴洋）

日独医療費比較（勝又幸子）

〈海外の動き〉

CBRの概要とアジアでの実践（中西由起子）

〈国際学会トピックス〉

第5回アフィア国際会議（鶴直行）

〈Book Review〉

デボラ・ミッチェル著、埋橋孝文・三宅洋一・伊藤忠通・北明美・伊田広行訳『福祉国家の国際比較研究：LIS10カ国の社会保障移転システム』（大森正博）

〈海外社会保障関係文献目録〉

1995年7月～9月社会保障研究所図書館受入分（社会保障研究所図書室）

第115号（Summer 1996）

〈時代の眼〉

先進諸国の社会保障と経済成長（市川洋）

〈論文〉

ドイツにおける世話法の展開（ベルント・シュルテ、上山泰訳）

イギリスにおける在宅介護者——介護技術の担い手の把握のために——（三富道子）

台湾における高齢者福祉政策の発展と課題（荘秀美）

韓国の医療保険における財政調整の分析と評価（趙

源卓）

アメリカ合衆国における準低所得世帯に対する健康保険適用（マーサN・オザワ、ヨンT. ウァン、丹司紅・長屋祥子訳）

〈海外の動き〉

英国の精神保健の動向——コミュニティ・ケア政策の問題点——（尾島万里）

〈Book Review〉

ジョン・クラーク、デイビッド・ボスウェル編、大山博・武川正吾・平岡公一他訳『イギリス社会政策論の新潮流——福祉国家の危機を超えて』（法律分化社、1995年4月）（埋橋孝文）

〈海外社会保障関係文献目録〉

1995年10月～12月社会保障研究所図書館受入分（社会保障研究所図書室）

第116号（Autumn 1996）

〈時代の眼〉

信（信頼）なくば立たず（青井和夫）

〈特集：各国の住宅政策〉

ドイツの住宅政策における高齢者の位置とその生活環境（水原渉）

スウェーデンの住宅政策（外山義）

デンマークのコ・ハウジングの評価（上野勝代）

シンガポールの高齢化と住宅政策（桂良太郎）

中国における高齢者福祉と居住問題（佐々井司）

〈Book Review〉

社会保険福祉協会編『ヨーロッパの高齢者住宅——イギリス・ドイツ・スウェーデン・ベルギー』（財団法人社会保険福祉協会、1995年）（園田真理子）

〈海外社会保障関係文献目録〉

1996年1月～3月社会保障研究所図書館受入分（社会保障研究所図書室）

第117号（Winter 1996）

〈時代の眼〉

社会保障の抱える三重苦（三浦文夫）

〈論文〉

ドイツ公的介護保険の評価——第2段階実施後の課題——（小棚治宣）

オランダの社会保障制度と制度改革の考え方（大森正博）

アイルランドにおける女性労働と家族の在り方をめぐる法政策の展開 (増田幸弘)

<海外の動き>

イタリアの新たな年金改革 (小島晴洋)

中国社会保障体制の現状・問題点及び改革モデルについての考え (単天倫、張英莉訳)

<研究機関紹介>

英国パーソナル・ソーシャルサービス研究所 (PSSRU) (田端光美)

<研究資料>

社会保障費 国際比較基礎データ (社会保障研究所)

<Book Review>

下和田功著『ドイツ年金保険論』(千倉書房、1995年3月) (大谷津晴夫)

加藤智章著『医療保険と年金保険——フランス社会保障制度における自律と平等』(北海道大学図書刊行会、1995年) (大曾根寛)

<海外社会保障関係文献目録>

1996年4月~6月社会保障研究所図書館受入分 (社会保障研究所図書室)

第118号 (Spring 1997)

<時代の眼>

社会保障の論理と倫理 (宮澤健一)

<特集> 海外における社会福祉をめぐる新しい動き

イギリスにおける貧困問題の動向——「貧困概念の拡大」と貧困の「基準」をめぐる—— (柴田謙治)

アメリカにおけるソーシャルワークとケースマネジメントの動向 (伊藤淑子)

アメリカにおける「患者の死ぬ権利」の現状——Advance Directiveに焦点を当てて (益田雄一郎、井口昭久)

<海外の動き>

エイベルスミス教授を偲んで (一圓光彌)

<研究機関紹介>

RANDコーポレーション (アメリカ) (尾藤誠司)

<Book Reviews>

野口悠紀雄、デービッド・ワイズ編『高齢化の日米比較』(日本経済新聞社、1995年) (吉田浩)

萩原康生編『アジアの社会福祉』(中央法規出版、

1995年3月) (谷勝英)

第119号 (Summer 1997)

<時代の眼>

福祉と社会連帯感 (石弘光)

<特集> 各国における所得保障の動向

スウェーデンの年金改革 (飯野靖四)

イギリス年金制度の歴史的展開と近年の改革の流れ (齊藤美彦)

アメリカ所得移転システムの特徴 (埋橋孝文)

フランスにおける参入最低所得 (revenu minimum d'insertion) 制度 (川口美貴)

世界銀行の年金改革案とその影響 (村上清)

<カレント・トピックス>

アジア社会福祉学会の発足について (萩原康生)

<Book Reviews>

足立正樹著『現代ドイツの社会保障』(法律文化社、1995年) (小柳治宣)

白沢久一著『公的扶助の諸(基本)問題——英国貧民救済の公共性から社会扶助へ——』(梓出版社、1996年) (美馬孝)

第120号 (Autumn 1997)

<時代の眼>

日本型ソーシャル・ポリシーを求めて (藤田伍一)

<特集> 医療費改正化政策の効果と限界

アメリカにおける医療費適正化政策：効果と限界 (小林均)

フランスにおける医療費適正化政策 (藤井良治)

ドイツにおけるリスク構造調整の仕組みとその問題点 (菌部順一)

イギリスにおけるNHS改革の意識と成果 (一圓光彌)

カナダのロングタームケア政策 (高橋淑郎)

<論文>

カナダにおける公的年金制度改革の動向 (丸山桂)

<海外の動き>

中国国有企業の社会保険制度改革について：養老保険、医療保険、失業保険改革を中心に (許海珠)

<Book Reviews>

西村由美子編著『アメリカ医療の悩み：どこに問題があるか』(川渕孝一)

Nicholas Barr, The Economics of the Welfare State (駒村康平)

〈海外社会保障関係文献目録〉

1997年4月～6月国立社会保障・人口問題研究所図書室受入分(国立社会保障・人口問題研究所図書室)

第121号 (Winter 1997)

〈時代の眼〉

介護保険への疑問(暉峻淑子)

〈論文〉

EU諸国の社会保障改革の動向——老齢年金(山田晋)

ペンション・ガバナンス論(序説)(渡部記安)

医療資源問題における生産力格差及び地域間の不均衡分布と医療費支出との関係(鮮于恵、郡司篤晃)

〈海外の動き〉

世界における介護制度の現状(佐藤進)

イギリスにおけるコミュニティケアに関する研究の動向(平岡公一)

タイにおける障害者保健福祉システム及び今後の課題(安梅勅江)

〈カレント・トピックス〉

スウェーデンの高齢者ケアに変化(イエット・スンドストレーム、大島高男(要約))

〈Book Reviews〉

OECD, Taxation and Household Saving(油井雄二)
柴田嘉彦著『世界の社会保障』(新日本出版社、1996年4月)(栗沢尚志)

第122号 (Spring 1998)

〈時代の眼〉

比較社会保障・社会福祉の方法について(一番ヶ瀬康子)

〈特集：福祉サービスにおける公私の役割分担〉

ドイツにおける民間介護保険の役割(土田武史)

フランスの福祉サービスの現状と課題(松村祥子)

米国の住宅政策：福祉の視点から(古瀬敏)

オランダの高齢者福祉サービスにおける「民間」の役割(廣瀬真理子)

〈論文〉

米国の拠出建て年金(粥川正敏)

〈海外の動き〉

英国労働党政権と高齢者福祉政策(北村彰)

中国の年金保険事業計画の研究(侯文若、栗林寛幸 訳)

〈カレント・トピックス〉

第53回国際財政学会世界大会(柴田弘文)

「社会保障」・・・障害者からみると(成瀬正次)

〈Book Reviews〉

ヴィクトール A. ペストフ著、藤田暁男・田中秀樹・的場信樹・松尾匡訳『市場と政治の間で——スウェーデン協同組合論——』(晃洋書房、1996年)(川口清史)

John Roemer, Theories of Distributive Justice(後藤玲子)

第123号 (Summer 1998)

〈時代の眼〉

少子・高齢社会と社会保障(岡崎陽一)

〈特集：東南アジアの社会保障の進展〉

アジアの社会保障・社会福祉は充実したのか?——アジア社会保障・社会福祉比較研究小論(萩原康生)

シンガポールにおける社会保障の現状と課題(赤塚俊治)

中国における社会保障システムと社会保険制度の大改革——養老保険、失業保険制度の改革を中心に——(張紀濤)

フィリピンの社会保障制度の現状と課題(原島博)

〈論文〉

ハイブリッド型企業年金制度に関する調査研究——キャッシュバランスプランを中心に——(新開保彦)

中国の高齢者就業状況の調査と分析——国際比較の視角——(馮援)

〈研究資料〉

社会保障費 国際比較基礎データ(勝又幸子、山田篤裕)

〈Book Reviews〉

福祉国家の新たな地平——埋橋孝文著『現代福祉国家の国際比較』(日本評論社、1997年)(新川敏光)
岡沢憲英、宮本太郎編『比較福祉国家論——揺らぎとオルタナティブ——』(埋橋孝文)

第124号 (Autumn 1998)

<時代の眼>

規制と自由化をめぐる政策動向をみて (佐藤進)

<論文>

ニュージーランドにおける年金改革と国民投票——
老齢年金法100周年・社会保障法60周年を迎えて
—— (小松隆二)

最近のイギリス年金基金の動向 (代田純)

オランダの医療・介護制度改革 (大森正博)

高齢者終末医療——欧米と日本の場合 (松下哲)

Spending and Sources of Finance in the American
Welfare State : Options for Reform (I) (Gary
Burtless)

オランダにおけるパートタイム労働の動向と家庭生
活の変化 (前田信彦)

<海外の動き>

第4回社会選択・厚生学会世界大会 (西條辰義)

<動向>

米国の多数事業主制度 (I) (粥川正敏)

<Book Reviews>

土田武史著『ドイツ医療保険制度の成立』(高智英太
郎)

藤井良治著『現代フランスの社会保障』(白波瀬佐和
子)

<海外社会保障関係文献目録>

1998年4月～6月国立社会保障・人口問題研究所図書
室受入分 (国立社会保障・人口問題研究所図書室)

第125号 (Winter 1998)

<特集：就労インセンティブと社会保障>

ドイツの雇用促進政策と社会保障 (松丸和夫)

スウェーデンにおける就労促進政策と社会保障 (伍
賀一道、横山寿一)

オランダにおける就労インセンティブ政策と社会保
障 (小越洋之助)

スイスにおける雇用保障と就労インセンティブ (中
野育男)

フランスにおける就労インセンティブと社会保障
——早期引退制度をめぐる—— (三谷直紀)

イギリスにおける就労促進政策と社会保障 (檜原
朗)

<論文>

Spending and Sources of Finance in the American
Welfare State: Options for Reform (II) (Gary
Burtless)

フィンランド民間非営利部門の高齢者福祉分野にお
ける活動と制度 (新名正弥)

<研究ノート>

台湾「全民健康保険」の制度紹介 (高橋隆)

<動向>

米国の多数事業主制度 (下) (粥川正敏)

ルクセンブルグ所得研究 (LIS) 夏季ワークショップ
参加報告 (山田篤裕)

<書評>

菊池馨実著『年金保険の基本構造——アメリカ社会
保障制度の展開と自由の理念』(藤田伍一)

G・ティモシー・ハイト、ステファン・モレル著『ア
メリカの年金・資産運用』(渡辺幹文)

第126号 (Spring 1999)

<特集：各国の年金改革>

OECD諸国における年金改革の動向 (阿萬哲也)

The Reform of Pensions in the UK (A. Walker)

Public Pension Reforms in Germany——Major Post-
War Reforms and Recent Decisions—— (W.
Schmah)

オーストラリアの年金改革 (下野恵子)

ニュージーランドの年金改革と高齢者生活 (武田真
理子)

チリの年金改革と移行財源問題 (北野浩一)

スイスの年金制度——第10次改正を中心に—— (田
口晃)

シンガポールの年金改革の動向——少子・高齢化の
進展におけるCPF政策—— (阿部裕二)

<論文>

EUにおける保育・家族政策と男性の保育参加 (木
下比呂美)

<動向>

欧州社会保障修士コースの設立 (岡伸一)

英国労働党政権の福祉政策について (北村彰)

高福祉の国のジレンマ——フィンランドの社会保
障の現状と課題—— (牧田満知子)

中国の失業問題とその展望——都市部貧困層の拡大
と高失業率の長期化—— (沙銀華)

<書 評>

アラン・ウォーカー著、渡辺雅男・渡辺景子訳
『ヨーロッパの高齢化と福祉改革』（河野真）
中田照子、杉本清代栄、森田明美共著『日米のシン
グルマザーたち』（木村清美）
足立正樹編著『各国の介護保障』（増田雅暢）

第127号（Summer 1999）

<特 集1：福祉施策の国際比較>

特集の趣旨（埋橋孝文）
EUにおける社会保障政策の人口動向上の背景（J.ブ
ラッドショー、宮下裕一・埋橋孝訳）
日本型福祉国家におけるキャッシュとケアと女性の
市民権——家族政策のジェンダー議論を手がかりに——（イト・ベング）
児童手当の国際比較（大塩まゆみ）
家族政策の国際比較——現状・課題・方法に関する
一考察——（所道彦）
公的年金制度における普遍性と最低保障の規定要因
（鎮目真人）
公的扶助制度の国際比較——OECD 24カ国のなかの
日本の位置——（埋橋孝文）

<特 集2：OECD社会保障大臣会議>

OECD社会保障大臣会議の概要（藤原 禎一、小野太
一）
OECD加盟各国の社会保障政策の動向（尾形裕也）
OECD加盟各国の社会保障政策の分析（増淵勝彦）

<書 評>

松本勝明著『社会保障構造改革——ドイツにおけ
る取組みと政策の方向——』（小柳治宣）
Gary Bryner, Politics and Public Morality: The Great
American Welfare Reform Debate（後藤玲子）

第128号（Autumn 1999）

<特 集：EUの社会保障政策の展開>

特集の趣旨（岡伸一）
社会保障と欧州統合（ジェフ・ヴァン ランゲンドン
ク、岡伸一訳）
EU社会保障法における男女平等判例の展開——79
／7理事会指令の実効性とその構造的限界性——
（竹中康之）
ヨーロッパ連合における母性保護と保育政策（山田

晋）

EUにおけるパブリック・ヘルス政策の展開（川又竹
男）
EUの医療保障政策（岡伸一）
EUにおける雇用政策と社会保障（濱口桂一郎）
『海外社会保障情報』および『海外社会保障研究』に
掲載されたEU（EC）の社会保障についての論文
一覧

<論 文>

The Welfare State in the UK: Evolution, Funding and
Reform（John Hills）

<動 向>

中国農村の社会老齢年金保険制度の導入（鍾仁耀）
社会保障費 国際比較基礎データ——財源の国際比
較分析と解説——（勝又幸子、森田陽子）
社会保障・労働市場・労使関係分野における改革を
国際的にモニタリングするためのネットワーク構
築について——ベルテルスマン財団による試み
の紹介——（阿部彩）

<書 評>

濱口桂一郎著『EU労働法の形成——欧州社会モデ
ルに未来はあるか？——』（小宮文人）
武川正吾、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障1 イ
ギリス』（齊藤慎）

第129号（Winter 1999）

<特 集：医療サービスの質の確保をめぐる諸問題>

特集の趣旨（菊池馨実）
日本における医療サービスの質——広告規制の議
論を中心に——（新田秀樹）
医療サービスの「質」確保と「健康権」議論の展開
——医療における権利指向の意義——（国京則
幸）
イギリスにおける医療情報とサービスの質——患
者憲章の実行——（西田和弘）
医療の質の評価とアメリカの医療システム（石田道
彦）
マネジドケアと医療の質——法的側面からの検討
——（菊池馨実）
フランスにおける医療情報共有化の動向（加藤智
章）
ドイツにおける医療・福祉労働としてのサービス給
付と質確保（上田真理）

カナダにおける医療サービスの質の確保をめぐる諸問題——改善ネットワークを中心として——
(高橋淑郎、ロス・ベーカー)

<動 向>

社会保障セミナー「先進諸国の年金改革」(大石亜希子)

ベルテルスマン財団「国際リフォーム・モニター：社会政策・労働市場・労使関係分野」プロジェクト進捗報告 (阿部彩)

<書 評>

岡伸一著『欧州統合と社会保障——労働者の国際移動と社会保障の調整——』(白波瀬佐和子)

小松隆二、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障2 ニュージーランド・オーストラリア』(藤井浩司)

第130号 (Spring 2000)

<特 集：社会保障給付費の国際比較研究>

特集の目的と位置づけ——平成10年度プロジェクト報告「社会保障給付費の国際比較分析」(勝又幸子)

社会保障における国際比較研究の意義と課題 (足立正樹)

社会保障給付費の国際比較データの見方と分析 (勝又幸子)

社会保障費からみたアメリカ社会保障の特徴と社会保障国際比較研究の意義と課題 (大西秀典)

イギリス社会保障の公民パートナーシップ (中井英雄)

ドイツ社会保障給付の概観と構造分析 (小林甲一)

フランス社会保障制度における財源と給付の構造 (加藤智章)

スウェーデン社会保障給付費の分析 (岡光昇)

<論 文>

米国マネジメントの発展とERISA専占条項 (藤川恵子)

<研究ノート>

中国における医療保障制度の改革 (劉曉梅)

<動 向>

Review of the Laws and Regulations regarding the Employees' Social Security in Indonesia (Hironobu Sugaya)

<書 評>

城戸喜子、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障3 カ

ナダ』(村上雅子)

古瀬徹、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障4 ドイツ』(小塚治宣)

第131号 (Summer 2000)

<特 集：介護保険の国際的動向>

特集の趣旨 (土田武史)

地方自治と介護保険——ドイツの事例を中心に (坪郷實)

ドイツにおける介護保険と介護扶助 (木下秀雄)

介護手当 (金銭給付) の意義、実施状況およびその評価 (田中耕太郎)

介護サービスの質の確保——ドイツ介護保険法 (松本勝明)

オランダの長期医療・介護保障制度 (廣瀬真理子)

OECD諸国における高齢者介護 (府川哲夫)

<論 文>

Dilemmas in Health Care An Overview of the Health Care System in the Netherlands (Hettie A. Pott-Buter)

Primary Health Care in the UK: Policy, Practice and Performance (Ray Robinson)

<書 評>

John E. Roemer, Equality of Opportunity (栗林寛幸)

丸尾直美、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障5 スウェーデン』(竹崎友)

藤井良治、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障6 フランス』(小川有美)

第132号 (Autumn 2000)

<特 集：中国の社会保障改革と企業行動>

中国社会保障制度研究の課題と焦点 (中兼和津次)

中国社会保障制度の現状と問題 (沙銀華)

中国の社会保障制度と企業負担の変化 (朱炎)

中国の社会保険導入の企業経営への影響 (木崎翠)

中国の企業における雇用と分配——改革の効果 (丸川知雄)

中国国有企業における退職行動と年金制度改革 (金子能宏、何立新)

中国住宅制度改革の現状と課題 (今井健一)

中国社会保障体系の確立と国有企業の改革 (王紅領)

厚生科学研究費補助金研究事業 (中兼班) 報告書の

概要（増淵勝彦）

<書評>

Gosta Esping-Andersen, Social Foundation of Postindustrial Economies（三重野卓）

Amartya Sen, Reason before Identity: The Romans Lecture for 1998（後藤玲子）

第133号（Winter 2000）

<特集：社会保障と情報化>

特集の趣旨（山本克也）

社会保障（特に医療）にかかわる個人情報保護・開示・活用——英国1998年データ保護法を参考に——（西田和弘）

情報福祉政策の課題——情報バリアフリー政策を中心に（高橋紘士）

健康関連データベースの構造化と結合：戦略的な医療保健福祉システム構築へ向けて（今中雄一）

欧米におけるEBMの展開（池田俊也）

公的年金制度における情報公開のあり方について——アメリカ社会保障庁の方法に学ぶ——（山本克也、増淵勝彦）

退職給付政策における掛金建て制度の役割（小野正昭）

バリアフリーデザインから生活デザインへの流れ（狩野徹）

<動向>

ドイツ介護保険財政の分析（藤本健太郎）

<書評>

藤田伍一、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障7 アメリカ』（菊池馨実）

第134号（Spring 2001）

<特集：グローバル化と社会保障>

特集の趣旨（白波瀬佐和子）

グローバリゼーションと国家福祉の変貌（萩原康生）

医療におけるグローバル化とその課題（濃沼信夫）

グローバル化と年金制度（小塩隆士）

グローバル化に伴う社会保障問題とWTO（浦田秀次郎）

国際的な人の移動の動向と展望——地域統合、少子・高齢化と日本の選択——（井口泰）

グローバル化と地方分権化（神野直彦）

<論文>

1945年以降のフランス社会保障改革（ブリュノ・パリエ、伊奈川秀和訳）

<動向>

五保制度——中国農村における公的扶助制度——（松久保博章）

社会保障費の国際比較——基礎統計の解説と分析——（浅野仁子）

<書評>

藤村正之著『福祉国家の再編成』（高野和良）

武川正吾、佐藤博樹編『企業保障と社会保障』（白波瀬佐和子）

宮本太郎著『福祉国家という戦略——スウェーデンモデルの政治経済学——』（益村真知子）

第135号（Summer 2001）

<特集：第5回厚生政策セミナー「アジアと社会保障」>

アジア諸国における年金制度改革の動向（高山憲之）

「中国の社会保険制度」の内容（沙銀華）

韓国における生産的福祉と積極的福祉（下在寛）

台湾の社会保障制度——民主化と福祉の発展を巡る政治力学——（イト・ベング）

タイの社会保障（ウティサン・タンチャイ）

日本の社会保障（広井良典）

「アジアと社会保障」ディスカッション（編集：金子能宏）

ヨーロッパにおける強制企業年金の動き（マーティン・ライン、ジョン・ターナー、上枝朱美・阿部彩訳）

<論文>

社会保障・社会福祉における日韓比較——高齢化社会初期段階の諸状況と政策動向を中心に——（張炳元）

<研究ノート>

オンロック/PACEモデル（米国高齢者医療介護プログラム）の概要と課題——わが国介護保険への示唆——（河口洋行）

<動向>

フランスの高齢者介護給付制度——PSDの実施と改革の動き——（原田康美）

<書評>

Jeanne Fagnani, Un travail et des enfants. Petits arbitrages et grands dilemmes (小島宏)
伊奈川秀和著『フランスに学ぶ社会保障改革』(久塚純一)

第136号 (Autumn 2001)

<特集: 保険者から見た欧米諸国の医療制度改革と国際比較>

特集の趣旨 (山崎泰彦)
米国マネジドケアの試みから医療保険における保険者機能を考える (西田在賢)
米国メディケアにおける保険者機能 (住吉英樹、清野仁子)
イギリスの医療制度から学ぶ保険者機能 (府川哲夫、泉田信行)
フランスにおける保険者機能の動向——薬剤費抑制策を中心に—— (奥田七峰子、池田俊也)
ドイツ医療保険の保険者機能 (船橋光俊)
オランダの医療制度改革と「保険者機能」(大森正博)
「保険者機能」論の位置付け: わが国の医療制度改革に対する示唆 (尾形裕也)

<書評>

都留民子著『フランスの貧困と社会保護』(岡伸一)

第137号 (Winter 2001)

<特集: 国際機関における年金政策論>

特集の趣旨 (山本克也、山田篤裕)
The Changing Parameters of The International Pension Debate (Dalmer D. Hoskins)
ILO (国際労働機関) の年金政策 (山端浩)
世界銀行の年金政策——超グローバルイズムへの課題—— (山本克也)
経済協力開発機構 (OECD) における年金改革論 (山田篤裕)
<動向>
WHOによる保健システムの目的と機能、評価の枠組み設定について——2000年版世界保健報告「保健システムの機能向上に向けて」—— (千村浩)
所得保障・医療保障・労働政策関連の国際機関 (山本克也)

<論文>

フィンランドにおける公的扶助——生計援助の原理と制度—— (遠藤美奈)
韓国における公的年金制度の動向 (金領佑)

<書評>

Colin Gillion, John Turner, Clive Bailey, Denis Latulippe (eds.) Social Security Pensions: Development and Reform (清水英彦)
J.ミッジリイ著、京極高宣・萩原康生監訳『国際社会福祉論』(藤村正之)

第138号 (Spring 2002)

<特集: 現代の規範理論と社会保障>

特集の趣旨 (後藤玲子)
社会保障への公共哲学的アプローチ——その歴史的・現代的サーヴェイ—— (山脇直司)
ジョン・ロールズ——正義の理論 (塩野谷祐一)
センの潜在能力理論と社会保障 (鈴木興太郎)
ロナルド・ドゥオーキンの倫理的責任論 (長谷川晃)
ジョン・ローマー: 機会の平等アプローチと社会保障 (後藤玲子)
ロバート・グッディン——功利主義的社会設計 (長谷部恭男)
リスク社会と再帰的近代——ウルリッヒ・ベックの問題提起—— (今田高俊)

<研究ノート>

中国の公的年金保険制度の財政方式に対する検証——都市部の賦課方式から部分的積立方式への移行を中心に (鍾仁耀)

<動向>

社会保障費用の国際比較——Outline of International Data on Cost of Social Security by ILO—— (勝又幸子)

第139号 (Summer 2002)

<特集: 日本とカナダの社会保障——加日社会保障政策研究円卓会議の成果>

特集の趣旨 (バーナデット・サンジャン、高橋和久、金子能宏)
カナダと日本の社会・政治構造と社会保障制度の特徴 (イト・ペング、バーナデット・サンジャン)
日本とカナダの医療保険制度改革: 共通の課題と多

様性(尾形裕也)

カナダの保健医療:組織・財源・アクセス(ロバート・エバンス、モーリス・バーラー、谷合由理子・泉田信行訳)

カナダの年金制度(高山憲之)

子育て支援策の日加比較(永瀬伸子)

カナダにおける仕事と生活の両立支援:変化に対応した取組み(リンダ・デュックスベリー、クリス・ビキンズ、小林信彦・金子能宏訳)

地域格差と所得格差を考慮した社会保障研究の展開——日本とカナダの比較——(金子能宏、小島克久)

カナダの社会政策と高齢化(ニーナ・チャペル、山田聖子訳)

<書評>

A. B. Atkinson, The Economic Consequences of Rolling Back the Welfare State(上枝朱美)

第140号(Autumn 2002)

<特集:先進諸国の所得保障政策における障害給付の変化とその背景>

総論 先進諸国における所得保障制度の変化とその意味——障害をめぐる改革から——(勝又幸子)
費用国際比較からみた「障害」給付の現状(勝又幸子)

イギリスにおける障害者に対する所得保障体系とその特徴(一圓光彌)

ドイツにおける障害年金給付と社会保障の課題(小林甲一)

スウェーデンにおける障害年金改革(木村陽子)

わが国における障害者の所得保障制度の現状と課題——障害基礎年金制度の抜本的改革=社会扶助化の徹底の必要性——(森隆男)

<動向>

イタリアの高齢者介護の動向——介護手当の現状と問題点(宮崎理枝)

EITC(Earned Income Tax Credit)の就労と貧困削減に対する効果:文献サーベイから(阿部彩)

<書評>

David M. Blau, The Child Care Problem: An Economic Analysis(周燕飛)

第141号(Winter 2002)

<特集:社会的排除——概念と各国の動き——>

趣旨 社会保障の新たな視点:「社会的排除」と「社会的統合」(岡伸一)

フランスの「排除Exclusion」概念——わが国の社会問題に使用することは可能か——(都留民子)

イギリス「社会的排除」対策と社会政策(市民主義化)の現地点(小笠原浩一)

英国社会政策と「社会的排除」——近年のホームレス政策の混乱をめぐる——(岩田正美)

ドイツにおける社会的排除への対策(庄谷怜子、布川日佐史)

EUにおける「社会的排除」への取り組み(中村健吾)

貧困から社会的排除へ:指標の開発と現状(阿部彩)
<論文>

アメリカにおける1996年福祉改革法とチャリタブル・チョイス——宗教団体への福祉サービスの民間委託——(木下武徳)

<書評>

布川日佐史編著『雇用政策と公的扶助の交錯』日独比較:公的扶助における稼働能力の活用を中心に(田中耕太郎)

韓国社会科学研究所社会福祉研究室著『韓国の社会福祉』(上村泰裕)

第142号(Spring 2003)

<特集:転換期における福祉国家の国際比較研究>

特集の趣旨(富永健一)

福祉国家の分解と日本の国際的位置(富永健一)

社会保障給付費の趨勢分析(平岡公一)

社会保障給付費の構成に関する時系列的分析——先進諸国のクラスター化の試み——(三重野卓)

OECD19カ国における社会保障財源の国際比較(武川正吾)

福祉国家発展の時系列データ分析——pooled time-series dataの利用——(織田輝哉)

福祉国家レジームと世帯内性別役割分業:ジェンダーからみた比較福祉国家試論(白波瀬佐和子)

<論文>

貯蓄支援税制としてのアメリカ401(k)に関する考

察 (吉田健三)

<動 向>

国際機関における社会保障費用の国際統計整備の現状——ILO,OECD,EUROSTATの動向から—— (勝又幸子)

第143号 (Summer 2003)

<特集:第7回厚生政策セミナー「こども、家族、社会——少子社会の政策選択——」>

趣旨 少子化と家族政策——「少子化対策」をめぐる10の設問—— (阿藤誠)

欧州の一部の先進国における少子化とその対策 (アントニオ・ゴリーニ)

西欧諸国における家族政策と低出生率 (ゲルダ・ネイヤー)

<パネルディスカッション> (編集:勝又幸子)

家族、社会保障および社会保険——ケーススタディとしてのドイツにおける概評と現在の論議—— (ヴィンフリート・シュメール)

<論 文>

医療保険の未加入者と家計の医療支出——中国広東省の家計データを用いて—— (周燕飛)

日米の働く母親と子育て支援——福祉国家と家族の関係を探る—— (白波瀬佐和子)

<書 評>

渋谷博史、内山昭、立岩寿一編『福祉国家システムの構造変化——日米における再編と国際的枠組み——』 (斎藤忠雄)

第144号 (Autumn 2003)

<特集:ロシア・東欧における社会保障の動向>

特集の趣旨 (小森田秋夫)

ハンガリーの社会動向と福祉レジーム (堀林巧)

ポーランドの社会保障——大量失業時代における社会保障システムの再構築—— (小森田秋夫)

チェコの老齢年金制度 (池本修一)

ロシアにおける社会保障 (篠田優)

<論 文>

オランダにおけるワークフェア改革——「給付所得より就労を」—— (水島治郎)

<書 評>

Braithwaite,J., Grootaert,C. and B.Milanovic, Poverty

and Social Assistance in Transition Countries (埋橋孝文)

第145号 (Winter 2003)

<特集:社会保険医療制度の国際比較:日、独、仏、蘭、加5カ国の医療保険制度改革の動向>

特集の趣旨 (尾形裕也)

社会保険医療制度の国際比較 (収斂と発散):ISSA Initiativeにおける研究動向を踏まえて (尾形裕也)

ドイツの医療保険制度改革 (田中耕太郎)

フランスの医療保険制度改革 (稲森公嘉)

オランダの医療・介護保険制度改革 (大森正博)

カナダの国民医療制度の改革——連邦財政主義のもとでの皆保険の課題と展望—— (金子能宏)

日本の医療保険制度改革——国民改革の重要性—— (泉田信行)

<動 向>

中国のWTO加盟と雇用構造の変化および雇用創出の対策 (紀韶)

自殺の社会経済的要因と自殺予防対策の国際比較 (山下志穂、金子能宏、反町吉秀)

<書 評>

舟場正富、齋藤香里著『介護財政の国際的展開 イギリス・ドイツ・日本の現状と課題』 (松田亮三)

第146号 (Spring 2004)

<特集:IMF体制後の韓国社会政策>

特集の趣旨 (金早雪)

IMF体制以降の韓国の社会経済の変化と公的・私的
社会支出の動向 (金明中)

IMF経済危機と韓国の女性労働 (明泰淑)

IMF体制と韓国の社会政策 (郭洋春)

IMF体制と「韓国型福祉国家」 (金早雪)

<論 文>

年金改革前の中国都市部における公的年金制度の適用対象と給付水準——1995年都市部家計調査データに基づく考察—— (何立新)

<動 向>

イタリアの『福祉白書2003年』 (宮崎理枝)

社会保障費用の国際統計の動向——ILO, OECD, EUROSTATを中心として—— (国立社会保障・人口問題研究所)

<書評>

Izuhara, Misa (ed.) ,Comparing Social Policies:
Exploring New Perspectives in Britain and Japan (阿
部彩)

第147号 (Summer 2004)

<特集：ワークフェアの概念と実践>

趣旨 ワークフェアの射程と限界 (武川正吾)
座談会 ワークフェアとベーシック・インカム：福
祉国家における新しい対立軸 (武川正吾、宮本太
郎、小沢修司)
対談 所得保障と就労支援：日本におけるワーク
フェアのあり方 (岩田正美、八田達夫、後藤玲子)
ワークフェア改革とその対案 新しい連携へ？ (宮
本太郎)
ドイツにおけるワークフェアの展開——稼働能力活
用要件の検討を中心に—— (布川日佐史)
韓国のSocial Enterprise——ワークフェアの観点から
—— (尹文九)

<動向>

アメリカの福祉改革の効果と批判 (阿部彩)

<書評>

平岡公一著『イギリスの社会福祉と政策研究——イ
ギリスモデルの持続と変化』(木下康仁)
張紀濤著『現代中国社会保障論』(中村良二)

第148号 (Autumn 2004)

<特集：海外社会保障研究の展望>

特集の趣旨 (島崎謙治)
海外社会保障研究の展望 第1部座談会 (武川正吾、
岡伸一、埋橋孝文、尾形裕也、沙銀華、島崎謙治)
海外社会保障研究の展望 第2部論文
福祉国家論の展開 (武川正吾)
所得保障における国際比較研究 (岡伸一)
海外における「福祉」の動向と国際比較 (埋橋孝文)
医療保障における国際比較研究 (尾形裕也)
アジアの社会保障研究 (沙銀華)
海外社会保障研究の展望 資料『海外社会保障研
究』国別総索引 (論文・動向・研究ノート) (菊地
英明)

<動向>

メキシコにおける分断された保健医療システム (山

口英彦、松岡広子)

<書評>

埋橋孝文編著『比較のなかの福祉国家』(上村泰裕)

第149号 (Winter 2004)

<特集：OECD諸国における医療改革の流れと今
後の方向性>

特集の趣旨 (郡司篤晃)
ケアの質向上への取り組みとその課題 (郡司篤晃)
医療サービスへの公平なアクセス——OECD加盟国
間の国際比較と残された分析課題—— (山田篤
裕)
患者ニーズへの対応に向けた取り組み——OECD諸
国の現状とわが国の可能性—— (鈴木玲子)
医療の費用抑制と効率性の向上——OECD諸国によ
る取り組みとその課題—— (小塩隆士)
経済協力開発機構 (OECD) における医療 (介護) 政
策分析：これまでの成果と展望 (阿萬哲也)

<動向>

OECD社会支出データベース2004年版 (国立社会保
障・人口問題研究所)

<書評>

渋谷博史、渡瀬義男、樋口均編『アメリカの福祉国
家システム』(加藤久和)

第150号 (Spring 2005)

<特集：成長するアジアの社会保障>

趣旨 (漆原克文)
シンガポールの少子高齢化対策とCPF改革 (駒村康
平)
マレーシアの所得保障と医療保障 (菅谷広宣)
発展途上国における国民会医療保障制度の構築——
タイ国のケース—— (川口典男)
中国農民社会保障の現状と課題 (沙銀華)
モンゴルの市場経済への移行と社会保障 (駿河輝
和)
ベトナムの社会保障 (和泉徹彦)
ラオス、カンボジアの社会保障制度 (漆原克文)

<動向>

アジアから見た日本の社会保障制度——アジア諸国
社会保険行政官研修アンケート—— (漆原克文、
山本克也)

中国都市部における最低生活保障制度の現状および
問題点 (鍾仁耀)

第151号 (Summer 2005)

〈特集：企業年金の国際的潮流〉

趣旨 企業年金の新時代 (岡伸一、島崎謙治)

第1部 企業年金を取り巻く変化と企業年金のあり
方

企業年金をめぐる国際的潮流と企業年金の役割・課
題 (島崎謙治、宮里尚三)

(補論)「税による補助額」の粗い試算と前提条件
(島崎謙治、佐藤格)

国際会計基準と企業年金 (今福愛志)

年金試算運用における最近の動向 (浅岡泰史)

EUにおける企業年金の新たな展開——2003年企業
年金「指令」を中心に—— (岡伸一)

第2部 各国の企業年金をめぐる動向

アメリカ企業年金の最新動向——最低積立基準の抜
け道—— (三石博之)

イギリスの職域年金制度 (小野正昭)

近年のドイツにおける企業年金制度の展開 (ハラル
ト・コンラット、宮崎理枝)

日本の企業年金の現状と未来 (久保知行)

参考資料

各国の企業年金制度の動向 (宮里尚三訳)

〈研究ノート〉

W. H. ベヴァリッジ『失業論』の思想的背景と失
業調査 (永島信二郎)

〈書評〉

大沢真理編著『アジア諸国の福祉戦略』(講座・福祉
国家のゆくえ 4) (ミネルヴァ書房、2004年) (河
野真)

第152号 (Autumn 2005)

〈特集：住宅政策と社会保障〉

趣旨 社会保障と住宅 (武川正吾)

社会保障における住宅政策の位置づけ——福祉国家
論からのアプローチ—— (菊地英明、金子能宏)

高齢者の居住水準：日米比較と経済的背景 (中川
雅之)

フランスにおける住宅政策と社会保障 (都留民子)

イギリス住宅政策の変容と社会的排除 (小玉徹)

アメリカにおける住環境の保障と住宅政策 (岡田徹
太郎)

ドイツにおける社会住宅制度と家賃規制——ア
フォーダブル住宅の行方—— (大場茂明)

〈書評〉

新川敏光、ジュリアーノ・ボノーリ編著『年金改革
の比較政治学：経路依存性と避難回避』(ミネル
ヴァ書房、京都、2004年) (加藤淳子)

第153号 (Winter 2005)

〈特集：中南米の社会保障〉

趣旨 (本田達郎)

転換期にあるアルゼンチンの社会保障制度 (宇佐見
耕一)

ブラジル連邦共和国憲法および普通立法における社
会保障制度の変遷 (二宮正人)

コスタリカの社会保障改革——医療と年金の課題、
市場主義、労働運動—— (丸岡泰)

メキシコの社会保障制度——その特徴と90年代の改
革—— (畑恵子)

ニカラグアの社会保障——最貧困国のゆらぐ政治と
社会保障改革—— (高木史江、小松隆一)

転機をかえるペルーの社会保障制度——多層・分層
型からユニバーサル化への要請—— (遅野井茂
雄)

〈動向〉

日本のOECD基準による社会支出2002 (平成14) 年
度更新について——平成15年度社会保障給付費公
表、独自推計の背景と方法—— (国立社会保障・
人口問題研究所企画部)

〈書評〉

小玉徹、中村健吾、都留民子、平川茂編著『欧米の
ホームレス問題 (上)：実態と政策』、中村健吾、
中山徹、岡本祥浩、都留民子、平川茂編著『欧米
のホームレス問題 (下)：支援の実例』(法律文化
社、2003年 (上)、2004年 (下)) (阿部彩)

第154号 (Spring 2006)

〈特集：介護と障害者施設の関係をめぐる国際的動
向〉

趣旨 (京極高宣)

高齢者介護と障害者福祉の関係に関する視点 (峯村

芳樹)
ドイツにおける介護給付と社会参加給付との関係
(松本勝明)

オランダにおける高齢者および障害者に対するケア
に関する施策について (井原辰雄)

イギリスの介護施策と障害者施策 (植村英晴、柳田
正明)

スウェーデンにおける障害者政策の動向——高齢者
ケア政策との異同を中心に—— (奥村芳孝、伊澤
知法)

デンマークにおける障害者・高齢者福祉と地方自治
体の行政改革 (下垣光)

アメリカの長期ケア (Long Term Care) における障
害者支援と高齢者支援 (北野誠一)

<論文>

イギリスの若者の教育と職業への非参加に対する
貧困の効果——貧困政策と実証分析の課題——
(卯月由佳)

<書評>

高木邦明著『オーストラリアの障害者福祉』(相川
書房、2005年)(本田達郎)

第155号 (Summer 2006)

<特集：ドイツ社会保障の進路——政権交代は何を
もたらすか——>

趣旨 (松本勝明)

シュレーダー政権下での医療保険改革の評価と今後
の展望 (松本勝明)

ドイツの新連立政権の年金政策——少子高齢化をい
かに乗り切るか—— (藤本健太郎)

介護保険の展開と新政権の課題 (土田武史)

ドイツの家族政策の動向——第二次シュレーダー政
権と大連立政権の家族政策—— (須田俊孝)

ドイツ「大連立政権」の成立と雇用政策のゆくえ
(井口泰)

<動向>

メキシコにおける高齢者政策の限界と可能性 (山口
英彦、松岡広子)

<書評>

Stephen P. Heyneman (ed.) "Islam and Social Policy"
(小島宏)

アジット・S・バラ、フレデリック・ラベール著、福
原宏幸・中村健吾監訳『グローバル化と社会的排

除——貧困と社会問題への新しいアプローチ』
(昭和堂、2005年)(菊地英明)

第156号 (Autumn 2006)

<特集：諸外国における医療と介護の機能分担と連
携>

趣旨 (島崎謙治)

我が国における医療と介護の機能分担と連携 (川越
雅弘)

イギリスにおける医療と介護の機能分担と連携 (郡
司篤晃)

スウェーデンにおける医療と介護の機能分担と連携
——エーデル改革による変遷と現在—— (伊澤知
法)

フランスにおける医療と介護の機能分担と連携 (松
田晋哉)

カナダにおける医療と介護の機能分担と連携 (新川
敏光)

オランダにおける医療と介護の機能分担と連携 (大
森正博)

<論文>

糖尿病入院治療を指標とする中国医療保険制度改革
の医療費抑制効果に関する基礎的研究——遼寧省
の3級総合病院における一考察—— (孟開)

<書評>

金淵明編、韓国社会保障研究会訳『韓国福祉国家性
格論争』(流通経済大学出版社、2006年)(相馬直
子)

第157号 (Winter 2006)

<特集：ベーシック・インカム構想の展開と可能性>
趣旨 (小沢修司)

ヨーロッパにおけるベーシック・インカム構想の展
開 (菊地英明)

イギリスにおける市民年金構想 (藤森克彦)

修正された「ベーシック・インカム」？——ス
ウェーデンにおける「フリーイヤー」の試み——
(両角道代)

南アフリカにおけるベーシック・インカム論 (牧野
久美子)

「所得再分配調査」を用いたBasic Incomeの検討 (山
本克也)

〈論文〉

フランスにおける医療保険制度の動向——近年の改革による一般化の実現——（柴田洋二郎）

〈研究ノート〉

人口と家族変容から見えてくる台湾の高齢者問題（金戸幸子）

台湾における高齢者福祉の民営化の実態と課題——企業の参入をめぐる——（荘秀美）

〈動向〉

国際比較からみた日本の社会支出——OECD SOCX 2006 Editionの更新——（国立社会保障・人口問題研究所企画部）

〈書評〉

渋谷博史著『20世紀アメリカ財政史Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』（石光真）

第158号（Spring 2007）

〈特集：先進各国の年金改革の視点〉

趣旨（山本克也）

賦課方式による公的年金制度の運営における積立金水準のあり方（小野正昭）

女性と年金に関する国際比較（丸山桂）

非正規雇用労働者の年金加入をめぐる問題——国際比較の視点から——（西村淳）

先進各国の公的年金制度と高齢低所得者対策（有森美木）

年金の空洞化問題とその対策——ILO, ISSAの議論から——（清水時彦）

〈研究ノート〉

公的年金制度は家計貯蓄を阻害するか——中国の省別パネルデータによる分析——（王梅欣）

介護保険制度としての韓国の老人スバル保険制度の内容と構造に関する一考察（鄭戴旭、白澤政和）

第159号（Summer 2007）

〈特集：所得格差と社会保障〉

趣旨（府川哲夫）

繁栄の時代におけるオーストラリア平等主義の変容（ピーター・サンダース）

アメリカの所得格差と国民意識（阿部彩）

スウェーデンの社会保障と所得再分配（飯野靖四）

フランスの所得格差とRMI（出雲祐二）

ドイツにおける分配問題（丸谷冷史、永合位行）

〈研究ノート〉

韓国における高齢者向け地域福祉施策——「敬老堂」からの示唆——（斎藤嘉孝、近藤克則、平井寛、市田行信）

〈書評〉

武川正吾、イ・ヘギョン編『福祉レジーム日韓比較——社会保障・ジェンダー・労働市場——』（尹文九）

小池隆生著『現代アメリカにおけるホームレス対策の成立と展開』（稲田七海）

第160号（Autumn 2007）

〈特集：子育て支援策をめぐる諸外国の現状〉

趣旨（阿藤誠）

先進諸国の出生率をめぐる国際的動向（守泉理恵）

ドイツの新しい家族政策（魚住明代）

フランスの子育て支援——家族政策と選択の自由——（神尾真知子）

スウェーデンの子育て支援——ワークライフ・バランスと子どもの権利の実現——（高橋美恵子）

ブレア政権の子育て支援策の展開と到達点（所道彦）

アメリカの子育て支援——高い出生率と限定的な家族政策——（白波瀬佐和子）

韓国における少子化の現状とその対策（金明中、張芝延）

〈動向〉

アメリカの補足的保障所得（SSI）の展開——就労自活が困難な人々に対する扶助の在り方をめぐって——（野田博也）

〈書評〉

西村可明編著『移行経済国の年金改革』（小森田秋夫）

第161号（Winter 2007）

〈特集：フランス社会保障制度の現状と課題〉

趣旨（江口隆裕）

フランス社会保障制度を考える視点（加藤智章）

医療制度——近年の動向・現状・課題——（笠木映里）

フランスの高齢者介護制度の展開と課題（原田啓一）

郎)
フランス年金制度の現状と展望 (嵩さやか)
フランスにおける家族政策 (清水泰幸)
フランスの失業保険と雇用政策 (松村文人)

<動向>

OECD SOCXの更新について——SOCX2007edition
のデータについて——(国立社会保障・人口問題
研究所企画部)

<書評>

ジャン=クロード・バルビエ、ブルーノ・テレ著、中
原隆幸・宇仁宏幸・神田修悦・須田文明訳『フラ
ンスの社会保障システム』(米山正敏)

第162号 (Spring 2008)

<特集：地域包括ケアシステムをめぐる国際的動向>
趣旨 (高橋紘士)

我が国における地域包括ケアシステムの現状と課題
(川越雅弘)

イギリスにおける地域包括ケア体制の地平 (多田羅
浩三)

フランスにおける医療・介護ケアシステムの動向
——在宅入院制度による集中的ケアマネジメント
を中心に——(篠田道子)

オランダにおける最近の地域福祉改革の動向と課題
(廣瀬真理子)

デンマークの高齢者福祉政策をささえるもの (関龍
太郎)

カナダ東部の地域包括ケアシステムの現状と課題
(和田耕治、鹿熊律子、川越雅弘)

高齢ケア評価チームを中心としたオーストラリアの
高齢者ケアの概観と医療との連携の現状 (瀬間あ
ずさ)

第163号 (Summer 2008)

<特集：カナダ・韓国・日本3カ国社会保障比較研究>
趣旨 (新川敏光、イト・ペング、スンマン・クォン)
相反する立場としてのカナダ：多文化主義と認識と
再分配 (キース・G・バンティング)

カナダにおける保健医療の財政基盤：その歴史と課
題 (ジェームス・H・ティエッセン)

韓国における高齢者の保健医療と所得に関する諸問
題 (スンマン・クォン)

カナダ・日本・韓国の高齢化等の状況と医療政策の
在り方 (小島克久、尾形裕也)

カナダにおける人口動態・家族・労働の変化に関す
る行動力としての知識の形成について (スーザ
ン・A・マックダニエル)

韓国の新たな社会的リスク：仕事と家庭の両立、所
得格差 (ウンヨン・チョイ)

カナダの連邦児童給付制度の展開と日本への示唆
(尾澤恵)

<研究ノート>

帰国華僑の社会保障に関する一考察——中国広東省
台山海宴華僑農場における人類学的調査を通して
——(奈倉京子)

<動向>

メキシコにおける高齢者金銭給付プログラムの展開
(山口英彦、松岡広子)

第164号 (Autumn 2008)

<特集：世界の高齢者住宅とケア政策>

趣旨 (川越雅弘)

我が国の高齢者住宅とケア政策 (川越雅弘、三浦研
イギリスのコミュニティケア政策と高齢者住宅 (所
道彦)

スウェーデンの高齢者住宅とケア政策 (奥村芳孝)
フィンランドにおける高齢者ケア政策と高齢者住宅
(石井敏)

デンマークの高齢者住宅とケア政策 (松岡洋子)

アメリカの高齢者住宅とケアの実情 (クルーム洋
子)

フランスの高齢者をめぐる住宅環境とケア政策 (奥
田七峰子)

<書評>

イアン・ホリディ、ポール・ワイルディング編、埋
橋孝文・小田川華子・木村清美・三宅洋一・矢野
裕俊・鷺巣典代訳『東アジアの福祉資本主義——
教育、保健医療、住宅、社会保障の動き——』(竹
沢純子)

第165号 (Winter 2008)

<特集：拡大EUの社会保障政策と各国への影響>
趣旨 (岡伸一)

EU拡大下のEU社会政策の意義と課題 (佐藤進)

- EU雇用戦略と社会保障－公開調整手法による政策
協調（濱口桂一郎）
- 拡大EUの社会保障支出の将来推計——EUにおける
高齢化の社会保障支出に及ぼす影響に関する研究
の展開 ——（金子能宏）
- ハンガリーのEU加盟と年金制度改革（R. I. ガール、
佐藤嘉寿子）
- チェコの老齢年金制度の予備的考察（池本修一）
〈論文〉
- ドイツにおける2007年医療制度改革 —— 競争強化
の視点から ——（松本勝明）
〈研究ノート〉
- 韓国における女性の所得保障をめぐる研究動向と今
後の課題—— 学術論文誌と政府シンクタンク報
告書を中心に ——（金鎮）
〈動向〉
- 社会保障費の国際比較統計——SOCX2008ed.の解説
と国際基準の動向 ——（国立社会保障・人口問題
研究所企画部）

第166号（Spring 2009）

- 〈特集：障害者福祉の国際的展開〉
- 趣旨（勝又幸子）
- 2008年ADA改正法の意義と日本への示唆——障害
の社会モデルを手がかりに——（川島聡）
- ドイツにおける障害者福祉の現状と課題——介護給
付と社会参加給付を中心に——（森周子）
- デンマークにおける障害者の「自立」の考え方——
政治と倫理（片岡豊）
- カンボジアにおける障害者福祉の新たな展開につい
て（漆原克文）
〈書評〉
- 田中拓道著『貧困と共和国 社会的連帯の誕生』（廣
澤孝之）
〈資料〉
- 『海外社会保障研究』国別総索引（論文・動向・研究
ノート）

第167号（Summer 2009）

- 〈特集：韓国の社会保障——日韓比較の視点から
——〉
- 趣旨（李惠炅）

- 韓国の社会と社会保障制度（金成垣、山本克也）
- 金大中・盧武鉉政権の社会保障政策（株本千鶴）
- 変容する韓国のワークフェア政策（鄭在哲）
- 韓国年金制度の動向——2007年改革の政治過程とそ
の意味——（朴正培）
- 保健医療政策——過去は乗り越えられたのか？——
（李蓮花）
- 韓国の介護保険制度（金貞任）
- 韓国における少子化対策（松江暁子）
- 資料 本特集の補足と若干のデータ（金成垣、山本克
也）
〈動向〉
- アメリカにおける公的扶助支出の推移——連邦議会
調査局報告書の支出データを用いて——（野田博
也）
〈書評〉
- 篠塚英子、永瀬伸子編著『少子化とエコノミー——
パネル調査で描く東アジア』（太田清）

第168号（Autumn 2009）

- 〈特集：諸外国における高齢者への終末期ケアの現
状と課題〉
- 趣旨（池上直己）
- イギリスにおける終末期ケアの歴史と現状——日本
への教訓——（加藤恒夫）
- フランスにおける終末期ケアの現状と課題（松田晋
哉）
- ドイツにおける終末期ケア——ネットワークによる
在宅高齢者のサポート——（藤本健太郎）
- オランダにおける終末期ケアの現状と課題（廣瀬真
理子）
- オーストラリアの高齢者緩和ケアの現状と課題（福
田裕子）
〈書評〉
- 倉田賀世著『子育て支援の理念と方法』（高島淳子）
- 笠木映里著『公的医療保険の給付範囲——比較法を
手がかりとした基礎的考察』（柴田洋二郎）

第169号（Winter 2009）

- 〈特集：イギリスの社会保障——ニューレイバーの
10年〉
- 趣旨（武川正吾）

ニューレイバーの社会保障の10年（所道彦）
イギリスの公的・私的年金制度改革（丸谷浩介）
イギリスにおける低所得者対策——所得保障と就労支援——（菊地英明）
ブレア政権下のNHS改革——構造と規制の変化——（松田亮三）
ブレア労働党政権以降のコミュニティケア改革——高齢者ケアに係わる連携・協働と疑似市場における消費者選択——（長澤紀美子）
ニューレイバーの児童（・家族）施策——平等なライフチャンス保障実験——（津崎哲雄）
障害者福祉——ダイレクト・ペイメントの行方——（小川喜道）

〈研究ノート〉

政府機関が公的扶助の捕捉率を把握・公表する際の論点——アメリカの政府説明責任局（GAO）による見解に着目して——（野田博也）

〈動向〉

社会保障費用の国際比較統計——各国際機関における整備の状況——（国立社会保障・人口問題研究所企画部）

〈書評〉

長瀬修、東俊裕、川島聡著『障害者の権利条約と日本——概要と展望』（星加良司）

第170号（Spring 2010）

〈特集：ケア労働の国際比較——新しい福祉国家論からのアプローチ——〉

趣旨（落合恵美子）

日本におけるケア・ダイヤモンドの再編成：介護保険は「家族主義」を変えたか（落合恵美子、阿部彩、埋橋孝文、田宮遊子、四方理人）

発展途上国におけるケア・ダイヤモンド——UNRISDの6カ国調査から——（齋藤暁子）

政治、社会、経済からみたケアの国際比較——開発の視点から——（シャーラ・ラザビ）

日本における介護ケアワーク——特徴と問題点——（埋橋孝文）

時間調査を用いたケアの国際比較——UNRISDの報告書から——（阿部彩）

〈動向〉

インドネシアにおける医療保障制度とその課題（福岡藤乃）

〈書評〉

何立新著『中国の公的年金制度改革——体制移行期の制度的・実証的分析』（沙銀華）

Stephen P. Jenkins and John Micklewright ed. Inequality and Poverty Re-examined（浦川邦夫）

第171号（Summer 2010）

〈特集：アメリカの社会保障〉

趣旨（藤田伍一）

21世紀のアメリカ社会保障（渋谷博史、中浜隆、櫻井潤）

アメリカの医療保障システム——雇用主提供医療保険の空洞化とオバマ医療保険改革——（長谷川千春）

アメリカの年金システム（吉田健三）

試練の中のアメリカ低所得者支援——労働市場との関係を巡る近年の定量的研究結果を踏まえて——（酒井正）

アメリカの障害者雇用政策——障害者差別禁止法（ADA）の成果と課題——（所浩代）

〈書評〉

丸尾直美、レグランド塚口淑子、カール・レグランド著『福祉政策と労働市場——変容する日本モデル・スウェーデンモデル』（山本克也）

小島晴洋、小谷眞男、鈴木桂樹、田中夏子、中益陽子、宮崎理枝著『現代イタリアの社会保障——ユニバーサリズムを越えて』（工藤裕子）

第172号（Autumn 2010）

〈特集：社会保障制度における財源徴収と情報管理の国際比較〉

趣旨（駒村康平）

諸外国における社会保障番号制度と税・社会保険料の徴収管理（高山憲之）

デンマーク電子政府の試み——社会保障制度における財源徴収と情報管理——（安岡美佳、鈴木優美）

EHRが変える保健医療——諸外国の取り組みと我が国への示唆——（山本隆一）

我が国におけるEHRに向けた一考察——社会保障カード構想を通じて——（中安一幸）

〈研究ノート〉

ドイツ連邦共和国・デンマーク王国における介護職

員養成（筒井澄栄、石川彪）

<書評>

井伊雅子編『アジアの医療保障制度』（米山正敏）
小林甲一著『ドイツ社会政策の構造転換労働生活と
その人間化をめぐる』（森周子）

第173号（Winter 2010）

<特集：諸外国の就学前教育・保育サービス——子
どもの「育ち」を保障する社会のしくみ——>

趣旨（高橋重郷）

日本の就学前教育・保育の状況と政策の方向——諸
外国と比較しつつ日本の今後を考える——（小宮
山潔子）

（公募）論文：日本およびニュージーランドにおける
プレイセンターのソーシャルキャピタル効果に関
する事例研究——参加する親たちの精神性や行動
特性を手がかりにして——（佐藤純子）

（公募）論文：スウェーデンの児童ケアサービス拡充
期における財源調達に関する一考察——1975年政
府案の背景と思想——（秋朝礼恵）

（公募）研究ノート：スウェーデンの“EDUCARE”
モデルの形成過程と政策視座（訓覇法子）

（公募）研究ノート：韓国における保育費用と母親の
就業（曹成虎）

（公募）研究ノート：就学前児童の健康状態が教育に
与える影響について——諸外国のデータを用いた
実証研究のサーベイ——（中室牧子、星野絵里）

<動向>

社会保障費の国際比較統計——SOCX2010ed.の解説
と国際基準動向——（国立社会保障・人口問題研
究所企画部）

<書評>

新川敏光、篠田徹編著『労働と福祉国家の可能性
——労働運動再生の国際比較——』（後藤玲子）

メリー・デイリー、キャサリン・レイク著、杉本貴
代栄監訳『ジェンダーと福祉国家——欧米におけ
るケア・労働・福祉』（滋野由紀子）

第174号（Spring 2011）

<特集：医師・看護師の養成と役割分担に関する国
際比較>

趣旨（尾形裕也）

アメリカの病院における医療専門職種の役割分担に
関する組織的要因——医師・看護師・Non-
Physician Clinicianを中心に——（早川佐知子）
カナダの現状：看護師の教育・登録・業務範囲を中
心に（泉田信行）

フランスにおける医師と看護師の役割分担——看
護師の「固有の役割」を中心に——（篠田道子）
デンマークにおける医師と看護師の役割分担（山田
ゆかり）

イギリスにおける医師・看護師の養成と役割分担
（白瀬由美香）

<研究ノート>

中国上海市と北京市におけるホームヘルプサービス
の現状（鄭小華、黒田研二、関川芳孝）

<書評>

長谷川千春著『アメリカの医療保障：グローバル化
と企業保障のゆくえ』（天野拓）

池本美香編著『子どもの放課後を考える 諸外国と
の比較でみる学童保育問題』（西村智）

第175号（Summer 2011）

<特集：高齢女性の所得保障：年金を中心に>

趣旨（落合恵美子）

スウェーデンにおける女性高齢者の所得保障：年金
を中心に（齊藤弥生）

イギリスにおける高齢女性の所得保障——年金にお
ける「女性の貧困リスク」への対応——（平部康
子）

アメリカにおける高齢女性と所得保障——年金を中
心として——（杉本貴代栄）

ドイツにおける高齢女性の所得保障：年金を中心に
（森周子）

フランスの高齢女性と年金——なぜフランスの高齢
女性は貧困なのか——（神尾真知子）

韓国における年金制度と女性——後発国の文脈から
——（金成垣）

<「諸外国の就学前教育・保育サービス——子ども
の『育ち』を保障する社会のしくみ——」に関す
る投稿論文>

アメリカにおける保育の質と児童の利益——行政規
制をめぐる判例を手がかりとして——（常森裕
介）

<動向>

日本とフランスにおける若年就業問題（酒井正）

<書評>

金成垣編著『現代の比較福祉国家論——東アジア発の新しい理論構築に向けて』（田中拓道）

小林昌之編『アジア諸国の障害者法——法的権利の確立と課題——』（漆原克文）

第176号（Autumn 2011）

<特集：若年就業と諸外国の社会保障政策——労働市場政策を中心として——>

趣旨（太田聰一）

若年者雇用政策の現状と課題（神林龍、アン・ソネ）
オランダにおける若年就業と労働市場政策（久保隆光）

フランスにおける若年就業と労働市場政策（藤本玲）

英国の若年就業政策と社会保障改革——1980-2000年代の展開と構想——（卯月由佳）

韓国の青年雇用ミスマッチへの2つの対応戦略——技術教育改革と社会貢献・起業支援——（金早雪）

<研究ノート>

知的障害者の自立を支えるインディヴィジュアル・ファンドの取り組みについて——カナダ・ Manitoba州の取り組みから——（木口恵美子）

<書評>

林春植、宣賢奎、住居広士編著『韓国介護保険制度の創設と展開——介護保険の国際的視点——』（金貞任）

百瀬優著『障害年金の制度設計』（山本麻由美）

第177号（Winter 2011）

<特集：貧困への視座と対策のフロンティア>

趣旨（阿部彩）

アメリカにおける貧困への視座と対策（野田博也）

イギリスにおける貧困への視座と対策——労働党政権時代の貧困・地域再生政策の検証——（山本隆）

ドイツにおける貧困の現状と対策の課題（嵯峨嘉子）

イタリアにおける貧困への視座と対策——地域間格差の再生産の背景にあるもの——（田中夏子）

階層的不平等研究の最近の動向と課題（盛山和夫）

<論文>

医療保障制度と医療情報ネットワーク化状況の国際比較（岸田伸幸）

中国における所得格差の要因分解と累進所得税・再分配政策の効果（雍煌）

<書評>

武田友加著『現代ロシアの貧困研究』（駿河輝和）

Johannes Lindvall 著『Mass Unemployment and the State』（稗田健志）

第178号（Spring 2012）

<特集：スウェーデンの社会保障——グローバル化経済の中での苦悩と挑戦——>

趣旨（岡澤憲美）

普遍主義的医療制度における公私混合供給の展開——スウェーデンにおける患者選択制の検討——（松田亮三）

老齢年金——1998年改革の意義と課題——（中野妙子）

2000年以降のスウェーデンにおける高齢者福祉——「選択の自由」拡大とそれに伴う諸対応の展開——（吉岡洋子）

スウェーデンの社会扶助の30年（宮寺由佳）

1990年代以降の労働市場政策の変化と現在の課題（佐藤吉宗）

<論文>

フランスにおける保健医療計画の導入と展開——医療への平等なアクセスの実現を目指して——（松本由美）

<動向>

社会保障費の国際比較——SOCX2010ed.にみる諸外国の動向——（国立社会保障・人口問題研究所企画部）

<書評>

Richard B.Freeman, Birgitta Swedenborg, Robert H.Topel編著『Reforming the welfare state: recovery and beyond in Sweden』（酒井正）

Francis G. Castles, Stephan Leibfried, Jane Lewis Herbert Obinger, Christopher Pierson編『The Oxford Handbook of THE WELFARE STATE』（西村周三）

第179号 (Summer 2012)

〈特集：社会保障における財源論——税と社会保険料の役割分担——〉

趣旨 (江口隆裕)

ドイツにおける社会保障財源の見直し (松本勝明)
フランス社会保障財源の「租税化」(fiscalisation)
——議論・帰結・展開—— (柴田洋二郎)

イギリスにおける社会保障給付と財源の統合化
(平部康子)

分権国家スウェーデンにおける社会保障の財源確保
(木下淑恵)

アメリカの医療保障における財源確保——メディケ
ア、メディケイドの展開—— (石田道彦)

〈論文〉

オーストラリア・ビクトリア州における生殖補助医
療の法制度化による子の出自を知る権利の保障
(南貴子)

中国における農民工の社会保障問題に関する一考察
——就労・生活実態の分析を通して—— (巖春
鶴)

〈動向〉

経済不況下における欧州諸国のフレキシキュリティ
政策の現状 (岩田克彦)

〈書評〉

森壮也編『途上国障害者の貧困削減——かれらはど
う生計を営んでいるのか』(鈴木勉)

堀橋孝文『福祉政策の国際動向と日本の選択：ポス
ト「三つの世界」論』(坏洋一)

第180号 (Autumn 2012)

〈特集：海外の社会保障制度における国と地方の関
係〉

趣旨 (佐藤主光)

イギリス社会福祉における国と地方の関係——
ニューレイバー政権期における諸改革と政策展開
を中心に—— (平岡公一)

フランスの社会保障制度における国と地方の関係
(伊奈川秀和)

ドイツ社会保障制度における政府間関係 (武田公
子)

カナダの連邦制度と社会保障 (池上岳彦)

スウェーデンの社会保障制度における国と地方の関
係——介護サービスにおける「サービス選択自由
化法」の影響を中心に—— (斉藤弥生)

〈書評〉

李蓮花著『東アジアにおける後発近代化と社会政策
——韓国と台湾の医療保険政策——』 (岩淵豊)
有森美木著、江口隆裕編『世界の年金改革』(山本克
也)

第181号 (Winter 2012)

〈特集：公的年金の支給開始年齢の引き上げと高齢
者の所得保障〉

趣旨 (駒村康平)

支給開始年齢からみたアメリカの年金制度 (山本克
也)

イギリスにおける年金支給開始年齢の引き上げと
「定年制」の廃止 (丸谷浩介)

ドイツの年金改革の動向～支給開始年齢の引き上げ
(藤本健太郎)

フランスにおける年金改革と高齢者所得保障——年
金支給年齢の引上げを中心に—— (岡伸一)

オーストラリアの年金改革と支給開始年齢の引上げ
(西村淳)

〈書評〉

伊奈川秀和著『フランス社会保障法の権利構造』(京
極高宣)

新川敏光編著『福祉レジームの収斂と分岐：脱商品
化と脱家族化の多様性』(堀江孝司)

第182号 (Spring 2013)

〈特集：精神障害者地域生活支援の国際比較〉

趣旨 (勝又幸子)

日本における精神障害者の地域生活支援——千葉県
市川市の取り組み—— (下平美智代、山口創生、
伊藤順一郎)

精神障害者地域生活支援の国際比較——イタリア
—— (坂本沙織)

スウェーデンにおける精神障害者支援から考える日
本の精神障害者地域生活支援の在り方 (石田晋
司)

精神障害者地域生活支援の国際比較——アメリカ合
衆国—— (福井貞亮)

〈投稿論文〉

容貌の損傷と合理的配慮——ADAの障害学的検討——
（川島聡、西倉実季）

〈動向〉

OECD基準による我が国の社会支出——社会保障費用統計2010年度報告——（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト）

〈書評〉

イアン・ファーガスン著、石倉康次・市井吉興監訳『ソーシャルワークの復権：新自由主義への挑戦と社会正義の確立』（山森亮）

埋橋孝文、于洋、徐編著『中国の弱者層と社会保障——「改革開放」の光と影』（西山裕）

第183号（Summer 2013）

〈特集：グローバル景気後退と各国の失業者支援政策〉

趣旨（小原美紀）

イギリスの失業者支援政策（樋口英夫）

ドイツにおける失業者支援制度（中内哲）

スウェーデンにおける失業保険の役割（山本麻由美）

韓国における雇用保険制度と失業者支援政策の現状（金明中）

〈投稿（論文）〉

デンマークにおける犯罪者の社会復帰の取り組みの動向——我が国への示唆として——（岡部眞貴子）

〈投稿（動向）〉

メキシコにおける認知症高齢者とその介護者に対する社会的支援～家族介護者に対する姿勢のわが国との比較を中心に～（松岡広子、山口英彦）

〈書評〉

Sri Wening Handayani and Babken Babajanian編Social Protection for Older Persons：Social Pensions in Asia（梶原弘和）

水島治郎著『反転する福祉国家——オランダモデルの光と影』（大森正博）

第184号（Autumn 2013）

〈特集：介護者支援の国際比較：要介護者と家族を支える取り組みの多様性〉

趣旨（田宮菜奈子）

スウェーデンの介護者支援（藤岡純一）

ドイツの介護者支援（齋藤香里）

アメリカの介護者支援——PACEによる地域包括ケア拡大の可能性——（新井光吉）

韓国の高齢者の介護の社会化と家族介護支援の現状（金貞任）

オーストラリアのケアラー（介護者）支援（木下康仁）

〈書評〉

高田実、中野智世編著『近代ヨーロッパの探求15福祉』（近藤正基）

Joan Costa-Font編Reforming Long-term Care in Europe（河野真）

第185号（Winter 2013）

〈特集：貧困・格差を総合的、継続的に把握する指標の開発と活用——数値目標化とモニタリングのしくみ——〉

趣旨（阿部彩）

欧州連合における貧困・社会的排除指標の数値目標化とモニタリング（高橋義明）

フランスにおける貧困・社会的排除指標作成と政策形成（西村周三）

ニュージーランドにおける公的貧困指標の開発（阿部彩）

子どもウェルビーイング指標に関する国際的動向（竹沢純子）

〈書評〉

Laurent J. G. Van Der Maesen and Alan Walker著Social Quality：From Theory to Indicators（西村周三）

所道彦著『福祉国家と家族政策：イギリスの子育て支援策の展開』（法律文化社、2012年）（伊藤善典）

第186号（Spring 2014）

〈特集：ドイツの社会保障：メルケル政権下の社会保障〉

趣旨（土田武史）

メルケル政権の福祉政治（近藤正基）

メルケル政権下の医療制度改革——医療制度における競争——（松本勝明）

メルケル政権下の介護保険制度改革の動向（森周

子)

メルケル政権下の子育て支援政策——パラダイム転換の定着と拡充—— (倉田賀世)

<動向>

OECD基準による我が国の社会支出——社会保障費用統計2011年度報告—— (国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト)

<書評>

吉田健三著『アメリカの年金システム』(日本経済評論社、2012年) (今福愛志)

ゲルハルト・A・リッター著、竹中亨監訳『ドイツ社会保障の危機——再統一の代償——』(ミネルヴァ書房、2013年) (川越修)

安周永『日韓企業主義的雇用政策の分岐——権力資源動員論からみた労働組合の戦略』(ミネルヴァ書房、2013年) (朴昌明)

<総目次>

海外社会保障研究 (第183～第186号) 総目次

第187号 (Summer 2014)

<特集：大規模災害と社会保障 I >

趣旨 (山崎栄一)

四川大地震における中国社会の復興対策の特徴と課題 (大谷順子)

台湾の大規模災害——近年の二つの災害とその復興をめぐって (垂水英司)

ニュージーランド・カンタベリー地震 (武田真理子)

イタリアにおける大規模災害と公共政策——2009年アブルッツォ州震災の事例を中心に—— (小谷眞男)

<投稿 (論文) >

カイザー・パーマネンテの新しいマネジドケア——民間医療システムとしての「KP HealthConnect」の意義 (安部雅仁)

<書評>

笹谷春美著『フィンランドの高齢者ケア——介護者支援・人材養成の理念とスキル』(明石書店、2013年) (高橋絵里香)

笠木映里著『社会保障と私保険 フランスの補足的医療保険』(有斐閣、2012年) (松本由美)

第188号 (Autumn 2014)

<特集：大規模災害と社会保障 II >

趣旨 (勝又幸子)

災害発生時における危機対応システム——米国の事例に学ぶ—— (牧紀男)

タイ大洪水と社会保障 (河森正人)

チェルノブイリ原子力発電所の事故後の、被災者の生活・就労、健康被害に対する支援策 (サンドロ ヴィッチ・ティムール)

災害カタストロフィにおける個人の「福祉」と「公共性」——アメリカ合衆国の連邦災害政策を素材として—— (後藤玲子)

<書評>

レグランド塚口淑子編著『「スウェーデン・モデル」は有効か 持続可能な社会へむけて』(ノルディック出版、海象社、2012年) (福島淑彦)

森壮也、山形辰史著『障害と開発の実証分析——社会モデルの観点から——』(勁草書房、2013年) (長江亮)

<ブックレビュー>

ベラルーシ共和国非常事態省チェルノブイリ原発事故被害対策局編、日本ベラルーシ友好協会監訳『チェルノブイリ原発事故 ベラルーシ政府報告書 [最新版]』(産学社、2013年) (西森和寛)

アレクセイ・V・ヤブロコフ、ヴァシリー・B・ネステレンコ、アレクセイ・V・ネステレンコ、ナタリヤ・E・プレオブラジェンスカヤ著、星川淳監訳『調査報告 チェルノブイリ被害の全貌』(岩波書店、2013年) (西森和寛)

第189号 (Winter 2014)

<特集：中国の社会保障>

趣旨 (田多英範)

「適度」と「普惠」の視点からみる中国版皆年金体制のゆくえ (于洋)

中国における「全民低保」の実現 (朱珉)

社会保障と介護福祉 (沈潔)

「市場」から「政府」へ——中国における「全民医療保障」政策の成果と課題—— (李蓮花)

<投稿 (論文) >

非線形回帰分析による世界各国の貧困の決定要因の

解析（田辺和俊、鈴木孝弘）

<動向>

社会保障費用統計の国際比較——OECD SOCX 2014 ed.とILO World Social Security Report——（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト）

<書評>

田多英範編著『世界はなぜ社会保障制度を創ったのか』（ミネルヴァ書房、2014年）（玉井金五）

天野拓著『オバマの医療改革』（勁草書房、2013年）（山岸敬和）

<ブックレビュー>

加藤智章、西田和弘編『世界の医療保障』（法律文化社、2013年）（黒田有志弥）

第190号（Spring 2015）

<特集：認知症対策の国際比較>

趣旨（高橋紘士）

英国の認知症国家戦略（西田淳志）

フランスの認知症国家計画（近藤伸介）

オーストラリアの認知症対策（中西三春、中島民恵子）

デンマークの認知症ケア国家戦略と福祉・介護人材（汲田千賀子）

<書評>

李崙碩著『高齢者雇用政策の日韓比較』（ミネルヴァ書房、2013年）（金子能宏）

久本貴志著『アメリカの就労支援と貧困』（日本経済評論社、2014年）（木下武徳）

<総目次>

海外社会保障研究（第187～第190号）総目次

第191号（Summer 2015）

<特集：ロシアの社会保障>

特集の趣旨（雲和広）

ロシアの社会保障をめぐる社会経済環境の変化（雲和広）

ロシアの保健医療事情と政策・制度の動向（衣川靖子）

ロシアの生活保護政策：貧困の現状と対策（武田友加）

ロシアにおける子育て支援政策の現状と課題（村知

稔三）

<書評>

池本美香編著『親が参画する保育をつくる：国際比較調査をふまえて』（勁草書房、2014年）（相馬直子）

山田篤裕、布川日佐史、『貧困研究』編集委員会（編）『最低生活保障と社会扶助基準——先進8ヶ国における決定方式と参照目標』（明石書店、2014年）（岩永理恵）

第192号（Autumn 2015）

<特集：予防接種の国際比較>

特集の趣旨（加藤智章）

米国の予防接種制度から学ぶこと——日本の予防接種制度の現状と課題（齋藤昭彦）

途上国における予防接種制度の現状と課題（中村安秀）

ドイツにおける予防接種政策（松本勝明）

中国における予防接種の歴史的展開——種痘政策を中心に（福士由紀）

<投稿（動向）>

韓国における認知症対策および家族介護者支援の取り組みの現状と課題（鄭丞媛、井上祐介、趙恩暎、斎藤民）

<書評>

井上恒男著『英国所得保障政策の潮流——就労を軸とした改革の動向——』（ミネルヴァ書房、2014年）（丸谷浩介）

沈潔著『中国の社会福祉改革は何を目指そうとしているのか——社会主義・資本主義の調和——』（ミネルヴァ書房、2014年）（澤田ゆかり）

第193号（Winter 2016）

<特集：福祉国家の多様性：比較福祉レジーム論の射程>

特集の趣旨（加藤淳子）

福祉レジーム論からみた東アジア——韓国（金成垣）

比較福祉レジーム論からみた中東欧：ハンガリー（柳原剛司）

メキシコの福祉制度—新たな社会扶助政策と社会権の確立——（畑恵子）

東南アジアの福祉と国家についての一考察——タイ
の事例をつうじて——（河森正人）

〈投稿（論文）〉

イギリスの高齢者介護費用負担制度の改革——責任
と公平を巡る17年間の議論——（伊藤善典）

〈投稿（研究ノート）〉

韓国の教育現場における「正当な便宜」の運用実態
の考察——「合理的配慮」との違いに着目して
——（金仙玉）

〈動向〉

社会保障費用の国際比較——OECD 基準社会支出の
国際比較とOECD 基準「保健」の作成方法——
（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用
統計プロジェクト）

〈総索引〉

『海外社会保障研究』総索引（国立社会保障・人口問
題研究所）

〈資料〉

『海外社会保障研究』資料（国立社会保障・人口問題
研究所）

2. 国別総索引

凡 例

- (1) 各国別に、「論文・海外の動き・解説等」及び「海外文献紹介・書評」をそれぞれの国について分けて掲載した。
- (2) 「海外社会保障関係文献目録」も除外している。
- (3) 各項目は、題名/執筆者/掲載号数/掲載月年の順に記載されている。
- (4) 国名は50音順に並んでいる。

アメリカ

【論文・海外の動き・解説等】

長期ケアにおける質の評価——アメリカにおける評価制度の現状とその問題点——（池上直己/第101号/Winter 1992）

医療の優先順位決定と医療システムの効率化——オレゴンの医療改革——（久繁哲徳/第101号/Winter 1992）

アメリカにおけるホームレスと児童——その現状と対策——（松原康雄/第102号/Spring 1993）

アメリカのホームレスと住宅政策（岡本祥浩/第102号/Spring 1993）

ポスト・インダストリアル・シティとアメリカの都市労働者の生活（坂野達郎/第102号/Spring 1993）

エイズ患者の医療費負担問題（マーサ・N・オザワ、ウェンディ・F・アウスランダー、ベレド・スロニム＝ネボ、小島晴洋訳/第102号/Spring 1993）

アメリカにおける高齢者とコミュニティサービス——アメリカ高齢者法を中心に——（野村知子/第103号/Summer 1993）

アメリカの障害者差別禁止法——ADAにおける雇用の規定について——（辻阪高子/第103号/Summer 1993）

アメリカから見た日本の年金制度の諸問題（ロバート・J・マイヤーズ、村上清・勝又幸子通訳/第103号/Summer 1993）

アメリカにおける保育サービスの現状と保育政策の課題（下夷美幸/第104号/Autumn 1993）

HMO産業の構造的変化——80年代における米国の医療費抑制政策——（知野哲朗/第104号/Autumn

1993)

マーティン・フェルドシュタイン（Martin Feldstein, 1939～）——年金の経済分析——（田近栄治、第105号/Winter 1993）

アメリカにおける老人ケアと日本の課題——在宅ケアと施設ケアの質の向上について——（高木安雄/第106号/Spring 1994）

アメリカ社会学会第87回年次大会に参加して（小田輝哉/第106号/Spring 1994）

ウィスコンシン大学マディソン校 貧困問題研究所（カレン・C・ホールデン、エリザベス・エヴァンソン、野呂芳明訳/第106号/Spring 1994）

アメリカにおける外国人に対する社会保障制度の適用（堀勝洋/第107号/Summer 1994）

老人医療の評価と質の向上のための対策 入所者アセスメントとケースミックス支払方式によるナーシングホームの質の向上——アメリカにおける老人医療の政策課題——（ブランド・E・フリース、小林しのぶ通訳/第107号/Summer 1994）

保障の拡大・コストの削減：米国の医療制度改革（西村由美子/第108号/Autumn 1994）

米国の医療供給システム——病院経営の変遷を切り口に公正と効率を考える——（田中滋/第108号/Autumn 1994）

クリントン改革とマネジド・コンペティションについて（矢野聡/第108号/Autumn 1994）

医療改革をめぐる米国議会の動き（平岩勝/第108号/Autumn 1994）

アメリカの医療政策と医学研究振興政策——日本は何を学ぶのか——（広井良典/第108号/Autumn 1994）

メディケアにおける診療報酬制度の改正（川渕孝一

- /第108号/Autumn 1994)
- アメリカの医療改革と公的保険の役割 (マリアンヌ・C・ファーズ、小林しのぶ通訳/第110号/Spring 1995)
- アメリカの社会保障研究の今日——医療——医療の質と効率性に関する研究を中心に (池田俊也、池上直己/第111号/Summer 1995)
- アメリカの年金制度 (村上清/第111号/Summer 1995)
- アメリカの社会保障研究の今日——社会福祉 (松原康雄/第111号/Summer 1995)
- V. R. フュックスのWho Shall Live?に学ぶ (江見康一/第111号/Summer 1995)
- 日米医療費をめぐる真剣な討議 (武藤博道/第111号/Summer 1995)
- アメリカにおける職場暴力と使用者責任 (林弘子/第112号/Autumn 1995)
- アメリカにおける老人医療・介護の課題 (高木安雄/第113号/Winter 1995)
- ニューヨーク市立大学マウントサイナイ医学校医療経済研究部 (福田敬/第113号/Winter 1995)
- アメリカ合衆国における準低所得世帯に対する健康保険適用 (マーサN・オザワ、ヨンT. ウァン、丹司紅・長屋祥子訳/第115号/Summer 1996)
- アメリカにおけるソーシャルワークとケースマネージメントの動向 (伊藤淑子/第118号/Spring 1997)
- アメリカにおける「患者の死ぬ権利」の現状——Advance Directiveに焦点を当てて (益田雄一郎、井口昭久/第118号/Spring 1997)
- RANDコーポレーション (アメリカ) (尾藤誠司/第118号/Spring 1997)
- アメリカ所得移転システムの特徴 (埋橋孝文/第119号/Summer 1997)
- アメリカにおける医療費適正化政策：効果と限界 (小林均/第120号/Autumn 1997)
- 米国の住宅政策：福祉の視点から (古瀬敏/第122号/Spring 1998)
- 米国の拠出建て年金 (粥川正敏/第122号/Spring 1998)
- ハイブリッド型企業年金制度に関する調査研究——キャッシュバランスプランを中心に—— (新開保彦/第123号/Summer 1998)
- 高齢者終末医療——欧米と日本の場合 (松下哲/第124号/Autumn 1998)
- Spending and Sources of Finance in the American Welfare States: Options for Reform (I) (Gary Burtless/第124号/Autumn 1998)
- 米国の多数事業主制度 (上) (粥川正敏/第124号/Autumn 1998)
- Spending and Sources of Finance in the American Welfare State: Options for Reform (II) (Gary Burtless/第125号/Winter 1998)
- 米国の多数事業主制度 (下) (粥川正敏/第125号/Winter 1998)
- 医療の質の評価とアメリカの医療システム (石田道彦/第129号/Winter 1999)
- マネジドケアと医療の質——法的側面からの検討—— (菊池馨実/第129号/Winter 1999)
- 社会保障費からみたアメリカ社会保障の特徴と社会保障国際比較研究の意義と課題 (大西秀典/第130号/Spring 2000)
- 米国マネジメントの発展とERISA専占条項 (藤川恵子/第130号/Spring 2000)
- 公的年金制度における情報公開のあり方について——アメリカ社会保障庁の方法に学ぶ—— (山本克也、増淵勝彦/第133号/Winter 2000)
- 退職給付政策における掛金建て制度の役割 (小野正昭/第133号/Winter 2000)
- オンロック/PACEモデル (米国高齢者医療介護プログラム) の概要と課題——わが国介護保険への示唆—— (河口洋行/第135号/Summer 2001)
- 米国マネジドケアの試みから医療保険における保険者機能を考える (西田在賢/第136号/Autumn 2001)
- 米国メディケアにおける保険者機能 (住吉英樹、清野仁子/第136号/Autumn 2001)
- アメリカにおける1996年福祉改革法とチャリタブル・チョイス——宗教団体への福祉サービスの民間委託—— (木下武徳/第141号/Winter 2002)
- 貯蓄支援税制としてのアメリカ401 (k) に関する考察 (吉田健三/第142号/Spring 2003)
- 日米の働く母親と子育て支援——福祉国家と家族の関係を探る—— (白波瀬佐和子/第143号/Summer 2004)
- アメリカの福祉改革の効果と批判 (阿部彩/第147号/Summer 2004)
- アメリカ企業年金の最新動向——最低積立基準の抜け道—— (三石博之/第151号/Summer 2005)
- 高齢者の居住水準：日米比較と経済学的背景 (中川雅之/第152号/Autumn 2005)

- アメリカにおける住環境の保障と住宅政策（岡田徹太郎/第152号/Autumn 2005）
- アメリカの長期ケア（Long Term Care）における障害者支援と高齢者支援（北野誠一/第154号/Spring 2006）
- アメリカの所得格差と国民意識（阿部彩/第159号/Summer 2007）
- アメリカの子育て支援——高い出生率と限定的な家族政策——（白波瀬佐和子/第160号/Autumn 2007）
- アメリカの補足的保障所得（SSI）の展開——就労自活が困難な人々に対する扶助の在り方をめぐって——（野田博也/第160号/Autumn 2007）
- アメリカの高齢者住宅とケアの実情（クルーム洋子/第164号/Autumn 2008）
- アメリカにおける公的扶助支出の推移——連邦議会調査局報告書の支出データを用いて——（野田博也/第167号/Summer 2009）
- 政府機関が公的扶助の捕捉率を把握・公表する際の論点——アメリカの政府説明責任局（GAO）による見解に着目して——（野田博也/第169号/Winter 2009）
- アメリカの社会保障：趣旨（藤田伍一/第171号/Summer 2010）
- 21世紀のアメリカ社会保障（渋谷博史、中浜隆、櫻井潤/第171号/Summer 2010）
- アメリカの医療保障システム——雇用主提供医療保険の空洞化とオバマ医療保険改革——（長谷川千春/第171号/Summer 2010）
- アメリカの年金システム（吉田健三/第171号/Summer 2010）
- 試練の中のアメリカ低所得者支援——労働市場との関係を巡る近年の定量的研究結果を踏まえて——（酒井正/第171号/Summer 2010）
- アメリカの障害者雇用政策——障害者差別禁止法（ADA）の成果と課題——（所浩代/第171号/Summer 2010）
- アメリカの病院における医療専門職種の役割分担に関する組織的要因——医師・看護師・Non-Physician Clinicianを中心に——（早川佐知子/第174号/Spring 2011）
- アメリカにおける高齢女性と所得保障——年金を中心として——（杉本貴代栄/第175号/Summer 2011）
- アメリカにおける保育の質と児童の利益——行政規制をめぐる判例を手がかりとして——（常森裕介/第175号/Summer 2011）
- アメリカにおける貧困への視座と対策（野田博也/第177号/Winter 2011）
- アメリカの医療保障における財源確保——メディケア、メディケイドの展開——（石田道彦/第179号/Summer 2012）
- 支給開始年齢からみたアメリカの年金制度（山本克也/第181号/Winter 2012）
- 精神障害者地域生活支援の国際比較——アメリカ合衆国——（福井貞亮/第182号/Spring 2013）
- 容貌の損傷と合理的配慮——ADAの障害学的検討——（川島聡、西倉実季/第182号/Spring 2013）
- アメリカの介護者支援——PACEによる地域包括ケア拡大の可能性——（新井光吉/第184号/Autumn 2013）
- カイザー・パーマネンテの新しいマネジドケア——民間医療システムとしての「KP HealthConnect」の意義（安部雅仁/第187号/Summer 2014）
- 災害発生時における危機対応システム——米国の事例に学ぶ——（牧紀男/第188号/Autumn 2014）
- 災害カタストロフィにおける個人の「福祉」と「公共性」——アメリカ合衆国の連邦災害政策を素材として——（後藤玲子/第188号/Autumn 2014）
- 米国の予防接種制度から学ぶこと——日本の予防接種制度の現状と課題（齋藤昭彦/第192号/Autumn 2015）

【海外文献紹介・書評】

- Steven Rathgeb Smith and Michael Lipsky, “Nonprofits for Hire: The Welfare State in the Age of Contracting”, (Harvard University Press, 1993)（武智秀之/第107号/Summer 1994）
- 杉本貴代栄著『社会福祉とフェミニズム』（勁草書房、1993年）（渋谷敦司/第109号/Winter 1994）
- 野口悠紀雄、デービッド・ワイズ編『高齢化の日米比較』（日本経済新聞社、1995年）（吉田浩/第118号/Spring 1997）
- 西村由美子編著『アメリカ医療の悩み：どこに問題があるか』（川渕孝一/第120号/Autumn 1997）
- 菊池馨実著『年金保険の基本構造——アメリカ社会保障制度の展開と自由の理念』（藤田伍一/第125号/Winter 1998）
- G・ティモシー・ハイト、ステファン・モレル著『アメリカの年金・資産運用』（渡辺幹文/第125号

/Winter 1998)

- 中田照子、杉本清代栄、森田明美共著『日米のシン
グルマザーたち』(木村清美/第126号/Spring 1999)
- Gary Bryner, *Politics and Public Morality: The Great
American Welfare Reform Debate* (後藤玲子/第127
号/Summer 1999)
- 藤田伍一、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障7 ア
メリカ』(菊池馨実/第133号/Winter 2000)
- 渋谷博史、内山昭、立岩寿一編『福祉国家システム
の構造変化——日米における再編と国際的枠組み
——』(斎藤忠雄/第143号/Summer 2003)
- 渋谷博史、渡瀬義男、樋口均編『アメリカの福祉国
家システム』(加藤久和/第149号/Winter 2004)
- 渋谷博史著『20世紀アメリカ財政史I・II・III』(石
光真/第157号/Winter 2006)
- 小池隆生著『現代アメリカにおけるホームレス対
策の成立と展開』(稲田七海/第159号/Summer
2007)
- 長谷川千春著『アメリカの医療保障：グローバル化
と企業保障のゆくえ』(天野拓/第174号/Spring
2011)
- 吉田健三著『アメリカの年金システム』(日本経済評
論社、2012年)(今福愛志/第186号/Spring 2014)
- 天野拓著『オバマの医療改革』(勁草書房、2013年)
(山岸敬和/第189号/Winter 2014)
- 久本貴志著『アメリカの就労支援と貧困』(日本経済
評論社、2014年)(木下武徳/第190号/Spring 2015)

イギリス

【論文・海外の動き・解説等】

- 英国の老人介護におけるコミュニティケアの経済分
析(鴫田忠彦/第103号/Summer 1993)
- イギリスの医療と福祉の再編(郡司篤晃/第104号
/Autumn 1993)
- 英国国民保健サービス改革とその内部市場メカニ
ズムについて(中泉真樹/第104号/Autumn 1993)
- トーマス・マーシャル(Tomas Humphrey Marshall,
1893~1981)——市民権の理論とハイフン連結社
会論——(伊藤周平/第105号/Winter 1993)
- ブライアン・エイベルスミス(Brian Abel-Smith,
1926~)(前田信雄/第105号/Winter 1993)
- ピーター・タウンゼンド(Peter Brereton Townsend,
1928~)——人類学と福祉学——(杉野昭博/第

105号/Winter 1993)

- アンソニー・アトキンソン(Antony Barnes Atkinson,
1944~)——理性的急進主義者の社会保障論——
(地主重美/第105号/Winter 1993)
- イギリスの社会保障研究の今日——医療(一圓光彌
/第111号/Summer 1995)
- イギリスの社会保障研究の今日——年金(樫原朗/
第111号/Summer 1995)
- イギリスの社会保障研究の今日——社会福祉(平岡
公一/第111号/Summer 1995)
- イギリス留学と社会保障研究(堀勝洋/第111号
/Summer 1995)
- 新救貧法について——この一冊(伊部英男/第111号
/Summer 1995)
- ベヴァリジ報告の衝撃(地主重美/第111号/Summer
1995)
- 影響を受けたこの一冊(都村敦子/第111号/Summer
1995)
- 『ベヴァリジ・レポート』と私(平田富太郎/第111号
/Summer 1995)
- キャサリン・ジョーンズ先生(古瀬徹/第111号
/Summer 1995)
- ドニソン教授との交流(星野信也/第111号/Summer
1995)
- 英国における社会サービスへの市場メカニズム導入
政策の研究体系——Quasi - Markets研究の紹介
——(駒村康平/第112号/Autumn 1995)
- イギリスのコミュニティ・ケア——オックスフォ
ードを中心にして——(真屋尚生/第113号/Winter
1995)
- イギリスにおける在宅介護者——介護技術の担い手
の把握のために——(三富道子/第115号/Summer
1996)
- 英国の精神保健の動向——コミュニティ・ケア政策
の問題点——(尾島万里/第115号/Summer 1996)
- 英国パースナル・ソーシャルサービス研究所
(PSSRU)(田端光美/第117号/Winter 1996)
- イギリスにおける貧困問題の動向——「貧困概念の
拡大」と貧困の「基準」をめぐって——(柴田謙
治/第118号/Spring 1997)
- イギリス年金制度の歴史的展開と近年の改革の流れ
(齊藤美彦/第119号/Summer 1997)
- イギリスにおけるNHS改革の意識と成果(一圓光彌
/第120号/Autumn 1997)

- イギリスにおけるコミュニティケアに関する研究の
動向（平岡公一/第121号/Winter 1997）
- 英国労働党政権と高齢者福祉政策（北村彰/第122号
/Spring 1998）
- 最近のイギリス年金基金の動向（代田純/第124号
/Autumn 1998）
- イギリスにおける就労促進政策と社会保障（樫原朗
/第125号/Winter 1998）
- The Reform of Pensions in the UK（A. Walker/第126号
/Spring 1999）
- 英国労働党政権の福祉政策について（北村彰/第126
号/Spring 1999）
- The Welfare State in the UK: Evolution, Funding and
Reform（John Hills/第128号/Autumn 1999）
- イギリスにおける医療情報とサービスの質——患
者憲章の実行——（西田和弘/第129号/Winter
1999）
- イギリス社会保障の公民パートナーシップ（中井英
雄/第130号/Spring 2000）
- Primary Health Care in the UK: Policy, Practice and
Performance（Ray Robinson/第131号/Summer 2000）
- 社会保障（特に医療）にかかわる個人情報保護・
開示・活用——英国1998年データ保護法を参考に
——（西田和弘/第133号/Winter 2000）
- イギリスの医療制度から学ぶ保険者機能（府川哲
夫、泉田信行/第136号/Autumn 2001）
- イギリスにおける障害者に対する所得保障体系とそ
の特徴（一圓光彌/第140号/Autumn 2002）
- イギリス「社会的排除」対策と社会政策（市民主義
化）の現地点（小笠原浩一/第141号/Winter 2002）
- 英国社会政策と「社会的排除」——近年のホームレ
ス政策の混乱をめぐって——（岩田正美/第141号
/Winter 2002）
- 貧困から社会的排除へ：指標の開発と現状（阿部彩
/第141号/Winter 2002）
- イギリスの職域年金制度（小野正昭/第151号
/Summer 2005）
- W. H. ベヴァリッジ『失業論』の思想的背景と失
業調査（永島信二郎/第151号/Summer 2005）
- イギリス住宅政策の変容と社会的排除（小玉徹/第
152号/Autumn 2005）
- イギリスの介護施策と障害者施策（植村英晴、柳田
正明/第154号/Spring 2006）
- イギリスの若者の教育と職業への非参加に対する貧
困の効果——貧困政策と実証分析の課題——（卯
月由佳/第154号/Spring 2006）
- イギリスにおける医療と介護の機能分担と連携（郡
司篤晃/第156号/Autumn 2006）
- イギリスにおける市民年金構想（藤森克彦/第157号
/Winter 2006）
- ブレア政権の子育て支援策の展開と到達点（所道彦
/第160号/Autumn 2007）
- イギリスにおける地域包括ケア体制の地平（多田羅
浩三/第162号/Spring 2008）
- イギリスのコミュニティケア政策と高齢者住宅（所
道彦/第164号/Autumn 2008）
- イギリスにおける終末期ケアの歴史と現状——日本
への教訓——（加藤恒夫/第168号/Autumn 2009）
- イギリスの社会保障——ニューレイバーの10年：趣
旨（武川正吾/第169号/Winter 2009）
- ニューレイバーの社会保障の10年（所道彦/第169号
/Winter 2009）
- イギリスの公的・私的年金制度改革（丸谷浩介/第
169号/Winter 2009）
- イギリスにおける低所得者対策——所得保障と就労
支援——（菊地英明/第169号/Winter 2009）
- ブレア政権下のNHS改革——構造と規制の変化——
（松田亮三/第169号/Winter 2009）
- ブレア労働党政権以降のコミュニティケア改革——
高齢者ケアに係わる連携・協働と疑似市場におけ
る消費者選択——（長澤紀美子/第169号/Winter
2009）
- ニューレイバーの児童（・家族）施策——平等なラ
イフチャンス保障実験——（津崎哲雄/第169号
/Winter 2009）
- 障害者福祉——ダイレクト・ペイメントの行方——
（小川喜道/第169号/Winter 2009）
- イギリスにおける医師・看護師の養成と役割分担
（白瀬由美香/第174号/Spring 2011）
- イギリスにおける高齢女性の所得保障——年金にお
ける「女性の貧困リスク」への対応——（平部康
子/第175号/Summer 2011）
- 英国の若年就業政策と社会保障改革——1980-2000
年代の展開と構想——（卯月由佳/第176号
/Autumn 2011）
- イギリスにおける貧困への視座と対策——労働党政
権時代の貧困・地域再生政策の検証——（山本隆
/第177号/Winter 2011）

イギリスにおける社会保障給付と財源の統合化
(平部康子/第179号/Summer 2012)

イギリス社会福祉における国と地方の関係——
ニューレイバー政権期における諸改革と政策展開
を中心に——(平岡公一/第180号/Autumn 2012)

イギリスにおける年金支給開始年齢の引き上げと
「定年制」の廃止(丸谷浩介/第181号/Winter 2012)
イギリスの失業者支援政策(樋口英夫/第183号
/Summer 2013)

英国の認知症国家戦略(西田淳志/第190号/Spring
2015)

イギリスの高齢者介護費用負担制度の改革——責任
と公平を巡る17年間の議論——(伊藤善典/第193
号/Winter 2015)

【海外文献紹介・書評】

ノーマン・ジョンソン著『福祉国家のゆくえ』(法律
文化社、1993年)(木戸利秋/第110号/Spring 1995)

ジョーン・クラーク、デイビッド・ボスウェル編、大
山博・武川正吾・平岡公一他訳『イギリス社会政
策論の新潮流——福祉国家の危機を超えて』(法
律分化社、1995年4月)(埋橋孝文/第115号/Summer
1996)

白沢久一著『公的扶助の諸(基本)問題——英国貧
民救済の公共性から社会扶助へ——』(梓出版社、
1996年)(美馬孝/第119号/Summer 1997)

武川正吾、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障1 イ
ギリス』(齊藤慎/第128号/Autumn 1999)

舟場正富、齋藤香里著『介護財政の国際的展開 イ
ギリス・ドイツ・日本の現状と課題』(松田亮三/
第145号/Winter 2003)

Izuhara, Misa (ed.) ,Comparing Social Policies:
Exploring New Perspectives in Britain and Japan (阿
部彩/第146号/Spring 2004)

平岡公一著『イギリスの社会福祉と政策研究——イ
ギリスモデルの持続と変化』(木下康仁/第147号
/Summer 2004)

所道彦著『福祉国家と家族政策：イギリスの子育て
支援策の展開』(法律文化社、2012年)(伊藤善典
/第185号/Winter 2013)

井上恒男著『英国所得保障政策の潮流——就労を軸
とした改革の動向——』(ミネルヴァ書房、2014
年)(丸谷浩介/第192号/Autumn 2015)

イタリア

【論文・海外の動き・解説等】

イタリアの年金と高齢者の生活(小島晴洋/第106号
/Spring 1994)

イタリアの医療保障制度——1992年からの医療改革
を中心に——(小島晴洋/第109号/Winter 1994)

イタリアの高齢者福祉(小島晴洋/第114号/Spring
1996)

イタリアの新たな年金改革(小島晴洋/第117号
/Winter 1996)

イタリアの高齢者介護の動向——介護手当の現状と
問題点(宮崎理枝/第140号/Autumn 2002)

イタリアの『福祉白書2003年』(宮崎理枝/第146号
/Spring 2004)

イタリアにおける貧困への視座と対策——地域間格
差の再生産の背景にあるもの——(田中夏子/第
177号/Winter 2011)

精神障害者地域生活支援の国際比較——イタリア
——(坂本沙織/第182号/Spring 2013)

イタリアにおける大規模災害と公共政策——2009年
アブルッツォ州震災の事例を中心に——(小谷眞
男/第187号/Summer 2014)

【海外文献紹介・書評】

小島晴洋、小谷眞男、鈴木桂樹、田中夏子、中益陽
子、宮崎理枝著『現代イタリアの社会保障——ユ
ニバーサリズムを越えて』(工藤裕子/第171号
/Summer 2010)

オーストラリア

【論文・海外の動き・解説等】

社会政策研究センター The Social Policy Research
Center (SPRC)(勝又幸子/第112号/Autumn 1995)

オーストラリアの年金改革(下野恵子/第126号
/Spring 1999)

繁栄の時代におけるオーストラリア平等主義の変容
(ピーター・サンダース/第159号/Summer 2007)

高齢ケア評価チームを中心としたオーストラリアの
高齢者ケアの概観と医療との連携の現状(瀬間あ
ずさ/第162号/Spring 2008)

オーストラリアの高齢者緩和ケアの現状と課題(福

田裕子/第168号/Autumn 2009)
 オーストラリア・ビクトリア州における生殖補助医療の法制度化による子の出自を知る権利の保障 (南貴子/第179号/Summer 2012)
 オーストラリアの年金改革と支給開始年齢の引上げ (西村淳/第181号/Winter 2012)
 オーストラリアのケアラー (介護者) 支援 (木下康仁/第184号/Autumn 2013)
 オーストラリアの認知症対策 (中西三春、中島民恵子/第190号/Spring 2015)

【海外文献紹介・書評】

フランシス・G・キャッスルズ著、埋橋孝文他訳『オーストラリア・ニュージーランド福祉国家論』(啓文社、1991年)(藤井浩司/第103号/Summer 1993)
 小松隆二、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障2 ニュージーランド・オーストラリア』(藤井浩司/第129号/Winter 1999)
 高木邦明著『オーストラリアの障害者福祉』(相川書房、2005年)(本田達郎/第154号/Spring 2006)

オランダ

【論文・海外の動き・解説等】

「移民」の定住化と社会保障政策——オランダにおける最近の動向——(廣瀬真理子/第106号/Spring 1994)
 オランダの社会保障制度と制度改革の考え方 (大森正博/第117号/Winter 1996)
 オランダの高齢者福祉サービスにおける「民間」の役割 (廣瀬真理子/第122号/Spring 1998)
 オランダの医療・介護制度改革 (大森正博/第124号/Autumn 1998)
 オランダにおけるパートタイム労働の動向と家庭生活の変化 (前田信彦/第124号/Autumn 1998)
 オランダにおける就労インセンティブ政策と社会保障 (小越洋之助/第125号/Winter 1998)
 オランダの長期医療・介護保障制度 (廣瀬真理子/第131号/Summer 2000)
 Dilemmas in Health Care An Overview of the Health Care System in the Netherlands (Hettie A. Pott-Buter/第131号/Summer 2000)
 オランダの医療制度改革と「保険者機能」(大森正博

/第136号/Autumn 2001)

オランダにおけるワークフェア改革——「給付所得より就労を」——(水島治郎/第144号/Autumn 2003)
 オランダの医療・介護保険制度改革 (大森正博/第145号/Winter 2003)
 オランダにおける高齢者および障害者に対するケアに関する施策について (井原辰雄/第154号/Spring 2006)
 オランダにおける医療と介護の機能分担と連携 (大森正博/第156号/Autumn 2006)
 オランダにおける最近の地域福祉改革の動向と課題 (廣瀬真理子/第162号/Spring 2008)
 オランダにおける終末期ケアの現状と課題 (廣瀬真理子/第168号/Autumn 2009)
 オランダにおける若年就業と労働市場政策 (久保隆光/第176号/Autumn 2011)

【海外文献紹介・書評】

水島治郎著『反転する福祉国家——オランダモデルの光と影』(大森正博/第183号/Summer 2013)

カナダ

【論文・海外の動き・解説等】

ケベック州の住民主体のホームケアサービス (高橋流里子/第113号/Winter 1995)
 カナダのロングタームケア政策 (高橋淑郎/第120号/Autumn 1997)
 カナダにおける公的年金制度改革の動向 (丸山桂/第120号/Autumn 1997)
 カナダにおける医療サービスの質の確保をめぐる諸問題——改善ネットワークを中心として——(高橋淑郎、ロス・ベーカー/第129号/Winter 1999)
 日本とカナダの社会保障——加日社会保障政策研究円卓会議の成果：特集の趣旨 (バーナデット・サンジャン、高橋和久、金子能宏/第139号/Summer 2002)
 カナダと日本の社会・政治構造と社会保障制度の特徴 (イト・ペング、バーナデット・サンジャン/第139号/Summer 2002)
 日本とカナダの医療保険制度改革：共通の課題と多様性 (尾形裕也/第139号/Summer 2002)
 カナダの保健医療：組織・財源・アクセス (ロバー

ト・エバンス、モーリス・バーラー、谷合由理子・泉田信行訳/第139号/Summer 2002)

カナダの年金制度(高山憲之/第139号/Summer 2002)
子育て支援策の日加比較(永瀬伸子/第139号/Summer 2002)

カナダにおける仕事と生活の両立支援:変化に対応した取組み(リンダ・デュックスベリー、クリス・ビキンス、小林信彦・金子能宏訳/第139号/Summer 2002)

地域格差と所得格差を考慮した社会保障研究の展開——日本とカナダの比較——(金子能宏、小島克久/第139号/Summer 2002)

カナダの社会政策と高齢化(ニーナ・チャペル、山田聖子訳/第139号/Summer 2002)

カナダの国民医療制度の改革——連邦財政主義のもとでの皆保険の課題と展望——(金子能宏/第145号/Winter 2003)

カナダにおける医療と介護の機能分担と連携(新川敏光/第156号/Autumn 2006)

カナダ東部の地域包括ケアシステムの現状と課題(和田耕治、鹿熊律子、川越雅弘/第162号/Spring 2008)

相反する立場としてのカナダ:多文化主義と認識と再分配(キース・G・バンティング/第163号/Summer 2008)

カナダにおける保健医療の財政基盤:その歴史と課題(ジェームス・H・ティエッセン/第163号/Summer 2008)

カナダ・日本・韓国の高齢化等の状況と医療政策の在り方(小島克久、尾形裕也/第163号/Summer 2008)

カナダにおける人口動態・家族・労働の変化に関する行動力としての知識の形成について(スーザン・A・マックダニエル/第163号/Summer 2008)

カナダの連邦児童給付制度の展開と日本への示唆(尾澤恵/第163号/Summer 2008)

カナダの現状:看護師の教育・登録・業務範囲を中心に(泉田信行/第174号/Spring 2011)

知的障害者の自立を支えるインディヴィジュアル・ファンドの取組みについて——カナダ・マニトバ州の取組みから——(木口恵美子/第176号/Autumn 2011)

カナダの連邦制度と社会保障(池上岳彦/第180号/Autumn 2012)

【海外文献紹介・書評】

城戸喜子、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障3 カナダ』(村上雅子/第130号/Spring 2000)

ス イ ス

【論文・海外の動き・解説等】

スイスにおける雇用保障と就労インセンティブ(中野育男/第125号/Winter 1998)

スイスの年金制度——第10次改正を中心に——(田口晃/第126号/Spring 1999)

ス ウ ェ ー デ ン

【論文・海外の動き・解説等】

スウェーデン、保健医療・社会省の1992/93年度予算案について(小野寺百合子/第101号/Winter 1992)

岐路に立つ福祉国家スウェーデン(飯野靖四/第104号/Autumn 1993)

「スウェーデンモデルの終焉」をめぐる——労使関係の変容と福祉国家——(宮本太郎/第107号/Summer 1994)

スウェーデン社会福祉の変遷——私の経験から——(小野寺百合子/第107号/Summer 1994)

スウェーデンの福祉状況(友子 ハンソン/第107号/Summer 1994)

スウェーデンにおける高齢者ケアの現状(伊藤周平/第108号/Autumn 1994)

スウェーデンにおける過疎地域の動向(高野和良/第109号/Winter 1994)

最近のスウェーデンの医療保障とその研究(丸尾直美、益村真知子/第111号/Summer 1995)

スウェーデンの新しい年金改革案(飯野靖四/第111号/Summer 1995)

スウェーデンの社会福祉研究の今日(三上美美子/第111号/Summer 1995)

スウェーデンの老人福祉と私(小野寺百合子/第111号/Summer 1995)

スウェーデンの介護保障(古橋エツ子/第113号/Winter 1995)

スウェーデン、デンマークにおける高齢者居住環境の変遷・実態——我が国は何が欠けているか、何を学び取れるか——(林玉子/第114号/Spring

- 1996)
スウェーデンの住宅政策 (外山義/第116号/Autumn 1996)
スウェーデンの年金改革 (飯野靖四/第119号/Summer 1997)
スウェーデンの高齢者ケアに変化 (イエット・スンドストレム、大島高男 (要約)/第121号/Winter 1997)
スウェーデンにおける就労促進政策と社会保障 (伍賀一道、横山寿一/第125号/Winter 1998)
スウェーデン社会保障給付費の分析 (岡光昇/第130号/Spring 2000)
スウェーデンにおける障害年金改革 (木村陽子/第140号/Autumn 2002)
スウェーデンにおける障害者政策の動向——高齢者ケア政策との異同を中心に—— (奥村芳孝、伊澤知法/第154号/Spring 2006)
スウェーデンにおける医療と介護の機能分担と連携——エーデル改革による変遷と現在—— (伊澤知法/第156号/Autumn 2006)
修正された「ベーシック・インカム」? ——スウェーデンにおける「フリーイヤー」の試み—— (両角道代/第157号/Winter 2006)
スウェーデンの社会保障と所得再分配 (飯野靖四/第159号/Summer 2007)
スウェーデンの子育て支援——ワークライフ・バランスと子どもの権利の実現—— (高橋美恵子/第160号/Autumn 2007)
スウェーデンの高齢者住宅とケア政策 (奥村芳孝/第164号/Autumn 2008)
スウェーデンの児童ケアサービス拡充期における財源調達に関する一考察——1975年政府案の背景と思想—— (秋朝礼恵/第173号/Winter 2010)
スウェーデンの“EDUCARE”モデルの形成過程と政策視座 (訓覇法子/第173号/Winter 2010)
スウェーデンにおける女性高齢者の所得保障：年金を中心に (齊藤弥生/第175号/Summer 2011)
スウェーデンの社会保障——グローバル化経済の中での苦悩と挑戦——：趣旨 (岡澤憲美/第178号/Spring 2012)
普遍主義的医療制度における公私混合供給の展開——スウェーデンにおける患者選択制の検討—— (松田亮三/第178号/Spring 2012)
老齢年金——1998年改革の意義と課題—— (中野妙子/第178号/Spring 2012)
2000年以降のスウェーデンにおける高齢者福祉——「選択の自由」拡大とそれに伴う諸対応の展開—— (吉岡洋子/第178号/Spring 2012)
スウェーデンの社会扶助の30年 (宮寺由佳/第178号/Spring 2012)
1990年代以降の労働市場政策の変化と現在の課題 (佐藤吉宗/第178号/Spring 2012)
分権国家スウェーデンにおける社会保障の財源確保 (木下淑恵/第179号/Summer 2012)
スウェーデンの社会保障制度における国と地方の関係——介護サービスにおける「サービス選択自由化法」の影響を中心に—— (齊藤弥生/第180号/Autumn 2012)
スウェーデンにおける精神障害者支援から考える日本の精神障害者地域生活支援の在り方 (石田晋司/第182号/Spring 2013)
スウェーデンにおける失業保険の役割 (山本麻由美/第183号/Summer 2013)
スウェーデンの介護者支援 (藤岡純一/第184号/Autumn 2013)
- 【海外文献紹介・書評】**
岡澤憲美著『スウェーデンを検証する』(早稲田大学出版部、1993年)、山井和則著『スウェーデン発住んでみた高齢社会』(ミネルヴァ書房、1993年)(竹崎孜/第107号/Summer 1994)
ヴィクトール A. ペストフ著、藤田暁男・田中秀樹・的場信樹・松尾匡訳『市場と政治の間で——スウェーデン協同組合論——』(晃洋書房、1996年)(川口清史/第122号/Spring 1998)
丸尾直美、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障5 スウェーデン』(竹崎孜/第131号/Summer 2000)
宮本太郎著『福祉国家という戦略——スウェーデンモデルの政治経済学——』(益村真知子/第134号/Spring 2001)
丸尾直美、レグラント塚口淑子、カール・レグラント著『福祉政策と労働市場——変容する日本モデル・スウェーデンモデル』(山本克也/第171号/Summer 2010)
Richard B.Freeman, Birgitta Swedenborg, Robert H.Topel編著『Reforming the welfare state: recovery and beyond in Sweden』(酒井正/第178号/Spring 2012)

レグランド塚口淑子編著『「スウェーデン・モデル」は有効か 持続可能な社会へむけて』（ノルディック出版、海象社、2012年）（福島淑彦/第188号/Autumn 2014）

ド イ ツ

【論文・海外の動き・解説等】

ドイツにおける1992年公的年金改革の背景（下和田功/第101号/Winter 1992）

マックス・プランク国際社会保障法研究所（本沢巳代子/第101号/Winter 1992）

ドイツの長期ケアと介護保険（土田武史/第104号/Autumn 1993）

ドイツの医療保障制度改革——『構造改革』による21世紀への対応——（高智英太郎/第109号/Winter 1994）

ドイツの社会保障研究の今日——医療（保坂哲哉/第111号/Summer 1995）

ドイツの社会保障研究の今日——年金（下和田功/第111号/Summer 1995）

ドイツの社会保障研究の今日——社会福祉その他（岡田英己子/第111号/Summer 1995）

ドイツにおける男女平等政策の進展（利谷信義/第112号/Autumn 1995）

ドイツ介護保険の現状と課題（栃本一三郎/第114号/Spring 1996）

日独医療費比較（勝又幸子/第114号/Spring 1996）

ドイツにおける世話法の展開（ベルント・シュルテ、上山泰訳/第115号/Summer 1996）

ドイツの住宅政策における高齢者の位置とその生活環境（水原渉/第116号/Autumn 1996）

ドイツ公的介護保険の評価——第2段階実施後の課題——（小塚治宣/第117号/Winter 1996）

ドイツにおけるリスク構造調整の仕組みとその問題点（菌部順一/第120号/Autumn 1997）

ドイツにおける民間介護保険の役割（土田武史/第122号/Spring 1998）

ドイツの雇用促進政策と社会保障（松丸和夫/第125号/Winter 1998）

Public Pension Reforms in Germany——Major Post-War Reforms and Recent Decisions——（W. Schmahl/第126号/Spring 1999）

ドイツにおける医療・福祉労働としてのサービス給

付と質確保（上田真理/第129号/Winter 1999）

ドイツ社会保障給付の概観と構造分析（小林甲一/第130号/Spring 2000）

地方自治と介護保険——ドイツの事例を中心に（坪郷實/第131号/Summer 2000）

ドイツにおける介護保険と介護扶助（木下秀雄/第131号/Summer 2000）

介護手当（金銭給付）の意義、実施状況およびその評価（田中耕太郎/第131号/Summer 2000）

介護サービスの質の確保——ドイツ介護保険法（松本勝明/第131号/Summer 2000）

ドイツ介護保険財政の分析（藤本健太郎/第133号/Winter 2000）

ドイツ医療保険の保険者機能（船橋光俊/第136号/Autumn 2001）

ドイツにおける障害年金給付と社会保障の課題（小林甲一/第140号/Autumn 2002）

ドイツにおける社会的排除への対策（庄谷怜子、布川日佐史/第141号/Winter 2002）

家族、社会保障および社会保険——ケーススタディとしてのドイツにおける概評と現在の論議——（ヴィンフリート・シュメール/第143号/Summer 2003）

ドイツの医療保険制度改革（田中耕太郎/第145号/Winter 2003）

ドイツにおけるワークフェアの展開——稼働能力活用要件の検討を中心に——（布川日佐史/第147号/Summer 2004）

近年のドイツにおける企業年金制度の展開（ハラルト・コンラット、宮崎理枝訳/第151号/Summer 2005）

ドイツにおける社会住宅制度と家賃規制——アフオーダブル住宅の行方——（大場茂明/第152号/Autumn 2005）

ドイツにおける介護給付と社会参加給付との関係（松本勝明/第154号/Spring 2006）

ドイツ社会保障の進路——政権交代は何をもたらすか——：趣旨（松本勝明/第155号/Summer 2006）

シュレーダー政権下での医療保険改革の評価と今後の展望（松本勝明/第155号/Summer 2006）

ドイツの新連立政権の年金政策——少子高齢化をいかに乗り切るか——（藤本健太郎/第155号/Summer 2006）

介護保険の展開と新政権の課題（土田武史/第155号

- /Summer 2006)
- ドイツの家族政策の動向——第二次シュレーダー政権と大連立政権の家族政策—— (須田俊孝/第155号/Summer 2006)
- ドイツ「大連立政権」の成立と雇用政策のゆくえ (井口泰/第155号/Summer 2006)
- ドイツにおける分配問題 (丸谷冷史、永合位行/第159号/Summer 2007)
- ドイツの新しい家族政策 (魚住明代/第160号/Autumn 2007)
- ドイツにおける2007年医療制度改革——競争強化の視点から—— (松本勝明/第165号/Winter 2008)
- ドイツにおける障害者福祉の現状と課題——介護給付と社会参加給付を中心に—— (森周子/第166号/Spring 2009)
- ドイツにおける終末期ケア——ネットワークによる在宅高齢者のサポート—— (藤本健太郎/第168号/Autumn 2009)
- ドイツ連邦共和国・デンマーク王国における介護職員養成 (筒井澄栄、石川彪/第172号/Autumn 2010)
- ドイツにおける高齢女性の所得保障：年金を中心に (森周子/第175号/Summer 2011)
- ドイツにおける貧困の現状と対策の課題 (嵯峨嘉子/第177号/Winter 2011)
- ドイツにおける社会保障財源の見直し (松本勝明/第179号/Summer 2012)
- ドイツ社会保障制度における政府間関係 (武田公子/第180号/Autumn 2012)
- ドイツの年金改革の動向～支給開始年齢の引き上げ (藤本健太郎/第181号/Winter 2012)
- ドイツにおける失業者支援制度 (中内哲/第183号/Summer 2013)
- ドイツの介護者支援 (齋藤香里/第184号/Autumn 2013)
- ドイツの社会保障：メルケル政権下の社会保障：趣旨 (土田武史/第186号/Spring 2014)
- メルケル政権の福祉政治 (近藤正基/第186号/Spring 2014)
- メルケル政権下の医療制度改革——医療制度における競争—— (松本勝明/第186号/Spring 2014)
- メルケル政権下の介護保険制度改革の動向 (森周子/第186号/Spring 2014)
- メルケル政権下の子育て支援政策——パラダイム転換の定着と拡充—— (倉田賀世/第186号/Spring 2014)
- 2014)
- ドイツにおける予防接種政策 (松本勝明/第192号/Autumn 2015)
- 【海外文献紹介・書評】**
- エリーザベト・ベック＝ゲルンスハイム著、香川檀訳『出生率はなぜ下がったか ドイツの場合』(勁草書房、1992年) (大石亜希子/第102号/Spring 1993)
- ドイツ連邦労働社会省編『ドイツ社会保障総覧』(翻訳：ドイツ研究会) (ぎょうせい、1993年) (藤田伍一/第106号/Spring 1994)
- 下和田功著『ドイツ年金保険論』(千倉書房、1995年3月) (大谷津晴夫/第117号/Winter 1996)
- 足立正樹著『現代ドイツの社会保障』(法律文化社、1995年) (小柳治宣/第119号/Summer 1997)
- 土田武史著『ドイツ医療保険制度の成立』(高智英太郎/第124号/Autumn 1998)
- 松本勝明著『社会保障構造改革——ドイツにおける取組みと政策の方向——』(小柳治宣/第127号/Summer 1999)
- 古瀬徹、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障4 ドイツ』(小柳治宣/第130号/Spring 2000)
- 布川日佐史編著『雇用政策と公的扶助の交錯』日独比較：公的扶助における稼働能力の活用を中心に (田中耕太郎/第141号/Winter 2002)
- 舟場正富、齋藤香里著『介護財政の国際的展開 イギリス・ドイツ・日本の現状と課題』(松田亮三/第145号/Winter 2003)
- 小林甲一著『ドイツ社会政策の構造転換労働生活とその人間化をめぐる』(森周子/第172号/Autumn 2010)
- ゲルハルト・A・リッター著、竹中亭監訳『ドイツ社会保障の危機——再統一の代償——』(ミネルヴァ書房、2013年) (川越修/第186号/Spring 2014)
- ニュージーランド**
- 【論文・海外の動き・解説等】**
- ニュージーランドにおける福祉国家の形成——1938年社会保障法の基本構造と意義について—— (佐々木弘/第101号/Winter 1992)
- ニュージーランド研究に導いてくれた古典——生江孝之著『新しい国 新西蘭と濠洲』—— (小松隆

- 二/第111号/Summer 1995)
ニュージーランドにおける保健医療改革と競争原理の導入について——市場および政府の失敗に対するQuasi-Marketsの形成——(西村万里子/第112号/Autumn 1995)
ニュージーランドにおける年金改革と国民投票——老齢年金法100周年・社会保障法60周年を迎えて——(小松隆二/第124号/Autumn 1998)
ニュージーランドの年金改革と高齢者生活(武田真理子/第126号/Spring 1999)
日本およびニュージーランドにおけるプレイセンターのソーシャルキャピタル効果に関する事例研究——参加する親たちの精神性や行動特性を手がかりにして——(佐藤純子/第173号/Winter 2010)
ニュージーランドにおける公的貧困指標の開発(阿部彩/第185号/Winter 2013)
ニュージーランド・カンタベリー地震(武田真理子/第187号/Summer 2014)

【海外文献紹介・書評】

- 小松隆二、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障2 ニュージーランド・オーストラリア』(藤井浩司/第129号/Winter 1999)

フランス

【論文・海外の動き・解説等】

- フランスにおける単親家族と社会保障(神尾真知子/第104号/Autumn 1993)
フランスの高齢者介護制度と改正論議(藤森宮子/第104号/Autumn 1993)
フランシス・ネットル(Francis Netter, 1907~1986)(藤井良治/第105号/Winter 1993)
フランス社会保障制度における一般化社会拠出金の導入(加藤智章/第109号/Winter 1994)
フランスの社会保障研究の今日——医療(藤井良治/第111号/Summer 1995)
フランスにおける年金研究の今日(岡伸一/第111号/Summer 1995)
フランスの社会保障研究の今日——社会福祉その他(岩村正彦/第111号/Summer 1995)
ピエール・ラロック——その文献「フランスの社会保障計画」をめぐって——(上村政彦/第111号/Summer 1995)

- 私のフランス社会保障研究——この一冊(久塚純一/第111号/Summer 1995)
社会保障研究の広い視野——Sullerot氏との出会いの中で得たこと——(松村祥子/第111号/Summer 1995)
フランスにおける高齢者介護の取り組み——1960年代から今日までの歩み——(原田康美/第113号/Winter 1995)
フランスにおける参入最低所得(revenu minimum d'insertion)制度(川口美貴/第119号/Summer 1997)
フランスにおける医療費適正化政策(藤井良治/第120号/Autumn 1997)
フランスの福祉サービスの現状と課題(松村祥子/第122号/Spring 1998)
フランスにおける就労インセンティブと社会保障——早期引退制度をめぐって——(三谷直紀/第125号/Winter 1998)
フランスにおける医療情報共有化の動向(加藤智章/第129号/Winter 1999)
フランス社会保障制度における財源と給付の構造(加藤智章/第130号/Spring 2000)
1945年以降のフランス社会保障改革(ブリュノ・パリエ、伊奈川秀和訳/第134号/Spring 2001)
フランスの高齢者介護給付制度——PSDの実施と改革の動き——(原田康美/第135号/Summer 2001)
フランスにおける保険者機能の動向—薬剤費抑制策を中心に—(奥田七峰子、池田俊也/第136号/Autumn 2001)
フランスの「排除Exclusion」概念——わが国の社会問題に使用することは可能か——(都留民子/第141号/Winter 2002)
フランスの医療保険制度改革(稲森公嘉/第145号/Winter 2003)
フランスにおける住宅政策と社会保障(都留民子/第152号/Autumn 2005)
フランスにおける医療と介護の機能分担と連携(松田晋哉/第156号/Autumn 2006)
フランスにおける医療保険制度の動向——近年の改革による一般化の実現——(柴田洋二郎/第157号/Winter 2006)
フランスの所得格差とRMI(出雲祐二/第159号/Summer 2007)
フランスの子育て支援——家族政策と選択の自由——(神尾真知子/第160号/Autumn 2007)

- フランス社会保障制度の現状と課題：趣旨（江口隆裕/第161号/Winter 2007）
- フランス社会保障制度を考える視点（加藤智章/第161号/Winter 2007）
- 医療制度——近年の動向・現状・課題——（笠木映里/第161号/Winter 2007）
- フランスの高齢者介護制度の展開と課題（原田啓一郎/第161号/Winter 2007）
- フランス年金制度の現状と展望（嵩さやか/第161号/Winter 2007）
- フランスにおける家族政策（清水泰幸/第161号/Winter 2007）
- フランスの失業保険と雇用政策（松村文人/第161号/Winter 2007）
- フランスにおける医療・介護ケアシステムの動向——在宅入院制度による集中的ケアマネジメントを中心に——（篠田道子/第162号/Spring 2008）
- フランスの高齢者をめぐる住宅環境とケア政策（奥田七峰子/第164号/Autumn 2008）
- フランスにおける終末期ケアの現状と課題（松田晋哉/第168号/Autumn 2009）
- フランスにおける医師と看護師の役割分担——看護師の「固有の役割」を中心に——（篠田道子/第174号/Spring 2011）
- フランスの高齢女性と年金——なぜフランスの高齢女性は貧困なのか——（神尾真知子/第175号/Summer 2011）
- 日本とフランスにおける若年就業問題（酒井正/第175号/Summer 2011）
- フランスにおける若年就業と労働市場政策（藤本玲/第176号/Autumn 2011）
- フランスにおける保健医療計画の導入と展開——医療への平等なアクセスの実現を目指して——（松本由美/第178号/Spring 2012）
- フランス社会保障財源の「租税化」（fiscalisation）——議論・帰結・展開——（柴田洋二郎/第179号/Summer 2012）
- フランスの社会保障制度における国と地方の関係（伊奈川秀和/第180号/Autumn 2012）
- フランスにおける年金改革と高齢者所得保障——年金支給年齢の引上げを中心に——（岡伸一/第181号/Winter 2012）
- フランスにおける貧困・社会的排除指標作成と政策形成（西村周三/第185号/Winter 2013）
- フランスの認知症国家計画（近藤伸介/第190号/Spring 2015）
- 【海外文献紹介・書評】**
- 久塚純一著『フランス社会保障医療形成史』（九州大学出版社、1991年）（平川亮一/第101号/Winter 1992）
- Conseil Economique et Social, “La politique familiale française (Seances de 24 et 25 septembre 1991)” (Paris, Direction des Journaux officiels, 1992)、Michel Messu, “Les politiques familiales: du natalisme à la solidarité” (Paris, Ouvrieres, 1992)、Jacqies Bichot, “La politique familiale: jeunesse, investissement et avenir”, (Paris, Cujas, 1992)（小島宏/第106号/Spring 1994）
- 加藤智章著『医療保険と年金保険——フランス社会保障制度における自律と平等』（北海道大学図書刊行会、1995年）（大曾根寛/第117号/Winter 1996）
- 藤井良治著『現代フランスの社会保障』（白波瀬佐和子/第124号/Autumn 1998）
- 藤井良治、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障6 フランス』（小川有美/第131号/Summer 2000）
- Jeanne Fagnani, Un travail et des enfants. Petits arbitrages et grands dilemmes（小島宏/第135号/Summer 2001）
- 伊奈川秀和著『フランスに学ぶ社会保障改革』（久塚純一/第135号/Summer 2001）
- 都留民子著『フランスの貧困と社会保護』（岡伸一/第136号/Autumn 2001）
- ジャン=クロード・バルピエ、ブルーノ・テレ著、中原隆幸・宇仁宏幸・神田修悦・須田文明訳『フランスの社会保障システム』（米山正敏/第161号/Winter 2007）
- 伊奈川秀和著『フランス社会保障法の権利構造』（京極高宣/第181号/Winter 2012）
- 笠木映里著『社会保障と私保険 フランスの補足的医療保険』（有斐閣、2012年）（松本由美/第187号/Summer 2014）

北 欧（スウェーデンを除く）

【論文・海外の動き・解説等】

- N. E. バンク - ミッケルセン (N. E. Bank-Mikkelsen, 1919~1991, デンマーク) ——その思想——（中園康夫/第105号/Winter 1993）

フィンランドの高齢者福祉(山田真知子・アルホ/第106号/Spring 1994)

デンマークの高齢者保健福祉政策に学ぶもの(関龍太郎/第108号/Autumn 1994)

北欧の赤いバラ:福祉国家建設と社民党リーダーたち(岡沢憲美/第111号/Summer 1995)

スウェーデン、デンマークにおける高齢者居住環境の変遷・実態——我が国は何が欠けているか、何を学び取れるか——(林玉子/第114号/Spring 1996)

デンマークのコ・ハウジングの評価(上野勝代/第116号/Autumn 1996)

フィンランド民間非営利部門の高齢者福祉分野における活動と制度(新名正弥/第125号/Winter 1998)

高福祉の国のジレンマ——フィンランドの社会保障の現状と課題——(牧田満知子/第126号/Spring 1999)

フィンランドにおける公的扶助——生計援助の原理と制度——(遠藤美奈/第137号/Winter 2001)

デンマークにおける障害者・高齢者福祉と地方自治体の行政改革(下垣光/第154号/Spring 2006)

デンマークの高齢者福祉政策をささえるもの(関龍太郎/第162号/Spring 2008)

フィンランドにおける高齢者ケア政策と高齢者住宅(石井敏/第164号/Autumn 2008)

デンマークの高齢者住宅とケア政策(松岡洋子/第164号/Autumn 2008)

デンマークにおける障害者の「自立」の考え方——政治と倫理(片岡豊/第166号/Spring 2009)

デンマーク電子政府の試み——社会保障制度における財源徴収と情報管理——(安岡美佳、鈴木優美/第172号/Autumn 2010)

ドイツ連邦共和国・デンマーク王国における介護職員養成(筒井澄栄、石川彪/第172号/Autumn 2010)

デンマークにおける医師と看護師の役割分担(山田ゆかり/第174号/Spring 2011)

デンマークにおける犯罪者の社会復帰の取り組みの動向——我が国への示唆として——(岡部真貴子/第183号/Summer 2013)

デンマークの認知症ケア国家戦略と福祉・介護人材(汲田千賀子/第190号/Spring 2015)

【海外文献紹介・書評】

笹谷春美著『フィンランドの高齢者ケア——介護者

支援・人材養成の理念とスキル』(明石書店、2013年)(高橋絵里香/第187号/Summer 2014)

その他の国々

【論文・海外の動き・解説等】

タンザニアの社会保障制度——国際交流研究会より——(F. S. ツンガラザ、勝又幸子訳/第101号/Winter 1992)

ペーター・フローラ(Peter Flora, 1944～、オーストリア)——その福祉国家論——(毛利健三/第105号/Winter 1993)

ハンガリーの社会福祉制度(深谷ベルタ/第112号/Autumn 1995)

チリの年金改革と移行財源問題(北野浩一/第126号/Spring 1999)

西欧諸国における家族政策と低出生率(ゲルダ・ネイヤー/第143号/Summer 2003)

ハンガリーの社会動向と福祉レジーム(堀林巧/第144号/Autumn 2003)

ポーランドの社会保障——大量失業時代における社会保障システムの再構築——(小森田秋夫/第144号/Autumn 2003)

チェコの老齢年金制度(池本修一/第144号/Autumn 2003)

ロシアにおける社会保障(篠田優/第144号/Autumn 2003)

メキシコにおける分断された保健医療システム(山口英彦、松岡広子/第148号/Autumn 2004)

転換期にあるアルゼンチンの社会保障制度(宇佐見耕一/第153号/Winter 2005)

ブラジル連邦共和国憲法および普通立法における社会保障制度の変遷(二宮正人/第153号/Winter 2005)

コスタリカの社会保障改革——医療と年金の課題、市場主義、労働運動——(丸岡泰/第153号/Winter 2005)

メキシコの社会保障制度——その特徴と90年代の改革——(畑恵子/第153号/Winter 2005)

ニカラグアの社会保障——最貧困国のゆらぐ政治と社会保障改革——(高木史江、小松隆一/第153号/Winter 2005)

転機むかえるペルーの社会保障制度——多層・分断型からユニバーサル化への要請——(遅野井茂雄

/第153号/Winter 2005)
 メキシコにおける高齢者政策の限界と可能性（山口英彦、松岡広子/第155号/Summer 2006）
 南アフリカにおけるベーシック・インカム論（牧野久美子/第157号/Winter 2006）
 メキシコにおける高齢者金銭給付プログラムの展開（山口英彦、松岡広子/第163号/Summer 2008）
 ハンガリーのEU加盟と年金制度改革（R. I. ガール、佐藤嘉寿子/第165号/Winter 2008）
 チェコの老齢年金制度の予備的考察（池本修一/第165号/Winter 2008）
 メキシコにおける認知症高齢者とその介護者に対する社会的支援～家族介護者に対する姿勢のわが国との比較を中心に～（松岡広子、山口英彦/第183号/Summer 2013）
 チェルノブイリ原子力発電所の事故後の、被災者の生活・就労、健康被害に対する支援策（サンドロヴィッチ・ティムール/第188号/Autumn 2014）
 ロシアの社会保障：特集の趣旨（雲和広/第191号/Summer 2015）
 ロシアの社会保障をめぐる社会経済環境の変化（雲和広/第191号/Summer 2015）
 ロシアの保健医療事情と政策・制度の動向（衣川靖子/第191号/Summer 2015）
 ロシアの生活保護政策：貧困の現状と対策（武田友加/第191号/Summer 2015）
 ロシアにおける子育て支援政策の現状と課題（村知稔三/第191号/Summer 2015）
 比較福祉レジーム論からみた東欧：ハンガリー（柳原剛司/第193号/Winter 2015）
 比較福祉レジーム論からみた中南米：メキシコ（畑恵子/第193号/Winter 2015）

【海外文献紹介・書評】

武田友加著『現代ロシアの貧困研究』（駿河輝和/第177号/Winter 2011）
 ベラルーシ共和国非常事態省チェルノブイリ原発事故被害対策局編、日本ベラルーシ友好協会監訳『チェルノブイリ原発事故 ベラルーシ政府報告書〔最新版〕』（産学社、2013年）（西森和寛/第188号/Autumn 2014）
 アレクセイ・V・ヤブロコフ、ヴァシリー・B・ネステレンコ、アレクセイ・V・ネステレンコ、ナタリヤ・E・プレオブラジェンスカヤ著、星川淳監訳

『調査報告 チェルノブイリ被害の全貌』（岩波書店、2013年）（西森和寛/第188号/Autumn 2014）

ECおよび欧州全般

【論文・海外の動き・解説等】

欧州社会保障研究所（岡伸一/第102号/Spring 1993）
 EC社会保障収斂化説——欧州最低所得保障制度の提案——（H・デレーク、岡伸一訳/第103号/Summer 1993）
 ECにおける社会保障制度間調整（岩淵豊/第106号/Spring 1994）
 EC社会保障法における年金（山田晋/第109号/Winter 1994）
 社会保障の発展における国際機関の役割——新時代の社会保障を目指して——（J・V・ランゲンドク、岡伸一訳/第112号/Autumn 1995）
 欧州連合の社会保障政策——ドロール体制下での取り組み——（岩淵豊/第112号/Autumn 1995）
 アイルランドにおける女性労働と家族の在り方をめぐる法政策の展開（増田幸弘/第117号/Winter 1996）
 EU諸国の社会保障改革の動向——老齢年金（山田晋/第121号/Winter 1997）
 ルクセンブルグ所得研究（LIS）夏季ワークショップ参加報告（山田篤裕/第125号/Winter 1998）
 欧州社会保障修士コースの設立（岡伸一/第126号/Spring 1999）
 EUの社会保障政策の展開：特集の趣旨（岡伸一/第128号/Autumn 1999）
 社会保障と欧州統合（ジェフ・ヴァンランゲンドク、岡伸一訳/第128号/Autumn 1999）
 EU社会保障法における男女平等判例の展開——79/7理事会指令の実効性とその構造的限界性——（竹中康之/第128号/Autumn 1999）
 ヨーロッパ連合における母性保護と保育政策（山田晋/第128号/Autumn 1999）
 EUにおけるパブリック・ヘルス政策の展開（川又竹男/第128号/Autumn 1999）
 EUの医療保障政策（岡伸一/第128号/Autumn 1999）
 EUにおける雇用政策と社会保障（濱口桂一郎/第128号/Autumn 1999）
 『海外社会保障情報』および『海外社会保障研究』に掲載されたEU（EC）の社会保障についての論文

一覧 (第128号/Autumn 1999)

ヨーロッパにおける強制企業年金の動き (マーティン・ライン、ジョン・ターナー、上枝朱美・阿部彩訳/第135号/Summer 2001)

EUにおける「社会的排除」への取り組み (中村健吾/第141号/Winter 2002)

欧州の一部の先進国における少子化とその対策 (アントニオ・ゴリーニ/第143号/Summer 2003)

EUにおける企業年金の新たな展開——2003年企業年金「指令」を中心に—— (岡伸一/第151号/Summer 2005)

ヨーロッパにおけるベーシック・インカム構想の展開 (菊地英明/第157号/Winter 2006)

拡大EUの社会保障政策と各国への影響:趣旨 (岡伸一/第165号/Winter 2008)

EU拡大下のEU社会政策の意義と課題 (佐藤進/第165号/Winter 2008)

EU雇用戦略と社会保障—公開調整手法による政策協調 (濱口桂一郎/第165号/Winter 2008)

拡大EUの社会保障支出の将来推計——EUにおける高齢化の社会保障支出に及ぼす影響に関する研究の展開—— (金子能宏/第165号/Winter 2008)

経済不況下における欧州諸国のフレキシキュリティ政策の現状 (岩田克彦/第179号/Summer 2012)

欧州連合における貧困・社会的排除指標の数値目標化とモニタリング (高橋義明/第185号/Winter 2013)

【海外文献紹介・書評】

社会保険福祉協会編『ヨーロッパの高齢者住宅——イギリス・ドイツ・スウェーデン・ベルギー』(財団法人社会保険福祉協会、1995年)(園田真理子/第116号/Autumn 1996)

アラン・ウォーカー著、渡辺雅男・渡辺景子訳『ヨーロッパの高齢化と福祉改革』(河野真/第126号/Spring 1999)

濱口桂一郎著『EU労働法の形成——欧州社会モデルに未来はあるか?——』(小宮文人/第128号/Autumn 1999)

岡伸一著『欧州統合と社会保障——労働者の国際移動と社会保障の調整——』(白波瀬佐和子/第129号/Winter 1999)

高田実、中野智世編著『近代ヨーロッパの探求15福祉』(近藤正基/第184号/Autumn 2013)

Joan Costa-Font編Reforming Long-term Care in Europe (河野真/第184号/Autumn 2013)

アジア諸国

【論文・海外の動き・解説等】

アジア途上国の児童福祉——フィリピンの児童福祉を例として—— (田上喜美/第102号/Spring 1993)

インドネシアの地域福祉活動——ソーシャル・ワーカーの制度と活動を中心に—— (川元岩夫/第102号/Spring 1993)

アマルティアセン (Amartya Kumar Sen, 1933~) (鈴木興太郎/第105号/Winter 1993)

アジア諸国の社会保障制度 (平石長久/第110号/Spring 1995)

タイの所得保障・医療保障 (久保清/第110号/Spring 1995)

フィリピンの社会保障制度 (福島康志/第110号/Spring 1995)

シンガポールの社会保障制度 (海外社会保障情報編集幹事/第110号/Spring 1995)

国際社会保障協会 (ISSA) 第10回アジア環太平洋地域会議に参加して (勝又幸子/第110号/Spring 1995)

台湾の高齢化とコミュニティ・ケア (金子勇/第114号/Spring 1996)

台湾における高齢者福祉政策の発展と課題 (荘秀美/第115号/Summer 1996)

シンガポールの高齢化と住宅政策 (桂良太郎/第116号/Autumn 1996)

アジア社会福祉学会の発足について (萩原康生/第119号/Summer 1997)

タイにおける障害者保健福祉システム及び今後の課題 (安梅勅江/第121号/Winter 1997)

アジアの社会保障・社会福祉は充実したのか?——アジア社会保障・社会福祉比較研究小論 (萩原康生/第123号/Summer 1998)

シンガポールにおける社会保障の現状と課題 (赤塚俊治/第123号/Summer 1998)

フィリピンの社会保障制度の現状と課題 (原島博/第123号/Summer 1998)

台湾「全民健康保険」の制度紹介 (高橋隆/第125号/Winter 1998)

シンガポールの年金改革の動向——少子・高齢化の

- 進展におけるCPF政策——(阿部裕二/第126号/Spring 1999)
- Review of the Laws and Regulations regarding the Employees' Social Security in Indonesia (Hironobu Sugaya/第130号/Spring 2000)
- アジア諸国における年金制度改革の動向(高山憲之/第135号/Summer 2001)
- 台湾の社会保障制度——民主化と福祉の発展を巡る政治力学——(イト・ペング/第135号/Summer 2001)
- タイの社会保障(ウティサン・タンチャイ/第135号/Summer 2001)
- 「アジアと社会保障」ディスカッション(編集:金子能宏/第135号/Summer 2001)
- アジアの社会保障研究(沙銀華/第148号/Autumn 2004)
- シンガポールの少子高齢化対策とCPF改革(駒村康平/第150号/Spring 2005)
- マレーシアの所得保障と医療保障(菅谷広宣/第150号/Spring 2005)
- 発展途上国における国民会医療保障制度の構築——タイ国のケース——(川口典男/第150号/Spring 2005)
- モンゴルの市場経済への移行と社会保障(駿河輝和/第150号/Spring 2005)
- ベトナムの社会保障(和泉徹彦/第150号/Spring 2005)
- ラオス、カンボジアの社会保障制度(漆原克文/第150号/Spring 2005)
- アジアから見た日本の社会保障制度——アジア諸国社会保険行政官研修アンケート——(漆原克文、山本克也/第150号/Spring 2005)
- 人口と家族変容から見えてくる台湾の高齢者問題(金戸幸子/第157号/Winter 2006)
- 台湾における高齢者福祉の民営化の実態と課題——企業の参入をめぐる——(莊秀美/第157号/Winter 2006)
- カンボジアにおける障害者福祉の新たな展開について(漆原克文/第166号/Spring 2009)
- インドネシアにおける医療保障制度とその課題(福岡藤乃/第170号/Spring 2010)
- 台湾の大規模災害——近年の二つの災害とその復興をめぐる——(垂水英司/第187号/Summer 2014)
- タイ大洪水と社会保障(河森正人/第188号/Autumn 2014)
- 比較福祉レジーム論からみた東南アジア:タイ(河森正人/第193号/Winter 2015)
- 【海外文献紹介・書評】**
- 萩原康生編『アジアの社会福祉』(中央法規出版、1995年3月)(谷勝英/第118号/Spring 1997)
- 大沢真理編著『アジア諸国の福祉戦略』(講座・福祉国家のゆくえ 4)(ミネルヴァ書房、2004年)(河野真/第151号/Summer 2005)
- イアン・ホリディ、ポール・ワイルディング編、埋橋孝文・小田川華子・木村清美・三宅洋一・矢野裕俊・鷺巣典代訳『東アジアの福祉資本主義——教育、保健医療、住宅、社会保障の動き——』(竹沢純子/第164号/Autumn 2008)
- 篠塚英子、永瀬伸子編著『少子化とエコノミー——パネル調査で描く東アジア』(太田清/第167号/Summer 2009)
- 井伊雅子編『アジアの医療保障制度』(米山正敏/第172号/Autumn 2010)
- 金成垣編著『現代の比較福祉国家論——東アジア発の新しい理論構築に向けて』(田中拓道/第175号/Summer 2011)
- 小林昌之編『アジア諸国の障害者法——法的権利の確立と課題——』(漆原克文/第175号/Summer 2011)
- 李蓮花著『東アジアにおける後発近代化と社会政策——韓国と台湾の医療保険政策——』(岩淵豊/第180号/Autumn 2012)
- 韓 国**
- 【論文・海外の動き・解説等】**
- 韓国の社会保障(金早雪/第110号/Spring 1995)
- 韓国の医療保険における財政調整の分析と評価(趙源卓/第115号/Summer 1996)
- 韓国における生産的福祉と積極的福祉(下在寛/第135号/Summer 2001)
- 社会保障・社会福祉における日韓比較——高齢化社会初期段階の諸状況と政策動向を中心に——(張炳元/第135号/Summer 2001)
- 韓国における公的年金制度の動向(金領佑/第137号/Winter 2001)
- IMF体制後の韓国社会政策:特集の趣旨(金早雪/第

146号/Spring 2004)
 IMF体制以降の韓国の社会経済の変化と公的・私的
 社会支出の動向 (金明中/第146号/Spring 2004)
 IMF経済危機と韓国の女性労働 (明泰淑/第146号
 /Spring 2004)
 IMF体制と韓国の社会政策 (郭洋春/第146号/Spring
 2004)
 IMF体制と「韓国型福祉国家」(金早雪/第146号
 /Spring 2004)
 韓国のSocial Enterprise——ワークフェアの観点から
 —— (尹文九/第147号/Summer 2004)
 介護保険制度としての韓国の老人スバル保険制度の
 内容と構造に関する一考察 (鄭戴旭、白澤政和/第
 158号/Spring 2007)
 韓国における高齢者向け地域福祉施策——「敬老
 堂」からの示唆—— (斎藤嘉孝、近藤克則、平井
 寛、市田行信/第159号/Summer 2007)
 韓国における少子化の現状とその対策 (金明中、張
 芝延/第160号/Autumn 2007)
 韓国における高齢者の保健医療と所得に関する諸問
 題 (スンマン・クォン/第163号/Summer 2008)
 韓国の新たな社会的リスク：仕事と家庭の両立、所
 得格差 (ウンヨン・チョイ/第163号/Summer 2008)
 韓国における女性の所得保障をめぐる研究動向と今
 後の課題—— 学術論文誌と政府シンクタンク報
 告書を中心に —— (金鎮/第165号/Winter 2008)
 韓国の社会保障——日韓比較の視点から——：趣旨
 (李惠晃/第167号/Summer 2009)
 韓国の社会と社会保障制度 (金成垣、山本克也/第
 167号/Summer 2009)
 金大中・盧武鉉政権の社会保障政策 (株本千鶴/第
 167号/Summer 2009)
 変容する韓国のワークフェア政策 (鄭在哲/第167号
 /Summer 2009)
 韓国年金制度の動向——2007年改革の政治過程とそ
 の意味—— (朴正培/第167号/Summer 2009)
 保健医療政策——過去は乗り越えられたのか? ——
 (李蓮花/第167号/Summer 2009)
 韓国の介護保険制度 (金貞任/第167号/Summer 2009)
 韓国における少子化対策 (松江暁子/第167号
 /Summer 2009)
 資料 本特集の補足と若干のデータ (金成垣、山本克
 也/第167号/Summer 2009)
 韓国における保育費用と母親の就業 (曹成虎/第173

号/Winter 2010)
 韓国における年金制度と女性——後発国の文脈から
 —— (金成垣/第175号/Summer 2011)
 韓国の青年雇用ミスマッチへの2つの対応戦略——
 技術教育改革と社会貢献・起業支援—— (金早雪
 /第176号/Autumn 2011)
 韓国における雇用保険制度と失業者支援政策の現状
 (金明中/第183号/Summer 2013)
 韓国の高齢者の介護の社会化と家族介護支援の現状
 (金貞任/第184号/Autumn 2013)
 韓国における認知症対策および家族介護者支援の取
 り組みの現状と課題 (鄭丞媛、井上祐介、趙恩喙、
 斎藤民/第192号/Autumn 2015)
 比較福祉レジーム論からみた東アジア：韓国 (金成
 垣/第193号/Winter 2015)

【海外文献紹介・書評】

韓国社会科学研究所社会福祉研究室著『韓国の社会
 福祉』(上村泰裕/第141号/Winter 2002)
 金淵明編、韓国社会保障研究会訳『韓国福祉国家性
 格論争』(流通経済大学出版社、2006年)(相馬直
 子/第156号/Autumn 2006)
 武川正吾、イ・ヘギョン編『福祉レジーム日韓比較
 ——社会保障・ジェンダー・労働市場——』(尹文
 九/第159号/Summer 2007)
 林春植、宣賢奎、住居広士編著『韓国介護保険制度
 の創設と展開——介護保険の国際的視点——』
 (金貞任/第176号/Autumn 2011)
 安周永『日韓企業主義的雇用政策の分岐——権力資
 源動員論からみた労働組合の戦略』(ミネルヴァ
 書房、2013年)(朴昌明/第186号/Spring 2014)
 李崙碩著『高齢者雇用政策の日韓比較』(ミネルヴァ
 書房、2013年)(金子能宏/第190号/Spring 2015)

中 国

【論文・海外の動き・解説等】

中国の老親扶養 (湯沢雍彦/第109号/Winter 1994)
 中国の所得保障と医療保障——二元的制度と改革
 —— (松戸庸子/第110号/Spring 1995)
 中国における高齢者に対する社会保障制度の改革と
 発展について (林義/第110号/Spring 1995)
 中国における高齢者福祉と居住問題 (佐々井司/第
 116号/Autumn 1996)

- 中国社会保障体制の現状・問題点及び改革モデルについての考え（単天倫、張英莉訳/第117号/Winter 1996）
- 中国国有企業の社会保険制度改革について：養老保険、医療保険、失業保険改革を中心に（許海珠/第120号/Autumn 1997）
- 中国の年金保険事業計画の研究（候文若、栗林寛幸訳/第122号/Spring 1998）
- 中国における社会保障システムと社会保険制度の大改革——養老保険、失業保険制度の改革を中心に——（張紀濤/第123号/Summer 1998）
- 中国の高齢者就業状況の調査と分析——国際比較の視角——（馮援/第123号/Summer 1998）
- 中国の失業問題とその展望——都市部貧困層の拡大と高失業率の長期化——（沙銀華/第126号/Spring 1999）
- 中国農村の社会老齡年金保険制度の導入（鍾仁耀/第128号/Autumn 1999）
- 中国における医療保障制度の改革（劉曉梅/第130号/Spring 2000）
- 中国社会保障制度研究の課題と焦点（中兼和津次/第132号/Autumn 2000）
- 中国社会保障制度の現状と問題（沙銀華/第132号/Autumn 2000）
- 中国の社会保障制度と企業負担の変化（朱炎/第132号/Autumn 2000）
- 中国の社会保険導入の企業経営への影響（木崎翠/第132号/Autumn 2000）
- 中国の企業における雇用と分配——改革の効果（丸川知雄/第132号/Autumn 2000）
- 中国国有企業における退職行動と年金制度改革（金子能宏、何立新/第132号/Autumn 2000）
- 中国住宅制度改革の現状と課題（今井健一/第132号/Autumn 2000）
- 中国社会保障体系の確立と国有企業の改革（王紅領/第132号/Autumn 2000）
- 厚生科学研究費補助金研究事業（中兼班）報告書の概要（増淵勝彦/第132号/Autumn 2000）
- 五保制度——中国農村における公的扶助制度——（松久保博章/第134号/Spring 2001）
- 「中国の社会保険制度」の内容（沙銀華/第135号/Summer 2001）
- 中国の公的年金保険制度の財政方式に対する検証——都市部の賦課方式から部分的積立方式への移行を中心に（鍾仁耀/第138号/Spring 2002）
- 医療保険の未加入者と家計の医療支出——中国広東省の家計データを用いて——（周燕飛/第143号/Summer 2003）
- 中国のWTO加盟と雇用構造の変化および雇用創出の対策（紀韶/第145号/Winter 2003）
- 年金改革前の中国都市部における公的年金制度の適用対象と給付水準——1995年都市部家計調査データに基づく考察——（何立新/第146号/Spring 2004）
- 中国農民社会保障の現状と課題（沙銀華/第150号/Spring 2005）
- 中国都市部における最低生活保障制度の現状および問題点（鍾仁耀/第150号/Spring 2005）
- 糖尿病入院治療を指標とする中国医療保険制度改革の医療費抑制効果に関する基礎的研究——遼寧省の3級綜合病院における一考察——（孟開/第156号/Autumn 2006）
- 公的年金制度は家計貯蓄を阻害するか——中国の省別パネルデータによる分析——（王梅欣/第158号/Spring 2007）
- 帰国華僑の社会保障に関する一考察——中国広東省台山海宴華僑農場における人類学的調査を通して——（奈倉京子/第163号/Summer 2008）
- 中国上海市と北京市におけるホームヘルプサービスの現状（鄭小華、黒田研二、関川芳孝/第174号/Spring 2011）
- 中国における所得格差の要因分解と累進所得税・再分配政策の効果（雍煒/第177号/Winter 2011）
- 中国における農民工の社会保障問題に関する一考察——就労・生活実態の分析を通して——（嚴春鶴/第179号/Summer 2012）
- 四川大地震における中国社会の復興対策の特徴と課題（大谷順子/第187号/Summer 2014）
- 中国の社会保障：趣旨（田多英範/第189号/Winter 2014）
- 「適度」と「普惠」の視点からみる中国版皆年金体制のゆくえ（于洋/第189号/Winter 2014）
- 中国における「全民低保」の実現（朱珉/第189号/Winter 2014）
- 社会保障と介護福祉（沈潔/第189号/Winter 2014）
- 「市場」から「政府」へ——中国における「全民医療保障」政策の成果と課題——（李蓮花/第189号/Winter 2014）

中国における予防接種の歴史的展開——種痘政策を中心に (福士由紀/第192号/Autumn 2015)

【海外文献紹介・書評】

若林敬子編、杉山太郎監訳『ドキュメント中国の人口管理』(亜紀書房、1992年)(松戸庸子/第102号/Spring 1993)

張紀濤著『現代中国社会保障論』(中村良二/第147号/Summer 2004)

何立新著『中国の公的年金制度改革——体制移行期の制度的・実証的分析』(沙銀華/第170号/Spring 2010)

埋橋孝文、于洋、徐編著『中国の弱者層と社会保障——「改革開放」の光と影』(西山裕/第182号/Spring 2013)

沈潔著『中国の社会福祉改革は何を目指そうとしているのか——社会主義・資本主義の調和——』(ミネルヴァ書房、2014年)(澤田ゆかり/第192号/Autumn 2015)

国際機関

【論文・海外の動き・解説等】

国際社会保障協会 (ISSA) の概要と活動 (松田将/第109号/Winter 1994)

海外社会保障研究と私——樋口富男兄とILO “APPROACHES TO SOCIAL SECURITY —— Antenational Survey” (1942) との出会い—— (佐藤進/第111号/Summer 1995)

社会保障との出会い (高橋武/第111号/Summer 1995)

私の国際社会保障 (平石長久/第111号/Summer 1995)

社会保障費 国際比較基礎データ (社会保障研究所/第117号/Winter 1996)

世界銀行の年金改革案とその影響 (村上清/第119号/Summer 1997)

ペンション・ガバナンス論 (序説) (渡部記安/第121号/Winter 1997)

社会保障費 国際比較基礎データ (勝又幸子、山田篤裕/第123号/Summer 1998)

OECD諸国における年金改革の動向 (阿萬哲也/第126号/Spring 1999)

EUにおける保育・家族政策と男性の保育参加 (木下比呂美/第126号/Spring 1999)

EUにおける社会保障政策の人口動向の背景 (J.ブ

ラッドショー、宮下裕一・埋橋孝訳/第127号/Summer 1999)

OECD社会保障大臣会議の概要 (藤原 禎一、小野太一/第127号/Summer 1999)

OECD加盟各国の社会保障政策の動向 (尾形裕也/第127号/Summer 1999)

OECD加盟各国の社会保障政策の分析 (増淵勝彦/第127号/Summer 1999)

公的扶助制度の国際比較——OECD 24カ国のなかの日本の位置 —— (埋橋孝文/第127号/Summer 1999)

社会保障費 国際比較基礎データ—— 財源の国際比較分析と解説 —— (勝又幸子、森田陽子/第128号/Autumn 1999)

社会保障・労働市場・労使関係分野における改革を国際的にモニタリングするためのネットワーク構築について—— ベルテルスマン財団による試みの紹介 —— (阿部彩/第128号/Autumn 1999)

社会保障セミナー「先進諸国の年金改革」(大石亜希子/第129号/Winter 1999)

ベルテルスマン財団「国際リフォーム・モニター：社会政策・労働市場・労使関係分野」プロジェクト進捗報告 (阿部彩/第129号/Winter 1999)

特集の目的と位置づけ——平成10年度プロジェクト報告「社会保障給付費の国際比較分析」(勝又幸子/第130号/Spring 2000)

社会保障給付費の国際比較データの見方と分析 (勝又幸子/第130号/Spring 2000)

OECD諸国における高齢者介護 (府川哲夫/第131号/Summer 2000)

社会保障費の国際比較——基礎統計の解説と分析 —— (浅野仁子/第134号/Spring 2001)

国際機関における年金政策論：特集の趣旨 (山本克也、山田篤裕/第137号/Winter 2001)

The Changing Parameters of The International Pension Debate (Dalmer D. Hoskins/第137号/Winter 2001)

ILO (国際労働機関) の年金政策 (山端浩/第137号/Winter 2001)

世界銀行の年金政策——超グローバルズムへの課題 —— (山本克也/第137号/Winter 2001)

経済協力開発機構 (OECD) における年金改革論 (山田篤裕/第137号/Winter 2001)

WHOによる保健システムの目的と機能、評価の枠組み設定について——2000年版世界保健報告「保

- 健システムの機能向上に向けて」——(千村浩/第137号/Winter 2001)
- 所得保障・医療保障・労働政策関連の国際機関(山本克也/第137号/Winter 2001)
- 社会保障費用の国際比較——Outline of International Data on Cost of Social Security by ILO——(勝又幸子/第138号/Spring 2002)
- OECD19カ国における社会保障財源の国際比較(武川正吾/第142号/Spring 2003)
- 国際機関における社会保障費用の国際統計整備の現状——ILO, OECD, EUROSTATの動向から——(勝又幸子/第142号/Spring 2003)
- 社会保障費用の国際統計の動向——ILO, OECD, EUROSTATを中心として——(国立社会保障・人口問題研究所/第146号/Spring 2004)
- ケアの質向上への取り組みとその課題(郡司篤晃/第149号/Winter 2004)
- 医療サービスへの公平なアクセス——OECD加盟国間の国際比較と残された分析課題——(山田篤裕/第149号/Winter 2004)
- 患者ニーズへの対応に向けた取り組み——OECD諸国の現状とわが国の可能性——(鈴木玲子/第149号/Winter 2004)
- 医療の費用抑制と効率性の向上——OECD諸国による取り組みとその課題——(小塩隆士/第149号/Winter 2004)
- 経済協力開発機構(OECD)における医療(介護)政策分析:これまでの成果と展望(阿萬哲也/第149号/Winter 2004)
- OECD社会支出データベース2004年版(国立社会保障・人口問題研究所/第149号/Winter 2004)
- 企業年金をめぐる国際的潮流と企業年金の役割・課題(島崎謙治、宮里尚三/第151号/Summer 2005)
- 日本のOECD基準による社会支出2002(平成14)年度更新について——平成15年度社会保障給付費公表、独自推計の背景と方法——(国立社会保障・人口問題研究所企画部/第153号/Winter 2005)
- 国際比較からみた日本の社会支出——OECD SOCX 2006 Editionの更新——(国立社会保障・人口問題研究所企画部/第157号/Winter 2006)
- 年金の空洞化問題とその対策——ILO, ISSAの議論から——(清水時彦/第158号/Spring 2007)
- OECD SOCXの更新について——SOCX2007editionのデータについて——(国立社会保障・人口問題研究所企画部/第161号/Winter 2007)
- 社会保障費の国際比較統計——SOCX2008ed.の解説と国際基準の動向——(国立社会保障・人口問題研究所企画部/第165号/Winter 2008)
- 社会保障費用の国際比較統計——各国際機関における整備の状況——(国立社会保障・人口問題研究所企画部/第169号/Winter 2009)
- 社会保障費の国際比較統計——SOCX2010ed.の解説と国際基準動向——(国立社会保障・人口問題研究所企画部/第173号/Winter 2010)
- 若年者雇用政策の現状と課題(神林龍、アン・ソネ/第176号/Autumn 2011)
- 社会保障費の国際比較——SOCX2010ed.にみる諸外国の動向——(国立社会保障・人口問題研究所企画部/第178号/Spring 2012)
- OECD基準による我が国の社会支出——社会保障費用統計2010年度報告——(国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト/第182号/Spring 2013)
- 子どもウェルビーイング指標に関する国際的動向(竹沢純子/第185号/Winter 2013)
- OECD基準による我が国の社会支出——社会保障費用統計2011年度報告——(国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト/第186号/Spring 2014)
- 社会保障費用統計の国際比較——OECD SOCX 24 ed.とILO World Social Security Report——(国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト/第189号/Winter 2014)
- 社会保障費用の国際比較——OECD基準社会支出の国際比較とOECD基準「保健」の作成方法——(国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト/第193号/Winter 2015)
- 【海外文献紹介・書評】**
- OECD, Taxation and Household Saving (油井雄二/第121号/Winter 1997)
- 海外一般 (日本を含む)**
- 【論文・海外の動き・解説等】**
- 医療保障システムの三本柱:時代の眼(地主重美/第101号/Winter 1992)
- 留学生たちの社会保障研究:時代の眼(副田義也/第

- 102号/Spring 1993)
社会福祉と国際化：時代の眼 (仲村優一/第103号/Summer 1993)
第48回IIPF (国際財政学会) に参加して：国際学会トピックス (勝又幸子/第103号/Summer 1993)
高齢社会への対応：時代の眼 (小山路男/第105号/Winter 1993)
社会保障理論とその周辺——海外の研究者たち：特集の趣旨とその目的 (高木安雄/第105号/Winter 1993)
日本経済の転機：時代の眼 (貝塚啓明/第106号/Spring 1994)
社会サービスとしてのケア・システム：時代の眼 (三浦文夫/第107号/Summer 1994)
高齢社会の住宅政策——国際比較と展望——「国際住宅学会」から——：国際学会トピックス (早川和男/第107号/Summer 1994)
戦争と保障と：時代の眼 (庭田範秋/第108号/Autumn 1994)
家族政策の基本原則 (上) (小島宏/第109号/Winter 1994)
医療制度改革とパターンリズム (福田敬/第109号/Winter 1994)
晩婚化・非婚化を考える：時代の眼 (河野稠果/第110号/Spring 1995)
家族政策の基本原則 (下) (小島宏/第110号/Spring 1995)
経済の此岸と彼岸：時代の眼 (塩野谷裕一/第111号/Summer 1995)
世界展望の中の社会保障 (宮澤健一/第111号/Summer 1995)
健保連と海外社会保障研究 (石本忠義/第111号/Summer 1995)
年金相談を考える：時代の眼 (島田とみ子/第113号/Winter 1995)
出生力回復の構図：時代の眼 (安川正彬/第114号/Spring 1996)
今後の社会保障の費用負担のあり方——社会保障費と公共事業費についての国際比較—— (磯部文雄/第114号/Spring 1996)
CBRの概要とアジアでの実践 (中西由起子/第114号/Spring 1996)
第5回アフィア国際会議：国際学会トピックス (鶴直行/第114号/Spring 1996)
先進諸国の社会保障と経済成長：時代の眼 (市川洋/第115号/Summer 1996)
信 (信頼) なくば立たず：時代の眼 (青井和夫/第116号/Autumn 1996)
社会保障の抱える三重苦：時代の眼 (三浦文夫/第117号/Winter 1996)
社会保障の論理と倫理：時代の眼 (宮澤健一/第118号/Spring 1997)
エイベルスミス教授を偲んで (一圓光彌/第118号/Spring 1997)
福祉と社会連帯感：時代の眼 (石弘光/第119号/Summer 1997)
日本型ソーシャル・ポリシーを求めて：時代の眼 (藤田伍一/第120号/Autumn 1997)
介護保険への疑問：時代の眼 (暉峻淑子/第121号/Winter 1997)
医療資源問題における生産力格差及び地域間の不均衡分布と医療費支出との関係 (鮮于恵、郡司篤晃/第121号/Winter 1997)
世界における介護制度の現状 (佐藤進/第121号/Winter 1997)
比較社会保障・社会福祉の方法について：時代の眼 (一番ヶ瀬康子/第122号/Spring 1998)
第53回国際財政学会世界大会 (柴田弘文/第122号/Spring 1998)
「社会保障」・・・障害者からみると (成瀬正次/第122号/Spring 1998)
少子・高齢社会と社会保障：時代の眼 (岡崎陽一/第123号/Summer 1998)
規制と自由化をめぐる政策動向をみて：時代の眼 (佐藤進/第124号/Autumn 1998)
第4回社会選択・厚生学会世界大会 (西條辰義/第124号/Autumn 1998)
福祉施策の国際比較：特集の趣旨 (埋橋孝文/第127号/Summer 1999)
日本型福祉国家におけるキャッシュとケアと女性の市民権——家族政策のジェンダー議論を手がかりに—— (イト・ペング/第127号/Summer 1999)
児童手当の国際比較 (大塩まゆみ/第127号/Summer 1999)
家族政策の国際比較——現状・課題・方法に関する一考察—— (所道彦/第127号/Summer 1999)
公的年金制度における普遍性と最低保障の規定要因 (鎮目真人/第127号/Summer 1999)

- 医療サービスの質の確保をめぐる諸問題：特集の趣旨（菊池馨実/第129号/Winter 1999）
- 日本における医療サービスの質——広告規制の議論を中心に——（新田秀樹/第129号/Winter 1999）
- 医療サービスの「質」確保と「健康権」議論の展開——医療における権利指向の意義——（国京則幸/第129号/Winter 1999）
- 社会保障における国際比較研究の意義と課題（足立正樹/第130号/Spring 2000）
- 介護保険の国際的動向：特集の趣旨（土田武史/第131号/Summer 2000）
- 社会保障と情報化：特集の趣旨（山本克也/第133号/Winter 2000）
- 情報福祉政策の課題——情報バリアフリー政策を中心に（高橋紘士/第133号/Winter 2000）
- 健康関連データベースの構造化と結合：戦略的な医療保健福祉システム構築へ向けて（今中雄一/第133号/Winter 2000）
- 欧米におけるEBMの展開（池田俊也/第133号/Winter 2000）
- バリアフリーデザインから生活デザインへの流れ（狩野徹/第133号/Winter 2000）
- グローバル化と社会保障：特集の趣旨（白波瀬佐和子/第134号/Spring 2001）
- グローバリゼーションと国家福祉の変貌（萩原康生/第134号/Spring 2001）
- 医療におけるグローバル化とその課題（濃沼信夫/第134号/Spring 2001）
- グローバル化と年金制度（小塩隆士/第134号/Spring 2001）
- グローバル化に伴う社会保障問題とWTO（浦田秀次郎/第134号/Spring 2001）
- 国際的な人の移動の動向と展望——地域統合、少子・高齢化と日本の選択——（井口泰/第134号/Spring 2001）
- グローバル化と地方分権化（神野直彦/第134号/Spring 2001）
- 日本の社会保障（広井良典/第135号/Summer 2001）
- 保険者から見た欧米諸国の医療制度改革と国際比較：特集の趣旨（山崎泰彦/第136号/Autumn 2001）
- 「保険者機能」論の位置付け：わが国の医療制度改革に対する示唆（尾形裕也/第136号/Autumn 2001）
- 現代の規範理論と社会保障：特集の趣旨（後藤玲子/第138号/Spring 2002）
- 社会保障への公共哲学的アプローチ——その歴史的・現代的サーヴェイ——（山脇直司/第138号/Spring 2002）
- ジョン・ロールズ——正義の理論（塩野谷祐一/第138号/Spring 2002）
- センの潜在能力理論と社会保障（鈴木興太郎/第138号/Spring 2002）
- ロナルド・ドゥオーキンの倫理的責任論（長谷川晃/第138号/Spring 2002）
- ジョン・ローマー：機会の平等アプローチと社会保障（後藤玲子/第138号/Spring 2002）
- ロバート・グッディン——功利主義的社会設計（長谷部恭男/第138号/Spring 2002）
- リスク社会と再帰的近代——ウルリッヒ・ベックの問題提起——（今田高俊/第138号/Spring 2002）
- 総論：先進諸国における所得保障制度の変化とその意味——障害をめぐる改革から——（勝又幸子/第140号/Autumn 2002）
- 費用国際比較からみた「障害」給付の現状（勝又幸子/第140号/Autumn 2002）
- わが国における障害者の所得保障制度の現状と課題——障害基礎年金制度の抜本的改革＝社会扶助化の徹底の必要性——（森隆男/第140号/Autumn 2002）
- EITC（Earned Income Tax Credit）の就労と貧困削減に対する効果：文献サーベイから（阿部彩/第140号/Autumn 2002）
- 趣旨：社会保障の新たな視点：「社会的排除」と「社会的統合」（岡伸一/第141号/Winter 2002）
- 転換期における福祉国家の国際比較研究：特集の趣旨（富永健一/第142号/Spring 2003）
- 福祉国家の分解と日本の国際的位置（富永健一/第142号/Spring 2003）
- 社会保障給付費の趨勢分析（平岡公一/第142号/Spring 2003）
- 社会保障給付費の構成に関する時系列的分析——先進諸国のクラスター化の試み——（三重野卓/第142号/Spring 2003）
- 福祉国家発展の時系列データ分析——pooled time-series dataの利用——（織田輝哉/第142号/Spring 2003）
- 福祉国家レジームと世帯内性別役割分業：ジェンダーからみた比較福祉国家試論（白波瀬佐和子/第142号/Spring 2003）

- 第7回厚生政策セミナー「こども、家族、社会——少
子社会の政策選択——」趣旨：少子化と家族政策
——「少子化対策」をめぐる10の設問——（阿藤
誠/第143号/Summer 2003）
- 第7回厚生政策セミナー「こども、家族、社会——少
子社会の政策選択——」〈パネルディスカッショ
ン〉（編集：勝又幸子/第143号/Summer 2003）
- ロシア・東欧における社会保障の動向：特集の趣旨
（小森田秋夫/第144号/Autumn 2003）
- 社会保険医療制度の国際比較：日、独、仏、蘭、加
5カ国の医療保険制度改革の動向：特集の趣旨（尾
形裕也/第145号/Winter 2003）
- 社会保険医療制度の国際比較（収斂と発散）：ISSA
Initiativeにおける研究動向を踏まえて（尾形裕也/
第145号/Winter 2003）
- 日本の医療保険制度改革——国民改革の重要性——
（泉田信行/第145号/Winter 2003）
- 自殺の社会経済的要因と自殺予防対策の国際比較
（山下志穂、金子能宏、反町吉秀/第145号/Winter
2003）
- 趣旨：ワークフェアの射程と限界（武川正吾/第147
号/Summer 2004）
- 座談会：ワークフェアとベーシック・インカム：福
祉国家における新しい対立軸（武川正吾、宮本太
郎、小沢修司/第147号/Summer 2004）
- 対談：所得保障と就労支援：日本におけるワーク
フェアのあり方（岩田正美、八田達夫、後藤玲子
/第147号/Summer 2004）
- ワークフェア改革とその対案 新しい連携へ？（宮
本太郎/第147号/Summer 2004）
- 海外社会保障研究の展望：特集の趣旨（島崎謙治/第
148号/Autumn 2004）
- 海外社会保障研究の展望 第1部座談会（武川正吾、
岡伸一、埋橋孝文、尾形裕也、沙銀華、島崎謙治
/第148号/Autumn 2004）
- 福祉国家論の展開（武川正吾/第148号/Autumn 2004）
- 所得保障における国際比較研究（岡伸一/第148号
/Autumn 2004）
- 海外における「福祉」の動向と国際比較（埋橋孝文
/第148号/Autumn 2004）
- 医療保障における国際比較研究（尾形裕也/第148号
/Autumn 2004）
- 海外社会保障研究の展望 資料『海外社会保障研
究』国別総索引（論文・動向・研究ノート）（菊地
英明/第148号/Autumn 2004）
- OECD諸国における医療改革の流れと今後の方向
性：特集の趣旨（郡司篤晃/第149号/Winter 2004）
- 成長するアジアの社会保障：趣旨（漆原克文/第150
号/Spring 2005）
- 趣旨：企業年金の新時代（岡伸一、島崎謙治/第151
号/Summer 2005）
- （補論）「税による補助額」の粗い試算と前提条件
（島崎謙治、佐藤格/第151号/Summer 2005）
- 国際会計基準と企業年金（今福愛志/第151号
/Summer 2005）
- 年金試算運用における最近の動向（浅岡泰史/第151
号/Summer 2005）
- 日本の企業年金の現状と未来（久保知行/第151号
/Summer 2005）
- 各国の企業年金制度の動向（宮里尚三訳/第151号
/Summer 2005）
- 社会保障と住宅（武川正吾/第152号/Autumn 2005）
- 社会保障における住宅政策の位置づけ——福祉国家
論からのアプローチ——（菊地英明、金子能宏/第
152号/Autumn 2005）
- 中南米の社会保障：趣旨（本田達郎/第153号/Winter
2005）
- 介護と障害者施設の関係をめぐる国際的動向：趣旨
（京極高宣/第154号/Spring 2006）
- 高齢者介護と障害者福祉の関心に関する視点（峯村
芳樹/第154号/Spring 2006）
- 諸外国における医療と介護の機能分担と連携：趣旨
（島崎謙治/第156号/Autumn 2006）
- 我が国における医療と介護の機能分担と連携（川越
雅弘/第156号/Autumn 2006）
- ベーシック・インカム構想の展開と可能性：趣旨
（小沢修司/第157号/Winter 2006）
- 「所得再分配調査」を用いたBasic Incomeの検討（山
本克也/第157号/Winter 2006）
- 先進各国の年金改革の視点：趣旨（山本克也/第158
号/Spring 2007）
- 賦課方式による公的年金制度の運営における積立金
水準のあり方（小野正昭/第158号/Spring 2007）
- 女性と年金に関する国際比較（丸山 桂/第158号
/Spring 2007）
- 非正規雇用労働者の年金加入をめぐる問題——国際
比較の視点から——（西村淳/第158号/Spring
2007）

- 先進各国の公的年金制度と高齢低所得者対策（有森美木/第158号/Spring 2007）
- 所得格差と社会保障：趣旨（府川哲夫/第159号/Summer 2007）
- 子育て支援策をめぐる諸外国の現状：趣旨（阿藤誠/第160号/Autumn 2007）
- 先進諸国の出生率をめぐる国際的動向（守泉理恵/第160号/Autumn 2007）
- 地域包括ケアシステムをめぐる国際的動向：趣旨（高橋紘士/第162号/Spring 2008）
- 我が国における地域包括ケアシステムの現状と課題（川越雅弘/第162号/Spring 2008）
- カナダ・韓国・日本3カ国社会保障比較研究：趣旨（新川敏光、イト・ペング、スンマン・クォン/第163号/Summer 2008）
- カナダ・日本・韓国の高齢化等の状況と医療政策の在り方（小島克久、尾形裕也/第163号/Summer 2008）
- 世界の高齢者住宅とケア政策：趣旨（川越雅弘/第164号/Autumn 2008）
- 我が国の高齢者住宅とケア政策（川越雅弘、三浦研/第164号/Autumn 2008）
- 障害者福祉の国際的展開：趣旨（勝又幸子/第166号/Spring 2009）
- 2008年ADA改正法の意義と日本への示唆——障害の社会モデルを手がかりに——（川島聡/第166号/Spring 2009）
- 諸外国における高齢者への終末期ケアの現状と課題：趣旨（池上直己/第168号/Autumn 2009）
- ケア労働の国際比較——新しい福祉国家論からのアプローチ——：趣旨（落合恵美子/第170号/Spring 2010）
- 日本におけるケア・ダイヤモンドの再編成：介護保険は「家族主義」を変えたか（落合恵美子、阿部彩、埋橋孝文、田宮遊子、四方理人/第170号/Spring 2010）
- 発展途上国におけるケア・ダイヤモンド——UNRISDの6カ国調査から——（齋藤暁子/第170号/Spring 2010）
- 政治、社会、経済からみたケアの国際比較——開発の視点から——（シャーラ・ラザビ/第170号/Spring 2010）
- 日本における介護ケアワーク——特徴と問題点——（埋橋孝文/第170号/Spring 2010）
- 時間調査を用いたケアの国際比較——UNRISDの報告書から——（阿部彩/第170号/Spring 2010）
- 社会保障制度における財源徴収と情報管理の国際比較：趣旨（駒村康平/第172号/Autumn 2010）
- 諸外国における社会保障番号制度と税・社会保険料の徴収管理（高山憲之/第172号/Autumn 2010）
- EHRが変える保健医療——諸外国の取り組みと我が国への示唆——（山本隆一/第172号/Autumn 2010）
- 我が国におけるEHRに向けた一考察——社会保障カード構想を通じて——（中安一幸/第172号/Autumn 2010）
- 諸外国の就学前教育・保育サービス——子どもの「育ち」を保障する社会のしくみ——：趣旨（高橋重郷/第173号/Winter 2010）
- 日本の就学前教育・保育の状況と政策の方向——諸外国と比較しつつ日本の今後を考える——（小宮山潔子/第173号/Winter 2010）
- 日本およびニュージーランドにおけるプレイセクターのソーシャルキャピタル効果に関する事例研究——参加する親たちの精神性や行動特性を手がかりにして——（佐藤純子/第173号/Winter 2010）
- 就学前児童の健康状態が教育に与える影響について——諸外国のデータを用いた実証研究のサーベイ——（中室牧子、星野絵里/第173号/Winter 2010）
- 医師・看護師の養成と役割分担に関する国際比較：趣旨（尾形裕也/第174号/Spring 2011）
- 高齢女性の所得保障：年金を中心に：趣旨（落合恵美子/第175号/Summer 2011）
- 日本とフランスにおける若年就業問題（酒井正/第175号/Summer 2011）
- 若年就業と諸外国の社会保障政策——労働市場政策を中心として——：趣旨（太田聡一/第176号/Autumn 2011）
- 貧困への視座と対策のフロンティア：趣旨（阿部彩/第177号/Winter 2011）
- 階層的不平等研究の最近の動向と課題（盛山和夫/第177号/Winter 2011）
- 医療保障制度と医療情報ネットワーク化状況の国際比較（岸田伸幸/第177号/Winter 2011）
- 社会保障における財源論——税と社会保険料の役割分担——：趣旨（江口隆裕/第179号/Summer 2012）
- 海外の社会保障制度における国と地方の関係：趣旨（佐藤主光/第180号/Autumn 2012）
- 公的年金の支給開始年齢の引き上げと高齢者の所得

- 保障：趣旨 (駒村康平/第181号/Winter 2012)
- 精神障害者地域生活支援の国際比較：趣旨 (勝又幸子/第182号/Spring 2013)
- 日本における精神障害者の地域生活支援——千葉県市川市の取り組み—— (下平美智代、山口創生、伊藤順一郎/第182号/Spring 2013)
- グローバル景気後退と各国の失業者支援政策：趣旨 (小原美紀/第183号/Summer 2013)
- 介護者支援の国際比較：要介護者と家族を支える取り組みの多様性：趣旨 (田宮菜奈子/第184号/Autumn 2013)
- 貧困・格差を総合的、継続的に把握する指標の開発と活用——数値目標化とモニタリングのしくみ——：趣旨 (阿部彩/第185号/Winter 2013)
- 大規模災害と社会保障Ⅰ：趣旨 (山崎栄一/第187号/Summer 2014)
- 大規模災害と社会保障Ⅱ：趣旨 (勝又幸子/第188号/Autumn 2014)
- 非線形回帰分析による世界各国の貧困の決定要因の解析 (田辺和俊、鈴木孝弘/第189号/Winter 2014)
- 認知症対策の国際比較：趣旨 (高橋紘士/第190号/Spring 2015)
- 予防接種の国際比較：特集の趣旨 (加藤智章/第192号/Autumn 2015)
- 途上国における予防接種制度の現状と課題 (中村安秀/第192号/Autumn 2015)
- 福祉国家の多様性：比較福祉レジーム論の射程：特集の趣旨 (加藤淳子/第193号/Winter 2015)
- 【海外文献紹介・書評】**
- 姉崎正平・池上直己編著『世界の医療改革——政権交代は医療を変えるか』(勁草書房、1991年)(漆博雄/第101号/Winter 1992)
- Richard B. Saltman and Castern von Otter, Planned Markets and Public Competition, Appleby J. Financing Health Care in the 1990s (山田武, 第104号/Autumn 1993)
- 伊部英男、早川和男編著『世界の社会政策』(ミネルヴァ書房、1992年)(城戸喜子/第108号/Autumn 1994)
- Pravatisation in Four European Countries; Comparative Studies in Government- ThirdSector Relationships (武智秀之/第112号/ Autumn 1995)
- 稲上穀、H. ウィッタカー、逢見直人、篠田徹、下平好博、辻中豊著『ネオ・コーポラティズムの国際比較——新しい政治経済モデルの探求』(日本労働研究機構、1994年)(久米郁男/第113号/Winter 1995)
- デボラ・ミッチェル著、埋橋孝文・三宅洋一・伊藤忠通・北明美・伊田広行訳『福祉国家の国際比較研究：LIS10カ国の社会保障移転システム』(大森正博/第114号/Spring 1996)
- Nicholas Barr, The Economics of the Welfare State (駒村康平/第120号/Autumn 1997)
- 柴田嘉彦著『世界の社会保障』(新日本出版社、1996年4月)(栗沢尚志/第121号/Winter 1997)
- John Roemer, Theories of Distributive Justice (後藤玲子/第122号/Spring 1998)
- 福祉国家の新たな地平——埋橋孝文著『現代福祉国家の国際比較』(日本評論社、1997年)(新川敏光/第123号/Summer 1998)
- 岡沢憲美、宮本太郎編『比較福祉国家論——揺らぎとオルタナティブ——』(埋橋孝文/第123号/Summer 1998)
- 足立正樹編著『各国の介護保障』(増田雅暢/第126号/Spring 1999)
- John E. Roemer, Equality of Opportunity (栗林寛幸/第131号/Summer 2000)
- Gosta Esping-Andersen, Social Foundation of Postindustrial Economies (三重野卓/第132号/Autumn 2000)
- Amartya Sen, Reason before Identity: The Romans Lecture for 1998 (後藤玲子/第132号/Autumn 2000)
- 藤村正之著『福祉国家の再編成』(高野和良/第134号/Spring 2001)
- 武川正吾、佐藤博樹編『企業保障と社会保障』(白波瀬佐和子/第134号/Spring 2001)
- Colin Gillion, John Turner, Clive Bailey, Denis Latulippe (eds.) Social Security Pensions: Development and Reform (清水英彦/第137号/Winter 2001)
- J. ミッジリイ著、京極高宣・萩原康生監訳『国際社会福祉論』(藤村正之/第137号/Winter 2001)
- A. B. Atkinson, The Economic Consequences of Rolling Back the Welfare State (上枝朱美/第139号/Summer 2002)
- David M. Blau, The Child Care Problem: An Economic Analysis (周燕飛/第140号/Autumn 2002)
- Braithwaite, J., Grootaert, C. and B. Milanovic, Poverty

- and Social Assistance in Transition Countries (埋橋孝文/第144号/Autumn 2003)
- 舟場正富、齋藤香典著『介護財政の国際的展開 イギリス・ドイツ・日本の現状と課題』(松田亮三/第145号/Winter 2003)
- 埋橋孝文編著『比較のなかの福祉国家』(上村泰裕/第148号/Autumn 2004)
- 新川敏光、ジュリアーノ・ボノーリ編著『年金改革の比較政治学：経路依存性と避難回避』(ミネルヴァ書房、京都、2004年)(加藤淳子/第152号/Autumn 2005)
- 小玉徹、中村健吾、都留民子、平川茂編著『欧米のホームレス問題(上)：実態と政策』、中村健吾、中山徹、岡本祥浩、都留民子、平川茂編著『欧米のホームレス問題(下)：支援の実例』(法律文化社、2003年(上)、2004年(下))(阿部彩/第153号/Winter 2005)
- Stephen P. Heyneman (ed.) "Islam and Social Policy" (小島宏/第155号/Summer 2006)
- アジット・S・バラ、フレデリック・ラペール著、福原宏幸・中村健吾監訳『グローバル化と社会的排除——貧困と社会問題への新しいアプローチ』(昭和堂、2005年)(菊地英明/第155号/Summer 2006)
- 西村可明編著『移行経済国の年金改革』(小森田秋夫/第160号/Autumn 2007)
- 田中拓道著『貧困と共和国 社会的連帯の誕生』(廣澤孝之/第166号/Spring 2009)
- 倉田賀世著『子育て支援の理念と方法』(高島淳子/第168号/Autumn 2009)
- 笠木映里著『公的医療保険の給付範囲——比較法を手がかりとした基礎的考察』(柴田洋二郎/第168号/Autumn 2009)
- 長瀬修、東俊裕、川島聡著『障害者の権利条約と日本——概要と展望』(星加良司/第169号/Winter 2009)
- Stephen P. Jenkins and John Micklewright ed. Inequality and Poverty Re-examined (浦川邦夫/第170号/Spring 2010)
- 丸尾直美、レグランド塚口淑子、カール・レグランド著『福祉政策と労働市場——変容する日本モデル・スウェーデンモデル』(山本克也/第171号/Summer 2010)
- 新川敏光、篠田徹編著『労働と福祉国家の可能性——労働運動再生の国際比較——』(後藤玲子/第173号/Winter 2010)
- メリー・デイリー、キャサリン・レイク著、杉本貴代栄監訳『ジェンダーと福祉国家——欧米におけるケア・労働・福祉』(滋野由紀子/第173号/Winter 2010)
- 池本美香編著『子どもの放課後を考える 諸外国との比較でみる学童保育問題』(西村智/第174号/Spring 2011)
- 百瀬優著『障害年金の制度設計』(山本麻由美/第176号/Autumn 2011)
- Johannes Lindvall 著『Mass Unemployment and the State』(稗田健志/第177号/Winter 2011)
- Francis G. Castles, Stephan Leibfried, Jane Lewis Herbert Obinger, Christopher Pierson編『The Oxford Handbook of THE WELFARE STATE』(西村周三/第178号/Spring 2012)
- 森壮也編『途上国障害者の貧困削減——かれらはどう生計を営んでいるのか』(鈴木勉/第179号/Summer 2012)
- 埋橋孝文『福祉政策の国際動向と日本の選択：ポスト「三つの世界」論』(坏洋一/第179号/Summer 2012)
- 有森美木著、江口隆裕編『世界の年金改革』(山本克也/第180号/Autumn 2012)
- 新川敏光編著『福祉レジームの収斂と分岐：脱商品化と脱家族化の多様性』(堀江孝司/第181号/Winter 2012)
- イアン・ファーガスン著、石倉康次・市井吉興監訳『ソーシャルワークの復権：新自由主義への挑戦と社会正義の確立』(山森亮/第182号/Spring 2013)
- Sri Wening Handayani and Babken Babajanian編 Social Protection for Older Persons : Social Pensions in Asia (梶原弘和/第183号/Summer 2013)
- Laurent J. G. Van Der Maesen and Alan Walker著 Social Quality : From Theory to Indicators (西村周三/第185号/Winter 2013)
- 森壮也、山形辰史著『障害と開発の実証分析——社会モデルの観点から——』(勁草書房、2013年)(長江亮/第188号/Autumn 2014)
- 田多英範編著『世界はなぜ社会保障制度を創ったのか』(ミネルヴァ書房、2014年)(玉井金五/第189号/Winter 2014)
- 加藤智章、西田和弘編『世界の医療保障』(法律文化

社、2013年) (黒田有志弥/第189号/Winter 2014)
池本美香編著『親が参画する保育をつくる：国際比較調査をふまえて』(勁草書房、2014年) (相馬直子/第191号/Summer 2015)

山田篤裕、布川日佐史、『貧困研究』編集委員会(編)
『最低生活保障と社会扶助基準——先進8ヶ国における決定方式と参照目標』(明石書店、2014年)
(岩永理恵/第191号/Summer 2015)

『海外社会保障研究』資料

○編集体制の記録 目次

①：海外社会保障情報（第54号～第124号）編集委員	140
②：海外社会保障研究（第125号～193号）編集委員	142
③：海外社会保障情報（第54号～124号） 海外社会保障研究（第125号～193号）編集幹事	144

編集体制①：海外社会保障情報（No.54～No.124）編集委員

	刊行時期	委員長		所外編集委員									
No.54	Jun-81	福武 直 (1981～ 1985)	小山 路男 (1981～ 1985)	高橋 武 (1981)	安川 正彬 (1981～ 1986)	青井 和夫 (1982～ 1985)	小沼 正 (1982～ 1985)	小林 良二 (1982～ 1985)	保坂 哲哉 (1981～ 1990)	野口悠紀雄 (1986～ 1991)	三浦 文夫 (1982～ 1994)	福武 直 (1986～ 1988)	星野 信也 (1986～ 1987)
No.55	Sep-81												
No.56	Dec-81												
No.57	Mar-82												
No.58	Jun-82												
No.59	Sep-82												
No.60	Dec-82												
No.61	Mar-83												
No.62	Jun-83												
No.63	Sep-83												
No.64	Dec-83												
No.65	Mar-84			飯野 靖四 (1982～ 1985)									
No.66	Jun-84												
No.67	Aug-84												
No.68	Sep-84												
No.69	Dec-84												
No.70	Mar-85												
No.71	Jun-85	高藤 昭 (1988～ 1991)	高藤 昭 (1988～ 1991)	庭田 範秋 (1987～ 1994)	野口悠紀雄 (1986～ 1991)	三浦 文夫 (1982～ 1994)	福武 直 (1986～ 1988)	村上 雅子 (1988～ 1990)					
No.72	Sep-85												
No.73	Dec-85												
No.74	Apr-86												
No.75	Jun-86												
No.76	Sep-86												
No.77	Dec-86	郡司 篤晃 (1988～ 1995)	田近 栄治 (1992～ 1993)	庭田 範秋 (1987～ 1994)	野口悠紀雄 (1986～ 1991)	三浦 文夫 (1982～ 1994)	福武 直 (1986～ 1988)	村上 雅子 (1988～ 1990)					
No.78	Mar-87												
No.79	Jun-87												
No.80	Sep-87												
No.81	Dec-87												
No.82	Mar-88												
No.83	Jun-88	宮澤 健一 (1990～ 1994)	田近 栄治 (1992～ 1993)	庭田 範秋 (1987～ 1994)	野口悠紀雄 (1986～ 1991)	三浦 文夫 (1982～ 1994)	福武 直 (1986～ 1988)	村上 雅子 (1988～ 1990)					
No.84	Sep-88												
No.85	Dec-88												
No.86	Mar-89												
No.87	Jun-89												
No.88	Sep-89												
No.89	Dec-89	郡司 篤晃 (1988～ 1995)	田近 栄治 (1992～ 1993)	庭田 範秋 (1987～ 1994)	野口悠紀雄 (1986～ 1991)	三浦 文夫 (1982～ 1994)	福武 直 (1986～ 1988)	村上 雅子 (1988～ 1990)					
No.90	Mar-90												
No.91	Jun-90												
No.92	Sep-90												
No.93	Dec-90												
No.94	Mar-91												
No.95	Jun-91	宮澤 健一 (1990～ 1994)	田近 栄治 (1992～ 1993)	庭田 範秋 (1987～ 1994)	野口悠紀雄 (1986～ 1991)	三浦 文夫 (1982～ 1994)	福武 直 (1986～ 1988)	村上 雅子 (1988～ 1990)					
No.96	Sep-91												
No.97	Dec-91												
No.98	Mar-92												
No.99	Jun-92												
No.100	Sep-92												
No.101	Dec-92	宮澤 健一 (1990～ 1994)	田近 栄治 (1992～ 1993)	庭田 範秋 (1987～ 1994)	野口悠紀雄 (1986～ 1991)	三浦 文夫 (1982～ 1994)	福武 直 (1986～ 1988)	村上 雅子 (1988～ 1990)					
No.102	Mar-93												
No.103	Jun-93												
No.104	Sep-93												
No.105	Dec-93												
No.106	Mar-94												
No.107	Jun-94	宮澤 健一 (1990～ 1994)	田近 栄治 (1992～ 1993)	庭田 範秋 (1987～ 1994)	野口悠紀雄 (1986～ 1991)	三浦 文夫 (1982～ 1994)	福武 直 (1986～ 1988)	村上 雅子 (1988～ 1990)					
No.108	Sep-94												
No.109	Dec-94												
No.110	Mar-95												
No.111	Jun-95												
No.112	Sep-95												
No.113	Dec-95	宮澤 健一 (1990～ 1994)	田近 栄治 (1992～ 1993)	庭田 範秋 (1987～ 1994)	野口悠紀雄 (1986～ 1991)	三浦 文夫 (1982～ 1994)	福武 直 (1986～ 1988)	村上 雅子 (1988～ 1990)					
No.114	Jun-96												
No.115	Jul-96												
No.116	Sep-96												
No.117	Nov-96												
No.118	Apr-97								宮澤 健一 (1990～ 1994)	田近 栄治 (1992～ 1993)	庭田 範秋 (1987～ 1994)	野口悠紀雄 (1986～ 1991)	三浦 文夫 (1982～ 1994)
No.119	Jun-97												
No.120	Sep-97												
No.121	Dec-97												
No.122	Mar-98												
No.123	Jun-98	塩野谷祐一 (1995～ 1999)	漆 博雄 (1996～ 1997)	岡 伸一 (1998～ 2005)	岡沢 憲美 (1998～ 2000)	菊池 馨実 (1998～ 2000)	萩原 康生 (1998～ 2000)	土田 武史 (1998～ 2002)					
No.124	Sep-98								一圓 光彌 (1998～ 2000)	埋橋 孝文 (1998～ 2004)	藤原 禎一 (1998)		

注：各号掲載編集委員名をもとに作成。No.53以前は委員名の掲載がない。
No.118～国立社会保障・人口問題研究所 刊行

							所内編集委員						
地主 重美 (1982～ 1995)						平石 長久 (1981～ 1983)							
	宮澤 健一 (1986～ 1989)						都村 敦子 (1984～ 1988)						
		京極 高宣 (1989)				堀 勝洋 (1985～ 1993)							
	鳥田 晴雄 (1990～ 1991)						三上美美子 (1992)						
		袖井 孝子 (1990～ 1993)			宮島 洋 (1991～ 1993)								
	橋本 宏子 (1992～ 1995)		貝塚 啓明 (1990～ 1997)				高木 安雄 (1993～ 1995)						
		庄司 洋子 (1994～ 1995)			直井 道子 (1994～ 1995)	塩野谷祐一 (1994)	伏見 惠文 (1994～ 1996)						
	栃本一三郎 (1996～ 1997)	広井 良典 (1996～ 1997)	山崎泰彦 (1996～ 1997)		宮島 洋 (1995～ 1997)			阿藤 誠 (1997～ 1999)		小島 宏 (1997～ 2006)	府川 哲夫 (1996～ 2009)	石塚 栄 (1997)	姫野 孝雄 (1997～ 1999)

編集体制②：海外社会保障研究（No.125～No.193）編集委員

	刊行時期	委員長	所外編集委員															
No.125	Dec-98	塩野谷祐一 (1995～ 1999)	一圓 光彌 (1998～ 2000)	堀橋 孝文 (1998～ 2004)	岡 伸一 (1998～ 2005)	岡沢 憲美 (1998～ 2000)	菊池 馨実 (1998～ 2000)	萩原 康生 (1998～ 2000)	土田 武史 (1998～ 2002)	藤原 禎一 (1998)								
No.126	Mar-99									熊本 宣晴 (1999)								
No.127	Jun-99									小出 顕生 (1999～ 2001)								
No.128	Sep-99																	
No.129	Dec-99																	
No.130	Mar-00																	
No.131	Jun-00																	
No.132	Sep-00																	
No.133	Dec-00																	
No.134	Mar-01																	
No.135	Jun-01																	
No.136	Sep-01									イト・ベング (2001)	北川 博一 (2001)							
No.137	Dec-01										勝田 智明 (2001～ 2002)							
No.138	Mar-02									阿藤 誠 (2000～ 2004)	京極 高宣 (2005～ 2009)	高橋 重郷	高橋 敏士 (2005～ 2014)	江口 隆裕 (2006～ 2013)	尾形 裕也 (2001～ 2010)	武川 正吾 (2001～ 2010)	落合恵美子 (2008～ 2014)	廣瀬真理子 (2010～ 2014)
No.139	Jun-02																	
No.140	Sep-02																	
No.141	Dec-02																	
No.142	Mar-03																	
No.143	Jun-03																	
No.144	Sep-03																	
No.145	Dec-03																	
No.146	Mar-04																	
No.147	Jun-04																	
No.148	Sep-04																	
No.149	Dec-04																	
No.150	Mar-05																	
No.151	Jun-05																	
No.152	Sep-05																	
No.153	Dec-05																	
No.154	Mar-06																	
No.155	Jun-06																	
No.156	Sep-06																	
No.157	Dec-06																	
No.158	Mar-07																	
No.159	Jun-07																	
No.160	Sep-07																	
No.161	Dec-07																	
No.162	Mar-08																	
No.163	Jun-08																	
No.164	Sep-08																	
No.165	Dec-08																	
No.166	Mar-09																	
No.167	Jun-09																	
No.168	Sep-09																	
No.169	Dec-09																	
No.170	Mar-10																	
No.171	Jun-10																	
No.172	Sep-10																	
No.173	Dec-10																	
No.174	Mar-11																	
No.175	Jun-11																	
No.176	Sep-11																	
No.177	Dec-11																	
No.178	Mar-12																	
No.179	Jun-12																	
No.180	Sep-12																	
No.181	Dec-12																	
No.182	Mar-13																	
No.183	Jun-13																	
No.184	Sep-13																	
No.185	Dec-13																	
No.186	Mar-14																	
No.187	Jun-14																	
No.188	Sep-14																	
No.189	Dec-14																	
No.190	Mar-15																	
No.191	Jun-15																	
No.192	Sep-15																	
No.193	Feb-16																	

注：各号掲載編集委員名をもとに作成。
No.118～国立社会保障・人口問題研究所 刊行

所内編集委員							
阿藤 誠 (1997～ 1999)	小島 宏 (1997～ 2006)	府川 哲夫 (1996～ 2009)	姫野 孝雄 (1997～ 1999)	尾形 裕也 (1998～ 2000)			
			増田 雅暢 (1999～ 2000)				
植村 尚史 (2000～ 2002)			棕野美智子 (2001)	松本 勝明 (2001～ 2003)			
			須田 康幸 (2001～ 2002)				
漆原 克文 (2004)	佐藤龍三郎 (2007～ 2011)	阿部 彩 (2010～ 2014)	中嶋 潤 (2002～ 2004)	島崎 謙治 (2003～ 2006)			
			本田 達郎 (2004～ 2006)				
高橋 重郷 (2005～ 2011)			東 修司 (2006～ 2012)	金子 能宏 (2003～)			芝田 文男 (2007)
				勝又 幸子 (2007～)			西山 裕 (2007～ 2009)
金子 隆一 (2012～)	林 玲子 (2012～)	藤原 朋子 (2012～ 2014)		松本 勝明 (2009～ 2011)			
	泉田 信行 (2015～)	小野 太一 (2014～)		岩渕 豊 (2011～ 2012)			
				伊藤 善典 (2012)			
					宮田 智 (2013～)	川越 雅弘 (2014～)	

編集体制③：海外社会保障情報 (No.54~No.124) 海外社会保障研究 (No.125~No.193) 編集幹事

刊行時期		編集幹事						
No.54	Jun-81	堀 勝洋 (1981~1984)	都村 敦子 (1981~1982)					
No.55	Sep-81							
No.56	Dec-81							
No.57	Mar-82							
No.58	Jun-82							
No.59	Sep-82		武川 正吾 (1983~1985)					
No.60	Dec-82							
No.61	Mar-83							
No.62	Jun-83							
No.63	Sep-83							
No.64	Dec-83	木村 陽子 (1985~1986)	下平 好博 (1986)					
No.65	Mar-84							
No.66	Jun-84							
No.67	Aug-84	栃本一三郎 (1987~1988)	城戸 喜子 (1987~1988)					
No.68	Sep-84							
No.69	Dec-84							
No.70	Mar-85							
No.71	Jun-85							
No.72	Sep-85							
No.73	Dec-85							
No.74	Apr-86							
No.75	Jun-86							
No.76	Sep-86			三上美美子 (1989~1990)				
No.77	Dec-86							
No.78	Mar-87							
No.79	Jun-87							
No.80	Sep-87							
No.81	Dec-87							
No.82	Mar-88							
No.83	Jun-88							
No.84	Sep-88							
No.85	Dec-88	下夷 美幸 (1989~1992)						
No.86	Mar-89							
No.87	Jun-89							
No.88	Sep-89							
No.89	Dec-89							
No.90	Mar-90							
No.91	Jun-90							
No.92	Sep-90							
No.93	Dec-90							
No.94	Mar-91			高木 安雄 (1991~1992)	栗沢 尚志 (1991~1992)			
No.95	Jun-91							
No.96	Sep-91							
No.97	Dec-91							
No.98	Mar-92							
No.99	Jun-92							
No.100	Sep-92							
No.101	Dec-92							
No.102	Mar-93							
No.103	Jun-93	西村万里子 (1993~1997)	丸山 桂 (1994)			小島 晴洋 (1993~1995)		
No.104	Sep-93							
No.105	Dec-93							
No.106	Mar-94							
No.107	Jun-94							
No.108	Sep-94							
No.109	Dec-94							
No.110	Mar-95							
No.111	Jun-95							
No.112	Sep-95			後藤 玲子 (1995~2000)			新聞 保彦 (1995~1996)	
No.113	Dec-95							
No.114	Jun-96							
No.115	Jul-96							
No.116	Sep-96							
No.117	Nov-96							
No.118	Apr-97							
No.119	Jun-97	小田 泰宏 (1996~1997)						
No.120	Sep-97							
No.121	Dec-97							
No.122	Mar-98	白波瀬佐和子 (1998~2002)	山本 克也 (1998~2002)	磯崎 修夫 (1997~1998)	山田 篤裕 (1997~1998)			
No.123	Jun-98							
No.124	Sep-98					増淵 勝彦 (1998~2000)		

注：各号掲載幹事名をもとに作成。No.53以前は幹事名の掲載がない。
No.118~国立社会保障・人口問題研究所 刊行

No.	刊行時期	編集幹事									
No.125	Dec-98	白波瀬佐和子 (1998～2002)	後藤 玲子 (1995～2000)	山本 克也 (1998～2002)	磯崎 修夫 (1997～1998)	山田 篤裕 (1997～1998)	阿部 彩 (1999～2009)				
No.126	Mar-99				金子 能宏 (2001～2003)	小林 信彦 (2001～2002)		山田 篤裕 (2001)	増淵 勝彦 (1998～2000)		
No.127	Jun-99										
No.128	Sep-99										
No.129	Dec-99										
No.130	Mar-00										
No.131	Jun-00										
No.132	Sep-00		阿萬 哲也 (2003～2004)		宮里 尚三 (2004)	佐藤 格 (2005～2006)		上枝 朱美 (2001～2002)			
No.133	Dec-00										
No.134	Mar-01										
No.135	Jun-01		米山 正敏 (2004～2009)		川越 雅弘 (2005～2009)	山本 克也 (2004～2009)		菊地 英明 (2003～2008)			
No.136	Sep-01										
No.137	Dec-01										
No.138	Mar-02										
No.139	Jun-02										
No.140	Sep-02										
No.141	Dec-02										
No.142	Mar-03										
No.143	Jun-03										
No.144	Sep-03										
No.145	Dec-03										
No.146	Mar-04	深尾 信吾 (2010～2011)		酒井 正 (2010～2013)			泉田 信行 (2010～2014)		竹沢 純子 (2008～)	白瀬由美香 (2009～2013)	暮石 渉 (2010～2013)
No.147	Jun-04										
No.148	Sep-04										
No.149	Dec-04										
No.150	Mar-05										
No.151	Jun-05										
No.152	Sep-05										
No.153	Dec-05										
No.154	Mar-06										
No.155	Jun-06										
No.156	Sep-06										
No.157	Dec-06										
No.158	Mar-07		西森 和寛 (2013～2014)								
No.159	Jun-07										
No.160	Sep-07										
No.161	Dec-07										
No.162	Mar-08										
No.163	Jun-08										
No.164	Sep-08										
No.165	Dec-08										
No.166	Mar-09										
No.167	Jun-09										
No.168	Sep-09										
No.169	Dec-09										
No.170	Mar-10	藤間 公太 (2015～)									
No.171	Jun-10										
No.172	Sep-10										
No.173	Dec-10										
No.174	Mar-11										
No.175	Jun-11										
No.176	Sep-11										
No.177	Dec-11										
No.178	Mar-12										
No.179	Jun-12										
No.180	Sep-12										
No.181	Dec-12										
No.182	Mar-13										
No.183	Jun-13										
No.184	Sep-13										
No.185	Dec-13										
No.186	Mar-14										
No.187	Jun-14										
No.188	Sep-14										
No.189	Dec-14										
No.190	Mar-15	安藤 道人 (2014～)					暮石 渉 (2014～)				
No.191	Jun-15										
No.192	Sep-15										
No.193	Feb-16										

『社会保障研究』執筆要領

1. 原稿の書式

原稿はA4版用紙に横書き（40字×36行）とし、各ページに通し番号をふってください。

2. 原稿の分量

原稿の分量は、本文・図表・注釈・参考文献を含めて、それぞれ以下を上限とします。なお、図表1つにつき200字に換算するものとします。

- (1) 論文：20,000字 (4) 社会保障判例研究：12,000字
(2) 動向・資料：12,000字 (5) 書評：6,000字
(3) 情報：3,000字

3. 原稿の構成

1) 表題

和文表題とともに英文表題を記載してください。

2) 見出し等

本文は、必要に応じて節、小見出しなどに分けてください。その場合、I II III … → 123… → (1) (2) (3) … → ① ② ③ …の順に区分し、見出しを付けてください。なお、本文中に語や箇条書きの文などを列挙する場合は、見出しと重複しないよう、(a) (b) (c) または・などを使用してください。

3) 抄録・キーワード

「論文」、「動向・資料」については、和文400字程度、英文250語程度で抄録を作成してください。また、和文、英文各5語以内でキーワードを設定してください。

4) 注釈

注釈は脚注とし、注釈を付す箇所に上付きで1) 2) …の注釈番号を挿入してください。注釈番号は論文末までの通し番号としてください。

5) 参考文献

参考文献は、論文の末尾に列挙してください。表記の方法は下記を参考にしてください。

京極高宣（2009）「社会保障財源と国民負担率」、国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源の制度分析』、東京大学出版会。

西村周三（2014）「都市部の人口高齢化と住宅政策」、『季刊社会保障研究』、Vol.27, No.2, pp.263-272。

森田 朗（2014）『会議の政治学Ⅱ』、慈学社出版。

Finkelstein, Amy and Kathleen McGarry (2006) "Multiple Dimensions of Private Information: Evidence from the Long-Term Care Insurance Market." *American Economic Review*, Vol. 96, No. 4, pp. 938-958.

Gornick, Janet C. (2010) "Limiting Working Time and Supporting Flexibility for Employees: Public Policy: Lessons from Europe." In Kathleen Christensen and Barbara Schneider eds., *Workplace Flexibility: Realigning 20th Century Jobs to 21st Century Workers*, Cornell University Press, pp. 223-244.

Le Grand, Julian (2003), *Motivation, Agency, and Public Policy: Of Knights and Knaves, Pawns and Queens*, Oxford University Press.

インターネットのサイトを引用する場合は、そのページのタイトル、URL、および最終確認日を明記してください。

United Nations Development Programme (2010) Human Development Report 2010, <http://hdr.undp.org/en/reports/global/hdr2010/> (2010年10月5日最終確認)

4. 引用方法

本文または注釈において、ほかの文献の記述を引用する、または、参照する場合は、その出典を以下のように引用文の末尾に亀甲括弧で明記してください。この場合、当該引用文献を論文末尾に参考文献として必ず挙げてください。

(例) … [森田 (2014), p.45] … [Gornick (2010), p.223]

… [西村 (2014), pp.263-264] … [Le Grand (2003), pp.310-311]

ただし、本文中における、ほかの文献の引用または参照について、その出典を注釈で示す場合は、亀甲括弧は必要ありません。

(例) 1) 森田 (2014), p.45

また、注釈などで、参考文献として列挙しない文献を挙げる場合は、上記の参考文献の表記に準じてその著者名、著書・論文名、頁などを記載してください。

(例) 1) 森田朗 (2014)『会議の政治学Ⅱ』慈学社出版, p.45。

5. 表記

1) 年号

原則として西暦を用いてください。元号が必要な場合は西暦の後に括弧書きで挿入してください。ただし、元号を用いることが慣例となっている場合はその限りではありません。

2) 敬称

敬称は略してください。

(例) 西村周三教授は→西村は 京極氏は→京極は

6. 図表

図表にはそれぞれ通し番号および表題を付け（例参照）、出所がある場合は必ず明記してください。図表を別ファイルで作成した場合などは、論文中に各図表の挿入箇所を指定してください。

(例) <表1> 受給者数の変化 <図1> 社会保障支出の変化

7. 倫理的配慮

原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記してください。また、記述においてプライバシー侵害がなされないように細心の注意をはらってください。

8. 利益相反

利益相反の可能性がある場合は書面で報告して下さい。なお、利益相反に関しては厚生労働省指針（「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」）を参照してください。

9. 原稿の提出方法など

1) 原稿の提出方法

投稿論文を除き、本誌掲載用の原稿は原則としてデータファイルを電子メールに添付する方法で提出してください。ファイル容量などの理由により、電子メールに添付する方法での提出が困難な場合は、CD-Rなどの媒体に記録の上、郵送で提出してください。また、当方で受信したファイルの読み込みができない、あるいは、特殊文字の認識ができないなどの場合には、紙媒体による原稿の提出をお願いすることがありますので、その際にはご協力ください。原稿のデータファイルが存在しない場合は、紙媒体の原稿を郵送にて提出してください。

2) 図表について

図表を別ファイルで作成している場合は、当該図表ファイルも提出してください。提出方法は、原稿の提出方法と同様です。データファイルが無い場合は、図表を記載した紙媒体の資料を郵送してください。

3) 投稿論文の提出方法

投稿論文の提出については、『社会保障研究』投稿規程に従って下さい。審査を経て採用が決定した場合には、前2項に従って当該論文のデータファイルを提出していただくことになります。

海外社会保障研究

バックナンバー

- 第193号 2016年2月発行……特集：福祉国家の多様性：比較福祉レジーム論の射程
〔季刊社会保障研究とのコラボ企画〕
- 第192号 2015年9月発行……特集：予防接種の国際比較
- 第191号 2015年6月発行……特集：ロシアの社会保障
- 第190号 2015年3月発行……特集：認知症対策の国際比較
- 第189号 2014年12月発行……特集：中国の社会保障
- 第188号 2014年9月発行……特集：大規模災害と社会保障Ⅱ
- 第187号 2014年6月発行……特集：大規模災害と社会保障Ⅰ
- 第186号 2014年3月発行……特集：ドイツの社会保障：メルケル政権下の社会保障
- 第185号 2013年12月発行……特集：貧困・格差を総合的、継続的に把握する指標の開発と活用
—数値目標化とモニタリングのしくみ—
- 第184号 2013年9月発行……特集：介護者支援の国際比較：要介護者と家族を支える取り組みの多様性
- 第183号 2013年6月発行……特集：グローバル景気後退と各国の失業者支援政策
- 第182号 2013年3月発行……特集：精神障害者地域生活支援の国際比較
- 第181号 2012年12月発行……特集：公的年金の支給開始年齢の引き上げと高齢者の所得保障
- 第180号 2012年9月発行……特集：海外の社会保障制度における国と地方の関係
- 第179号 2012年6月発行……特集：社会保障における財源論—税と社会保険料の役割分担—
- 第178号 2012年3月発行……特集：スウェーデンの社会保障—グローバル化経済の中での苦悩と挑戦—
- 第177号 2011年12月発行……特集：貧困への視座と対策のフロンティア

『社会保障研究』投稿規程

1. 本誌は、国内外の社会保障およびその関連領域に関する理論的・実証的研究、国内外の社会保障制度改革の動向などを迅速かつ的確に収録することを目的とします。
2. 投稿は、「論文」、「動向・資料」および「社会保障判例研究」の3種類とし、いずれかを選択して下さい。なお、「論文」、「動向・資料」はおおむね以下のようなものとします。
「論文」：独創的かつ政策的有用性に優れた社会保障に関する研究論文
「動向・資料」：政策的有用性に優れた社会保障に関する研究論文、資料（独創性は問わない）であり、おおむね以下のようなものとします。
 - 1) 独創性や政策的有用性は「論文」に及ばないが、今後の発展が期待できる研究論文
 - 2) 政策的有用性に優れた社会保障に関する調査・分析に関する報告
 - 3) 国内外における社会保障の政策動向に関する考察投稿者の学問分野は問いませんが、本誌に投稿する論文等は、いずれも未投稿・未発表のものに限ります。
3. 投稿者は、投稿申込書とともに審査用原稿（PDFファイル）を電子メールにて送付して下さい。投稿申込書は研究所ウェブサイトよりダウンロードし、各欄に必要な事項を記入してください。なお、投稿論文の審査は執筆者名を伏せて行いますので、審査用原稿には執筆者が特定できる情報を記入しないでください。電子メールによる送付が難しい場合には、投稿申込書1部、審査用原稿4部を、郵送して下さい。
4. 採否については、編集委員会が指名したレフェリーの意見に基づき、編集委員会において決定します。ただし、研究テーマが本誌の趣旨に合致しない、あるいは学術論文としての体裁が整っていない場合など、審査の対象外とする場合もあります。採用するものについては、レフェリーのコメントに基づき、投稿者に一部修正を求めることがあります。なお、原稿は採否に関わらず返却致しません。また、本誌において一度不採用とされた論文等の再投稿は受理しません。再投稿に当たるとどうかの判断は編集委員会が行います。
5. 原稿執筆の様式は『社会保障研究』執筆要領に従って下さい。
6. 掲載された論文等は、他の雑誌もしくは書籍または電子媒体等に収録する場合には、国立社会保障・人口問題研究所の許諾を受けることを必要とします。なお、掲載号の刊行後に、国立社会保障・人口問題研究所ホームページで論文等の全文を公開します。
7. 原稿の送り先・連絡先
電子メールによる提出：e-mail: kikanshi@ipss.go.jp
郵送による提出：〒100-0011
東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル6階
国立社会保障・人口問題研究所 総務課業務係
電話 03-3595-2984 Fax: 03-3591-4816

研究の窓

グローバル化時代の歴史観の構築

—『三つの世界』以前と次の四半世紀……………菅 沼 隆

特集

「ポスト三つの世界」における3つの政策……………埋 橋 孝 文

移民レジームが提起する問題

：アジア諸国における家事労働者と結婚移民……………安 里 和 晃

福祉国家の目標をめぐる今日的議論

：現代シティズンシップ論からの示唆……………坪 洋 一

ケアの社会化・ジェンダー平等化と福祉国家

—スウェーデンの歴史から何を学ぶか—……………今 井 小 の 実

年金制度改革における政治的言説、新しい政策アイデアの役割

—現代福祉国家論のサーチフロンティアとしての—討論—…鎮 目 真 人

韓国における生活保障システムの展開過程と改革の方向性……………洪 垌 駿

投稿（論文）

同居率減少という誤解

—チャイルドレス高齢者の増加と介護問題—

……………中 村 二 朗・菅 原 慎 矢

投稿（研究ノート）

乳幼児医療費助成制度におけるヤードスティック競争

……………足 立 泰 美・齋 藤 仁

介護給付水準の保険者間相互参照行動

—裁量権の違いに着目して—……………松 岡 佑 和

動向

2013（平成25）年度 社会保障費用—概要と解説—

……………国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト

判例研究

社会保障法判例……………小 西 啓 文

書評

菊池馨実『社会保障法』……………稲 森 公 嘉

佐藤博樹・武石恵美子『ワークライフ・バランス支援の課題

人材多様化時代における企業の対応』……………西 村 幸 満

編集後記

本号を最後に、本誌『海外社会保障研究』はもう一つの機関誌である『季刊社会保障研究』と統合して新雑誌『社会保障研究』に生まれ変わる。今回の特集を含め、これまで『海外』では、海外の社会保障制度・政策の様々な側面を取り上げ、当該分野の代表的研究者に執筆して頂いてきた。最終号では、『季刊』との合同企画として、非西欧諸国における福祉国家研究を取り上げた。合同企画として『季刊』と『海外』を合わせてお読み頂きながら、新雑誌における両者のシナジー効果を期待して頂きたい。

(M.A.)

編集委員長

森田 朗 (国立社会保障・人口問題研究所長)

編集委員

金子 隆一 (国立社会保障・人口問題研究所・副所長)

宮田 智 (同研究所・政策研究調整官)

小野 太一 (同研究所・企画部長)

林 玲子 (同研究所・国際関係部長)

勝又 幸子 (同研究所・情報調査分析部長)

川越 雅弘 (同研究所・社会保障基礎理論研究部長)

泉田 信行 (同研究所・社会保障応用分析研究部長)

金子 能宏 (同研究所・政策研究連携担当参与)

編集幹事

竹沢 純子 (同研究所・企画部第3室長)

小島 克久 (同研究所・国際関係部第2室長)

暮石 渉 (同研究所・社会保障応用分析研究部第4室長)

藤間 公太 (同研究所・社会保障応用分析研究部研究員)

安藤 道人 (同研究所・社会保障基礎理論研究部研究員)

海外社会保障研究 No. 193

平成 28 年 2 月 25 日 発 行

編 集

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

電話 03-3595-2984

<http://www.ipss.go.jp>

印 刷

日本印刷株式会社

〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-41-24

Tel: 03-5911-8660

ISSN 1344-3062

●本誌に掲載されている個人名による論文等の内容は、すべて執筆者の個人的見解であり、国立社会保障・人口問題研究所の見解を示すものではありません。

THE REVIEW OF COMPARATIVE SOCIAL SECURITY RESEARCH (KAIGAI SHAKAI HOSHO KENKYU)

Winter 2016 No.193

Special Issue: The Diversity of Welfare States --The Scope of Comparative Welfare Regime Research	
Foreword.....	Junko Kato
Welfare Regimes in East Asia : The Case of South Korea	Sung-won Kim
Welfare Regimes in Central and Eastern Europe: A Hungarian Case.....	Tsuyoshi Yanagihara
Mexico's Welfare System : New Social Assistance Policies and Social Rights	Keiko Hata
The State and Welfare in Southeast Asia : The Case of Thailand	Masato Kawamori

Article

Long-Term Care Funding Reform in England	Yoshinori Ito
--	---------------

Research Note

Discussion of Realities of Legitimate Accommodation Regarding the Education in South Korea Focusing on the Differences Between Legitimate Accommodation and Reasonable Accommodation-	Sunok Kim
---	-----------

Report and Statistics

Overview of International Comparison Using OECD Social Expenditure —Recent Trend of Social Expenditure and Improving Data Source of Health Social Expenditure—	National Institute of Population and Social Security Research Project Team for Financial Statistics on Social Security
--	---

Index

Index of the Review of Comparative Social Security Research (No.101~No.193)	National Institute of Population and Social Security Research
--	---

Document

Document of the Review of Comparative Social Security Research	National Institute of Population and Social Security Research
---	---
